

ISSN 2432-6240

2019年6月発行(年2回発行)

敬心・研究ジャーナル

Keishin Journal of Life and Health

第3巻 第1号

2019

人に、社会に、輝きを。
敬心学園



目 次

総 説

- 危険な次亜塩素酸ナトリウムと適切な消毒 大谷 修 1

原著論文

- 神道系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色
— 全国神社保育団体連合会の九州ブロックにおける加盟園を事例として —
..... 安部高太朗・吉田 直哉・鈴木 康弘 9

原著論文

- 姿勢が最大発声時の呼吸補助筋の筋活動に及ぼす影響
..... 小田原 守・大塚 裕一・宮本 恵美・古閑 公治・久保 高明・船越 和美 21

原著論文

- 介護療養型医療施設における誤嚥性肺炎発症の関連因子の検討
..... 郡山 大介・大塚 裕一・飯山 準一 27

原著論文

- 介護福祉士養成課程を持つ専門学校における学生の学習継続の困難に関する調査研究
..... 松永 繁 35

原著論文

- 立憲主義国家における国際人権保障の可能性
— ビジネスと人権に関する指導原則の実施をめぐる — 山口 明子 45

事例報告

- 巨大企業による認知症者家族への損害賠償請求
— 後見人なしで模索してきた介護の逆転判決 — 梶原 洋生 57

評 論

- 「大野君と杉山君」をもう一度
— さくらももこ氏の追悼に寄せて — 水引 貴子・歌川 光一 63

研究ノート

- 保育者をめざす学生のための教育マネジメント論
— 「教育経営」講義ノート（3） — 吉田 直哉 67

研究ノート

- 鍼灸師専門学校における暗記科目の成績を向上させる授業方法の研究
— 運動が暗記科目のテスト得点に及ぼす影響についての先行研究を踏まえて — 稲垣 元 77

研究ノート

- 正倉院薬物を取り巻く世界 — 最終回 — 鳥越 泰義 81

研究ノート

- 即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性
— 肩編プログラム実施者の数値評価スケール（Numerical Rating Scale）に焦点をあてて（その2） —
..... 包國 友幸 91

研究ノート

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究1」
— 介護助手に焦点をあてて — …… 吉田 志保・半田 仁・小林 桂子・齊藤美由紀・川廷 宗之 99

研究ノート

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究2」
～業務分析評価方法に焦点をあてて～
…………… 半田 仁・吉田 志保・小林 桂子・齊藤美由紀・川廷 宗之 107

研究ノート

カトリック系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色
— 日本カトリック幼児教育連盟の横浜教区（神奈川・山梨・長野・静岡）に着目して —
…………… 鈴木 康弘・吉田 直哉・安部高太朗 115

研究ノート

刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究 — 序論 —
…………… 島谷 綾郁 125

研究ノート

「介護」業務の社会経済的意義 …… 川廷 宗之 135

敬心・研究プロジェクト成果報告

高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討・第2報 …… 町田 志樹 141

敬心・研究プロジェクト成果報告

中途退学防止のための Hyper-QU の活用
～学生のいい学びを目指して～ …… 土手 延恭・甲斐みどり・高橋 豊・高林 礼子 143

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程…………… 149

『敬心・研究ジャーナル』投稿要領 …… 151

『敬心・研究ジャーナル』投稿原稿チェックリスト（原稿添付用）…………… 153

『敬心・研究ジャーナル』執筆要領 …… 154

研究倫理専門委員会規程…………… 156

職業教育研究開発センター研究倫理規程…………… 158

研究計画等審査申請書（人を対象とする研究）…………… 159

研究に関する事前チェックシート…………… 164

編集後記…………… 165

執筆者連絡先一覧…………… 166

危険な次亜塩素酸ナトリウムと適切な消毒

大 谷 修

国立大学法人 富山大学名誉教授
学校法人 敬心学園 日本福祉教育専門学校校長

Hazardous Sodium Hypochlorite and Proper Disinfection

Osamu Ohtani

Professor Emeritus, University of Toyama
President of Japan Welfare Education College

Abstract : Chlorine compounds for disinfection and bleaching frequently induce health hazards. Sodium hypochlorite undergoes hydrolysis in water to produce hypochlorous acid, which exerts an antiseptic effect. Hypochlorous acid also erodes metal waste pipes. When mixed with hydrochloric acid used for toilet cleaning or other acidic detergents, hypochlorous acid produces toxic chlorine gas, inhalation of which causes severe respiratory impairments such as pulmonary edema. In order to prevent infection of *Legionella pneumophila*, sodium hypochlorite may be dissolved in hot-spring water. However, hypochlorous acids react with nitrogen compounds to produce chloramine, which shows little antiseptic effect. Entering chlorinated swimming pools increases the risk of developing asthma and exacerbates allergic diseases. In order to prevent infection of noroviruses, the predominant cause of gastroenteritis outbreaks, it is important to refrain from eating raw foods such as oysters, to exclude infected persons from cooking and putting meals on the table, and to wipe contaminated toilets, door knobs, handrails, and wall switches with a sodium hypochlorite water solution. Vomitous matter and stools should be removed first, and then the floor should be wiped with a paper towel soaked in sodium hypochlorite water solution. Spraying with the solution is not recommended because inhalation of spray from aerosols containing sodium hypochlorite can cause impairment of health. Good hand hygiene is the most important action for preventing norovirus infection. As norovirus shows resistance to alcohol, frequent washing with soap and running water for a minimum of 20 seconds is the most effective method of maintaining good hand hygiene.

Key Words : sodium hypochlorite, chlorine, pulmonary edema, *Legionella*, hot-spring water, chloramine, swimming pool, asthma, allergic disease, norovirus, hand hygiene

要旨 : 消毒や漂白のために用いられる塩素系製剤はしばしば健康被害をもたらす。塩素系製剤である次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）は水溶液中で加水分解して次亜塩素酸を生じる。この次亜塩素酸が殺菌効果を発揮する。次亜塩素酸は排水管などの金属を腐食させる。次亜塩素酸ナトリウムはトイレ掃除に使う塩酸や酸性洗剤と反応して有毒な塩素ガスを生じる。塩素ガスを吸引すると、肺水腫などの重篤な呼吸器障害を生じる。レジオネラ感染を予防する目的で温泉水に次亜塩素酸ナトリウムを加えても窒素化合物と反応してクロラミンを生じるので殺菌効果が小さい。塩素処理したスイミングプールにおいても喘息等を発症するリスクが高まり、アレルギー疾患を増悪する。急性胃腸炎を起こすノロウイルス感染を防ぐには、牡蠣などの生食を避けること、感染者に調理や給仕をさせないこと、およびトイレ、ドアノブ、手すり、壁面スイッチなどを適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含んだペーパータオルで拭くことが重要である。吐物や便は、まず拭き取ってから、床面を次亜塩

素酸ナトリウム水溶液を含んだペーパータオルで拭く。次亜塩素酸ナトリウム水溶液をスプレー等で噴射するのは次亜塩素酸を含んだエアロゾルを吸引するので健康被害をもたらす恐れがあり危険である。感染防止で最も重要なのは手指衛生を保つことである。ノロウイルスはアルコール抵抗性を示すので、頻回に石鹸と流水で少なくとも20秒間手を洗うことが重要である。

キーワード：次亜塩素酸ナトリウム、塩素、肺水腫、レジオネラ、温泉水、クロラミン、スイミングプール、喘息、アレルギー疾患、ノロウイルス、手指衛生

はじめに

1980年代の中頃、ある町内会で異臭騒動が起きた。町内会長の依頼で戸別訪問して調査したところ、ある家庭から次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）の激しい臭いが発生していることが判明した。聞き取りの結果、妻は夫の血液の付着した白衣をバケツに溶かしたハイターと洗剤で洗っていたことが判明した。近隣住民の迷惑になるので、ハイターの使用中止を申し入れたが聞き入れられなかった。やがて彼女は体調をくずし、母親が来て同様の方法で洗濯していた。しばらく後の夜、母親は胸苦しさを訴え、搬送中の救急車上で口から泡を吹いて死亡した。病理解剖はされていない。死亡診断書には「急性心不全」と記載されていたとのことである。死因が解明されることはなかったが、死亡時の状況から肺水腫を起こしていたことは間違いなく、ハイターを洗剤に混ぜることによって発生した塩素ガスを吸入したために、肺水腫が起こり死亡したものと考えられる。

1987年12月、徳島県海南町で、浴室を清掃する際に、酸性タイプの洗浄剤と塩素系製品を混ぜたために発生した塩素ガスが原因と思われる死亡事故が起きた¹⁾。1989年には長野県で、塩素ガスによる可能性が高い死亡事故が起こっている¹⁾。一般家庭のバス、トイレの清掃中に死亡事故が起こるケースは少なくない。

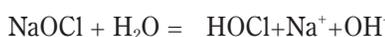
本稿は、塩素系製剤による健康被害に関する著者自身の経験と文献調査をもとに以下の事項について述べ、正しい消毒法を提示する。

- (1) 次亜塩素酸ナトリウムは水溶液中で次亜塩素酸になって殺菌効果を発揮する。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウムは酸と反応して猛毒の塩酸を発生する。
- (3) 急性塩素ガス中毒による肺水腫を起こした症例
- (4) 肺水腫は過剰な液体が肺に貯留した状態である。

- (5) 水を介して感染するレジオネラ
- (6) 温泉水を次亜塩素酸で殺菌する愚行
- (7) 塩素処理したスイミングプールにおける健康障害
- (8) ノロウイルスによる急性胃腸炎
- (9) ノロウイルスの感染防止と消毒
- (10) 感染防止のための正しい手洗いの仕方

(1) 次亜塩素酸ナトリウムは水溶液中で次亜塩素酸になって殺菌効果を発揮する²⁾

「塩素系洗剤」の主成分は、次亜塩素酸ナトリウム(NaOCl) (ハイター) である。この物質は、加水分解によって次亜塩素酸(HOCl)になる。

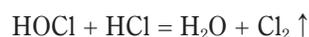


次亜塩素酸ナトリウム + 水 = 次亜塩素酸 + トリウムイオン + 水酸化イオン

したがって、塩素系製剤中の「塩素」は水溶液中で次亜塩素酸の形で存在している。この次亜塩素酸は、非常に酸化力が強く、漂白・殺菌に威力を発揮する。したがって、希釈することなく、原液で次亜塩素酸ナトリウムを漂白・殺菌の目的で使用することは効果が小さい。

(2) 次亜塩素酸ナトリウムは酸と反応して猛毒の塩酸を発生する

次亜塩素酸に塩酸を混ぜると、塩素ガス(Cl₂)を発生する^{2,3)}。



次亜塩素酸 + 塩酸 = 水 + 塩素 ↑

次亜塩素酸は、塩酸以外でも、酢酸や酸性の洗剤

など pH を低下させる働きのある物質の存在下においても塩素ガスを発生する。発生した塩素ガスは、眼、皮膚を腐食させ、全身の血管障害をもたらし、心筋の収縮能を低下させる⁴⁾。濃度が高いと冒頭に記したように死に至る健康被害をもたらす。また、次亜塩素酸は金属を腐食するので、金属の排水管の清掃のために用いると管が腐食してボロボロになり水漏れの原因となる。

塩素は人類初の本格的な化学兵器として第1次世界大戦の時ドイツ軍によって使用された。その時のドイツ軍化学兵器部隊司令官フリッツ・ハーバーは後年(1918年)ノーベル化学賞を受賞した⁵⁾。今日、塩素はプラスチック製造、廃棄物処理、水の処理、製薬等広範に使用されている。工場における塩素の漏洩事故のほか、冒頭に記したように、洗濯やトイレ掃除などで次亜塩素酸ナトリウムを酸性の洗剤や、塩酸と混ぜたために発生した塩素ガスによる事故も少なくない。特にトイレ掃除ではしばしば塩酸とハイターを使用するので、大量の塩素を発生する恐れがあり危険である。

塩素を吸引すると呼吸器の障害、皮膚の刺激、目や呼吸器の粘膜を刺激して咳や嘔吐を催し、重篤な場合には急性呼吸窮迫症候群 (ARDS) で死に至る場合もある^{4, 6, 7)}。呼吸器の障害には肺水腫、拘束性肺疾患、閉塞性肺疾患、反応性気道機能不全症候群 (RAD) などが含まれる⁷⁻⁹⁾。塩素ガスによる脳、肝臓、心臓を標的とした全身性の傷害、具体的には脳白質の出血、高トランスアミラーゼ血症、心肥大なども報告されている¹⁰⁻¹²⁾。

塩素の気中許容濃度は0.5ppm : 1.5mg/m³ (最大許容濃度) である。東京消防庁の危険物データブックによると、塩素による曝露濃度と症状の関係は以下のとおりである¹³⁾。

0.1~0.2ppm : 臭気を感じる。

0.2~3.5ppm : 臭いを感じるが耐性が生じる。

1 ppm : かなり刺激臭が強くなる。

3 ~ 6 ppm : 目、鼻、喉に刺激、頭痛を来たす。

14~21ppm : 0.5~1時間暴露すると生命が危険になる。

40~60ppm : 短時間で生命が危険になる。

100ppm : 1分間以上耐えられない。

430ppm : 30分以上で致命的となる。

900ppm : 即死する。

強い刺激臭を感じる時には既に許容濃度を越えていることに注意すべきである。また、嗅覚には個人差があるので、臭いを感じたときの塩素濃度は上記よりも高いこともあるので、注意を要する。

(3) 急性塩素ガス中毒による肺水腫を起こした症例¹⁴⁾

塩素を扱う作業場で急性塩素ガス中毒により肺水腫を発症した症例を紹介する。症例は54歳男性。主訴は呼吸困難。塩素を扱う工場で、バルブが壊れ、塩素が漏れだした。直ちに近くの人に退去を命じたが、患者は一息ガスを吸入してしまい、咽頭痛、咳、眼痛、流涙、呼吸困難が生じた。12時間様子をみていたが、呼吸困難が増悪したため来院、即入院となった。入院時、脈拍100/分、血圧154/94mmHg、口唇チアノーゼと眼瞼結膜充血を認め、右肺下部に湿性ラ音を聴取した。右乳頭腺上で肝臓を2横指触知した。入院時検査は、顕微鏡的血尿、白血球増多症を認めた。BUN 63.6mg/dL (基準値9~20mg/dL)、クレアチニン2.4mg/dL (基準値0.7~1.2mg/dL)、カリウム5.6 mEq/L (基準値3.6~5.0mEq/L) と高値を示した。胸部X線写真で右肺にうっ血像を認めた。血液ガス検査は動脈血酸素分圧53.8mmHg (基準値80~100mmHg) で低酸素血症を示した。経鼻カテーテルで酸素1L/分投与した。入院8日目には症状が改善し、酸素投与を中止した。肝・胆道系酵素、BUN、肺機能も改善した。

(4) 肺水腫は過剰な液体が肺に貯留した状態である¹⁵⁾

肺水腫とは過剰な液体が肺胞に貯留して呼吸困難になる状態である。心疾患が原因で起こる心原性肺水腫と非心原性肺水腫がある。心原性肺水腫は、心不全・虚血性心疾患・心臓弁膜症・重症高血圧症など、ほぼすべての心疾患が原因で生じる。なかでも左心不全が悪化した場合は、多くの場合、肺水腫が起きる。左心室の機能が低下して、全身へ血液を送る力が弱くなると、それより手前の肺静脈に血液がうっ滞するために肺胞内へ水分が漏出して肺水腫を引き起こす。

非心原性肺水腫の主な原因は肺炎・敗血症・重症

外傷などであるが、高山病や、肺塞栓症、塩素ガス等の有毒ガスの吸入などによっても引き起こされる。薬剤による全身性のアレルギーによるむくみに伴う一症状として、肺水腫を発症することもある。

肺水腫の症状は息切れ、喘鳴（呼吸時に発するヒューヒュー、ゼーゼーという音）、咳、痰（ピンク色で泡を多く含んだ痰が特徴的）、呼吸困難などである¹⁶⁾。横になると呼吸が苦しくなるという自覚もあるため、座った体勢を好む（起座呼吸）¹⁶⁾。また夜間就寝中に呼吸困難が強く現れる（発作性夜間呼吸困難）こともある¹⁶⁾。進行すると、呼吸不全、チアノーゼ、ショック状態になり、死亡することもある¹⁴⁾。肺水腫は生命の危機にかかわる疾患であり、迅速な診断と高度な処置が行える医療機関で、一刻も早く治療を行うことが大切である¹⁶⁾。

肺水腫になると聴診で水泡音（湿性ラ音ともいい、水がブツブツというような音）が聞こえるようになる¹⁷⁾。胸部X線写真において、心陰影の拡大や両側肺野の血管陰影増強がみられる。動脈血ガス分析により低酸素血症が示される¹⁶⁾。

(5) 水を介して感染するレジオネラ

温泉や公衆浴場において、あるいは空調設備の循環水を介してレジオネラによる重篤な肺炎が集団発生することがある。1976年ペンシルベニア州米国在郷軍人会の大会の際、参加者と周辺住民が原因不明の肺炎に罹患し、多数の死者が出た。肺から起炎菌である新種のグラム陰性桿菌が分離された¹⁸⁾。在郷軍人 (legionnaire) にちなんで *Legionella pneumophila* と名付けられた。種形容詞の pneumophila は、ギリシャ語で肺 (pneumōn) を好む (-phil) を意味する。

レジオネラは環境中に普通に存在する菌であり、通常では感染症を引き起こすことは少ない。高齢者、喫煙者、慢性肺疾患のある人、免疫力の弱い人または臓器移植後などで免疫力を弱める薬品を投与されている人、がんのある人、糖尿病・腎不全・肝不全などの基礎疾患のある人などは、レジオネラ肺炎に罹患しやすい¹⁸⁾。

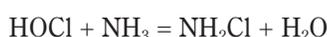
水を利用する際に発生する微小な水滴（エアロゾル）を介してレジオネラ菌がヒトに感染する。レジオネラ肺炎は非定型肺炎のひとつで、咳、息切れ、高熱、筋肉の痛み、頭痛などの症状を示す¹⁸⁾。吐き

気、嘔吐、下痢を伴うこともある。これらの症状は曝露後2日から10日後に現れる¹⁸⁾。

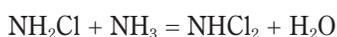
(6) 温泉水を次亜塩素酸で殺菌する愚行¹⁹⁾

浴槽などの表面に形成されるバイオフィームに付着して生活しているアメーバにレジオネラが寄生しているため、循環式の濾過処理設備から逃れて増殖することができる。レジオネラ単独でもバイオフィームを形成する。バイオフィームの存在と、アメーバの細胞内に寄生していることのために、消毒薬がレジオネラに直接到達しにくく、消毒薬の効果が妨げられる。さらに、アメーバの中には、生育環境が悪化するとシスト（嚢子）という耐久型の構造を形成するものがあり、この状態では熱や消毒薬に対する抵抗性が増加して、内部のレジオネラが保護されるため、完全な除菌が難しくなる。

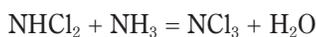
温泉水を殺菌するために、次亜塩素酸ナトリウムを風呂に入れると、汗に含まれるアンモニアや尿素などの窒素化合物 (N) と次亜塩素酸が結合してクロラミンになり殺菌効力は100分の1になる（表1）。



次亜塩素酸 + アンモニア = モノクロラミン + 水



モノクロラミン + アンモニア = ジクロラミン + 水



ジクロラミン + アンモニア = トリクロラミン + 水

表1 バクテリアに対する殺菌効力¹⁹⁾

1000	次亜臭素酸／次亜塩素酸
100	次亜臭素酸塩／次亜塩素酸塩
10	クロラミン

我が国の温泉水のほとんどはアルカリ性である。次亜塩素酸のまま存在できたとしても、温泉のPHがアルカリ域の場合、その殺菌効力は著しく低下する。さらに、次亜塩素酸のみでの殺菌は、塩素耐性菌を生じるようになる。結局、次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌効果を発揮させるためには、投入量を増やさなければならなくなる。しかし、アンモニア

等の窒素化合物と次亜塩素酸とのバランスが崩れ、塩素リッチになりすぎると、モノクロアミンではなく、ジクロアミンやトリクロアミンとなり人間への「皮膚刺激性」「塩素臭」が上昇する。湯治のために温泉につかるつもりが「塩素風呂」¹⁹⁾につかって、皮膚や呼吸器を障害してしまうことになる。レジオネラ感染を防ぐためには、何よりもバスタブや温泉の浴槽はよく洗うことが重要である。

(7) 塩素処理したスイミングプールにおける健康障害

アトピーのある若者が塩素処理したプールで水泳をすると、喘息、枯草熱、アレルギー性鼻炎等を発症するリスクが高まり^{20, 21)}、アレルギー疾患を増悪する^{22, 23)}。水泳選手が気道過敏性 (respiratory hyperresponsiveness; AHR) を示すことは繰り返し報告されている²⁴⁾。実際、富山大学医学科の高度にアトピー様の皮膚障害を示していた数名の水泳部の学生に、プールでの水泳を中止するよう指導したところ、皮膚症状が改善した。

塩素処理した水を満たしたスイミングプールでは激しい塩素臭 (ハイター臭) がする。これは、次亜塩素酸が汗や垢や尿などの窒素化合物と反応してできたトリクロアミン (NCl_3) の臭いである。水面に浮いているエアゾルに加えて、トリクロアミンが、気道上皮を障害すると考えられている²⁴⁾。

(8) ノロウイルスによる急性胃腸炎²⁵⁾

近年、ノロウイルスによる急性胃腸炎がしばしば流行し、感染防止のための消毒が問題になる。そこで、まず、ノロウイルスとその感染について概観する。ノロウイルスとは1968年 Ohio, Norwalk で発生した胃腸炎から分離され、当初ノロウィーク様ウイルス (Norwalk like virus) と呼ばれた。乳幼児から成人まで幅広い年齢層に胃腸炎を引き起こすウイルスである。年間を通して流行するが、特に冬季の11月から4月頃にかけて流行する。僅か18個のウイルスでも感染するほど、感染力が強く、しばしば集団発生する。

潜伏期12時間から48時間の後、急に、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛の症状が出る。嘔吐または下痢のみのこともある。特別な治療をしなくても1～2日で回復

する。幼児、高齢者、入院患者などでは回復までに4～6日を要する。感染者の30%は無症状である。乳幼児や高齢者では下痢や嘔吐による脱水や窒息に注意を要する。特効薬はなく、整腸剤や嘔気止めなどの対症療法と脱水防止のために水分摂取や補液を行う。下痢を薬剤で止めると治癒が遅れるので、止痢剤 (下痢止め) の投与はしない。感染後4週間は便や吐物にノロウイルスが出るが、ピークは2～5日である。

(9) ノロウイルスの感染防止と消毒²⁵⁾

感染の仕方には、食中毒型と二次感染型がある。食中毒型は、牡蠣などの二枚貝等汚染された食品を生食または十分加熱することなく食べたとき、および感染した人が調理または給仕したために汚染した食品を食べたとき感染する。二次感染型は、感染者の糞便・吐物などから、直接または間接的に、手や環境表面すなわちドアノブ・手すり・壁面スイッチを介した感染である。

食品は、85°C以上1分間の加熱で消毒できる。医療施設の従業員や患者、および食品を扱う人が感染した場合、回復後も48～72時間は勤務させない。ノロウイルスは主に手指を介して感染が拡大するので、トイレを使用した後、調理や食事の前には石鹸と流水で少なくとも20秒間、十分に手洗いを励行することが重要である。

吐物の処理に際しては、まず処理者は感染防止のためにマスク、手袋、ガウンを着用し、ペーパータオル等で吐物をふき取る。吐物に次亜塩素酸ナトリウム水溶液を直接かけても、次亜塩素酸が窒素化合物と結合してクロアミンになるために殺菌効果は著しく低下する。したがって、まず吐物をふき取った後に、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを含ませたペーパータオルで床面を拭く。吐物を拭き取ったペーパータオル等と床面を拭いたペーパータオルをビニール袋に密閉する。ガウン、手袋、マスクを外した後、石鹸と流水で十分に手を洗う。汚染したりネン類は80°Cの温水で10分処理するか、0.02～0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液に30分～60分浸漬して消毒する。トイレ、ドアノブ、手すり、壁面スイッチなどは0.02～0.05%次亜塩素酸ナトリウム液で拭消毒する。すでに述べたように、次亜塩素酸ナト

リウムは水溶液中で加水分解して生じた次亜塩素酸が殺菌効果を発揮するので、次亜塩素酸ナトリウムを適切な濃度に希釈することが重要である。

(10) 感染症防止のための正しい手洗いの仕方^{25, 26)}

ノロウイルスは主に手指を介して感染が拡大するので、手指を清潔に保つことが重要である。ノロウイルスはルコール消毒に抵抗性があるので、擦式アルコール手指消毒は効果が乏しい。吐物や便などの排泄物の処理後、トイレの使用後、調理・配膳・食事の前等には石鹼と流水で十分に手洗いを励行することが重要である。それぞれの処置、作業ごとに手を洗う。図に示す手順で少なくとも20秒間洗う(図)²⁶⁾。



図 手洗いの仕方

①流水で手を濡らす。②石鹼を手掌に取る。③手掌を洗う。④手背を洗う。⑤背側から指間を洗う。⑥掌側から指間を洗う。⑦親指とその周囲を洗う。⑧指尖と爪を洗う。⑨手首もよく洗う。⑩流水で洗い流す。⑪ペーパータオル等で拭く。

おわりに

本論文は、次亜塩素酸ナトリウムによる健康被害と正しい消毒法について以下の通り解説した。(1) 次亜塩素酸ナトリウムは水溶液中で加水分解して次亜塩素酸を生じ、それが殺菌効果を発揮する。(2) 次亜塩素酸ナトリウムに塩酸などの酸を混ぜると有害な塩素ガスを発生する。(3) 塩素ガスを吸入すると肺水腫等の重篤な健康障害をもたらす。(4) 塩素ガスを吸引して肺水腫を起こした症例を提示した。(5) 低濃度の次亜塩素酸ナトリウムでも繰り返し、長期にわたって暴露するとアレルギー性疾患が増悪

する。(6) レジオネラ菌は水を介して感染する。(7) レジオネラ感染防止のために温泉水に次亜塩素酸ナトリウムを溶かすことは有害なクロラミンを発生させ、消毒効果は少ない。(8) ノロウイルスによる急性胃腸炎について解説した。(9) ノロウイルス感染防止のためには、吐物や便を適切に処理すること、感染者も接触するドアノブ、手すり、壁面スイッチなどを適切に消毒すること、および十分な手洗いを励行して手指を清潔に保つことが重要である。(10) 石鹼と流水による正しい手指の洗い方を示した。

本論文がレジオネラ肺炎やノロウイルスによる急性胃腸炎の発生防止に役立つことを期待する。特に、介護・福祉・医療に携わる人は、効果的で、しかも被介護者や患者だけでなく、周囲の人々や自身の健康を害さない消毒法を実施するよう十分注意すべきである。

謝辞

塩素中毒症例¹⁴⁾の提供と本論文の校閲をして頂いた大谷裕子博士(医学)に感謝します。

文献

- 1) 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会: 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準制定日 2003年6月11日(平成15年・II版)
- 2) (株)アビリティジャパン: SANIFA. http://www.sanifa.net/hygiene_calfa_regi4.html
- 3) 化学の質問と疑問: 塩素系洗剤と酸性洗剤を混ぜると、どうして危険? https://www.chemistryquestion.jp/situmon/shitumon_kurashi_kagaku_8_acidbasedetergent.html
- 4) Carlisle M et al.: Chlorine-induced cardiopulmonary injury. *Ann N Y Acad Sci.* 2016 Jun; 1374(1): 159-167. doi: 10.1111/nyas.13091
- 5) 『ウィキペディア (Wikipedia)』: 塩素 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A1%A9%E7%B4%A0>
- 6) Winder C: The toxicology of chlorinate. *Environ Res.* 2001; 85: 105-114.
- 7) Evans RB: Chlorine: state of the art. *Lung* 2005; 183: 151-167.
- 8) White CW: Chlorine gas inhalation. Human clinical evidence of toxicity and experience in animal models. *Proc Am Thorac Soc.* 2010 Jul 1; 7(4): 257-263 doi: 10.1513/pats.201001-008SM
- 9) Massa CB et al: Acute Chlorine Gas Exposure Produces Transient Inflammation and a Progressive Alteration in Surfactant Composition with Accompanying Mechanical Dysfunction. *Toxicol Appl Pharmacol.* 2014; 278(1): 53-64.

- doi: 10.1016/j.taap.2014.02.006
- 10) Baader EW: Anhydrous chlorine poisoning: catastrophe of Walsum. *Med Deporte Trab.* 1952; 17: 5252-5259
 - 11) Buckley RL et al: A case study of chlorine transport and fate following a large accidental release. *Atmos Environ.* 2012; 62: 184-198. <https://doi.org/10.1016/j.atmosenv.2012.08.025>
 - 12) Leube G et al: Acute chlorine poisoning: Case report of 90 patients with acute poisoning. *Med Klin.* 1971; 66: 354-357.
 - 13) 東京消防庁警防研究会：危険物データブック、2000。
 - 14) 大谷裕子：塩素ガス中毒の1例。第106回岡山外科会、1988。
 - 15) Mayo Foundation for Medical Education and Research (MFMER): Pulmonary edema. <https://www.mayoclinic.org/diseases-conditions/pulmonary-edema/symptoms-causes/syc-20377009?p=1>
 - 16) 辻田賢一：肺水腫の治療法 — 薬物治療や酸素療法について *Medical Note* <https://medicalnote.jp/contents/170725-004-BQ>
 - 17) 片岡仁美：呼吸困難・息切れはどのように診断するのでしょうか？ *Medical Note* <https://medicalnote.jp/contents/170725-004-BQ>
 - 18) Center for Disease Control and Prevention (CDC): Legionella (Legionnaire's Disease and Pontiac Fever)
 - 19) 株式会社アビリティージャパン：SANIFA. http://www.sanifa.net/hygiene_calfa_regi4.html
 - 20) Bernard A et al: Impact of chlorinated swimming pool attendance on the respiratory health of adolescents. *Pediatrics.* 2009 Oct; 124(4): 1110-8. doi: 10.1542/peds.2009-0032.
 - 21) Uyan ZS et al: Swimming pool, respiratory health, and childhood asthma: should we change our beliefs? *Pediatr Pulmonol.* 2009 Jan; 44(1): 31-7. doi: 10.1002/ppul.20947.
 - 22) Bernard A: Chlorination products: emerging links with allergic diseases. *Curr Med Chem.* 2007; 14(16): 1771-82.
 - 23) Kanikowska A et al.: Influence of chlorinated water on the development of allergic diseases — An overview. *Ann Agric Environ Med.* 2018, Vol 25, No 4, 651-655.
 - 24) Bougault V et al: Is there a potential link between indoor chlorinated pool environment and airway remodeling / inflammation in swimmers? *Expert Rev Respir Med.* 2012; 6(5): 469-471.
 - 25) Center for Disease Control and Prevention (CDC) : Morbidity and Mortality Weekly Report Recommendations and Reports (MMWR) / Vol. 60 / No. 3 Updated Norovirus Outbreak Management and Disease Prevention Guidelines. <https://www.cdc.gov/mmwr/pdf/rr/rr6003.pdf>
 - 26) 日本環境感染症学会：日本環境感染症学会教育ツール Ver. 3(感染対策の基本項目改訂版)http://www.kankyokansen.org/modules/education/index.php?content_id=5

受付日：2019年2月20日

神道系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色

— 全国神社保育団体連合会の九州ブロックにおける加盟園を事例として —

安部 高太郎¹⁾ 吉田 直哉²⁾ 鈴木 康弘³⁾

¹⁾ 郡山女子大学短期大学部

²⁾ 大阪府立大学

³⁾ 八戸学院大学短期大学部

How Do Shintoist Ideals of Early Childhood Education and Care (ECEC) Feature in Nursery Schools and Kindergartens in Kyushu Area?

ABE Kotaro¹⁾ YOSHIDA Naoya²⁾ SUZUKI Yasuhiro³⁾

¹⁾ Koriyama Women's College

²⁾ Osaka Prefecture University

³⁾ Hachinohe Gakuin Junior College

Abstract : The purpose of this paper is to clarify the features of Shintoist ideals of early childhood education and care (ECEC) in nursery schools and kindergartens in the Kyushu area. We will analyze these features by focusing on Shintoist words, phrases, and events or activities (with up to 22 cases) in ECEC.

From KH coder analysis, it is clear that the cultivation of aesthetic sensitivity in Shintoism is key. The energy of a child's pure spirit is described as "*Kiyoku-Tadashiku-Akarui*." "*Kiyoku*" means that a child's spirit is as pure as the gods'. "*Tadashiku*" means that children should behave honestly. "*Akarui*" means that the energy of a child's pure spirit should appear smiling and communicate with people honestly. The grove of the village shrine is an important environment of ECEC in Shintoist nursery schools and kindergartens. Children are cultivated in its nature.

In short, the grove of the village shrine is an important feature of Shintoist ideals of ECEC in nursery schools and kindergartens in the Kyushu area.

Key Words : Shintoism, Ideals of ECEC, Cultivation of aesthetic sensitivity, The energy of Child's pure spirit, Grove of the village shrine

抄録 : 本稿の目的は、九州地方に所在する全国神社保育団体連合会加盟園の保育・教育理念の特色を明らかにするものである。神道に関連する文言を理念に掲げ、神道行事等を行っている22園分の理念をテキストファイル化し、KH コーダーを用いて保育・教育理念の特徴を析出した。

神道系園の保育・教育理念では、目指されるべき子ども像として「浄く・正しく・明るい」子どもが掲げられる。「浄く」とは、精神の明澄さを表す。「正しく」とは、実直なさまを表す。「明るい」とは、精神的なエネルギーが充溢した自己の内面を開示して、他者と交流するさまを示す。保育環境として重視されている、神社と一体化した鎮守の森は、神の顕現としての自然の豊かさを満えることで子どもの心を揺さぶる。自然としての神の脅威に触れ、その恵みに感謝することが、神道園における情操教育の基盤なのである。自然に宿る神は、保護者と共に子どもの成長を見守る水平的・共存的存在である。

キーワード : 神道、保育理念・教育理念、情操教育、「浄く・正しく・明るい」子ども、鎮守の森

1 はじめに

本稿は、神道系保育所・幼稚園等（以下、神道系園、とする）における保育・教育理念の特色を明らかにするものである。

本研究の分析対象は、全国神社保育団体連合会（以下、神保連、とする）の九州ブロックの加盟園のウェブサイトである。神保連のウェブサイトを見ると、2019年2月現在、全国で196園が神保連に加盟している。このうちの約四分の一にあたる52園は九州地方に集中している。本稿では、九州地方の神保連加盟園52園のウェブ上で公開されている保育・教育理念をテキストファイル化した。これら52園のうち、8園は園のウェブサイトを有していなかった。加えて、「生き生きと活動する幼児の育成」（門川幼稚園）や「どの子にも明るい未来と幸せを」（小木保育園）のように、「神道」あるいは「神社」などの神道に関わる文言が全く見当たらず、かつ、年間行事等を見ても例大祭参加などの神道系の行事も見当たらない園が22園あった。これら30園については、本稿の趣旨である、神道系園における保育・教育理念の特色を見るうえでは不適切であると判断し、除外した。本研究は、上記の30園を除外した22園分の保育・教育理念に関するウェブ上の記述をテキストファイル化したものを分析対象とした。分析手法はテキストマイニングソフト KH コーダーを用いた計量テキスト分析である。

全国の幼稚園数は2017年時点で10,878園（文部科学省 2018）、保育所数は2015年時点で24,234園（厚生労働省 2018）、認定こども園数は2017年時点で6,160園（内閣府 2018）という現状に照らせば、神保連加盟園数は少数と考えられるかもしれない。日本カトリック幼児教育連盟加盟園数が513園、キリスト教保育連盟加盟園数が約800園に比較しても神保連加盟園は少数派と言える。園数の僅少さを反映してか、神道保育に関する先行研究は非常に少ない。神保連が出した『神社保育要領』（1965年）と、それを改訂した『神社保育ハンドブック』（1981年）を比較検討した論考（矢口 1998）があるが、実際にどのような保育・教育理念に基づいて神道系園において保育・教育がなされているのかを検討したものではない。佐藤達全は、仏教保育における保育者の信仰の問題を考察した論考（佐藤 2006）のなか

で、神道保育との比較を試みている。佐藤は、2001年に神保連の新ハンドブックとして出された、『鎮守の森を保育の庭に：命を育む知恵がここに』（上・下巻、2001年）の内容¹⁾を整理したうえで、神道保育に関わる保育者の神道信仰は強調されていないが、神道保育は、神様は自然のなかに宿るとした日本人の信仰や風習を背景として、神社を中心とした信仰や風習を保育活動に取り入れ、自然を大切にしながら、豊かな感性を育もうとする点に特色を見出している（佐藤 2006：136）。すなわち、これらの先行研究においては、神社保育、あるいは神道保育は、日本人の民間信仰や土着信仰と渾然一体としたメンタリティ、あるいは価値観を包含するものであり、必ずしも自らの保育の宗教性（非世俗性）を前面には出していないとされているのである

これまでの先行研究においては、神道保育の中核にあると考えられるハンドブックの内容検討がなされているものの、それぞれの神道系園が自らの保育を対外的にどう示しているのかに関しては分析がなされていない。本稿がウェブサイト上の保育・教育理念に着目したのは、この点と関連する。例えば、子どもをその園に入れるかどうか、保護者が検討する際には園のウェブサイト上で公開されている情報は、重要な判断材料とされる。すなわち、ウェブサイト上では保護者や地域住民に対して、その園の特色がわかりやすく示されているのではないかと考えられる。本稿では、神保連のハンドブック等を参照しつつ、神道系園が自らの保育・教育理念をどのような言葉を用いて語っているのかを明らかにする。

2 KH コーダーによる分析結果と考察

(1) 抽出語リストの「名詞」上位10語等を踏まえた分析

KH コーダーの「抽出語リスト」作成機能を使用すると、「名詞」に関しては次のような順で頻出している。

抽出語リストの名詞を見ると、神道系園の保育・教育理念上は、「子ども」について多く語られていることが予想される。このことは、神道系園の保育・教育理念が、「子ども」観として提示されていることを示唆している。また、「神社」という名詞も頻出しており、仏教やキリスト教を母体とする園と比べると²⁾、

表1 KHコーダーによる抽出語リストの「名詞」上位10語

順位	名詞	出現回数
1	子ども	44
2	神社	18
3	環境	13
4	気持ち	9
5	思いやり	9
6	自分	9
7	神様	8
8	社会	7
9	集団	6
10	場所	6

保育理念として、「神道」であることを園の独自性として前面に打ち出していることが読み取れる。さらに「気持ち」や「思いやり」などの心情・感情に関する名詞も頻出していることから、これらの涵養、すなわち情操教育に力を入れていることが予測される。情操教育の重点化は、仏教園、プロテスタント園など、宗教系保育施設と共通する性格であると言えよう。

全抽出語に関する「共起ネットワーク」は、次の図1である。

図1を見ると、名詞の抽出語リスト上位の語のうち、「気持ち」は「感謝」と、「思いやり」は「心」と共起している。つまり、神道系園の保育・教育理念では、子どもが、感謝の気持ち、思いやりの心を持つことが目指されていることが予測される。

次に、神道との関連性が強いと思われる「神様」に着目すると、「神様」は、「四季」・「成長」・「願う」などの語と共起していることがわかる。この共起関係が出てきた背景には、神道における「神様」は、「四季」という形で自然に宿り、現れる存在だという認識があるのだろう。逆に言えば、「神様」は、自然を四季という形で動かす存在と見なされているとも考えられる。

「成長」と「願う」の共起は、保護者観を反映している³⁾。つまり、ここでは、身近な生活環境に自然的存在として共在している神様に対し、神様が子どもを「見守って」くれることを「願う」という保護者像がうかがい知れる。さらに、能力に関する語彙としては、幼稚園教育要領などのナショナル・カリ

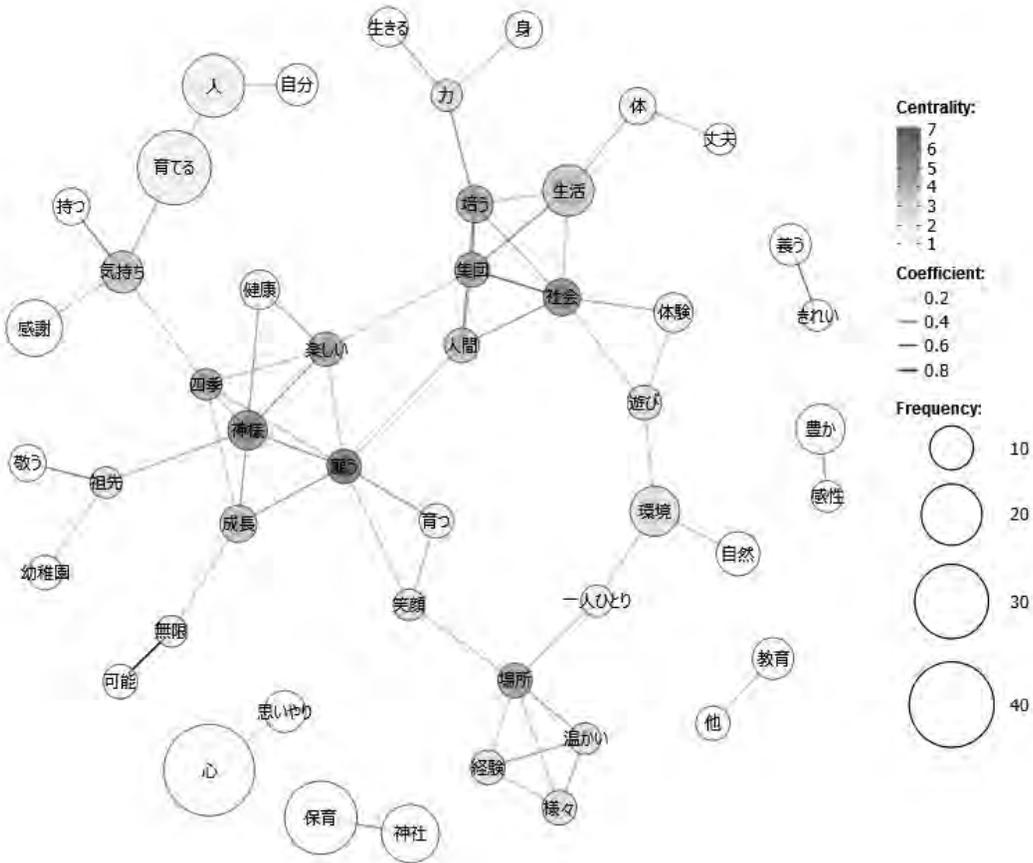


図1 神道系保育所・幼稚園の保育・教育理念の全抽出語の共起ネットワーク（次数中心性）

キュラムでも用いられている「生きる力」というフレーズが登場している。

集団生活を通じて培われることが目指される「生きる力」とは、「自然」「環境」の中で、「集団」という他者と共にある環境の中で、もしくは、「遊ぶ」ことによって育つと思われているようである。つまり、「生きる力」が、「集団」による「生活」の中で「培」われていくという能力観ないし発達観がここから読み取れる。「生きる力」は、子どもが身につけてほしい「社会」性を示しているのである。

(2) 子ども

「名詞」の第一位である「子ども」についてKHコーダーの関連語検索（単位：段落、以下同様）を行うと、共起性の高い順に「育てる」(Jaccard 係数：0.1724)、「大切」(Jaccard 係数：0.1429)、「明るい」(Jaccard 係数：0.1429)の三語が共起している。

以下では、「子ども」と共起しているこれらのフレーズを、具体的な文例とともに考察を加えていく。KWICの結果、「明る」さに関する「子ども」の用例には次のようなものがある。

昭和24年に開園した水天宮保育園は、水天宮を母体とした神社神道の基本的な精神の、**浄く・正しく・明るく・素直な子どもたち**を育成することを保育理念としています。

(水天宮保育園)

水天宮保育園の場合には、神道の基本精神を、「**浄く・正しく・明るく・素直**」なことだとしている。ここでの「**浄く**」は「**清く**」と同義であると考えられる。神道における「**清め**」は「**清浄**」^{しょうじょう}とも呼ばれるからである(神保連編 2001 [上巻]: 10, 13-14)。神道において重視されるまごころは「**明き浄き直き誠の心**」と要素に分けて示されることもあり、水天宮保育園の保育理念は、「まごころ」、すなわち夾雑物のない純粋な精神的エネルギーを充溢させた子どもを育てるということである。「**浄く**」とは、清流の水のように、よどみがなくて、透き通ったさま、明澄なさまを表す。さらに、「**正しく**」と「**素直**」は、精神状態が外部の影響を受けて歪まない、実直なさまを表す。「**明るさ**」というのは、外部の悪しき影響

力を受けない純粋な生命力が、他者に対する行動・言動として、いわば直接的、かつ直線的に表出される状態を指すものと考えられる。したがって、水天宮保育園の「**浄く・正しく・明るく・素直な子どもたち**」は、清らかな精神的エネルギーを、歪むことなく、行動・言動として外面に表出できる子どものことを表していると言える。

同様の子ども観を示している例として、聖徳保育園のものを挙げておこう。

明るい笑顔、元気な子ども。

地域と関わりながら一人一人の子どもを大切に
して信頼関係を築く。

遊びを通して、のびのび育つ環境を整え、社会
体験を重視し、人と人との関わりを大切にする。
[…中略…]

朝のお集りの中で“私たちの誓い”を日々唱和
する。

わたしたちの誓い

- 一 神様をうやまいます
- 二 郷土と国を愛します
- 三 きまりをよく守ります
- 四 他の人々を助けます
- 五 体を強くします
- 六 きれいな心を養います
- 七 物を大切にします
- 八 人に迷惑をかけません
- 九 ご恩を忘れないようにします

(聖徳保育園)

聖徳保育園においては、「明るい笑顔」の「元気」な子どもとなることが目指され、さらに毎朝唱和している“私たちの誓い”では「きれいな心を養う」となっている。ここでいう「きれいな心」とは水天宮保育園でいう「**浄い心**」と同一のものと考えられる。つまり、よどみのない、清らかな心である。純粋な内面である「きれいな心」がストレートに表出された状態が「**明るさ**」であり、それを聖徳保育園の場合には、「**笑顔**」と表現している。「きれいな心」を表出する子どもが同時に「**元気**」でもあるのは、「きれいな心」が、単に無垢・純白な内面的空虚ではなく、純粋な精神的なエネルギーが充溢したものと

して認識されていることを示唆している。そのような精神的なエネルギーが外面に溢れ出るさまが「元氣」さに他ならない。さらに、聖徳保育園では、地域の方との交流などを含む「人と人との関わり」を重視しているが、ここでいう「人と人との関わり」とは、清らかな心を持った者同士が、その内面をストレートに発揮しあう、いわば裏表の区別のないコミュニケーションがなされることであろう。

「明るさ」や「正しさ」が前面化されている保育理念の例として、以下が挙げられよう。

「明るく、正しく、仲良く」の精神に基づいて、思いやりと感謝の心を持った子どもに育つように、「心の教育」を第一の方針としています。

明るく素直で、仲良く遊べる子ども
正しい言葉で、誰とでも話し合える子ども
創造性に富み、熱心に取り組める子ども

(たけしま保育園)

たけしま保育園の場合も、上記二例と同様に、「明るさ」と「正しさ」を目指すべき子ども像の中核に据えている。本園においては、「明るさ」は、「思いやりと感謝の心」の表出である。他者に対して歪むことなき衷情を表出できることこそが「明るさ」なのであり、その「明るさ」は、当然、明澄な内面の実直な表れであるから「素直」であることと連関する。そのような「明るさ」「素直さ」を持ちうるがゆえに、子ども同士の純粹かつ誠実な関係性が生じうると考えられるのであり、これが「仲良」さに他ならない。同様に、他者に対する衷情の真摯な表出である「正しさ」は、衷情を屈折させることのない「正しい言葉」によって伝達される。ここで言う「正しさ」は、文法的な正確さや、TPOを踏まえた適切な言葉遣いであるという以上に、純粹な内面をゆがめることなく他者に開示することを指す。子どもが自分の言葉で思ったことを、持って回ったような婉曲的な言い回しでなく、子どもなりの素直な言葉に託して伝えあうことが目指されている。巧言令色よりも、朴訥・堅実な語り合い、伝え合いを重視しているかに思われる。

最後に掲げられている「創造性に富み、熱心に取り組める」というのは、子どもの精神的なエネルギー、気力が満ち満ちており、取り組むべき課題に

対して真摯・真剣に向き合うさまを表現していると考えられる。

以上に見たように、神道系園の保育・教育理念における子ども観としては、「清く・正しく・明るい・素直な子ども」に代表されるように、神聖で清らかな心をもった子どもといえる。清らかな心を持つ子どもの行動には裏表がなく（正直で）、他者の眼には、生命力が溢れて元気に映る（明るい）。神道における人の清らかさは、生まれ持ったものであるが、生命力が弱まる状態になる（気が枯れる）と穢れてしまう。内面的エネルギー（=気）の充溢こそが清らかさの前提である。穢れ（=気枯れ。内面的エネルギーの枯渇）を避けるため、内面のエネルギーを賦活することが清め（清浄）である。つまり、清めは精神の活性化である。

続いて、上述した清らかな子どもを神道保育においてどのように育てるのかを明らかにするために、神道保育と関連が深いと考えられる保育環境としての「神社」および「鎮守の森」に着目したい。

(3) 神社と祭り

「神社」の共起語は、共起性が高い順に、「保育」（Jaccard 係数：0.3478）、「鎮守」（Jaccard 係数：0.2667）、「開く」（Jaccard 係数：0.2）であった。「鎮守（の森）」と「神社」の共起からは、鎮守の森と神社の一体性が観念されていることが読み取れる。さらに、「保育」と「神社」が共起していることから、神道系園の保育・教育において、「神社」に隣接する「鎮守の森」において「保育」を行うことに特色があるとされていることが予測される。つまり、鎮守の森と一体化した神社が、保育が行われる場、保育環境として位置づけられていることが示唆されているのである。

さらに、神社そのものは、例大祭など地域共同体においては古くから人々が集まる場所であったし、現在においても地域に「開かれた」場所である。この点から、神社の共起語に「開く」が挙げられるのであろう。

以下では、神社という空間が、具体的にどのような保育環境として語られているのか、「神社」に関するそれぞれの用例を検討していく。

(1) 神社の清く明るい安全な環境の中で、心身ともに伸び伸びと健やかな成長を図る。

(水田幼稚園)

水田幼稚園においては、神社は「清く明るい安全な環境」である。ここからは前項において示した、清らかな心を持つという神道系園における子どもを育てる環境のなかに神社が位置づけられていることが読み取れる。つまり、神道系園において神社は園舎や園庭と同じように保育環境の一部なのである。その環境としての神社は、「清く明るい」場であり、その特質は、目指されるべき子どもの内面と同質のものとして位置づけられている。

言うまでもなく、神社が清いのは、神様が祀られ、宿るからであり、その清さは神聖さと同義である。それが「明るい」のは、物理的に太陽光が降り注ぐ明度としての明るさはもちろんのことながら、神の神聖さや清さが満ち満ちた状態を「明るい」とも言っているのである。神社は古来より「清い」心を持った人々が集い、祭りを行って交流する場所とされてきた。つまり、神社に満たされる明るさを分有する氏子、すなわち神社を中核とした地域共同体の構成員である住民が、邪念なく交流し合う「明るさ」がある。「清い」心を持った人々が集い、語らい、祭りを行うさまは「明るい」ものと捉えることができる。

神社が「安全」だというのは、人々が集う場所であるからこそ、外部からの〈異人〉の介入を許さないというセキュリティ面での心配がないというばかりではない。むしろ、ここでの「安全」は、「清い」心を持った人々が集う場である神社にいて心で安らぐ、穏やかな心持ちになる、ということであろう。「安全」とは、外界の危険性、汚穢から隔絶されたシェルター、あるいはサンクチュアリ（聖域）としての神社の清浄性の表現でもあろう。逆に言えば、神社の外部、すなわち外部の社会は「安全」ではなく、不安定であり不全の状態に置かれていると観念されているのである。

一方で、神社の「祭り」と神道系園の保育内容の関連を窺わせる保育・教育理念も見られる。

神社の伝統行事に参列し、神への敬意と感謝や思いやりの心を育む。

豊かな自然に恵まれた神社の杜を日常生活の中に取り入れ、子どもたちが明るく、いきいきと力いっぱい遊びや仕事に取り組むことを大切にしながら次のような子どもを育てることを目標に保育をすすめています。

(諏訪幼稚園)

上記の諏訪幼稚園の用例からは、神社の「伝統行事」である例大祭等に子どもが参画することと、「神への敬意と感謝や思いやりの心」を育むことが重ね合わされている。神道は元来、自然の恵みに感謝して、自分が住む土地にあつまる靈魂（神様）をもてなして祀るものであった。古くは、大きな木の周辺や巨石、あるいは集落の近くの丘や山に神々が集まると考えられており、こうした場所は「祭り」のとき以外には入れない聖域である。こうした祭場が今日の神社の原型だとされる。今日においても、神社の境内にある大きな御神木は、人智を超えた自然の神秘、その自然に宿るとされる神様の存在を感じさせる。例大祭などの「伝統行事」においては、御神輿を担いだり、豊年太鼓を奉納したりするが、神道においてこれらは自然に宿る神様を喜ばせ、感謝する意味があると観念される。つまり、例大祭などの神社の「伝統行事」そのものが、「神への敬意と感謝」を表現する営みなのである。なぜ人々が神様を敬い、感謝するかといえば、神道における神様は、自然に宿り、自然の恵みを与える（例えば、雨を降らせ、米を実らせ、地域共同体に生きる人々を見守る）からである。これが「思いやりの心」につながるのは、同じように地域共同体の一員として、神様を敬い、感謝してきた人々の存在に思い至るようになるからであろう。ここでの「思いやり」というのは、自分と同じように神様を敬い、感謝しながら、共に生きる人々のことを気遣う心持ちである。

神様に感謝する場として祭りが挙げられる例には、以下がある。

神社保育 ～鎮守の杜（もり）を保育の庭に～
[…中略…]

③ 感謝を大切にすること

子どもが主役の「まつり」や四季折々の「まつり」を通して子どもの成長を神様

に感謝し、健康を願う親の気持ちを、年間の行事の中楽しく取り入れることで、神様や親に感謝をすることの大切さを育てる

(みくに幼稚園・みくにキッズ保育園)

みくに幼稚園・みくにキッズ保育園の場合、子どもが主役の「まつり」は、「子どもの成長を神様に感謝し、健康を願う親の気持ち」を行事として表現したものだとしている。そもそも祭りは、神道において人々が神様に感謝の気持ちを表現するために行うものである。祭りは、いわば地域共同体（鎮守を中核とした氏子共同体）が、神様への感謝を共同的に演じることで、共同体の紐帯を強化し再確認する営みである。子どもがそこへと参加することは、神様への感謝を子どもが自覚することを促すことが目指されると同様に、神への感謝を地域共同体の新規のメンバーとして、いわば演劇的に共有することが目指されてもいるといえよう。

「四季折々の「まつり」」は、当然のことながら毎年繰り返される。いわば同じ祭りに子どもは反復して何度も参加することになる。去年と違って今年は、というように、子どもの祭りへの参加の仕方も変容していくであろうし、そのような子どもの周縁的参加から十全的参加へという社会的参加の変化（それは子どもの発達であり、成長に他ならない）を、保護者や子どもに関わる地域の大人が確認・再確認する機会ともなるだろう。

金立幼稚園では、祭りを年間行事として取り入れている。

金立神社秋季大祭

秋季大祭では年長のお友達が徐福太鼓を奉納します。

(金立幼稚園)

例大祭などで太鼓を奉納する風習は古くから存在していた。元来、西日本においては太鼓踊りと呼ばれる神事が盛んである。太鼓踊りは、太鼓の音が雷鳴を連想させることから雨乞いとして長らくなされてきた（國學院大學 日本文化研究所 編 1999：288, 「太鼓踊」の項目）。太鼓の響きは、自然の波長とシ

ンクロするものと考えられる。つまり、祭りにおける太鼓の演奏は、演奏者である子ども自身の心身の揺さぶりと、自然に宿る神様の波長とがシンクロするさまを表現しているのであろう。この揺り動かしは、演奏者自身の沈滞した気を活性化することにもつながる。太鼓の演奏は、穢れ（＝気が枯れる）ことを避けるための魂振、アニメーションなのである。子どもたちが神様への祭りにおいて太鼓を奉納することは、まさしく子どもたちの精神的エネルギーを振起させる「清め」の行為に他ならない。

神道系園における子どもたちにとってハレ、つまり非日常的な場面において神様の存在を感じ取る契機こそが祭りである。しかしながら、子どもたちには、祭り以外にも、日常的にも神様の存在を感じ取ることが求められている。それが日常的儀礼の意義である。例えば、神道系園において「お日供」と呼ばれる儀礼は、園内にある神棚等にお供え物をして、神様を敬う気持ちを育てることが目指されるものである。あるいは、月参拝といって、神社に月ごとに参拝するところもある（神保連 編 2001, 下巻：86）。このような短期的な周期で反復される日常的な敬神儀礼は、子どもにとって、神様が非日常的に顕現する見えにくく遠い存在ではなく、日常生活の中にも浸透し、子どもたちと共に存在している身近な存在であることを自覚化させるための営みであるといえよう。

(4) 鎮守の森(杜)

上掲の諏訪幼稚園においてすでに見たように、神社には「豊かな自然に恵まれた神社の杜」があり、そこは「子どもたちが明るく、いきいきと力いっぱい遊びや仕事に取り組む」場、すなわち子どもにとっての活動の場である。以下では、「鎮守の森」の保育環境としての意味づけを検討する。

神社にある森(杜)は、鎮守の森(杜)と通称される。「杜」は「もり」と読み、鎮守の森と同義である。神保連の新ハンドブックの名にもあるように「鎮守の森」は神道系園の保育の特色を語る上での鍵になるものと考えられる。現代では、氏神や産土神は「鎮守」とほぼ同義的にとらえられており、鎮守神はその土地に住む住人を守護する神として祀られるようになっている。今日の「鎮守の森」の鎮守

とはこの意味だとされている（國學院大學 日本文化研究所編 1999：91、「鎮守神」の項目）。つまり、神道系園の母体となる神社の多くが、この「鎮守の森」と関わりを持っており、それは地域共同体の中核に位置づくものだという事である。

「森」を調べると、共起性が高い順に「鎮守」（Jaccard 係数：0.4）、「お参り」（Jaccard 係数：0.3333）等が挙げられる。ここからは、神社に参拝することと、「鎮守の森」を訪れることに関連があることが読み取れる。「森」の用例には次のようなものがある。

豊かな心をはぐくむ

天神さまの森で、いろいろな物事に触れ、知識を豊かにし、感動する心をはぐくみます。

（太宰府天満宮幼稚園）

太宰府天満宮幼稚園の場合には、「天神さまの森」で「知識を豊かにし、感動する心」を育むことを目指している。「天神さまの森」に入ると、どんな知識が豊かになると考えられるかといえば、自然科学的なものだと思う。例えば、この色づいている木の実は何か、この虫は何という名前か、どうして葉っぱは秋になると落ちるのか等、子どもにとって、森には疑問を投げかける対象が豊富にある。きれいな声で鳴く鳥がいたり、美しい蝶を見かけたり、豊かな自然に子どもは「感動する」。人智を超えた自然の豊かさに驚異を感じる事が、ここでの「感動する心」だと考えられる。自然に対する「感動」は、自然に対する知識の結果、生じるものであるとされる。それは逆に言えば、自然に対する知識は、自然への「感動」のきっかけを提供するものに過ぎず、自然への「感動」が、自然への感謝や畏敬という「豊かな心」へと昇華していくことが期待されていることから、むしろ「森」における自然は、子どもの情緒を開発するための触媒であり、そこには情緒主義的な色彩を見て取ることができる。

大幡保育園では、鎮守の森における自然に触れることが、「愛」や「思いやり」を育てるという情操教育上の意味を持つと考えられている。

鎮守の森で遊ぶ中で自然にふれ四季の移り変わ

りを感じたり、又国旗掲揚、お参り、栽培、飼育を通して、自分が住んでいるところを愛する心、自然の恵みに感謝する心、思いやる心などを育てる神社保育をしています。

（大幡保育園）

この場合、「自然にふれ四季の移り変わりを感じることができる場所が「鎮守の森」である。「四季」は、自然の中にある草花や木々の変化を通じて感じ取られるものであろう。つまり、鎮守の森も四季の中で変化するのである。その変化を感じ、心を揺さぶられることが子どもに期待されている。

四季を感じさせる「鎮守の森」で遊ぶことで、子どもが、自分が住んでいるところを愛する心（郷土愛）、自然の恵みに感謝する心、思いやる心を育てられると考えられている。なぜ「鎮守の森」で遊ぶと、郷土愛や恵みに感謝する心、思いやる心が育つのであろうか。これは、「鎮守の森」が神社に隣接するものであることと関係する。大いなる自然の恵みに感謝し、その自然に宿る神様を敬うために、そもそも人々が集う場が神社であった。「鎮守の森」は、地域共同体における巨木や巨石などの人智を超えた自然の驚異を中心に、神聖な領域として人々が開墾・開発することなく、残してきたものである。神社及び鎮守の森は、地域共同体の中心的な位置を占めており、そこで行われる祭りは地域の人びとが協力することで成り立つものである。「鎮守の森」は、その地域に住まう人々にとっての「郷土」の原風景と考えられ、それゆえに「鎮守の森」は、「郷土愛」、つまり、鎮守の森に代表される郷土を大切にすることを喚起する。

さらに、「鎮守の森」の巨石や巨木などの大いなる自然は、人々に自然への畏敬の念を抱かせるものでもある。自然の移り変わりは四季として感じ取られるものであるし、人々の生活も四季に即して営まれる。例えば、春に田植えをし、秋に米を収穫する。米が収穫できるのは、人が努力した成果もあるが、そもそも気候に恵まれなければ米は育ちようがない。つまり、人々の生活が成り立つのも、結局は自然に宿る神様のお恵みによるものということになる。だからこそ、四季の変化として自然の豊かさを実感させる「鎮守の森」で遊ぶことが、自然の恵み

に「感謝する心」「思いやる心」を育むこととつながられるのである。

鎮守の森とは、神様が自然という形で顕現する場であると同時に、その神を共同的に祭ってきた子どもたちの先祖としての地域住民の信仰心、あるいは生活上のメンタリティが残存・継承される場でもあるのである。

以上に見たように、「鎮守の森」は、清く明るい神社に隣接した、自然の豊かさを感じ取らせ、神様への感謝の心、神様を敬う心を育む場所であると同時に、地域共同体の構成員としての過去の先祖を含む人間たちが、神様への信仰を通して自らの結束と連帯を再構築し続けてきた場だと言える。後者の機能は、具体的には「祭り」、すなわち祝祭として表現される。子どもが「祭り」に参加することには、時空を超えた共同体への自らの帰属意識をかき立てる目的があるのである。

次に、感謝の対象である「神様」が神道系園においてどのように位置づけられているのかを見る。

(5) 神様

次に示す「神様」の用例からすると、神様は感謝され、敬われる対象であると言える。

神社保育

保育園は神社の下にあり、温泉神社の神様に見守られながら生活をしています。

神様を敬い、祖先を尊び、明るく清く正しく素直に。(敬神崇祖・明浄正直)です。

(若木保育園)

若木保育園の場合、「神様」は人々を「見守る」存在である。その「神様」を敬うこと、祖先を尊ぶことが重視されている。神様を敬うことも、祖先を尊ぶことも、子どもたちが自分の感覚を通しては知覚できない何ものかを想像力によって捉え、さらにはその超越性に畏怖することだと言える。そして「祖先」は、すでに述べたように、同じ「神様」を敬ってきたという共通点を、現在に生きる子どもと分かち持っているのである。自然に宿る神道の神様のおかげで、日々の生活が成り立っていることに感謝することであり、自分のいのちが祖先からのいのちの

バトンを受け継いだものだけということに思いを馳せること、自分が住まう土地を拓き、豊かにしてきた先祖の事績を称えることであろう。それは、日常的なふるまいとしては、神様が授けた「明るく清い」心を、他人に「正しく素直に」向けることに他ならない。

つまり、子どもの成長や人々の生活を見守る存在として「神様」が位置づけられているのである。子どもの成長や生活を見守る「神様」に対して人々は感謝する。神道系園においては、この「神様」への尊敬の念を抱かせることを目指しているのだ。

鈴木・吉田・安部(2018)が明らかにしているように、プロテスタント系の保育所・幼稚園等における「神」は、生命を与えてくれる存在であると同時に、私たちが生きる自然や世界の恵みを与えてくれる存在、愛し、与える存在であった。目に見えない「神」を身近な存在として感受するのは「愛」を媒介としてなされる。子どもは「愛」に気づくことによって「神」やイエスの存在を感じ取る。「神」からの愛を模倣することで、人々は「隣人愛」と呼ばれるような愛を実践する。

プロテスタントの「神」と比した場合、神道の「神様」は、鎮守の森に象徴される自然を通じて感じ取られるものであり、人々を見守る存在である。命を与えてくれる垂直的な存在というよりも、命として、自然として、子どもたちや地域と共存している水平的存在と言うことも出来よう。自然の中で生かされ、自分の祖先も含めてその土地において子孫が繁栄していることに対して、子どもたちは、「今ここ」にいる「神様」に感謝することにより、神様との連帯と、その神様を敬い祀ってきた(想像の)地域共同体への帰属を実感するのである。

3 まとめ

神道系園の保育・教育理念の特色としては、他の宗教と比した場合に、神様や神社などの神道の用語を前面に示している点、加えて、清く神聖な子ども観を中心に据えている点が挙げられる。

神道系園において、子どもは、元来、神聖で清さ(清さ)を有していると捉えられている。ここでいう清さ(清さ)は、清流の水のように、よどみがなくて、透き通ったさま、明澄なさまを表す。清い子ど

もに神道系園が求めていることは、「正しく・明るく」生きることである。ここでの正しさは、言動・行動の実直さとして現れるものであり、子どもが子どもなりの言葉や行動であっても、裏表なく自らの言葉で表現し、行動することを意味する。明るさは、上述した淨い子どもの精神的なエネルギーが溢れているさま（例えば、元気な様子、笑顔等）を指し、淨い子ども同士が裏表のない言葉で、実直に相互を開示し合いながら、交流する様子を表現したものである。

上記のような子どもの対極にあるのが、穢れ（＝気が枯れること）である。神道においては穢れをさけるために清めを行うが、神道系園においてこうした清めは、日常的には「月参拝」や「お日供」として神様に感謝の心を示すことである。非日常的な清めの一つと考えられるのは、「祭り」である。

神道における「祭り」とは、地域共同体の中核に位置づく、鎮守神に対しての感謝を捧げる行事である。神道系園に通う子どもたちもその地域の一員であると考えられているから、神道系園においては、「祭り」を年間行事の一つに位置づけている場合が多い。「祭り」において、御神輿を担いだり、太鼓を奉納したりするのは、神様を喜ばせることにつながるとともに、御神輿の担ぎ手や太鼓の演奏者自身の、魂振^{たまふり}、精神的エネルギーの活性化につながるからだと捉えられる。子どもは、祭りに参加することで、自らの精神的エネルギーを活性化させるとともに、自分が属する地域共同体のつながりのなかに自分自身があることを感じ取ることであろう。

神道系園においては、神社は祭りのときにだけ関わるものではない。神社と共にある鎮守の森は保育環境として位置づけられるからである。鎮守の森の自然の豊かさに子どもは心を揺さぶられる。鎮守の森における自然の転変は「四季」として子どもに感じ取られ、子どもが住まう土地の風土の原風景として記憶されることであろう。鎮守の森は、その地域の中核に位置づく自然であるから、その自然を大切なものとして思う心は、郷土愛として子どもの中に育っていく。さらに、自然に対する驚異は、自然に宿る神様の存在を感じ取らせ、子どもの成長を見守る神様を敬う心を育てる。つまり、鎮守の森は、神道系園における情操教育上重要な保育環境なのである。

神道における神様は自然に宿るものと捉えられ、その自然的存在としての「神様」は、人々が健やかに成長すること、すなわち内面的エネルギーを失うことなく、充実した内面・精神を備えた存在として生育する過程を見守ってくれる水平的・共存的存在である。そのため、神道系園においては、子どもが自らの成長を日々見守ってくれている「神様」に対して感謝することが儀礼化され、保育内容として導入されているのである。

註

- 1) 2001年に出された『鎮守の森を保育の庭に：命を育む知恵がここに』は上・下の二巻本である。上巻は、第1章「神道は子どもをどう見るか」、第2章「神道の行事と信仰」、第3章「子どもの遊び・歌・話」の三章構成で、各章が3編から5編の論文から成っている。下巻は、第1章「神社保育の役割」、第2章「年中行事」、第3章「特色ある園行事」、第4章「鎮守の森を保育の庭に」、第5章「神社保育以外の現場から」、第6章「日々の保育に役立つあれこれ」の六章構成で、年中行事等を実例に即して紹介している、第2・3章以外は、論集と呼ぶべき内容である。
- 2) 仏教やプロテスタントの場合には、宗教性が前面に打ち出されてはいない（安部・吉田・鈴木 2018, 鈴木・吉田・安部 2018）。むしろ、日常的な言葉遣いで表現された、「生命を大切にする」などの表現に宗教的な生命観が込められている。
- 3) 次のような用例がある。
「まつり」を通して子どもの成長を神様に感謝し、健康を願う親の気持ちを、年間の行事の中に楽しく取り入れることで、神様や親に感謝をすることの大切さを育てる。（みくに幼稚園・みくにキッズ保育園）

文献

- 安部高太郎・吉田直哉・鈴木康弘（2018）「仏教系保育所・幼稚園における保育・教育理念の特色：東京都内の日本仏教保育協会加盟園のウェブサイト分析から」『敬心・研究ジャーナル』第2巻第2号、11-21頁。
- 厚生労働省（2018）第3-17表「第3編 社会福祉 第2章 児童福祉・母子福祉」『厚生統計要覧（平成29年度）』以下の URL より取得（2019年3月8日）。
- https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_3_2.html
- 國學院大學 日本文化研究所 編（1999）『神道事典』弘文堂。
- 佐藤達全（2006）「仏教保育と保育者の信仰について：キリスト教保育・神道保育と比較して」『日本仏教教育学研究』第14号、134-138頁。
- 鈴木康弘・吉田直哉・安部高太郎（2018）「プロテスタント系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色：神奈川県を事例として」『敬心・研究ジャーナル』第2巻第2号、23-33頁。
- 全国神社保育団体連合会 設立五十周年事業委員会 編

神道系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色

(2001)『鎮守の森を保育の庭に：命を育む知恵がここに』(上巻・下巻)学研教育出版。(※引用時には「神保連編」と略記)
内閣府(2018)「認定こども園に関する状況について(平成30年4月1日現在)」
以下の URL より取得(2019年3月8日)。
https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kodomoen_jokyo.pdf
文部科学省(2018)「2. 幼稚園」『文部科学統計要覧(平成

30年版)』
以下の URL より取得(2019年3月8日)。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm
矢口裕康(1998)「神道と保育」『宮崎女子短期大学紀要』第24号、187-195頁。

受付日：2019年3月10日

受理日：2019年4月11日

姿勢が最大発声時の呼吸補助筋の筋活動に及ぼす影響

小田原 守¹⁾ 大塚 裕一²⁾ 宮本 恵美²⁾
古閑 公治²⁾ 久保 高明²⁾ 船越 和美²⁾

¹⁾ 医療法人社団 鶴友会 鶴田病院

²⁾ 熊本保健科学大学

How Body Position Affects Muscular Activity of Accessory Muscles of Respiration During Maximum Vocalization.

Odahara Mamoru¹⁾ Otsuka Yuichi²⁾ Miyamoto Megumi²⁾
Koga Hiroharu²⁾ Kubo Takaaki²⁾ Funakoshi Kazumi²⁾

¹⁾Tsuruta hospital

²⁾KUMAMOTO Health Science University

Abstract : The purpose of this research is to understand the effects that changes in body position have on muscular activity of accessory muscles during vocalization.

Subjects were 14 healthy adults with no medical history of respiratory, musculoskeletal, or vocal organ issues. Measurements were made at three positions: supine, seated, and standing. Sound pressure level during maximum vocalization and muscular activity of rectus abdominis and abdominal external oblique muscles were measured.

A trend was observed for greater sound pressure level at maximum vocalization when standing compared to when seated ($p=0.056$). No significant difference in rectus abdominis muscle activity was observed between the body positions. Significantly higher muscle activity for abdominal external oblique muscles when supine compared to when seated was observed ($p<0.05$).

This research suggests that muscular activity of the accessory muscles of respiration during maximum vocalization changes due to differences in body position. This is expected to be of use for deciding on body position when practicing vocalization.

Key Words : body position, vocalization, accessory muscles of respiration

抄録 : 本研究は、姿勢の変化が発声時の呼吸補助筋の筋活動に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。対象は呼吸器系や筋骨格系、発声器官に既往歴の無い健常成人14名とした。測定姿勢は、背臥位、端座位、直立位の3姿勢とし、測定項目は最大発声時の音圧レベル、同発声時の腹直筋、外腹斜筋の筋活動とした。最大発声時の音圧レベルは、端座位に比べ直立位で大きくなる傾向を示した ($p=0.056$)。腹直筋の筋活動では姿勢間で有意差は認められなかった。外腹斜筋の筋活動では端座位に比べ背臥位で有意に高い値を認めた ($p<0.05$)。最大発声時の呼吸補助筋の筋活動は姿勢の違いによって変化することが示唆された。本研究の結果は、発声練習時の姿勢を検討する一助となることが期待される。

キーワード : 姿勢、発声、呼吸補助筋

1. 緒言

発声と呼吸は密接に関わっており、呼吸機能の変動により発声機能の変化することが知られている。発声時に主に働いている呼吸補助筋は、腹直筋や外腹斜筋、内腹斜筋、腹横筋などの呼気に関与する腹筋群から構成されており¹⁾、発声などの努力性呼気を行うときに活動性が高くなる²⁾。呼吸補助筋の機能が低下すると声量低下を認めることがある。声量の低下はコミュニケーションの障害に繋がり、QOLを容易に低下させてしまう可能性がある。そのため、声量低下を改善させることは、QOLを早期に改善させるために重要である。

そのような声量低下が認められた方への訓練として、呼吸補助筋の機能低下を改善させる目的で発声訓練を実施することがある。発声訓練を用いる理由として、呼吸での訓練に比べ、強さや長さのフィードバックが行いやすく、発声の行為が呼吸に比べ具体的であるため、訓練の導入が行いやすいことなどが挙げられる。発声訓練を行う時の姿勢は、発声機能を十分に発揮することを目的に背臥位やリクライニング座位、車椅子座位などの姿勢調整を行うことが薦められている³⁾。

先行研究においても姿勢と肺活量などの呼吸機能、姿勢と発声機能などの関連が報告されている^{4),5)}。また、姿勢の変化は呼吸補助筋の筋活動に影響を及ぼすことも報告されている⁶⁾。しかし、先行研究の多くは呼吸時を対象としており、発声時の呼吸補助筋活動についての研究は限られている。

そこで本研究では健常成人男性を対象に、姿勢が発声時の呼吸筋活動に及ぼす影響を明らかにする事とした。

本研究の臨床的意義として、姿勢が発声時の呼吸筋活動に与える影響を明らかにすることで、発声訓練時の姿勢を検討する一助となることが期待される。

2. 方法

対象は呼吸器系や筋骨格系、発声器官に既往のない健常成人14名（男性7名、女性7名）。年齢 20.9 ± 0.9 歳、身長 163.8 ± 9.9 cm、体重 59.8 ± 14.7 kgであった。

被験者には研究を実施するにあたり、実験内容、実験データの取り扱いについて説明を行い、苦痛などを感じた際は、自己にて実験を中止できることを伝え、協力の同意と署名を得た。

項目は呼吸機能のスクリーニング検査として肺活量(L)、一秒率(%)を測定した。呼吸機能検査はミナト社製スパイロメーター(AS-507)を使用して肺活量、一秒率を測定した。測定時の被験者の姿勢は端座位とした。被験者はノーズクリップで鼻腔を閉鎖して鼻漏出を抑えた。測定機器に接続されたマウスピースをくわえ、検査者の合図で、安静時呼吸、最大吸気、最大呼気を行った。

発声機能は最大音圧レベル(dBSPL)、最大音圧測定時の筋活動は腹直筋、外腹斜筋の筋活動(%MVC)を測定した。測定姿勢は背臥位、端座位、直立位の3姿勢とした。背臥位は下肢を肩幅に開き安楽な肢位とした。端座位は、股関節屈曲90度、膝関節屈曲90度とした。直立位は、下肢は肩幅に開き、上肢は体側に位置させ、安楽な肢位とした。

最大音圧レベルはリオン社製NL-21普通騒音計を使用し、各姿勢での最大音圧レベルを測定した。被験者は鼻漏出を防ぐために鼻腔をノーズクリップで閉鎖した。マウスピースから騒音計までの距離は30cmとした。検査者の合図で発声を開始し、音声は「あー」とし、発声を繰り返しながら、徐々に大きな声を出し、可能な限り大きな声を出すように指示をした。呼吸方法や胸式複式などの発声方法に関しては、被験者個々人の通常発声機能を測定するために、特別な教示は与えず、自然な発声方法とした。測定は3回行い、最大値を測定値とした。

発声時の筋活動では、表面筋電図を用いて測定するため表層筋である腹直筋と外腹斜筋を選択した。

表1 年齢、身長、体重

N	年齢(歳)	身長(cm)	体重(Kg)
	Mean ± SD	Mean ± SD	Mean ± SD
14	20.9 ± 0.9	163.8 ± 9.9	59.8 ± 14.7

表2 呼吸機能

N	肺活量(L)	予測値(%)	一秒率(%)	予測値(%)
	Mean ± SD	Mean ± SD	Mean ± SD	Mean ± SD
14	4.0 ± 0.9	87.8 ± 11.2	85.4 ± 4.4	93.8 ± 5.1

使用機器は日本光電社製筋電図用アンプ AB-621G を用いた。電極はディスプレイブルゲル電極を使用し、電極の大きさは1 cm×1 cmとした。測定設置部位に関して、腹直筋の電極位置は剣状突起の2横指下白線より2横指外側とし⁷⁾、外腹斜筋の電極位置は第8肋骨上とした⁸⁾。測定は皮膚表面処理後に実施した。筋活動の評価は徒手筋力検査測定姿勢での最大筋収縮を5秒間測定しそのうち安定した1秒間を積分し基準とした。各姿勢、各項目での測定時の最大筋収縮の前後0.5秒、計1秒間の積分値を基準値に対する百分率で評価した^{9),10)}。

各姿勢間の最大音圧レベル、発声時の腹直筋・外腹斜筋の筋活動を比較した。各項目の3姿勢間の比較は1元配置分散分析反復測定法を用い、多重比較検定としてTukey法を用いた。いずれも有意水準は5%未満とした。統計処理ソフトはStatMateV5.01を用いた。

倫理的配慮に関して、本研究は熊本保健科学大学疫学・行動科学 研究倫理審査(疫26-410)の承認を得て実施している。

3. 結果

最大音圧レベルは、背臥位で102.1±5.3dB SPL、端座位は100.1±5.0dB SPL、直立位は102.9±4.3dB SPLだった。直立位での最大音圧レベルは端座位と比較して大きくなる傾向であった。(p=0.056)

表3 最大音圧レベル

	N=14		
	背臥位	座位	立位
	Mean±SD	Mean±SD	Mean±SD
音圧 (dB)	102.1±5.3	100.6±5.0	102.9±4.3

p=0.056

最大音圧測定時の筋活動に関して、左腹直筋は背臥位で21.8±13.9%、端座位で20.7±8.7%、直立位で21.6±13.0%であった。右腹直筋は背臥位で22.6±10.8%、端座位で22.6±13.3%、直立位で21.7±11.9%であった。左右の腹直筋の筋活動では姿勢間で有意差は見られなかった。左外腹斜筋は背臥位で24.0±12.4%、端座位で17.3±10.0%、直立位で20.5±9.6%であった。右外腹斜筋は背臥位で32.8±19.6%、端座位で21.4±11.7%、直立位で

26.0±13.3%であった。左右の外腹斜筋共に、背臥位は端座位に比べ有意に高い値であった (p<0.05)。

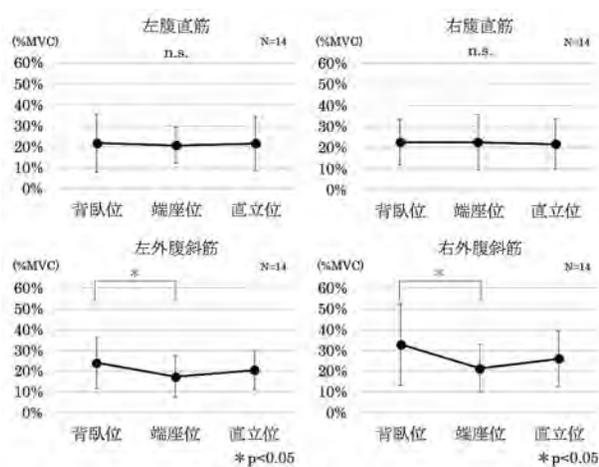


図1 最大音圧測定時の呼吸補助筋の筋活動

4. 考察

姿勢が最大音圧レベルに及ぼす影響に関して、直立位での最大音圧レベルは端座位と比較して大きくなる傾向を示した。測定結果においては直立位での発声が一番高い値を示し、次いで背臥位、端座位の順となった。

背臥位での発声に関して、声の強さに関与する要因は、声門閉鎖力と声帯振動様式、声門下圧である¹¹⁾。背臥位における肺活量は座位や立位などの姿勢に比べ低下することが知られており^{12),6)}。背臥位の呼気筋力 (PEmax) は座位に比べ有意に低下するといわれている^{12),13)}。本研究の課題は先行研究と同様の瞬間的な呼気(発声)を行っていることから、背臥位では端座位と直立位に比べ肺活量、呼吸筋力が低下していることが考えられる。そのことより、声門下圧が低下し、声の強さは小さくなることが推測される。しかし、測定結果において端座位、直立位と比較して有意差が見られなかった。このことから、声の強さに関与する他の要因である声門閉鎖と声帯振動様式による代償反応が考えられた。声を強く出す際は、声帯内転筋、特に声帯筋の収縮が増し、声質は高くなる傾向にあり¹⁴⁾、基本周波数が高くなると音圧レベルも上昇するといわれている¹⁵⁾。通常、声を強く出す際は、声門閉鎖力、声門下圧の両者が同調して増大する傾向を示す¹¹⁾とされているが、背臥位のように声門下圧が低下する状態では、不足している声門下圧を補うために、過剰な声門閉

鎖を行い、声帯振動様式を変え、通常の発声より高い声を出していることが考えられる。そのため、背臥位での発声は端座位と直立位と変わらない発声パフォーマンスを発揮できたのだと考えた。

端座位での発声は、測定姿勢の中で一番小さな値を示した。端座位での姿勢は背臥位に比べ、腹腔内臓器の下降により横隔膜への伸張圧迫が減少し、また背側面の制限がなくなるため、胸郭の拡張性の制限を受け難く吸気呼気が行いやすくなる。しかし一方で、端座位により骨盤は背臥位と直立位に比べ後傾し、骨盤傾斜角度が浅くなることが考えられる。そのため、肋骨下縁から腸骨稜前方間の外腹斜筋の筋長が短くなり、筋の長さ-張力の関係から収縮効率を低下させている可能性がある¹⁶⁾。これらのことから、端座位での発声は背臥位に比べ吸気呼気が行いやすい姿勢にも関わらず、姿勢間で一番小さな値を示したのではないかと考えた。

直立位での発声は、姿勢間で一番大きく、端座位と比較し最大音圧レベルが大きくなる傾向を示した。直立位は背臥位とは異なり、背側圧迫に伴う胸郭の拡張制限が少なく、十分な可動性が確保され、腹部内臓器の上方移動による横隔膜筋への圧迫は無く、肺活量への影響も少ない。また、端座位と比較し骨盤傾斜は前傾し、外腹斜筋の筋長は長くなることが予測され、筋の長さ-張力の関係から収縮効率を高くなることが考えられる¹⁶⁾。そのため、直立位での最大発声は他の姿勢と比較し高いパフォーマンスを発揮できたのだと考えた。

最大音圧測定時の筋活動に関して、腹直筋は姿勢間で有意差は見られなかった。その理由として、Abeら¹⁷⁾はCO₂刺激に対する腹筋群の応答は、腹横筋が最も高く、その後内腹斜筋と外腹斜筋が続く、腹直筋は殆ど活動が見られなかったとしている。また、一場ら⁸⁾は呼吸抵抗負荷時の呼吸筋活動を記録しており、腹直筋の筋活動量は、外腹斜筋の1/4程度であったと報告している。Cresswell¹⁸⁾は、体幹屈曲時の最大等尺性収縮の筋活動に対して、息こらえ時の腹筋群の筋活動の割合は外腹斜筋37%、腹直筋4%であったとしている。これらのことから、同じ呼吸補助筋であっても、呼気時にはより内部の筋が選択的に活動し、外側の筋である腹直筋は筋活動が低いことが推測される。そのため、姿

勢が変化した場合でも、腹直筋の筋活動には差が見られないのだと考えた。

外腹斜筋に関しては、背臥位は端座位よりも筋活動が有意に高くなることが示された。声の強さに関与する要因に声門下圧があり、声門下圧は肺活量や呼気筋力の影響を受けるとされている。keraら⁶⁾は、肺活量は座位、立位に比べ背臥位で有意に低下していると報告している。背臥位で肺活量が低下する要因としては、胸郭背側が圧迫されることで、胸郭の拡張性を抑制することや¹⁹⁾、腹腔内臓器による胸郭方向への偏移が横隔膜を圧迫し、吸気時の横隔膜機能を制限している²⁰⁾ことが考えられる。背臥位での呼気筋力の低下においても、同様のことが考えられ、背臥位による胸郭肺側の圧迫、拡張性の制限が上げられる。背臥位は端座位や直立位に比べ、肺活量や呼気筋力の低下が推測され、そのため発声効率が低下することが考えられる。それらを補うための代償的な発声に伴い、外腹斜筋の筋活動は高くなったのだと考えた。

以上のことから、直立位での最大発声は他の姿勢に比べ高い音圧レベルを発揮できることがわかった。直立位での発声訓練においては、音圧レベルなどの視覚的フィードバックを行うことにより、患者に他の姿勢との音圧レベルの差を示すことが、より発声努力を促すことができるのではないかと考える。また我々人間は最大発声を行う際に、直立位をとることが自然である。車椅子生活や、入院生活の患者に対し、直立位での発声訓練は身体機能の向上のみならず、満足感や達成感を与えることが期待される。端座位での最大発声は他の姿勢に比べ一番低い発声機能となった。また筋活動に関しても背臥位に比べ有意に低い値となった。座位での発声は筋活動が低活性になるため、他の姿勢に比べ低負荷での訓練に適していることが考えられる。背臥位での最大発声に関しては、その姿勢の特性に伴い代償的な運動が行われ、筋活動が高くなることが示された。

現行の発声訓練時の姿勢設定においては、背臥位を訓練姿勢に設定することは少なくい。脳卒中や誤嚥性肺炎など呼吸発声機能が低下した患者に対し、呼吸補助筋の筋活動を重視した発声努力を求める高負荷の訓練を行うのであれば、これまでの言語聴覚療法で用いられてきた訓練姿勢に加え、背臥位での

発声訓練の有用性が期待される。ただし、筋萎縮性側索硬化症など高負荷の筋力強化が禁忌とされる患者や声帯などに器質的な異常がある患者への適応は慎重にならなくてはならない。

本研究の限界として、今回の研究では発声方法の統制を行っておらず、被験者個人々の自然な発声方法としている。発声方法の違いにより使用される内喉頭筋は異なることが予測され、発声機能に影響を及ぼしている可能性がある。また呼吸補助筋においても呼吸様式や発声方法によって使用される呼吸補助筋は異なることが考えられ、姿勢が呼吸補助筋へ及ぼす影響に差異が生じている可能性がある。今後は被験者の呼吸様式の調査や呼吸方法、発声方法の統一を検討していく。

5. 結論

発声機能の低下はコミュニケーション手段を奪い、QOLを容易に低下させてしまう可能性がある。効率の良い呼吸機能訓練や発声訓練を提供することは、早期にQOLを改善させるために重要なことであると思われる。今回の結果より、臨床の現場で発声練習を行うときは、十分な呼吸機能発声と機能を発揮するための姿勢設定だけでなく、姿勢の違いによる呼吸補助筋の筋活動の特性も踏まえた訓練姿勢の設定も必要であると考えた。本研究の言語聴覚療法における臨床的意義として、姿勢が発声時の呼吸筋活動に与える影響を明らかにすることで、訓練時の姿勢を検討する一助となることが考えられる。

引用文献

- 1) ジョン M パーマー：ことばと聞こえの解剖学。(田邊等医学監修、三田地真実 監訳)。学苑社、pp157-160、2005。
- 2) Pettersen V : Muscular patterns and activation levels of auxiliary breathing muscles and thorax movement in classical singing. *Folia Phoniatr Logop*, 57: 255-277, 2005.
- 3) 西尾正輝：ディサースリアの基礎と臨床。第3巻 臨床実用編。インテルナ出版、pp3-7、2006。
- 4) 神津玲：コメディカルのための呼吸理学療法最新マニュアル。(中尾史、田野晶子、北村ひとみ編)。メディカ出版、pp17-18、2005。
- 5) 平野実、大田黒延寿：体位ならびに頭位の音声におよぼす影響。耳鼻臨床、38：445-450、1965。
- 6) Kera T, Maruyama H : The Effect of Posture on Respiratory activity of the Abdominal Muscles. *J Physiol Anthropol Appl Human Sci*, 24: 259-265, 2005.
- 7) Aldo O Perott : 筋電図のための解剖ガイド、— 四肢・体幹 第3版 (栢森良二監訳)。西村書店、pp264-265、1997。
- 8) Ng JK-F, Kippers V, Richhardson CA : Muscle fibre orientation of abdominal muscles and suggested surface EMG electrode positions. *Electromyogr Clin Neurophysiol*, 38: 51-58, 1998.
- 9) 一場友実、解良武士、島本隆司、他：呼吸負荷抵抗の相違による呼吸運動の分析。理学療法学、17：195-198、2002。
- 10) 金子秀雄、永井良治、吉住浩平：最大吸気測定 of 反復にともなう呼吸筋活動の変化。理学療法学、25：487-492、2010。
- 11) 梅野博仁、讃岐徹治：新編声の検査法、(日本音声言語医学会編)。医歯薬出版株式会社、pp136-137、pp190-191、2009。
- 12) 山科吉弘、田平一行、増田崇、他：姿勢が咳の最大流量 (Cough Peak Flow) に与える影響。バイオフィリアリハビリテーション研究、7：1-5、2011。
- 13) Costa R, Almeida N, Ribeiro F : Boy position influences the maximum inspiratory and expiratory mouth pressures of young healthy subjects. *Physiotherapy*, 101: 239-241, 2015.
- 14) 平野実：歌声の調整機構。音声言語医学、11：1-11、1970。
- 15) 小宮山荘太郎：音声の新しい評価法 PHONOGRAM による検査法。耳鼻、18：428-440、1972。
- 16) 市川毅、木村雅彦、室崎朋美：立位姿勢の違いが呼吸筋活動と胸郭運動および呼吸機能に及ぼす影響、胸郭と骨盤の位置関係に着目して。臨床理学療法研究、6：39-42、2009。
- 17) Abe T, Kusahara N, Yoshimura N, et al : Differential respiratory activity of four abdominal muscles in humans. *J Appl Pphysiol*, 80: 1379-1389, 1996.
- 18) Cresswell AG, Grundstrom H, Thorstensson A : Observations on intra-abdominal pressure and patterns of abdominal intra-muscular activity in man. *Acta Physiol Scand*, 144: 409-418, 1992.
- 19) Kaneko H, Horie J : Breathing movements of the chest and abdominal wall in healthy subjects. *Respir Care*, 57: 1442-1451, 2012.
- 20) Badr C, Elkins R M, Ellis R E : The effect of body position on maximal expiratory pressure and flow. *Australian Journal of Physiotherapy*, 48: 95-102, 2002

受付日：2019年3月10日

受理日：2019年4月19日

介護療養型医療施設における誤嚥性肺炎発症の関連因子の検討

郡山大介¹⁾ 大塚裕一²⁾ 飯山準一²⁾

¹⁾ 医療法人悠紀会悠紀会病院リハビリテーション科

²⁾ 熊本保健科学大学

A Study of Factors Related to Outbreaks of Aspiration Pneumonia in Medical Long-Term Care Sanatoriums

Kooriyama Daisuke¹⁾ Ootsuka Yuuichi²⁾ Iiyama Junichi²⁾

¹⁾ Yukikai hospital

²⁾ KUMAMOTO Health Science University

Abstract : While studies of factors related to the outbreaks of aspiration pneumonia have been reported in the context of rehabilitation wards and long-term health care facilities for the elderly, they do not appear with reference to medical long-term care sanatoriums. Accordingly, by clarifying factors related to the outbreak of aspiration pneumonia in medical long-term care sanatoriums with Hospital A, this study seeks to help prevent outbreaks of aspiration pneumonia in a manner tailored to the characteristics of facilities.

In terms of method, information was retrospectively collected from medical records for the residents of the target facility and then studied with respect to their relevance to aspiration pneumonia. Thereafter, characteristic factors were extracted by comparison with other facilities.

Consequently, six items were extracted as related factors; namely, intensity of long-term care, history of respiratory illness, JCS dysphagia grade, the presence or absence of oral ingestion, and ADL category. In comparison with other facilities, three factors were extracted; namely, the history of respiratory illness, the presence or absence of oral ingestion, and JCS.

On the basis of this survey, it was suggested that the history of respiratory illness, the presence or absence of oral ingestion, and JCS represent characteristic factors for medical long-term care sanatoriums with Hospital A.

Key Words : medical long-term care sanatoriums, aspiration pneumonia, related factors, retrospective study

抄録 : 誤嚥性肺炎発症の関連因子について、回復期リハビリテーション病棟や介護老人保健施設での検討は報告されているが、介護療養型医療施設では見受けられない。そのため今回の研究では、A病院介護療養型医療施設での誤嚥性肺炎発症の関連因子を明らかにする事で、施設の特性に合った誤嚥性肺炎発症予防の一助とする事を目的とした。

方法は施設入所者を対象に、診療録より後方視的に情報を収集し、誤嚥性肺炎との関連性の検討を行った。その後、他施設との比較により特徴的な因子の抽出を行った。

結果、関連因子として要介護度、呼吸器疾患の既往歴、JCS、摂食嚥下能力グレード、経口摂取の有無、ADL区分の6項目が抽出された。他施設との比較では、呼吸器疾患の既往歴、経口摂取の有無、JCSの3つが抽出された。

今回の調査により、A病院介護療養型医療施設における特徴的な因子は、呼吸器疾患の既往歴、経口摂取の有無、JCSであることが示唆された。

キーワード : 介護療養型医療施設、誤嚥性肺炎、関連因子、後方視的研究

1. 緒言

日本の死因について、厚生労働省のデータ¹⁾によると平成23年を境に肺炎が全体の4位から3位へと順位の変動を認めている。その要因の1つとして、高齢者の誤嚥性肺炎の増加が挙げられている。誤嚥性肺炎は食物や唾液、胃内容物等を誤嚥することが原因で生じる疾患であり、発症すると死に至らずに治癒しても、身体機能の低下や日常生活上での介助量増加につながる事が知られている²⁾。

近年、誤嚥性肺炎を予防することを目的に、発症に関わる関連因子の検討が行われている³⁾。具体的な内容として、嚥下機能と関わる身体機能面、摂食機能と関わる認知機能面、侵襲に対する抵抗力と関わる栄養面等である。また、施設形態による検討で、回復期リハビリテーション病棟⁴⁾については、年齢、経口摂取の有無、摂食嚥下能力グレード、血清アルブミン値、活動レベル、介護老人保健施設⁵⁾については、食事形態の軟食化傾向、Body Mass Index、Barthel Index、コミュニケーションの可否、口唇閉鎖不十分、とそれぞれの施設体系で誤嚥性肺炎発症との関連を認めている。

表1 研究対象者の基本特性

年齢 (平均 ± 標準偏差)	88.7 ± 7.7
BMI (kg/m ²)	18.4 ± 3.3
摂食嚥下能力 グレード	I : 70名、II : 3名、III : 105名
平均要介護度	4.27
血清アルブミン値 (平均 ± 標準偏差)	3.0 ± 0.5
認知症高齢者の 日常生活自立度	I : 7名、II : 26名、III : 91名、 IV : 43名、M : 11名

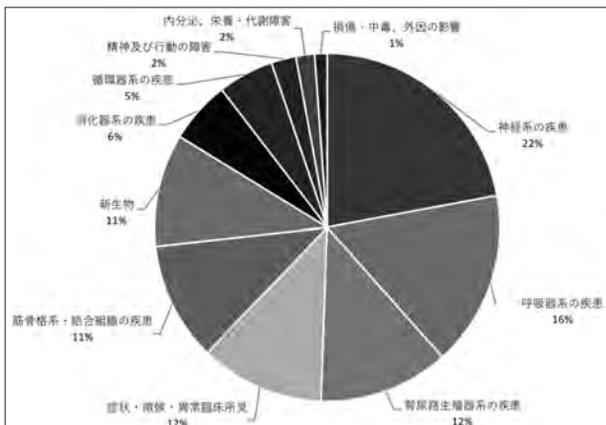


図1 研究対象者の主疾患割合

しかし、回復期リハビリテーション病棟や介護老人保健施設での検討は行われているが、介護療養型医療施設を対象に行われた内容は見受けられないのが現状である。介護療養型医療施設は平成12年の介護保険より開始されており、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行うものと定義されている。類似した施設として、介護老人保健施設が挙げられるが、身体機能や精神機能における介助量が高い点や、経腸栄養患者が多い点、医学的管理の必要性の高さの点で入所者の状態が異なるため、誤嚥性肺炎発症の要因としては、先行研究で挙げられた項目と比較し、より多岐にわたることが予測される。そのため、その対策としても同様に他施設と異なり様々な取り組みが必要になる事が予測される。

上記のことから今回我々は、研究対象施設の介護療養型医療施設における誤嚥性肺炎発症関連因子の抽出と、他施設との比較による研究対象施設の誤嚥性肺炎発症に、特に注意が必要な関連因子の抽出を目的とし、調査を行った。

2. 方法

(1) 対象

A病院介護療養型医療施設に平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に入所していた者(190名)を対象とし、調査項目に1つでも欠損があったもの(12名)は除外とした。その後、対象期間中に誤嚥性肺炎を発症したものを発症群(86名)、発症しなかったものを非発症群(92名)とし、それぞれ分類を行った。本研究中の肺炎の定義は日本呼吸器学会医療・介護関連肺炎診療ガイドライン⁶⁾における、誤嚥性肺炎の診断基準(図2)を元に医師によ

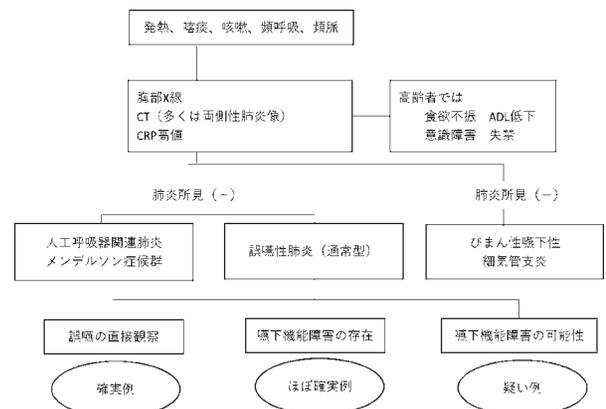


図2 嚥下性肺炎診断フローチャート(ガイドラインより)

で診断されたものとした。なお、本研究においては医療法人悠紀会悠紀会病院倫理審査委員会の承認（承認番号：1713）を得ており、論文に関連する企業や営利団体との開示すべき利益相反（COI）はない。

(2) 調査方法

A 病院介護療養型医療施設の診療録より、誤嚥性肺炎発症の関連因子となる可能性がある項目を選択し、後方視的に調査を行った。

(3) 調査項目

調査項目は基本情報として性別、年齢、要介護度、既往歴（脳血管疾患 / 神経筋疾患 / 呼吸器疾患 / 高血圧 / 糖尿病 / 心疾患）、Japan Coma Scale (JCS) を、嚥下機能面として経口摂取の有無、摂食嚥下能力グレード、残存歯数を、栄養状態面として血清アルブミン値 (Alb 値)、Body Mass Index (BMI) を、認知機能面として認知症高齢者の日常生活自立度を、身体機能面としては ADL 区分とした (表 2、表 3)。それぞれのデータについては研究対象期間の開始日 (平成 28 年 4 月 1 日) に近いものを収集した。なお、呼吸器疾患においては研究対象期間外の誤嚥性肺炎も含むこととした。

(4) 解析方法

誤嚥性肺炎発症の有無と調査項目の関連を単変量解析で検討し、単変量解析にて有意差を認めた調査

項目については、多変量解析を用い、より詳細な解析を行った。単変量解析について年齢、JCS、要介護度、摂食嚥下能力グレード、残存歯数、BMI、Alb 値、認知症高齢者の日常生活自立度、ADL 区分では Mann-Whitney の U 検定を、それ以外の項目については χ^2 検定を使用した。多変量解析については、ロジスティック回帰分析を用い、目的変数を誤嚥性肺炎発症、説明変数を単変量解析で有意差を認めた調査項目とした。また、有意差を認めた調査項目について先行研究^{4) 5)}で挙げられている誤嚥性肺炎発

表 2 調査項目 内容

調査項目		
基本情報	性別	男性、女性
	年齢	中央値の比較
	JCS	0、I、II、III
	要介護度	2、3、4、5
	脳血管疾患	あり、なし
	神経筋疾患	あり、なし
	呼吸器疾患	あり、なし
	高血圧	あり、なし
	糖尿病	あり、なし
心疾患	あり、なし	
嚥下機能面	摂食嚥下能力 グレード	I、II、III
	経口摂取	あり、なし
	残存歯数	中央値の比較
栄養状態面	BMI	中央値の比較 18.5未満 / 18.5以上
	Alb 値	中央値の比較 3.0未満 / 3.0以上
身体機能面	ADL 区分	1、2、3
認知機能面	認知症高齢者の 日常生活自立度	I、II、III、IV、M

表 3 調査項目 使用評価法詳細

1) JCS ⁷⁾ : 意識障害の状態を指標化したもの
0: 意識清明 I: 刺激しないでも覚醒している II: 刺激をすると覚醒する III: 刺激しても覚醒しない
2) 摂食嚥下能力グレード ⁸⁾ : 栄養摂取の状態から摂食嚥下機能を評価する指標
I: 経口摂取なし II: 経口摂取と代替栄養 III: 経口摂取のみ
3) BMI ⁹⁾ : 体重を身長 ² で除算することで算出される栄養状態の指標
痩せ: BMI < 18.5 正常: 18.5 ≤ BMI < 25 肥満: BMI ≥ 25
4) Alb 値 ¹⁰⁾ : 血液に含まれるたんぱく質であり、栄養状態の指標として用いられる
基準値: 3.5~5.0g/dl 栄養障害 (軽度): 3.0~3.5g/dl 栄養障害 (中等度): 2.0~3.0g/dl 栄養障害 (重度): 2.0g/dl 以下
5) ADL 区分 ¹¹⁾ : ベッド上の可動性、移乗、食事、トイレの 4 項目における介助量を、自立 (0) から全面依存 (6) までで点数化し、その合計点で分類したもの。
区分 1 (軽度): 0~10点 区分 2 (中等度): 11~22点 区分 3 (重度): 23~24点
6) 認知症高齢者の日常生活自立度 ¹²⁾ : 認知症の日常生活における支障を具体的に提示している指標
I: 何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
III: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
IV: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にあり、常に介護を必要とする
M: 著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

症の関連因子との比較を行い、研究対象施設において、特に注意が必要な関連因子の抽出を行った。先行研究については、本研究と同様に施設形態で誤嚥性肺炎発症の関連因子を調査しているものを抽出し、本研究で抽出された関連因子が先行研究では関連因子として抽出されているかどうかの比較を行った。統計ソフトはBell Curve(株式会社社会情報サー

ビス)を使用し、危険率5%未満を以って統計学的に有意とした。

3. 結果

(1) 誤嚥性肺炎発症と調査項目

各群の比較を表に示す(表4)。単変量解析で有意差を認めたのは要介護度、呼吸器疾患、JCS、摂食

表4 単変量解析の結果

調査項目		発症群 (N =86)	非発症群 (N =92)	p 値
性別 ^{**}	男性 / 女性	32/54	26/66	NS
年齢 ⁺	平均値 ± 標準偏差	87.9±8.1	89.4±7.3	NS
JCS ⁺	0	8	16	**
	I	52	70	
	II	19	5	
	III	7	1	
JCS 0 ⁺	0 / それ以外	8 / 78	16 / 76	NS
JCS I ⁺	I / それ以外	52 / 34	70 / 22	NS
JCS II ⁺	II / それ以外	19 / 67	5 / 87	NS
JCS III ⁺	III / それ以外	7 / 79	1 / 91	NS
JCS 0・I ⁺	0・I / それ以外	60 / 26	86 / 6	**
要介護度 ⁺	2	1	1	*
	3	2	14	
	4	43	48	
	5	40	29	
要介護2 ⁺	2 / それ以外	1 / 85	1 / 91	NS
要介護3 ⁺	3 / それ以外	2 / 84	14 / 78	NS
要介護4 ⁺	4 / それ以外	43 / 43	48 / 44	NS
要介護5 ⁺	5 / それ以外	40 / 46	29 / 63	NS
要介護2・3 ⁺	2・3 / それ以外	3 / 83	15 / 77	NS
脳血管疾患 ^{**}	あり / なし	57 / 29	54 / 38	NS
神経筋疾患 ^{**}	あり / なし	7 / 79	5 / 87	NS
呼吸器疾患 ^{**}	あり / なし	59 / 27	48 / 44	*
高血圧 ^{**}	あり / なし	46 / 40	53 / 39	NS
糖尿病 ^{**}	あり / なし	10 / 76	14 / 78	NS
心疾患 ^{**}	あり / なし	37 / 49	47 / 45	NS
摂食嚥下能力グレード ⁺	I	52	18	***
	II	1	2	
	III	33	72	
グレードI ⁺	I / それ以外	52 / 34	18 / 74	***
グレードII ⁺	II / それ以外	1 / 85	2 / 90	NS
グレードIII ⁺	III / それ以外	33 / 53	72 / 20	***
経口摂取 ^{**}	あり / なし	33 / 53	72 / 20	***
残存歯数 ⁺	平均値 ± 標準偏差	9.5±9.8	8.6±8.6	NS
BMI ⁺	平均値 ± 標準偏差	18.0±3.5	18.6±3.0	NS
	18.5未満 / 18.5以上	35 / 51	49 / 43	NS
Alb 値 ⁺	平均値 ± 標準偏差	2.9±0.5	3.0±0.4	NS
	3.0未満 / 3.0以上	51 / 35	53 / 39	NS
認知症高齢者の日常生活自立度 ⁺	I	2	5	NS
	II	11	15	
	III	42	49	
	IV	24	19	
	M	7	4	
ADL 区分 ⁺	1	5	20	***
	2	22	39	
	3	59	33	
区分1 ⁺	1 / それ以外	5 / 81	20 / 72	NS
区分2 ⁺	2 / それ以外	22 / 64	39 / 53	NS
区分3 ⁺	3 / それ以外	59 / 27	33 / 59	***

⁺Mann-Whitney の U 検定、^{**}χ²検定、*** : p < 0.001、** : p < 0.01、* : p < 0.05、NS : not significant

嚥下能力グレード、経口摂取の有無、ADL 区分の 6 項目であった。

(2) 誤嚥性肺炎発症に関わる因子

単変量解析で有意差を認めた項目についてロジスティック回帰分析を行い、誤嚥性肺炎発症に対するオッズ比を算出した(表5)。呼吸器疾患あり(オッズ比2.38)、摂食嚥下能力グレード I(オッズ比6.29)、摂食嚥下能力グレード III(オッズ比0.17)、ADL 区分 3(オッズ比3.91)、経口摂取なし(オッズ比5.78)、JCS0・I(オッズ比0.16)であり、6項目で有意差を認めた。

(3) 他施設との比較

研究対象施設で誤嚥性肺炎発症の関連因子として抽出された6項目のうち、先行研究と共通している4項目について比較を行った(表6)。その結果、経口摂取の有無、JCS、既往歴(呼吸器疾患)の3項目において、他施設と異なる結果を示した。

4. 考察

(1) 誤嚥性肺炎発症の関連因子

誤嚥性肺炎の発症と調査項目の関連性を検討した結果、ADL 区分、要介護度、既往歴(呼吸器疾患)、摂食嚥下能力グレード、経口摂取の有無、JCS の6項目において有意差を認めた。

誤嚥性肺炎発症とADL区分に関して、藤谷ら¹³⁾は誤嚥性肺炎発症に関連する要因としてADLの低さを挙げている。本研究の結果より、発症群では非発症群と比較しADL区分が重度化する傾向を示し、オッズ比についてはADL区分3で高い値を示した。また、ADL区分と同様に、日常生活における介助量を基準とした要介護度においても同様の傾向を示したが、それぞれの細項目では有意差を認めなかった。その理由としてADL区分と要介護度の基準の違いが考えられる。ADL区分は日常生活における身体的な介助量の必要性によって段階分けがなされているが、要介護度はそれに加え精神機能を含めた介助量で段階分けが行われている。本研究の対象者は表1に記載している通り、何らかの認知機能低下による日常生活への支障が見られている。そのため、要介護度では身体的な介助量のみではなく、精神機能も含めた介助量となり、誤嚥性肺炎発症と細項目の関連が得られなかったのではないかと考える。

誤嚥性肺炎発症と摂食嚥下能力グレードに関して、結果より発症群では非発症群と比較し摂食嚥下能力グレードが重度化する傾向を示し、オッズ比については重症度の高い摂食嚥下能力グレード Iで高い値を示し、重症度の低い摂食嚥下能力グレード IIIで低い値を示した。また、摂食嚥下能力グレードと類似した判断となる経口摂取の有無についても、同様の傾向を示した。以上のことより研究対象施設で

表5 ロジスティック回帰分析の結果

説明変数	オッズ比 (95%信頼区間)	p 値
既往歴(呼吸器疾患)あり	2.38 (1.29~4.4)	**
摂食嚥下能力グレード I	6.29 (3.21~12.32)	***
摂食嚥下能力グレード III	0.17 (0.09~0.33)	***
ADL 区分 3	3.91 (2.09~7.29)	***
経口摂取なし	5.78 (2.99~11.18)	***
JCS0・I	0.16 (0.06~0.42)	***

***: p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, NS: not significant

表6 他施設との関連因子の比較

施設形態	既往歴(呼吸器疾患)	経口摂取の有無	JCS	摂食嚥下能力グレード
研究対象施設	○	○	○	○
回復期リハビリテーション病棟	×	×	×	○
介護老人保健施設	×	-	-	-
特別養護老人ホーム	×	-	-	-

○: 関連あり、×: 関連なし、-: 調査項目なし

は経口摂取を行っていない対象者に誤嚥性肺炎の発症が多い事が推察された。稲川¹⁴⁾によると、経鼻胃管栄養では管の汚染による感染リスクや胃食道逆流のリスク、胃瘻では胃食道逆流のリスクがそれぞれ誤嚥性肺炎の原因となると述べている。本研究の対象者における経口摂取以外の栄養摂取方法は経鼻胃管栄養、胃瘻がそのほとんどを占めており（図3）、また発症群においてはJCSが非発症群と比較して重度化傾向を示していたことから、誤嚥性肺炎発症の関連因子として経口摂取なしに関連する項目が抽出されたのではないかと考える。

誤嚥性肺炎発症と既往歴に関して、本施設では呼吸器疾患のみで誤嚥性肺炎と関連性を認めた。藤島¹⁵⁾によると誤嚥の内容や性質により様々な肺障害が生じる、と述べている。また、誤嚥性肺炎に関しては一度発症すると気道粘膜の感受性低下から誤嚥時の咳嗽が低下し、誤嚥性肺炎を反復しやすくなる¹⁶⁾、とも述べている。そのため、誤嚥による呼吸器疾患の増加から誤嚥性肺炎との関連を認めた、と考える。呼吸器疾患以外で誤嚥性肺炎と関連が認められなかった要因として、研究対象施設の特徴が考えられる。介護療養型医療施設は病状安定期にあるが、医学的管理が必要な方を対象とした施設、として位置付けられている¹⁷⁾。そのため、誤嚥性肺炎のリスク因子とされる脳血管疾患や神経筋疾患、また、それぞれと関連する糖尿病や高血圧、心疾患があっても病状としては安定しているため、誤嚥性肺炎の発症に直接的な影響は少なかったのではないかと考える。

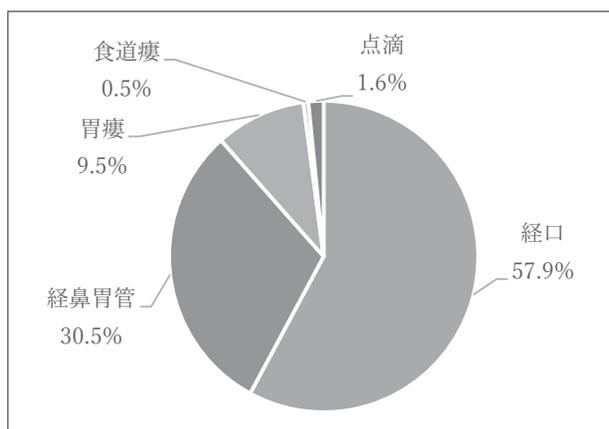


図3 研究対象者の栄養摂取ルート

（2）他施設との比較

他施設との関連因子の比較においては、経口摂取の有無、JCS、既往歴（呼吸器疾患）がA病院介護療養型医療施設において、特に注意が必要な共通の関連因子として抽出された。

経口摂取の有無について、介護療養型医療施設では誤嚥性肺炎発症の関連因子として抽出されたが、先行研究で行われている回復期リハビリテーション病棟では抽出されなかった。その要因として、回復期リハビリテーション病棟の特徴があげられる。回復期リハビリテーション病棟は脳卒中や骨折を受傷した患者を対象に積極的なリハビリテーションを行う病棟と位置付けられている。そのため、経管栄養で入院した患者に対しても同様に積極的なリハビリテーションが行われ、経管栄養から経口摂取へ移行し、それにより経管栄養の患者が入院経過で減少することから、回復期リハビリテーション病棟では有意差を認めなかったのではないかと考える。また同様に、介護保険施設での経管栄養について、厚生労働省のデータ¹⁸⁾によると介護療養型医療施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの順で多い傾向であり、今回比較を行った施設の中では介護療養型医療施設において特に注意が必要な関連因子である可能性が示唆された。

JCSについて、介護療養型医療施設では関連因子として抽出されたが、回復期リハビリテーション病棟では抽出されなかった。その要因として経口摂取の有無と同様に回復期リハビリテーション病棟の特徴が関連していることが考えられる。また、介護老人保健施設、特別養護老人ホームではそれぞれ調査項目としてJCSを挙げていないが、施設の特徴として介護老人保健施設では自宅復帰を目指す施設、特別養護老人ホームでは生活施設との位置付け¹⁹⁾より、意識障害を持つ入所者は少ないことが推測される。そのことから今回比較を行った施設の中では介護療養型医療施設において意識障害が特に注意が必要な関連因子である可能性が示唆された。

呼吸器疾患の既往歴について、前述した介護療養型医療施設では経腸栄養、意識障害が多い傾向にある、ということに関連し、唾液や痰などの誤嚥が増加すること²⁰⁾から介護療養型医療施設と他施設で異なる結果になったのではないかと推測する。

(3) 本研究の限界と展望

本研究は1施設のデータを基に誤嚥性肺炎発症の関連因子検討を行っている。また、他施設との比較においては先行研究を参考に行っている。そのため、対象施設の地域特性によるデータへの影響や、先行研究で使用されているデータへの影響が考えられる。また、今回抽出した関連因子について、それぞれの項目における独立性の検討は行っていないため、項目間の交絡による影響が考えられる。

今後はそれらの点を踏まえ、同地域内それぞれの施設における誤嚥性肺炎発症関連因子の分析ができれば、と考える。

5. 結論

A病院介護療養型医療施設における誤嚥性肺炎発症の関連因子について検討を行った。その結果、経口摂取の有無、JCS、既往歴（呼吸器）が重要な関連因子として得られた。今後、3項目に対し、取り組みを行うことで、誤嚥性肺炎発症の軽減につながる可能性がある。

6. 謝辞

本研究の遂行に際し、データを提供して頂いたA病院介護療養型医療施設の施設長へ、厚く御礼を申し上げます。

引用文献

- 厚生労働省。平成27年人口動態統計月報年計（概数）の概況。厚生労働省。2015。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai15/dl/gaikyou27.pdf>
- 前田圭介。誤嚥性肺炎の予防とケア7つの多面的アプローチをはじめよう。前田圭介著。誤嚥性肺炎の疫学。pp2-3、東京、医学書院、2017。
- 安武友美子、大室美穂子、大池貴行、森下志子、川保幹雄 他。誤嚥性肺炎発症にかかわる要因の検討。日本呼吸ケア・リハビリテーション学会。21: 148-152、2011。
- 松村拓郎、三谷有司、沖侑太郎、藤本由香里、石川朗。回復期脳血管障害患者の誤嚥性肺炎発症要因の検討。日本老年医学会。51:364-368、2014。
- 桑澤実希、米山武義、佐藤裕二、北川昇、今井智子 他。施設における誤嚥性肺炎・気道感染症発症の関連因子の検討。Dental Medicine Research. 31: 7-15、2011。
- 日本呼吸器学会 医療・介護関連肺炎（NHCAP）診療ガイドライン作成委員会。医療・介護関連肺炎診療ガイドライン。誤嚥性肺炎、p32-35、東京、日本呼吸器学会。2011。
- 川並透。病気が見える vol.7 脳・神経第1版。医療情報科学研究所編集。意識障害の評価法。p458、東京、メディックメディア、2011。
- 藤島一郎。嚥下障害ポケットマニュアル第3版。聖隷嚥下チーム著。摂食・嚥下障害患者の摂食状況の評価。pp55-56、東京、医歯薬出版株式会社、2011。
- 渡邊光子。言語聴覚士のための摂食嚥下リハビリテーション Q&A 臨床がわかる50のヒント。福岡達之編集。身体計測。p7、東京、協同医書出版社、2016。
- 渡邊光子。言語聴覚士のための摂食嚥下リハビリテーション Q&A 臨床がわかる50のヒント。福岡達之編集。血液生化学的検査。pp7-8、東京、協同医書出版社、2016。
- 中央社会保険医療協議会。療養病棟入院基本料2に係る算定上の留意事項の主な内容（案）。厚生労働省。2006。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/ryouyou01c2.pdf>
- 長谷川和夫。新・介護福祉士養成講座12認知症の理解。介護福祉士養成講座編集委員会編集。認知症高齢者の日常生活自立度判定基準。pp61-63、東京、中央法規出版株式会社、2009。
- 藤谷順子。摂食嚥下リハビリテーション第3版。出江紳一、鎌倉やよい、熊倉勇美、弘中祥司、藤島一郎 他編集。1リスク管理。pp252-253、東京、医歯薬出版株式会社、2016。
- 稲川利光。介護する人のための誤嚥性肺炎こうすれば防げる！助かる！。稲川利光監修。誤嚥性肺炎はなぜ起こる？。p48-53、株式会社主婦の友社、2013。
- 丸茂一義。よくわかる嚥下障害改定3版。藤島一郎編集。嚥下障害と呼吸器疾患。p74、東京、永井書店、2011。
- 藤島一郎。口から食べるー嚥下障害 Q&A 第4版。藤島一郎、清水一郎編集。食べていないのに誤嚥性肺炎になる人がいますがどうしてでしょうか。p56、東京、中央法規出版株式会社、2011。
- 福田素生。系統看護学講座専門基礎分野健康支援と社会保障制度〔3〕社会福祉。福田素生編集。指定居宅サービス事業者と介護保険施設。pp99-100、東京、医学書院、2013。
- 中央社会保険医療協議会。療養病床に関する基礎資料。厚生労働省。2016。
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-SeisakutoukatsukanSanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000141166.pdf
- 福田素生。系統看護学講座専門基礎分野健康支援と社会保障制度〔3〕社会福祉。福田素生編集。指定居宅サービス事業者と介護保険施設。pp100-101、東京、医学書院、2013。
- 木佐俊朗。嚥下障害の臨床リハビリテーションの考え方と実際。日本嚥下障害臨床研究会編集。経管栄養法の問題。p180、東京、医歯薬出版株式会社、2008

受付日：2019年3月7日

受理日：2019年5月10日

介護福祉士養成課程を持つ専門学校における学生の 学習継続の困難に関する調査研究

松 永 繁

日本福祉教育専門学校

A Study on the difficulty of students' continuation of learning in vocational colleges with a certified care worker training course.

Matsunaga Shigeru

Japan Welfare Education College

Abstract : In this study, we focused on the difficulties in continuing learning at a certified care worker training vocational college in terms of the factors, the backgrounds, and the correspondence of teachers for students studying, with a keyword of “non-cognitive skills” to form relationships. As a result, we created the following concepts in the factors and the backgrounds; “withdrawal from members,” “self-centered view of the world,” and “isolating action” in the factors; “ideal child image” and “deprivation of skills to form opportunity” in the background. In addition, we generated these concepts in the correspondence of teachers for students studying “individual interview,” “individual guidance,” “information sharing with other teachers,” and “contact to family.”

In conclusion, this study suggests that the problems of the difficulties to continue learning occurs at the developmental stages of the human relationship ability.

Key Words : Human relationship formation ability, Learning continuity Difficulties, Certified care worker, Vocational college

抄録 : 専門学校における従来の学習継続困難、中途退学に関する研究では、経済的な側面や「学力」の側面から検討されてきた。本研究では、非認知能力の人間関係形成能力をキーワードにして、介護福祉士養成専門学校で学ぶ学生の学習継続困難要因、背景、教員の対応に焦点を当て検討した。結果、課題としては、【構成員からの離脱】【自己中心的な世界観】【孤立させる行動】の概念を生成し、背景では、【理想の子ども像】【スキル形成機会の剥奪】の概念を生成した。教員の具体的支援については、≪個別面談≫≪個別指導≫≪他の教員との情報共有≫≪家族への連絡≫の4つのカテゴリーを生成した。

結論として、人間関係形成能力の発達途上に学習継続困難となる課題が生じていることが示唆された。

キーワード : 人間関係形成能力、学習継続困難、介護福祉士、専門学校

(1) はじめに

専修学校は1976（昭和51）年に新しい学校制度として創設され、修業年限一年以上、一年間の授業時数が800時間以上、教育を受ける者が常時40人以上の組織的な教育を行う機関として位置付けられた¹⁾。通常、一般的に専門学校と言うと、高等学校卒業者を入学対象とした専門課程を持つ専門学校のことを指している場合が多い。しかし、その他、中学校卒業者を対象とした高等専修学校、入学要件がない一般課程の専門学校も存在し、これら3つを専修学校と呼んでいる。

そのうち、専門課程を持つ専門学校（以下、専門学校と言う）は、学校教育法第124条の「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする教育施設と規定され、実践的な職業教育を実施し²⁾、現在まで我が国における職業教育を担う機関として発展してきた。

また、単に職業教育を担うだけでなく、高校中退者や高校既卒者などの学びなおしを希望する者など、様々な背景を持つ学生を受け入れ³⁾、学生の人間形成や人生を創造するためのキャリア形成の機能等も担ってきたのである⁴⁾。

近年、専門学校で学ぶ学生の多様化が言われているが、そのひとつに現在の社会世相を反映した学生の特徴や課題を抱えた学生の存在がある。それゆえに、学生の学校での学びにおける課題も多種多様であり、それらの課題が深刻化すると学習継続困難に陥り、最悪は中途退学に至ることも考えられる。

専門学校における中途退学に関する研究では2014（平成26）年に実施された「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」⁵⁾がある。また、近年では志田⁶⁾による研究がある。志田は、中途退学に至る要因を学内領域、学外領域に分け分析している。それによれば、学内領域では「意欲の低下」「成績不良」「進路変更」を挙げ、「進路変更」については「現状の困難を回避する策として進路変更の検討がなされる」という消極的退学が存在すると指摘している。そして、「意欲の低下」「成績不良」「進路変更」はそれぞれ相関関係があることも指摘している。

いずれの先行研究においても、中途退学要因として「学業不振」が最も高い要因として挙げられてい

るのが特徴である。

このように、専門学校における学習継続困難に関する先行研究は、先に触れたように、「学力」とそれに関する「意欲」の側面から検討されてきた。しかし、非認知能力に焦点を当てた学習継続困難に関する研究は少ない。

学習継続困難に関する研究において、非認知能力に焦点を当てた研究では、福祉系資格取得の養成課程を持つ大学、短期大学において、発達障害を持つ学生に関する研究がある^{7) 8) 9)}。発達障害の特性のために非認知能力に著しい偏りが要因となり、学校における学習が困難となる学生の存在が指摘されている。そのため、障害の特性に合わせた支援方法の検討が行われている。

しかし、発達障害に限定せずに幅広い学生を対象として、非認知能力と学習継続困難要因の検討をした研究は少ない。そして、介護福祉士養成課程を持つ専門学校の学生に特化した研究はほとんどなされていないのが現状である。

福祉系の専門学校において、非認知能力を取り上げたものとしては植上¹⁰⁾の研究がある。植上は、発達障害を持つ学生と限定せず、専門学校で学ぶ学生を広く対象としている。そして、福祉系専門学校も含めた専門学校の役割について触れ、単に即戦力の養成を行なっているのではなく、学生のニーズとして、職業教育のニーズの他に人間形成的側面のニーズもあり、そのニーズを重視した教育が展開されていると説明している。しかしながら、非認知能力と学習継続困難要因の検討まではなされていない。

現在、介護福祉士養成専門学校では多様な学生が在籍し、その学生の中には学習継続困難に陥る者も存在すると考えられる。しかし、先行研究において、非認知能力に注目した学習継続困難に関する検討がなされていない現状から研究の必要性があると考えられる。

(2) 研究目的

介護福祉士養成課程を持つ専門学校で学ぶ学生の中には非認知能力のひとつである人間関係形成能力が発達途上の者が存在する。発達途上の要因は多様であるが、人間関係形成能力が発達途上のために学習継続困難に陥っているとの仮説を立て、学校生活における学生の課題、学生の背景、教員の対応につ

いて検討することを目的とする。

(3) 用語の定義

1) 非認知能力

OECD の社会情動的スキルの定義を採用する¹¹⁾。非認知能力とは、「一貫した思考・感情・行動のパターンに発現し、学校教育またはインフォーマルな学習によって発達させることができ、個人の一生を通じて社会・経済的成果に重要な影響を与えるような個人の能力」とする。そして、その能力のひとつとして、人間関係形成能力が含まれるとする。

2) 人間関係形成能力

他者と協力する能力、問題を解決する能力、他者の意図や感情を理解する能力、自己の理解と行動の調整する能力と定義する。

(4) 研究方法

対象と方法

日本介護福祉士養成施設協会に加盟する施設のうち、関東信越地域の介護福祉士養成専門学校すべての83校の介護福祉士養成教育に1年以上携わる教員83名(各校1名)を対象にアンケート調査を実施した。

各学校でのアンケートに回答していただける方の選定方法については、学校長へ介護福祉士養成教育に1年以上携わっておられる教員の方の中から無作為に選んでいただくよう依頼した。

アンケート用紙は氏名、学校名ともに無記名で回答してもらった。

調査期間：平成30年8月30日から平成30年9月14日

調査内容：アンケート用紙の質問項目

「人間関係形成能力」が発達途中と思われるために学校生活の継続が困難に陥っている学生(以下、学生とする)は存在しますか。又は存在していましたか。」

「人間関係形成能力」が発達途中と思われるために、生じている課題について、お気づきの具体的な課題について、いくつでもご記入ください。」

「上記の課題を抱える学生の背景(家庭環境、学歴等)について、お気づきになっている特徴的なことについて、いくつでもお答えください。」

「人間関係形成能力」が発達途中と思われるために生じている学生の課題について、教員は具体的にどのような支援をされていますか。

尚、「人間関係形成能力」とは、他者と協力する能力、問題を解決する能力、他者の意図や感情を理解する能力、自己の理解と行動の調整する能力と定義し、アンケート用紙において説明をした。そして、上記の質問項目について、自由記述にて回答をお願いした。

また、アンケート調査における説明では「人間関係形成能力」が発達途中と表現しているが、本稿では発達途上と用語を統一する。ただし、用語の意味は同一である。

データの収集と分析方法

人間関係形成能力が発達途上と思われるために、学校生活において生じている学生の課題、背景の分析枠組みには、Steps for Coding and Theorization (SCAT) を用いた。

アンケートの自由記述は多くが箇条書きであったため、1つのテキストデータが小さく、SCATの分析手順を忠実に踏まえて分析をすると、文脈からの言い換え、概念化が難しいことが考えられた。そのため、同様にアンケートの自由記述をSCATにて分析した福士ら(2011)¹²⁾の手法を採用して、以下のような手順で分析を進めた。この手法はSCATを開発した大谷も有効であるとする手法である¹³⁾。

1. データ入力：アンケート自由記述のテキストデータをSCATフォームに入力。
2. グループ化：テキストデータごとに、類似したテキスト同士をまとめグループ化する。
3. 言い換え：グループ化ごとのテキストデータを文脈を踏まえて他の語句に言い換える。
4. 概念化：グループ同士の関係から浮上してくる潜在的なテーマを概念化する。
5. ストーリーライン：すべてのデータを組み入れた概念化の全体像を文章化する。
6. 理論記述

人間関係形成能力が、発達途上と思われるために

生じている学生の課題への教員の支援に関する分析は、内容分析を用いた。

この4番目の質問項目について、SCATではなく、内容分析を採用した理由として、他の質問項目が、まとまりのある文章としての回答がなされていたものの、4番目の質問項目への回答は、単語のみが半数以上あり、文の前後の文脈を見ながら分析を進めていくSCATでの分析は適さないと判断したためである。

(5) 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学倫理審査委員会の承認を得て行なった。(承認番号17-0403)

アンケートには、調査目的、得られたデータの活用方法、まとめたデータは匿名化し特定できないようにすることを文書で説明をした。また、同意撤回については無記名アンケートの特性上、困難な旨も説明した。

(6) 結果

回答は30校から得られた。うち、存在するとの回答は25校であった。そのため、25校のアンケート用紙の自由記述を分析対象とし、以下の結果となった。

まず、人間関係形成能力が発達途上と思われるために生じている学生の課題としては、テキストデータを類似したテキスト同士をまとめグループ化した結果、＜相手との関係作りができない＞＜他者との協働が困難＞＜社会ルールを理解できていない＞＜他者理解の困難＞＜状況に応じた行動ができない＞という5つのグループを生成した。

次に、グループ同士の関係から概念化した。その結果、【構成員からの離脱】【自己中心的世界観】【孤立させる行動】の概念を生成した(表1)。

次に、人間関係形成能力が発達途上と思われるために課題を抱える学生の背景としては、＜子どもを受容できない＞＜必要なスキル獲得ができない環境＞＜子どもへの過干渉＞＜不安定な家庭環境＞という4つのグループを生成した。

そして、グループ同士の関係から概念化した。その結果、【理想の子ども像】【スキル形成機会の剥奪】の概念を生成した(表2)。

以下、「 」はグループ化、＜ ＞は言い換え、【 】は概念を示す。

斜体は、自由記述の原文を示す。

次に、教員の具体的支援については、＜個別面談＞＜個別指導＞＜他の教員との情報共有＞＜家族への連絡＞の4つのカテゴリーを生成した。

以下、＜ ＞はカテゴリーを示す。

斜体は、自由記述の原文を示す。

表1 「人間関係形成能力」が発達途上と思われる学生の課題

グループ	代表的なテキストデータ
【構成員からの離脱】	
相手との関係作りができない	自ら挨拶したりがない
	教員とすれ違っても素通り
	学生同士の関係が築けない
	相手に伝わる挨拶ができない
	合わない友人とは徹底的に距離を置く
他者との協働が困難	他者と協力して課題を達成が困難
	協調性がもてない
	自身に不利なことには権利ばかり主張する
	他の学生の学習環境を悪くする
	クラスメイトとのコミュニケーションが図れない
	グループワーク等に参加できない
社会ルールを理解できていない	介護実習において他学生と同じ行動が取れない
	妥協して相手に合わせるができない
	SNSによるトラブル
	課題の提出が出来ない
	授業中に何度もトイレに立つ
	敬語が使えない
【自己中心的世界観】	
他者理解の困難	相手の気持ちが考えられない
	他者の気持ちを察することが出来ず、孤立してしまう
	相手の状況を考えずに一方的に話をはじめ
	他者理解が出来ないため、相手の立場にたった考え方を持つことが出来ない
【孤立させる行動】	
状況に応じた行動が出来ない	感情のコントロールが難しい
	気分がむらがある
	気分の変動が見られる
	やるべき優先順位がつけられない
	新しい環境に対応できない

表2 人間関係形成能力が発達途上のために課題が生じている学生の背景

【理想の子ども像】	
子どもを受容できない	親からの愛情不足
	褒められた経験がない
	親はある程度理解しているケースとそうではないケース
	親が受け入れない
	学校側に任せる
【スキル形成機会の剥奪】	
必要なスキル獲得ができない環境	日常生活に必要な知識や技術を知らないことが多い
	高校中途退学
	小中高と生活指導を受けていない
子どもへの過干渉	父母が過干渉
	過保護
	子どもを溺愛
	登下校でも付いてくる
不安定な家庭環境	両親の離婚中
	家庭内の不和
	家族との関係がうまくいっていない

(7) 考察

1. 「人間関係形成能力」が発達途上と思われるために、生じている課題を持つ学生

まず、分析結果からは、発達障害の診断を受けた学生や発達障害と思われる学生の存在があり、障害が1つの要因になっているものと、育ちの中での形成が発達途上の学生が存在すると考えられる。しかし、これらの学生の人間関係形成能力が発達途上の要因を明確に区別することは難しいと考えるが、今回のアンケート自由記述の文脈を踏まえた分析の結果では、多くは後者についての回答であった。よって、以下の考察では、育ちの中での形成が発達途上の学生を前提にしながら進めることとする。

非認知能力である人間関係形成能力が発達途上の学生に生じる課題として、＜相手との関係づくりができない＞、＜他者との協働ができない＞、＜社会ルールを理解していない＞、＜他者理解の困難＞、＜状況に応じた行動ができない＞が挙げられる。そして、これらの課題が学校生活において様々なトラブルの要因となり、結果、学習継続困難な状況に陥ることが考えられる。

SCAT分析から以下のようなストーリーラインを考えた。

人間関係形成能力が発達途上の学生は【自己中心的世界観】を持つ。具体的には、「他者の気持ちを察することが出来ず、孤立してしまう」「他者理解が出来ないため、相手の立場に立った考え方をすることが出来ない」などである。しかし、それは故意的、作為的なものではなく、本人が状況の文脈を読めないことを意味している。そのため【孤立させる行動】を意図的ではなく取ってしまう。

グループワーク等に参加できない。教員又は指導者に質問が出来ない。他者の気持ちを察することができず、孤立してしまう。自ら挨拶したり、他者と協力して課題（講義・演習における）を達成することが困難。グループで取り組むように指示をしても一人で作業を進める。自分の足元に落ちている他人のプリントを拾わない。気に入らないクラスメイトがいるとグループワークにも入らないで携帯をいじっている。他者批判は得意だが、自分のことは見えていない。などの「学生同士の関係性が築けない」「合わない友人とは徹底的に距離を置く」「他者と協力して課題を達成が困難」、休み時間、クラスメイトの話し声や喧騒の中でも平然と一人で過ごす。（携帯ゲームをする）などの「クラスメイトとのコミュニケーションが図れない」行動から他者との関係性が悪化し、トラブルに発展することもある。また、時間、ルールを守れない。連絡、報告、相談を全くしない。何度、説明し促しても自らするようにならない。実習中に高熱になっても黙っていて、実習終了後にインフルエンザ判明。決められた時間や〇月〇日提出の宿題（記入するシートやレポート）を出さない。スケジュール管理ができない（自分の都合を優先する）。などの「課題の提出が出来ない」や授業などの日程変更など少しでも、自身に不利になることがあれば、他者の都合を考慮することができないなど「自身に不利なことについては権利ばかり主張する」。また、授業欠席日数がかさんでいるのにもかかわらず、バイトを優先や「寝過ごした」と欠席してしまうが、弁解をして見逃してもらおうとする。それを見た他の学生が不信感を持つようになる。など「他の学生の学習環境を悪くする」という行動を取ることで、教員との関係性も悪化させることもある。

このように、【自己中心的世界観】に基づいた行

動や【孤立させる行動】をとる、繰り返すことにより、クラスメイトや教員といった他者との関係性は徐々に崩壊し、学校という【構成員からの離脱】という結果を招き、中途退学に至るといったひとつのプロセスが考えられる。

従来、基礎学力不足やモチベーションの低下による「学業不振」や「成績不良」が専門学校の中途退学者の理由として説明されてきた。ベネッセ教育総合研究所¹⁴⁾が行った『専門学校生の学習と生活に関する実態調査』では、高校時代と比べて授業内容に興味関心をもち、学びに向かう専門学校生の姿を明らかにしている。調査報告では、「一般的に、専門学校生は、高校までの学習履歴等から、学びに対する意欲や積極性の面で低く評価される傾向にあります。しかし、職業と関連する内容について実践的な方法で学んだり、仕事の厳しい現実を前に悩みながらも、教職員のサポートを得て課題をやり抜く経験を通じて、学ぶ姿勢を積極的なものに変容させている生徒が、一定数存在する」と報告されている。ここでは、職業に対する親和性を高めることが、学習に対するモチベーションをあげていくことになり、学力の向上や学生の成長につながるという説明である。これらの説明は、従来の中途退学研究の枠組みが前提で語られていると考える。従来の枠組みとは、専門学校を進路選択する学生は、ノンキャリアであり偏差値も低い。その要因として、学習環境が適切でない、学習の方法が分からずに、成績が悪い。よって、学ぶ楽しさも分からないし、自身の将来も描けない。結果、学習への意欲も湧かず、学業不振に陥るといったものである。

そのため、中途退学を防止するためには、いかに「学ぶ楽しさ」を伝え、意欲の向上を図るか、基礎学力の向上に向けた方略が議論されてきたように思う。

しかし、本研究において、非認知能力である、人間関係形成能力に注目して分析した結果、学生の課題が他者との関係性の悪化のひとつの要因となり、関係性の崩壊を招き、学校という構成員からの離脱に至る。そして、最終的に中途退学へとつながるといったひとつのプロセスが存在することが新たに示唆された。

2. 学生の生活背景

次に、人間関係形成能力が発達途上のために課題を持つ学生（以下、学生とする）の生活背景についての考察をする。学生は、生活基盤となる家庭環境において【スキル形成機会の剥奪】を経験していることが示唆される。

具体的な環境としては、＜必要なスキル獲得ができない環境＞や＜不安定な家庭環境＞＜子供への過干渉＞がある。これらの環境によって、人間関係形成能力の形成機会が奪われることになる。この【スキル形成機会の剥奪】には2つの傾向が示唆されている。

一つは、＜子どもへの過干渉＞によるものである。登下校でもついてくる。という行き過ぎたサポートや宿題の確認を教員に求める。メールで逐一教えてくれば、本人に促してやらせるので。という教員への要望、学校を親が居場所として選んでいるケース、いずれの親も子どもを溺愛している。という家庭環境が【スキル形成機会の剥奪】につながっていると考えられる。

親は、自覚がなく過干渉となっている他に、子どものスキル形成が不十分であると理解している上で、トラブル等に巻き込まれる可能性を回避するために上述の対応を行なっていることも考えられる。

しかし、いずれにせよ、どちらの対応も結果的に【スキル形成機会の剥奪】につながっていると言える。

一方で、＜不安定な家庭環境＞や＜必要なスキル獲得ができない環境＞のために【スキル形成機会の剥奪】となっていることもある。家庭環境においては、両親の離婚中、家庭内の不和。家族団らんがない。親子の間で話し合いがもたれていない。家族との関係がうまくいっていない。学校側に任せることが多い。など家族内での関係性が要因となり【スキル形成機会の剥奪】となっている事例がある。また、経済的困難を抱えている家庭で育っている、又は現在もそのような状況がある。ほめられたり、自分の力で問題を解決したという達成感を持つ経験が少ない。義務教育で学ぶ基礎的な知識（分数や常用漢字など）日常生活に必要な知識や技術（ぞうきんをしぼる、食材の種類や名前、行事食など）を知らないことが多い。といった＜不安定な家庭環境＞、＜必

要なスキル獲得ができない環境>の中で育つことで、生活経験が乏しくなり、スキル形成の機会が奪われている事例も自由記述から示唆された。

また、<必要なスキル獲得ができない環境>が要因となっているものでは、**高校までの学校生活でいじめにあっている場合が多い。高校は通信制や普通高校でもテストやレポート提出がほとんどない学校。高校中退者。**など学校教育において、他者との関わりや課題達成などの経験する機会が無く、結果、スキル形成の機会が奪われた事例もみられた。

その他、**家庭環境が特段複雑**ということはない。**両親や兄弟等がおり、経済的にも恵まれている。中学は私立中学という家庭で育った者も存在した。**この学生は、発達障害が疑われる、あるいは、**発達障害、自閉症、場面かんもく等の診断を受けていた。**など発達障害の診断を受けているという事例もみられた。

以上、【スキル形成機会の剥奪】につながっている要因を<子どもへの過干渉>、<不安定な家庭環境>、<必要なスキル獲得ができない環境>から検討してきた。これらの要因から人間関係形成能力形成が妨げられ、結果、学校において様々な課題が生じることが考えられる。そして、教員は個々の大小の課題へ対処することとなるが、学生に生じる課題が幾重にも重なり、複雑化することで学校における学習継続が困難な事態に陥ることもある。

この場合、親は、子どもの現状をどのように受け止めているのだろうか。

今回のアンケート自由記述からは、親は子どもに関心がないということではなく、関心は持っているが現実の状況の理解が出来ていないという状況が示唆された。つまり、子どもに関心はあるが、理解ができていないということである。例えば、(教員が)**出来ないというが理解できない。家では問題はない。**と認識しているため、場合によっては「学校側の対応が悪いのではないか」と考える親が出てくる。

また、例えば、あきらかに発達障害が疑われるような学生の親の場合も、**親が受け入れようとしない。学力的には都立の中堅校の高校を卒業しているので、介護で特に実習が難しい状況について受け入れられない。**という子どもの現実、現状を理解できていない傾向があった。

このように、親は子どもの現実を理解できずに受け入れられない結果、教員が親と連携し学生を支援しようとしても協力が困難な状況があることも考えられるのである。

3. 教員の具体的な支援

人間関係形成能力が発達途上のために生じる様々な課題について、教員は個々の学生に向き合い丁寧な指導や支援を行っていることが示唆された。**授業で達成されなかった課題について個別に指導する。「他の人の意見を聞いてきて」「みんなに配っておいで」など仕事をお願いし他者と関わる機会をつくる。社会的なルールやマナーを適宜伝える。**といった学習や友人関係についての<<個別指導>>や**自宅での生活状況の聞き取り**などで生活への支援としての<<個別指導>>が行われている。それと関連し、**本人の状況を面談で聞く。悩みを面談で話してもらう。**など<<個別面談>>を適宜行なっていることも明らかとなった。しかし、**面談の内容が学校生活における課題に留まらず、家庭生活における課題の相談にまで及ぶ。複雑な家庭環境が基で生じている課題にまで話が及び、他者と上手く付き合えないことなどの根本の理由はこれだと思ふこともある。**というように、面談の際には家庭で生じている課題も明らかになっていく。そして、人間関係形成能力が発達途上の原因が家庭環境にある場合は、いくら学校で指導しても難しいのではないかと無力感や諦めを感じる教員も存在する。

面談等での支援は学生の学校滞在中に行なうわけであるから、当然、教員も業務時間中となる。結果、授業準備や他の業務を後回しとして優先して対応していることとなり、教員の負担増にもつながることが考えられる。

また、対応について**個別の対応は、マニュアルがあるわけでもなく、常に試行錯誤、迷いながら対応している。**と回答にあるように、教員それぞれが試行錯誤しながら行なっている。しかし、職業教育を主とする専門学校の教員は専門分野における現場実践経験、臨床経験は優れているが必ずしも、教育指導についての専門的な知識やスキルを持つとは限らないのが現状であろう。よって、試行錯誤の対応も教員にとっては負担と感ずるものとなると思われる。

そして、担任制の学校の場合、**担任が積極的に非常勤の先生と授業中の状況について確認するなどの非常勤講師や学科の専任教員と情報交換を密にしている**。などの「他の教員との情報共有」や「家族への連絡」も行なっている。しかし、前述したように家族は、関心は持っているが現実の状況の理解が出来ていないこともあり、学校生活での状況や課題を一から丁寧に説明していくことが求められる他、教員と家族の課題に対する温度差も生じていることから双方向でのコミュニケーションが上手くいかないこともあると思われる。

4. 教員の対応から考えるキャリア形成支援の現状

松永¹⁵⁾はキャリア教育に関する先行研究レビューにより、現在の学校教育におけるキャリア教育は、人生を創造するためのキャリア教育ではなく、学校で生じる課題を解決しながら卒業という出口への支援、つまり、卒業のための支援がキャリア教育の現状であると説明している。それは、社会的ルール・規範といった「表層的」な非認知能力獲得への支援であると説明している。今回の調査結果からも多くの教員は、この表層的な非認知能力獲得への働きかけを行なっていることが伺える。この表層的な非認知能力は前述したように短期的に修得できるものの、またすぐに効果を失うとも言われている。このことは、遠藤(2017)¹⁶⁾も、表層のみを教育のターゲットにすることは、長期的には、あるいは広く日常生活全般を視野に入れた場合には、あまり意味がないだろうと指摘している。

確かに「出口」に向けた支援は大切であるが、自身の人生を社会との関わりの中で、又は仕事を通して人生を創造していく能力が卒業後には重要となる。それらを見通して、そのために必要な非認知能力の獲得への支援が、介護福祉士養成専門学校でなされているかどうかは疑わしいと言わざるをえない。

(8) 結論

従来、専門学校において学習継続困難要因、中途退学要因として、基礎学力不足やモチベーションの低下等による学業不振が説明されてきた。そのため、学習継続困難、中途退学を防止するためには、いかに「学ぶ楽しさ」を伝え、意欲の向上を図るか、

基礎学力向上のための方略を検討し、学力を向上させていくかが議論の主たるものであった。

しかし、本研究において、非認知能力である人間関係形成能力の発達途上により、学生に課題が生じ、学校において学習継続困難に陥る可能性が示唆された。それは、学校という構成員からの離脱により、学習継続困難に陥り、中途退学に至るというプロセスの存在である。

これらに至る学生の背景として、【スキル形成機会の剥奪】を経験していることで人間関係形成能力が発達途上に陥っている状況がある。しかし、保護者である親は子どもに関心を持っているが、現実を正しく理解できていないために、学校における現状が理解できず、受け入れられない。そのために教員が親と連携した支援が困難な状況も示唆された。

また、人間関係形成能力が発達途上により課題を持つ学生について教員は、学生個々に対して、「個別面談」「個別指導」を行い、学生支援のために「他の教員との情報共有」「家族への連絡」をするという丁寧な対応を取っていることも示唆された。

以上の結果を踏まえて、介護福祉士養成専門学校においても、非認知能力のひとつである、人間関係形成能力が発達途上学生のキャリア形成への支援が重要となる。その際、卒業のための表層的なキャリア形成の支援ではなく、卒後の学生個々の「人生を創造していく」ためのキャリア形成支援という視点で支援していかなければならないと考える。

(9) 研究の限界

本研究の調査研究の対象者が限定されていたため、結果が一般化できるわけではない。

また、本研究は、人間関係形成能力の発達途上のために学習継続困難に陥る学生の背景は多様であるとの仮説から、特定の背景、要因に限定しなかった。しかし、アンケートの質問項目の限界から、学生の背景、要因について、環境的・後天的要因と生得的・先天的要因についてのデータ取得が不十分となり、深く掘り下げるには至っていない。今後も調査研究を継続しさらなる分析を進めたい。

謝辞

本調査は「平成30年度 私立学校研究助成事業」の助成を受け実施した。本論文はその報告書の内容を大幅に加筆修正したものである。

調査にご協力頂いた専門学校の学校長、教員のみなさまに感謝を申し上げます。

文献

- 1) 文部科学省学制百年史編集委員会『学制百年史』
- 2) 3) 5) 専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査委員会 (2014)『平成25年度文部科学省委託事業「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」調査研究報告書』
- 4) 10) 植上一希 (2011)『専門学校教育とキャリア形成進学・学び・卒業後。』大月書店
- 6) 志田秀史 (2017)『専門学校における中途退学危険因子と学業定着施策の研究』
- 7) 根本曜子 川村博子ほか (2017)『福祉分野におけるキャリア形成支援ツール開発に関する研究 その2』植草学園短期大学紀要 18 (0)、9-15
- 8) 向井智之・久米知代ほか (2017)『精神保健福祉援助実習における学生の対人関係能力に関わるスクリーニングテスト作成に関する研究 — 学生の発達障害に着目して —』聖徳大学・聖徳大学短期大学部実践研究第2号 1-5
- 9) 石井恒生 (2015) 高等教育機関における合理的配慮：発達障害学生支援の観点から神戸医療福祉大学紀要 Vol.16 (1) 11~17
- 11) 経済協力開発機構編著 武藤隆監訳 (2018)『社会情動的スキル 学びに向かう力』明石書店
- 12) 福士元春 名郷直樹 (2011)『指導医は医師臨床研修制度と帰属意識のない研修医を受け入れられていない — 指導医講習会における指導医のニーズ調査から —』医学教育42 (2)
- 13) 大谷尚 (2011)『SCAT: Steps for Coding and Theorization — 明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法 —』感性工学 10 (3)
- 14) ベネッセ教育総合研究所 (2017)『専門学校生の学習と生活に関する実態調査』
- 15) 松永繁 (2018)『レジリエンスによる学習継続困難リスクを抱えた学生への支援』敬心・研究ジャーナル第2巻第1号
- 16) 遠藤利彦 (2017)『非認知的（社会情動的）能力の発達と科学的検討手法についての研究に関する報告書』国立教育政策研究所

受付日：2019年2月20日

受理日：2019年6月3日

立憲主義国家における国際人権保障の可能性

— ビジネスと人権に関する指導原則の実施をめぐる —

山口 明子

高松短期大学 秘書科 講師

Possibility of international human rights protection in constitutionalist state

— Implementation of Guiding Principles on Business and Human Rights —

Akiko Yamaguchi

Lecturer, Takamatsu Junior College

Abstract : The problems of business and human rights have become attracting attention through the mass media since the 1990s, and it is one of the problems of the international community. Currently, we are moving to the stage of implementing initiatives centered around the UN Human Rights Council “Guiding Principles on Business and Human Rights” (2011) in each country. When introducing so-called “international norms” such as the Guiding Principles, etc. into domestic policies, how will each country position it in each legal system?

In this paper, we first focus on the actual characteristics of this international norm and clarify its influence and effectiveness. Next, after clarifying the Constitutional points on incorporating the Guiding Principles into domestic policies, we analyze the current situation and problems of Japan compared with EU countries, which are developed countries in this field. Then, it became clear that there are differences in acceptance situation depending on the domestic constitution and the legal position respectively.

Key Words : Guiding Principles on Business and Human Rights, international human rights protection, international norms, implementing initiatives, Constitutionalism

抄録 : ビジネスと人権の問題は、1990年代以降マスコミを介して注目されるようになり、国際社会の課題の一つとなっている。現在、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年)を軸とする取り組みを、各国内で実施する段階に移っている。ここで考えるべき憲法上の論点は、指導原則等の法的拘束力のない、いわゆる「国際規範」を国内政策に導入する際、各国はそれぞれの憲法を頂点とする法システムの中で、これをどのように理解し、位置づけを与えるかという問題である。

本論文では、まずは、この国際規範の実態的特徴に焦点を当て、その影響力や有効性を明らかにする。つぎに、指導原則を国内政策に取り入れる際の憲法上の論点を明確にした上で、この分野の先進国であるEU諸国と比較して日本の現状や問題点を分析する。すると、それぞれ国内の憲法や法的な位置づけによって受け入れ状況に違いがあることが明らかになってきた。

キーワード : ビジネスと人権に関する指導原則、国際人権保障、人権規範、国内実施、立憲主義

はじめに

ビジネスによる人権侵害は、1990年代以降、マスコミを介して注目されるようになった。代表例として、1995年アメリカ合衆国・オレゴン州に本社を置くスニーカーやスポーツウェアなどスポーツ関連商品を扱う世界的企業ナイキの東南アジアにおける児童労働問題が挙げられる。当初、批判は、ナイキに対する消費者の製品不買運動として表れ、当該企業は大きなダメージを被った。その後、利益優先の企業経営への反省から、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、以下 CSR）の概念が普及していくことになる。企業はビジネスにおいて、利益を追求するだけでなく、人権に配慮した経営も期待されている。現在、そのような考え方は、広く社会に普及している。

国連を中心とする国際機関も、ビジネスと人権の問題について、国際社会が取り組むべき重要課題として受けとめてきた。その取り組みは、1977年に採択されたILO「多国籍企業及び社会政策に関する諸原則の三者宣言」に始まり、OECD「多国籍企業ガイドライン」、国連「グローバル・コンパクト」（2000年発足）を経て、現在、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年、以下指導原則）を中心とする取り組みに継承されている。

これらの規範が実現しようとする人権保障は、国際社会が掲げる重要な課題である。ここで考えるべき憲法上の論点は、指導原則等の法的拘束力のない、いわゆる「国際規範」を国内政策に取り入れる際、各国はそれぞれの憲法を頂点とする法システムの中で、これをどのように理解し、どのような位置づけを与えることが適切かという問題である。

例えば、指導原則のような国際規範を国内政策に取り入れる際、憲法等による明確な規定や法慣習がある国なら、両者は両立可能である。しかし、政府の担当者が、国際法と憲法の関係を厳格な二元論で捉え、その規範の重要性を理解できず、規範ゆえの実効性の無さを根拠にこれを軽視するようなことも起こりうる。そのような政府の姿勢があるとしたら、国内で指導原則を推進する上で障害になりかねない。これでは、本来の立憲主義の目的を国家として果たせなくなる危険性がある。なぜなら、多くの国が掲げる立憲主義の最大の目的は、人権を守り尊

重することである。立憲主義思想が法の支配（rule of law）の原理と密接に関連するのは、自然権の思想に基づく人権規定が憲法の中核を構成する「根本規範」として最大限尊重されるべきだからである¹⁾。近代憲法の特質は自由の基礎法であるということに重要な意味がある²⁾。そして、国際法の目的も同じく人権保障であり、これはときに国内法ではカバーしきれない人権保障の法的な根拠となりうる。それぞれの国の政府は、必要とあらば、国際法（特に国際人権法）を国内での判断基準に採用することも有用である。本来の立憲主義の目的に立ち返って、このような方法の有用性や可能性についてより一層の議論がされてよいと思われる。

グローバル化と立憲体制は最近注目を集めているテーマである。今回扱う指導原則のような国際規範のソフトな「拘束力」については先行研究があり、その物理的・心理的影響力が確認されている³⁾。また、指導原則の枠組みを作ったジョン・ジェラルド・ラギーの著書『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題⁴⁾』及び、この本の翻訳者でもある東澤 靖の「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか⁵⁾」から、ビジネスと人権問題にある背景や、指導原則の目的・内容を学ぶことが可能である。但し、本論文では、指導原則の内容そのものではなく、この国際規範がソフト・ローであるがゆえの実態的特徴に焦点を当て、諸外国が採用した実際の立法例を取り上げながら施策としての影響力や有効性を明らかにする。

ビジネスと人権問題についての憲法学や国際法の視点からの代表的な先行業績として次のものがあげられる。まず、法政大学現代法研究所のグローバル・コンパクト研究センター（センター長 江橋崇）によるプロジェクトがある。この中で、江橋崇は「グローバル・コンパクト」（指導原則以前の国連による取り組み）を、市場社会における世界人権宣言の尊重を促進するものとして大きな意義を持つものと位置付けている⁶⁾。その後、金子匡良による研究論文「CSRの推進における政府の役割—その分析枠組みと憲法的位置づけ」は、EUのCSRの実践において政府がどのようなリーダーシップをとったのか、その意義について分析・考察している⁷⁾。さらに、大西祥世による「企業・国連・政府の協働によ

る人権の実現：国連グローバル・コンパクトの具現⁸⁾」の研究がある。本論文は、これら先行研究を踏まえた上で、新しい国際基準としての指導原則がどのように人権保障を実現できるのか、実際の国際規範や法律の影響力を調査し（本文2）、そのうえで、指導原則がソフト・ローであることによってどのような効果を発揮するのかを考察する（3.1）。さらに、効果を発揮するための基礎となる市民社会の役割についても考察し、試論を述べてみたい（3.2）。また、指導原則を国内政策に取り入れる際、議論が必要となるであろう憲法上の論点を明確にした上で、この分野の先進国であるEU諸国と比較して日本の現状や問題点について分析を行う。具体的には、法的多元主義の立場から、人権を確保しようとするEU裁判所による画期的な裁判例を素材に、立憲主義の可能性を検討していく（4）。

1 「ビジネスと人権に関する指導原則」という国際人権規範

指導原則の目的は、国境を跨いだ大規模なビジネス活動を一部制限して、現地労働者や地域社会の人権を保障することである。

この指導原則は、そもそも国連事務総長特別代表に任命されたジョン・ラギー（John Gerard Ruggie、1944年生まれ、ハーバード大学ケネディ行政大学院教授、国際政治学）によって提出された「保護、尊重および救済の枠組み⁹⁾」を実施するべく作成されたものである。いわゆるラギー・フレームワークと呼ばれるこの文書が、現在の国際社会における概念的枠組みとなった。

この枠組みは、2008年第8回人権理事会に提出された関連の決議において歓迎された。その後、このラギー・フレームワークを実行可能にすべく作成されたのが「ビジネスと人権に関する指導原則」である。指導原則は、2011年第17回人権理事会に提出され、関連の決議において支持されている¹⁰⁾。

国内で保障されない人権侵害が発生したとき、国際社会はこれを救済し保護する受け皿としての役割を担っていると考えられる。世界中どここの誰の人権であっても、それは最大限に尊重されなければならない。そのような意味で、指導原則が推奨する企業の所在地国による人権保障の取り組みは、事件発生

国への内政干渉と捉えるのは不適切である。

この指導原則の内容は、3つの柱（①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス）から構成されており、それぞれの柱ごとに「基本原則」（各主体が持つ義務・責任とは何か）と、「運用上の原則」（義務・責任を果たすために考えられる必要な措置）に分けて実践的なガイドラインを示している。

「ビジネスと人権に関する指導原則¹¹⁾」

（以下 基本原則のみ抜粋）

I. 人権を保護する国家の義務

1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明すべきである。

II. 人権を尊重する企業の責任

11. 企業は人権を尊重すべきである。それは、企業が他者への人権侵害を回避し、企業が関与した人権への悪影響に対処すべきことを意味する。
12. 人権を尊重する企業の責任は国際的に承認された人権に拠っているが、それは少なくとも、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定されている基本的権利に関する原則等に表明されている人権と理解される。
13. 人権を尊重する責任は企業に以下の事項を要求する。(a) 企業活動による人権への悪影響の惹起またはその助長を回避し、惹起した際には対処すること。(b) 企業活動と直接関連する、または取引関係による製品もしくはサービスに直接関連する人権への悪影響については、企業がその惹起に寄与していなくても、回避又は軽減に努めること。

14. 人権を尊重する企業の責任は、企業の規模、業種、企業活動の状況、所有者、組織構成に関係なく全ての企業に適用される。ただし、企業がその責任を果たすためにとる手段の規模や複雑さは、上記の諸要素や企業による人権への悪影響の重大性により異なり得る。
15. 企業は、人権を尊重する責任を果たすため、その規模と状況に応じて、以下を含む企業方針と手続を持つべきである。(a) 人権を尊重する責任を果たすという企業方針によるコミットメント。(b) 人権への影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するための人権デュー・ディリジェンス手続。(c) 企業が惹起させまたは寄与したあらゆる人権への悪影響からの救済を可能とする手続。

III. 救済へのアクセス

25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。

但し、誰のどの権利をどれだけ保障すべきなのかという調整は、それぞれの国家の裁量に任されている。つまり、営業の自由を拡大して、企業のビジネスへの制限を小さくするか、あるいは、労働者の人権や地域社会の人々の人権を優先して、ビジネスに多くの制限をかけるのか、両者をいかに調整するのは国家の判断にかかっている。国の財政を豊かにしたければ、企業への制限を小さくして彼らを儲けさせ、税収を上げたいところだが、相対する人権は最大限尊重されなければならない。人権保障がおろそかになる場合も考えられる。

2 国際規範（ソフト・ロー）が与える社会への影響

2011年に国連人権理事会において全会一致で承認された指導原則の取り組みは、現在加盟国内での実践という次の段階に移っている。2014年6月、指導原則の新たな展開として、国連人権理事会は、「ビ

ジネスと人権に関する国別行動計画」(National Action Plan、以下NAP)の策定を全加盟国に呼び掛けた。これを受け、各国はそれぞれの国の実情や法令に則した行動計画の策定に着手し始めた。2013年から今に至るまで、英国、イタリア、オランダ、ノルウェー、米国、ドイツ等を含む20か国以上が、NAPの策定を済ませている¹²⁾。

とはいえ、指導原則自体は、国際規範（ソフト・ロー）であるから加盟国に責任を課すものではない。それでも、実際、NAP作成に積極的な取り組みを見せる国家も多数あるように、指導原則は法律にも勝るようなある種の効果を発揮する場面を見せている。このことは、立法以外の方法により社会問題をいかに解消できるかという政策論の観点からも注目すべき現象と思われる。

2.1 指導原則と目的を同じくする各国の立法例

指導原則成立後、アメリカやEU諸国では、これまでのCSR推進のための国内政策からさらに進んで、多国籍企業による国外人権侵害を予防するために特化した制定法を成立させている。

2012年に、指導原則が対象とするサプライチェーン（原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり）内の人権侵害の予防を目的としてカリフォルニア州サプライチェーン透明法¹³⁾が成立した。この法律は、カリフォルニア州で事業を行う、世界売り上げ1億ドル以上の小売・製造業者を対象とする。彼らに求めるのは、サプライチェーンから人身売買や奴隷労働を排除する取り組みの開示である。そして、この法律は、その開示媒体に企業のウェブサイトを指定している。この法律がユニークなのは、この情報公開を政府への報告書提出というかたちではなく、市民が閲覧できるようインターネット上の情報公開を求めていることである。つまり、企業がサプライチェーン内での人権配慮を、市民に監視させるしくみを作るのがこの法律の狙いの一つである。この仕組みがうまく作用すれば、人権に配慮した企業は、市民からの意思表示として商品の購買や投資などのインセンティブを得られる。逆に、そうでない企業は、市民による不買運動や投資先選ばれないなどの意思表示をされるかもしれない。企業にとって、このよう

な市民社会の評判は、今や無視できないものとなった。

つぎに、イギリスの現代奴隷法（2015年）もまた、上記カリフォルニア州法と同様、市民社会の協力によって効果を発揮する仕組みである¹⁴⁾。この法律は、年間売上高3600万ポンド以上の営利団体・企業を対象に、自社事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引を特定し、防止するための取り組みの公表を求める。その公表は、年度ごとに「奴隷と人身取引に関する声明」を取締役の署名とともに企業のウェブサイトで公開する、という方法がとられている。これもまた罰則なしの法律ではあるが、この法律が求める企業トップによる声明は、企業のガバナンス構造の中で、強い拘束力を持つことになるだろう。

他にも最近の法律として、フランスサプライチェーンデューデリジェンス法 (Loi relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre 2017年)、オランダ児童労働デューデリジェンス法案 (the Child Labor Due Diligence Bill 2017年)、オーストラリア現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2018 2018年) を挙げることができる。いずれも企業に非財務情報の開示を要求するものである。そして、いずれも市民社会による監視、そして評価に基づくリアクションをすることで、企業による人権侵害を予防しようというものである。このように、多国籍企業の規制は、政府と市民社会の協働によってはじめて成り立つ構造を持つ。

2.2 EU 諸国における市民社会の発達

もっとも、EU は、指導原則成立以前からビジネスと人権の問題に早くから取り組んできた歴史がある¹⁵⁾。EU 法第21条1項は、EU はその権限において国際法を尊重しなければならないことを明記している。EU の対外的行動における「国際連合憲章及び国際法の諸原則の尊重」は、ここで約束される¹⁶⁾。そのため、EU 加盟国はビジネスと人権課題への取り組みを国内政策にスムーズに導入することができた。

ただし、ビジネスと人権問題への取り組みは、当初、CSR を促進するための取り組みとして始まっている。2001年の EU 委員会が公表したグリーン・

ペーパー「CSR のためのヨーロッパの枠組みの促進」(Green Paper : Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility)¹⁷⁾ がこの取り組みの重要な端緒となった文書であり、これをもって EU 加盟国における CSR 推進の取り組みが本格化していくことになる。ここに始まった CSR 推進のための国によるリーダーシップが、結果として社会に与えた影響は大きかった。例えば、当時 CSR 先進国であったイギリスは比較的早いうちに CSR 担当大臣を設置し、さらにそのための法律を設けるなど、CSR への市民の関心を高める取り組みを着実に進めていった。

その結果イギリスの CSR 推進の取り組みは、政府の思惑通り、あるいは、それ以上に市民社会も発展を遂げている。たとえば、2001年のグリーン・ペーパー以来 EU 諸国の政府による取り組みが実施される中、社会的責任投資 (SRI, Socially Responsible Investment の略) が目覚ましい成長を見せた。(最近では、ESG 投資と呼ばれるのが一般的。) 1920年代のアメリカで始まったといわれる SRI 投資は、キリスト教の倫理観により武器やギャンブル、たばこ、アルコールに関連する企業を投資対象から外すネガティブ・スクリーニングと呼ばれる手法を用いた投資である¹⁸⁾。この手法を用いた現代型 SRI 投資では、企業が果たすべき社会的責任 CSR を投資基準に含ませた。この SRI 投資は、企業自身の持続可能性を評価基準に含むため、リスクの少ない投資先を選ぶには理にかなっている。そして、この市場規模はいまや200億ユーロと推定されており、2011年から2013年にかけて132% 伸長している¹⁹⁾。これは企業にとって無視できない市場規模といえよう。この SRI 市場の成長は、少なからず政府による CSR 促進の取り組みが動機となって、市民社会への CSR 概念の普及に影響を与えた可能性があると考えられる。

結果として、ラギー・フレームワークから始まった「企業による人権保障」という概念規範は、市民社会を基盤として経済の好循環を生み出す一つの原動力になったといえるのではないだろうか。

2.3 日本の取組状況

日本における指導原則推進の取り組みはたしかに始まっている。2016年11月16日の第5回国連ビジ

ネスと人権フォーラム「ビジネスと人権に関する指導原則に係る国別行動計画セッション」において、志野光子大使により日本がNAP策定に取り組むことが宣明された²⁰⁾。現在、外務省を中心としてNAPを策定している最中である。とはいえ、EU諸国と比較して出遅れた感は否めない。

もともと、日本では、政府より先に企業自身の自主的な取り組みがあった。国際社会でビジネスと人権の問題が顕在化し、先述のOECDガイドラインが示されて以降も、行政が取り組むより先に、企業自らが行動規範（例えば経団連による企業行動憲章²¹⁾など）を掲げてその遵守を宣言している。さらに、EU諸国で法制化されたような企業の非財務情報（いわゆるCSR報告）の開示については、約9割の企業が、自主的に自社のCSRへの取り組みを情報開示している²²⁾。

以上のような企業による自主的な努力を概観すると、一見日本企業は意識が高そうに見える。しかし、実際のところ、指導原則がターゲットとする国外の人権問題については、海外投資家から一部の日本企業に対して厳しい批判を受けることがある。2015年に国連でSDGs(Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標)²³⁾が採択されて以来、日本でもサステナビリティと経営の統合を掲げる企業が増えたものの、その多くはSDGsの17ゴールの目標と自社事業の関連性を掲げるだけの内容であった²⁴⁾。多くの日本企業は指導原則がターゲットとする肝心な原材料調達から消費までのサプライチェーン上のリスクを把握していないことが指摘されている。ある有識者は、日本企業がそのまま国外の人権課題を放置し続けるなら、海外からの投資が引き揚げられてしまう可能性があることを懸念している²⁵⁾。実際、日本企業から投資を引き揚げたノルウェーの年金基金の例もある²⁶⁾。もともと、その理由は、ノルウェー国会が2015年に政府年金ファンド法に基づき年金基金（時価総額約9千億ドル）から石炭関連産業に投資しない方針を決めたことによる。このときは環境面を評価された結果だったが、今後従業員の労働環境や平等的扱いに及ぶその他の人権の分野でも真剣に取り組まない企業があれば、今回同様、投資の引き揚げというシビアな方法で社会的制裁を受けることも十分ありうる。この状況を緩和するべく、日

本弁護士連合会は企業向けに指導原則のためのガイドライン²⁷⁾を作成・公開している。市民レベルの取り組みに一貫性を持たせるためにも国際基準である指導原則の活用に期待がかかる。

3 政策手段としてのソフト・ローの有用性

第2章で述べた通り国際規範である指導原則やCSRの概念が社会的に与える影響は決して少ないことがわかった。とくにEU諸国やアメリカでは、その趣旨を反映させた立法を成立させており、さらにSRI社会的責任投資の成長は目を見張るものがある。このSRIの市場規模や消費行動などに表れる市民社会における意識の高まりは、数値化され目に見える効果として示されている。

なぜ多くの人は、法的責任がないにもかかわらず、このような規範に従って行動するのだろうか。

3.1 なぜ多くの人がソフト・ローを遵守するのか

はじめに確認しておきたいのは、指導原則が法的拘束力のないソフト・ローと呼ばれる国際規範にカテゴライズされるということである。ソフト・ローは国家を背景とする強制力を伴わない規範であり、また、誰かに責任を発生させることのない社会的行動規範なのである。そのような特徴があるにもかかわらず、多くの人がこれを遵守し、経済活動にまで影響を及ぼすようになった理由はどこにあるだろうか。とくに企業が指導原則に従って、自らの人権配慮のためのビジネス活動を開示するには、結構な覚悟が要る。企業が本気でこれに取り組もうとすれば、まずは企業幹部の説得から始まり、企業内ガバナンスの改善をしなければならない。さらに人員やコストの捻出など、少なからず経済的負担もかかる。それでも、ソフト・ローとしての指導原則やCSRを多くの企業が遵守するという社会現象が起きているのは、そこまでしても手に入れたくないインセンティブがあるためと考えられる。以下では、この社会現象について考察する。法的拘束力を伴うハード・ローと比較することで、指導原則のようなソフト・ローのもつ有用性を明らかにしたいと思う。

先述したとおり、国連人権理事会で満場一致で承認された指導原則であったとしても、これは条約化されていない国際規範であるため法的拘束力を持た

ない。指導原則によって国や企業は何の責任を負うわけではない。ハード・ローとソフト・ローの明確な違いは、強制力の有無に大きくある。前者には国家権力に基づく強制力があるため、違反すると罰せられる、あるいは、裁判でペナルティを課される可能性がある。それゆえ、法の管轄内にいる人はそれを遵守するだろう。一方、ソフト・ローにはそのような強制力はない。その遵守を誰かに呼びかけるのは自由だが、強制することはできない。

それでも、指導原則が国際社会の中でその意義を尊重され、実際ある種の効果を発揮しているのはなぜだろうか。経済学的観点からの分析では、ソフト・ロー規範の遵守が実は隠れたインセンティブ構造を持っており、それが社会の構成員の行動に大きな影響を与えている可能性があるということだ²⁸⁾。つまり、多くの人が、ソフト・ローが提示する自律的秩序を守ること、短期的に不利益を被っても、長期的に利益を見出しているのである。この分析を指導原則に当てはめると、企業は労力やコストを掛けてでも指導原則を遵守することで、長期的に多くの利益を得られるということになる。これによって、企業が手にするのは、投資家や消費者あるいは取引先の信用や信頼というビジネスにとって重要な価値であり、このことが長期に渡って企業への経済的利益をもたらすことは想像に難くない。

また、コスト面でも両者を比較することができる。取り締まりの人的コストなどを基本的に必要としないソフト・ローは、ハード・ローと比較してコストパフォーマンスが良い。ソフト・ローであるがゆえに発揮する効果は、社会問題解決のために有効な手段の一つとして、法政策の観点からも改めて捉えなおす必要があるのではないだろうか。強制力を伴う法政策と並行して、ソフト・ローを用いて効果的に目標を達成する方法も、一つの可能性としてむしろ積極的に捉えるべきと考える。

3.2 日本における市民社会の組織基盤

ソフト・ローの効果について前節で明らかにしたが、翻って日本にはソフト・ローが本領を発揮するための市民社会の組織基盤はあるのだろうか。本論で取り上げる指導原則は、2.1で説明したように市民社会の組織基盤があってはじめて回る仕組みであ

る。ここでいう「市民」の概念とは、一人ひとりを主権者たる個人と捉え、自律した市民を想定している。そして、本論文の中で「市民社会」という言葉を使うとき、単なる市民の集合体としてだけでなく、より明確な意思をもって活動するNPOやNGOなどを含めて考えている。立憲主義の重要な要素である「国民主権」を実現するのは、直接的に権限を行使する国会や政府だけではなく、世論を形成したり、政府にアドボカシーを与える役割としてのNPOやNGOといった市民社会の存在も見逃してはならないのであって、社会を構成する重要な要素の1つと考えられる。

これまで市民社会がビジネスと人権の課題解決にどのような役割を果たしてきたかという点、企業のCSRの取り組みを評価するなどの監視役はもちろん、企業に向けて動機づけを与えるなど、企業とNGO・NPOが連携して課題解決に取り組んできている²⁹⁾。このような企業と市民社会のパートナーシップは、日本でも普及しつつある。しかし、市民社会の経済規模を海外と比較したとき、日本の市民社会は、アメリカやイギリスと比較して規模が小さいということに懸念がある（下表参照）。これは、2010年のデータだが、日本の寄付総額は8,804億円に対し、アメリカは25兆5,245億円、英国は1兆4,914億円の寄付総額があり、対GDP比においても日本は低い比率となっている³⁰⁾。より安定したNPO・NGOの組織運営のためには、財政面の充実も重要である。EU諸国やアメリカでは財政面でも盤石なNPO・NGOの存在が多く見られる。その背景には、NPO・NGOへの手厚い税制優遇措置などの政府施策があることが大きい。日本においても、今後、ビジネスと人権の課題解決のために、市民社会の協力を要請したいなら、かれらをエンパワメントするための政策が必要になるであろう。

表：寄附総額の日米英比較

	寄附総額	対GDP比
日本 (2010)	8,804億円	0.18%
米国 (2010)	25兆5,245億円	2.01%
英国 (2010)	1兆4,914億円	0.75%

出典：総務省統計局、国税庁、Giving USA (2011)、UK Giving (2011) より作成

他方で、エシカルショッピングなどの倫理的消費を実践しようとする市民の動きが徐々に広がりを見せている。このような消費で社会を良くしようという社会的意識は、個別の活動として表れてはいる。但し、日本のフェアトレードの市場規模（2014年）をみると、約94億円であり、全世界の市場規模約8300億円の1%強に過ぎず、残念ながら先進国の中で非常に低い水準にある³¹⁾。

以上述べてきたような現状において、今の日本で指導原則をEU諸国と同じ方法で取り入れたとしても、基盤となる市民社会が弱いため、効果を発揮しにくいと思われる。日本における指導原則の実施のためには、市民社会の基盤作りも同時に始めることが必要になるのではないだろうか。

4 立憲主義国家における国際人権保障の可能性

これまで述べてきたように、国際社会は、多国籍企業による人権侵害のリスクに対処すべく、指導原則を軸として取り組みを本格化する段階にある。

懸念されるのは、指導原則を政策に取り入れる際、法実証主義の立場から「このようなソフト・ローは、国が承認したからといって法的拘束力を持たない。だから、国は何の責任も負わない」というロジックで指導原則を軽視する見方がされる可能性もあるということだ。額面通りに法の支配の原則に従えば、国際規範などのソフト・ローを重視することについて違和感を持つだろう。たしかに、国際規範である指導原則は、国が批准した条約とは区別される。これは単なる国際規範であるから、憲法上の手続き（国会の事後承認 日本国憲法第61条）も不要である。このような国際規範の手続き的な軽さに注目し、また法的拘束力をもたないことを根拠に、指導原則は国政の上でそもそも相手にされない可能性もある。実際、指導原則の前身であるグローバル・コンパクトは、人権保障を目的とする大切な規範であるにもかかわらず、過去の外交白書の中での扱いは大変小さかった。

このように法実証主義の立場からは、指導原則を積極的に政策に取り組み必要性は見いだせないのかもしれない。このままだと、指導原則は政策としての優先順位は低いものと判断され、後回しにされかねない。実際、日本は国際人権規約のような人権保

障上重要な内容を持つものであっても、裁判の場でこれをたびたび軽視するような場面が見られた³²⁾。このような裁判所の態度について、国際人権委員会による改善勧告をたびたび受けている。

他国ではこのような国際規範の扱いについて、各国の憲法体制の下どのように対応しているのだろうか。比較対象として、この分野の先進的取り組みをしているドイツの事例を考えてみよう。ドイツは人権保障の約束をドイツ連邦共和国基本法で固く誓っており、同第1条は、人間の尊厳の不可侵を規定している。特に国際人権保障について格別の配慮があり、同第25条（国際法は憲法の一部を構成する）を根拠に国際法に親和的な解釈が実践されている³³⁾。とりわけここにいう国際法の一般的諸原則の内容として、人権法が想定されていたということ³⁴⁾も、重要である。実際、ドイツは、国際人権規範である指導原則の受け入れに積極的な姿勢を見せた。ドイツは早くから国家行動計画（NAP）を作成しており、必要に応じてアップデートしている³⁵⁾。日々変化するビジネスの世界で、より実質的な効果を発揮できるように工夫を重ねているのだ。

また、ドイツにおける国際法への親和的解釈以前に、EUはその権限において国際法を尊重しなければならないことをEU法第21条1項に明記している。EUの対外的行動における「国際連合憲章及び国際法の諸原則の尊重」は、ここで約束される。さらに、EU司法裁判所は、EU法を解釈適用する際、慣習国際法および国際法原則を考慮に入れる。このように、国際法や国際法原則も「EU法秩序の一部」であり、EU法の法源となっている³⁶⁾。EU諸国において、指導原則を政策に取り入れるには比較的スムーズな法的基盤があると考えられる。

注目したいのは、EUがこれらの国際規範を正当化し積極的に受け入れる根拠は、EU法だけに求めているということである。結論から先に言えば、人権保障という立憲主義の目的のために、重要な規範を優先することが裁判の場で正当化される。たとえば、人権保障を最優先するために、ときに法的なヒエラルキーを超えて、下位にある重要な人権規範を適用する判断が実際に下されている。カディ判決³⁷⁾では、国連安保理がとった「対テロリズム措置」の一環としての、個人を標的にした「標的制裁」

の適法性が問われ、EU 司法裁判所は、この安保理決議を実施する EU の立法が人権（実効的司法審査を受ける権利および財産権の侵害）を侵害しており、それゆえ無効であると判断した。つまり、国連安保理決議より基本法を優先させて、前者を拒否している。このような法的多元主義に立つ判決は、他にもいくつか存在しており、日本の先行研究が紹介している³⁸⁾。その中の注目すべき指摘は、これらほとんどすべての事例において人権規範だったことが立論のために動員されたということである³⁹⁾。つまり、裁判所が、法実証主義的な法や組織のヒエラルキーに盲目的に従うことをせず、より価値が高い人権規範を重視し、それを優先的に適用している。

この裁判は、法実証主義による弊害を打破するような画期的なものだったといえよう。EU には、立憲主義がそもそも何を目的としたのかを議論し、実現する可能性がまだ残されている。

おわりに

日本だけでなく世界のほとんどの国が掲げる立憲主義の目的は、第一に人権を保障することにある。この目的のために国家があり、法律がある。他方で、国際社会に目を向けると、グローバル化が進み、国境を越えて物や人が自由に行き交う現代社会では、人権問題もまた複雑化しており一国の努力だけでは、根本的な問題解決が難しくなっている状況がある。ここにおいて国際社会全体による一貫した人権問題解消の努力が必要なのであり、そのために国連人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」という国際規範を掲げて各国の協力を求めている。

本論文が示した指導原則の実態的特徴は、①規範自体は法的拘束力を持つものではないが、実際社会に与える影響力は市民のモラル的にも経済規模的にも大きいものであること、また、②指導原則が効果を発揮するには、多国籍企業の本拠地国、企業、市民社会による協働の取組が重要となること、そして、③指導原則がソフト・ローであるがゆえの効果（低コスト・遵守する者への特別な信頼の授与）を発揮しているという事実もまた重要であった。

そして、人権規範を国内に取り入れる際、国内の法的位置づけによってその受け入れ状況に違いがあることもわかった。EU 諸国において指導原則のス

ムズな実施が可能だったのは、その理由として、EU 条約や憲法等に国際法（国際法の一般原則を含む）を尊重しなければならないことが明示されており、人権規範に法源としての位置づけを明文上与えられていることが大きい。さらに、EU における人権状況の背景にあるのは、EU 裁判所による手厚い人権保障の実践が大きく影響していると思われる。本論文の 4 で紹介したように、裁判の中で比較的重要な人権が扱われる場合、法のヒエラルキーを超越してでもその人権価値を優先させるという判断が実際に行われている。カディ判決では EU 内の法秩序は一旦脇におかれることになったが、立憲主義の目的である実質的な人権保障を可能にした。この点について、日本では、国際法と憲法を別次元で捉える厳格な二元論に立ち、一般に国際法に憲法以上の地位を認めないという解釈をする。このような日本独特の法的思考や枠組みが、ビジネスと人権問題の分野で EU 諸国に大幅に出遅れてしまった一つの要因となったとも考えられるのではないだろうか。

最後に、それでも国内での指導原則を推進することについて、法的拘束力のない国際規範に基いて立法手続き、経済活動の自由を制限することに疑念が呈されるかもしれない。しかし、グローバル化した国際社会で誰もが無関係ではいられないであろうビジネスと人権の問題を見過ごすのは、もはや不正義と思われる。ビジネスと人権問題は、これまで十分な時間をもって議論されてきており、その解決は国際社会全体の責務であるという総意に私たちはようやくたどり着いた。日本もまた国際社会の名誉ある一員として、より一層人権感覚を敏感に研ぎ澄ませていくことが今後の課題となるように思われる。人権保障を目的とする立憲主義国家として、その実践が大いに期待される。その為にも、政府は市民に先立ち、真摯に人権問題に向き合い、解消していく努力が必要となるのではないだろうか。そして、指導原則推進のために市民に対して何らかの規制が必要となる際は、「(こういう)人権・権利を保障するための措置ですよ」という政府の意図を明確に市民に示した上での政策実施が望まれる。たとえそれが市民の権利・自由をある程度制限する内容であったとしても、より優先されるべき人権保障の目的が合理的なものであるなら、市民の理解や納得を得られる

はずである。今後、グローバル化が進めば、法分野においても国際社会の変化に合わせたより柔軟な対応が各国に求められることになるかもしれない。立憲主義国家としてその目的を達成するためには、諸外国を参考に開かれた法解釈の可能性についてより一層の議論が求められているのではないだろうか。

引用・参考文献

- 1) 芦部信喜 (2011年)『憲法 第5版』13頁、岩波書店。
- 2) 前掲注1、10頁。
- 3) 滝澤美佐子 (2004年)『国際人権の法的性格』中部大学学術叢書等。
- 4) ジョン・ジェラルド・ラギー (2014年)『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』東澤靖 (翻訳)、岩波書店。
- 5) 東澤靖 (2015年)「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか。」明治学院大学法科大学院ローレビュー (22)、23-40頁。
- 6) 江橋崇 (2008年)「グローバル・コンパクトと政府の役割」江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開』97頁、法政大学出版局。
- 7) 金子匡良 (2010年)「CSRの推進における政府の役割—その分析枠組みと憲法学的位置づけ」研究紀要 (高松大学・高松短期大学) 第52・53合併号、311-329頁。
- 8) 大西祥世 (2012年)「企業・国連・政府の協働による人権の実現：国連グローバル・コンパクトの具現」法學志林 110 (1)、59-81頁。
- 9) UNITED NATIONS (2008) Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights, A/HRC/8/5
- 10) 外務省 (2019年)「ビジネスと人権」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html
- 11) UNITED NATIONS (2011) Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, A/HRC/17/31
ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施 (仮訳)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>
- 12) The Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (1996-2019) State national action plans on Business and Human Rights
<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx>
- 13) The California Transparency in Supply Chains Act, California Civil Code section 1714.43
- 14) Modern Slavery Act 2015 (c. 30)
- 15) 金子匡良 (2010年)「CSRの推進における政府の役割—その分析枠組みと憲法学的位置づけ」研究紀要 (高松大学・高松短期大学) 第52・53合併号、311-329頁。
- 16) 庄司克宏 (2013年)『新EU法基礎編』206頁、岩波新書。
- 17) COM (2001) 366.
- 18) Sustainable Japan (2015年)「SRI (Socially Responsible Investment：社会的責任投資)」
<https://sustainablejapan.jp/2015/08/18/what-is-sri/18147>
- 19) NPO 法人社会的責任投資フォーラム (2014年)「世界のSRI市場・欧州編」
<http://japansif.com/2014eurosif.pdf>
- 20) 2014 Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva (2016年)「第5回国連ビジネスと人権フォーラム、ビジネスと人権に関する指導原則に係る国別行動計画セッション、志野光子大使ステートメント (平成28年11月16日)」
http://www.geneve-mission.emb-japan.go.jp/itpr_ja/statements_rights_20161116.html
- 21) 日本経済団体連合会 (2017年)「企業行動憲章」
<http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>
- 22) (公社) 企業市民協議会 (CBCC) (2017年)「『CSR実態調査』結果」
https://www.keidanren.or.jp/CBCC/report/201707_CSR_survey.pdf
- 23) UNDP 駐日代表事務所 (2019年)「持続可能な開発目標」
<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>
- 24) 森撰他 (2018)「世界同時『脱ブラ』の衝撃」Alterna、NO.54 NOV、15頁。
- 25) ヒューマンライツ・ナウ (2017年)「5月26日 (金) ランチタイムセミナー 国連ビジネスと人権に関する指導原則・国内行動計画策定プロセスを考える」
<http://hrn.or.jp/news/10885/>
- 26) (2017年)「ノルウェー基金、日本企業から引き揚げ」日経産業新聞、3月3日付
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO13593800S7A300C1X93000/>
- 27) 日本弁護士連合会 (2018年)「ESG (環境・社会・ガバナンス) 関連リスク対応におけるガイダンス (手引) ~ 企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて~」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180823.pdf
- 28) 藤田友敬・松村敏弘 (2008年)「第1章 自律的秩序の経済学」編集代表中山信弘『ソフトローの基礎理論』13-42頁、有斐閣。
- 29) 長坂寿久 (2009年)「CSR = 企業とNGOの新しい関係 (その1)」国際貿易と投資 Winter No.78、73-96頁。鈴木均 (2012年)「CSRの進化に貢献するNPO・NGO」日本経済新聞社クロスメディア営業局、デジタルビジネス局
http://adnet.nikkei.co.jp/a/csr/think/think_npo_ngo.html
- 30) 内閣府 NPO ホームページ (2012年)「寄附金に関する日米英の状況」
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/kokusai-hikaku/kifunichibeiei-joukyou>
- 31) 「倫理的消費」調査研究会 (2017年)「『倫理的消費』調査研究会取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～平成29年4月」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/ethical_study_group/pdf/region_

- index13_170419_0002.pdf
- 32) 国籍法違憲訴訟 最大判平20・6・4 民集第228号101頁、東京都管理職選考試験事件 最大判平17・1・26民集第59巻1号128頁等。
- 33) 山田哲史 (2017年)「第4章 ドイツ連邦共和国基本法における国際法親和性原則」『グローバル化と憲法—超国家的法秩序との緊張と調整』352-440頁、弘文堂。
- 34) 前掲注33。
- 35) National Action Plan – Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights 2016-2020 (2016)
<https://mk0globalnapshvllfq4.kinstacdn.com/wp-content/uploads/2018/04/germany-national-action-plan-business-and-human-rights.pdf>
- 36) 庄司克宏 (2013年)『新 EU 法 基礎編』206頁、岩波新書。
- 37) Kadi and Al Barakat v. Council and Commission, Joint Cases C-402/05 P and C-415, Court of Justice of the European Communities (Grand Chamber), Judgment of 3 September 2008, European Court Reports 2008 I-6351
- 38) 最上敏樹 (2013年)「国際立憲主義の新たな地平—ヒエラルキー、ヘテラルキー、脱ヨーロッパ化」法律時報85 (11)、10、6-12頁。須網隆夫 (2013年)「ヨーロッパにおける憲法多元主義」法律時報85 (11)、10、43-48頁。小畑郁 (2014年)「グローバル化による近代的国際／国内法秩序枠組みの再編成—カディ事件を契機とした試論的考察—」社会科学研究 (東京大学社会科学研究所) 65 (2)、03-31、143-156頁等。
- 39) 前掲注38、最上、8頁。

受付日：2019年3月10日

受理日：2019年6月5日

巨大企業による認知症者家族への損害賠償請求

— 後見人なしで模索してきた介護の逆転判決 —

梶原 洋生

日本社会事業大学社会福祉学部

The big company sued a family for compensation, saying the accident had caused delays and cost the firm money:

There was no person to conduct the affairs of Guardianship, but the Supreme Court finally ruled, on March 1, 2016, that the family was not responsible.

Yousei Kajiwara

Faculty of Social Welfare Japan College of Social Work

Abstract : In Japan, there is an increasing number of railway accidents involving people with dementia or suspected dementia, some of which are fatal. For example, on December 7, 2007 a man with dementia, aged 91, wandered onto some railway tracks and was hit by a train. The big company sued his family for compensation, saying the accident had caused delays and cost the firm money. After a long legal battle, the Supreme Court finally ruled, on March 1, 2016, that the family was not responsible. While this case is considered groundbreaking, the reality is that the man's family spent seven years providing care for him and there was no person to conduct the affairs of Guardianship and then, after the accident, an additional eight years in activities related to the lawsuit. The family has compiled the records on this struggle and made them available to the public in the form of a book, which was published in April 2018. The book provides detailed information on the case, including contributions by the medical and welfare professionals who were involved with the family. Since the book also reveals some new context to the accident, this paper aims to portray it as a benchmark, which will hopefully lead us to revisit the issue.

Key Words : dementia, train, traffic accident

抄録 : 本事案は、2007年12月7日に認知症を有した当時91歳の認知症者が線路内に立ち入って列車に接触したもので、巨大企業が被害を受けたとして家族に損害賠償を請求した。長らく争われ、ようやく最高裁の逆転判決が2016年3月1日に出た。判決では家族に責任はないとされたために画期的とも評されたが、家族は後見人なしでまず介護の7年間を過ごし、事故後は訴訟のためにさらに8年間という歳月を費やしたのである。この訴訟をまとめた記録資料が家族側から供出され、模索の報告として編まれて2018年4月に展覧された。なかで当時の主治医や福祉関係者も当事者として定見を寄せていて、精到に事様が示されたので、少し整理し報告したい。

キーワード : 認知症、鉄道、事故

1. はじめに

本事案は、巨大企業が一家に損害賠償を請求した。この一家は後見人なしの家族総動員で分業の介護を7年間してきたが、認知症を呈した被介護者が駅の線路内で鉄道に接触して帰らぬ人となってしまった。鉄道会社が死亡事故の損害を賠償せよといってきたのである。それから家族は8年間を闘い抜いて、ようやく最高裁の逆転判決を勝ち取った。本判決に関するいくつかの先行研究としては、各論者による評釈があり、例えば、「平成11年改正を踏まえて、保護者や後見の地位にある者が当然に民法714条1項の法定の監督義務者にあたるとする従来の判例・学説の考え方を改めており、この点は高く評価できる」と述べる。この論者からは、「その結果、民法714条1項に典型的に該当するものがないなくなってしまう」との理論的な看破が表明されている¹⁾。なるほど本規定について存在意義自体を問うものであり、特筆に値しよう。また、別の論者からは、「懸命に介護する家族ほど損害賠償のリスクを負いかねない」といった懸念が依然残るといった評釈もあって、首肯できる²⁾。これらの評釈は、立法もしくは法政策を見据えていて、たしかに意義のある卓見であろう。我国では、最近もこういった接触事故の報道は後を絶たないのである。ただし、論者の中には、「介護老人保健施設や認知症対応の有料老人ホームなど、施設介護を模索することもできたのに、Aの資産が利用されずに、Aの死後、妻や4人の子どもたちに相続されたという点は、一審判決や二審判決の裁判官の心証にも影響を与えた」といった意見³⁾もあり、本判決の家族がどのように思いながら模索の日々を過ごしてきたかについて、あいまいな推認を用いた評釈と考えられた。筆者としては、やはりこれらの先行研究では、家族の日々そのものは見えにくいという印象があった。

ところが今般、この家族が当事者サイドの模索の日々をまとめる手記（以下「本手記」とする）を出版した⁴⁾。これによって、状況が具体的に明らかとなった。事故後には、我国有数の鉄道会社からの突然の請求に困惑したが、使命感を抱いて闘いを決意したという。一度も「面談も話し合いも」なく、「顔の見えない相手から、内容証明郵便が送り付けられるだけ」の日々だった（10頁、87頁）。特に相手が

巨大企業であるということを通念してきたようなのである。「天下の大会社がこのように強硬に言ってきたら、大概の市民はびっくりして、借金をしてでも請求額を支払ってしまうでしょう」と述べ、後日訴訟のなかでほとんどのケースにおいて相続人は、請求に応じて賠償していると主張された事実さえを明かして、このやり方に対する当時の違和感を強調している（80頁）。

ここで、この逆転判決を改めて振り返りながら⁵⁾、本手記を踏まえた筆者なりの整理を試みたい。本判決は、保護者を民法714条1項の監督義務者にはあたらないとしたのだが、第1審判決⁶⁾では、Y2のことを社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と違わないAの事実上の監督者であるとしていたのである。また、他人に危害を及ぼす危険性を具体的に予見できたにもかかわらず、防止の適切な措置を講じなかったことにより、Y2に損害賠償責任があるとした。Y1にもAから目を離さずに見守るべき注意義務があるのに怠った過失があり民法709条に基づく損害賠償責任を認めたのであった。判決を不服としてY1とY2が控訴したものの、第2審判決⁷⁾では民法714条に基づく損害賠償責任を認め、民法714条1項にいう監督義務者として配偶者が該当とした。また、婚姻関係にあれば民法752条の通り協力扶助義務を負い、Y1自身が要介護1の認定を受けていても、夫婦の協力扶助義務の履行が法的に期待できない特段の事情とは認められなかった。ただしY2は民法877条1項に基づく扶養義務者にすぎず、民法714条1項の監督義務者には該当しないのであった。

2. 事案の概要

本事案の介護家族について記載し、構成員と間柄を示したのが、表1である。本手記によってBは2003年にホームヘルパー2級、Cは2004年に介護福祉士の資格を取得したことが分かる（42頁、102頁）。なお、Y2とBの娘は作業療法士として大学病院に勤務していた（65頁）。

最高裁の認定は、次のようである。すなわち、本人Aは、2007年12月7日の午後4時30分頃に福祉施設の送迎車で帰宅して椅子に腰掛け、BとY1と

表1 介護家族の構成員と間柄

構成員	間柄
A	事故の本人
Y 1	本人の妻
Y 2	本人の長男
B	本人の長男の妻
C	本人の長男の妹

で過ごした。その後、Bが自宅玄関先でAの排尿した段ボール箱を片付けていたため、AとY1とが2人きりになっていたところ、Bがそこに戻った午後5時頃までの間に（Y1がまどろんで目を閉じている隙に）、Aは1人で外出した。Aはa駅から列車に乗り、a駅の北隣の駅であるc駅で降り、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、c駅構内において原告の運行する列車に衝突しAが死亡するという事故を発生させた。JR側は、事故により列車に遅れが生じて損害を被ったと主張した。Aの家族に監督義務違反があるなどとして民法709条や民法714条に基づき、連帯して719万円相当の金員を支払うべきとの主張を続けた。

3. 判決の要旨

判決の要旨（民集第70巻3号681頁）は、次のようである。すなわち、それは「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきとしているところ、このうち精神上的障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当

たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、2007年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないから、協力の義務についてはそれ自体が抽象的なものである。また、扶助の義務というのは相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということではできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。Y1はAの妻である（本件事故当時Aの保護者でもあった）が、Y1がAを『監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。また、Y2はAの長男であるが、Aを『監督する法定の義務を負う者』に当たるとする法令上の根拠はないというべきである。もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合

には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。Aは、2000年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、2002年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、2004年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、2007年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた者である（なお、事故に至るまでにAが1人で外出して数時間行方不明になったことがあるが、それは2005年及び2006年に各1回の合計2回だけであった。）。Y1は、長年Aと同居していた妻であり、Y2とBとCの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはいえない。また、Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの、Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していた

ので、事故まで20年以上もAと同居しておらず、直前の時期にも1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎない。Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということはいえず、監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y2も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはいえない⁸⁾とされた。

4. 家族の模索

訴訟の場では、認知症者と寄り添った介護家族の模索も詳細に取り上げられることとなった。Aは2000年12月頃、食事をした後に「食事はまだか」と言ったりし、昼夜の区別がつかなかった様子で、Y1とY2とCは、認知症ではないかと考えたことである。2002年に入ると、Aは夜中に何度も戸締まりを確認するようになった。BとCは、2002年3月頃は折に触れ、今後の介護を話し合い、Y1は既に80歳であって1人でAの介護は困難との共通認識に基づき、介護に精通したCの意見を踏まえ、Bが単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助するとした。Bは、毎日通ってAの介護をするようになり、宿泊もした。Y2は1箇月に1・2回程度はa市で過ごし、事故直前の時期は1箇月に3回程度週末にA宅を訪ね、BからAの状況報告を受けていた。2003年3月、Aが2002年10月にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、2004年2月、Aの認知症については、場所・人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、中等度から重度に進んでいる旨を診断された。Aは、2006年12月26日深夜、1人で外出してタクシーに乗り、認知症に気付いた運転手によりコンビニエンス・ストアで降ろされ、店長の通報により警察に保護されたというのである。この出来事の後、Bは家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに、Aの氏名やBの携帯電話の電話番号等を記載した布をAの上着等に縫い付けるようになった。Y2は、上記出来事の後、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置し、Aがその付近を通るとY1の枕元でチャイムが鳴ることで、Y1が就寝中でもAが自宅玄関に

近づいたことを把握することができるようにした。Y1とY2とBは、Aが外出できないように門扉に施錠するなどしたが、Aが苛立ち門扉を激しく揺すって危険なため、施錠は中止した。他方、夜間は事務所出入口が施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放され、以前から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、当日まで電源は切られたままであった。Aは、トイレの場所を把握できずに排尿してしまうことがあり、Bらに何も告げずに事務所出入口から外に出て公道を経て自宅玄関前の駐車スペースですることもあったらしい。2007年2月、Y1とY2とBとCは、Aを特別養護老人ホームに入所させることも検討した。しかし、Cが「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りがあれば自宅で過ごす能力を十分に保持している。特別養護老人ホームは入居希望者が非常に多いため入居までに少なくとも2、3年はかかる」といった意見を述べたこともあり、Aを引き続きA宅で介護すると決めた。事故当時、Aは成年後見人なしで、生活に必要な日常の買物は専らY1とBが行い、預金管理等の財産管理全般は専らY1が行っていた。この頃、Bは、午前7時頃にA宅に行き、Aを起こして着替えと食事を済ませた後、福祉施設「b」に遣り、Aが福祉施設「b」からA宅に戻っては20分程、Aの話を聞いた後、Aが居眠りを始めると、Aのいる部屋から離れて台所で家事をすることを日課としていた。Aは、居眠り後は、Bの声かけによって3日に1回くらい散歩し、夕食をとり入浴して就寝する生活を送っていて、BはAの入眠を確認してから帰るよう努めていたというように、家族は模索の日々であった。

5. 整理

筆者としても他のいくつかの評釈と同様で、本判決が従来の判例の考え方を改めている点は頷けた。ただし、今回出版された本手記の展覧を踏まえれば、新しく以下の整理が行えよう。第一に、事実認定に係り、事故以前の介護生活について触れたい。これまでの論者の中には、施設介護のために本人Aの資産が利用されずにやり過ぎされたと批判し、死後に介護家族に相続されたことを意見する向きもあ

りはしたが、本手記で精到に申述されたのは、「デイサービス等を利用することで十分に在宅介護が可能」な状態だったことである。これについては主治医（認知症の専門医）が実名で定見を寄せ、「施設に入所させることは、症状の悪化を防ぐ観点からも決して勧められませんでした」と明言している（70頁）。デイサービスの生活相談員だった社会福祉士も本手記には寄稿し「最高裁判決によってついに本人と家族の頑張っておられた様子が認められたと思い、心からほっとしました」という（139頁）。家族は当為を惜しんだのではないことになる。本手記には、当該訴訟の闘争中に関連シンポジウムに参加したところ、家庭に資産ありと大々的に名指しされたと難じる一幕があるのだが（184頁）、怠惰どころか、家族という筆頭の社会資源が「総動員」で「分業」を実現し在宅体制を構築できていたと述べる（44頁、64頁）。

第二に、法解釈に係り、我国の経済発展の中で、自動車・電車の交通事故は数多起こってきたという事実に触れたい。企業側の過失を問われた戦前の例では、大判1916年1月22日が軌道に沿って歩む者に警鈴を鳴らし徐行しなかったものであり、大判1923年10月22日は幼児に対して汽笛を吹鳴すべきが怠ったというものである。そして従来の学説は、時代の移ろいを指摘してきたことを忘れてはならない。例えば、もはや戦後ではないといわれた時代の加藤（1957）は、「専用軌道をもたない市街電車については自動車に似た万全の注意が必要であるし、また、専用軌道によるものでも、保安設備のない踏切を通過するときは、警笛を吹鳴するとか、とくに注意を払う必要がある」とした⁹⁾。そうして「自動車や電車の運転手によって過失がないとされた例はそれほど多くない」と指摘してきたのであった。この場合は「実際に賠償する者が運転手自身ではなく、使用者たる国鉄や電鉄会社であることも、その傾向を強めている」と述べられ、巨大企業が相手ゆえに正当な結果が導かれやすいと考えられていた。また、安全設備等の設置を怠った「企業の責任」そのものがいわれる判決も増えてきていたことから、ストレートに（運転手と会社の求償権の問題を残さずに）「企業から被害者に賠償を支払わせることができる」のも、「最近」の判決の傾向としていたのである。確か

に、東京高判1951年9月12日は、扉の装置が故障していたのにそのまま発車したケースであり、東京地判1951年5月26日は急停車による乗客の衝撃を考へて吊り革を備えていなかったケースである。さらにそのち末川（1967）は「現代のように巨大な経営体が成立し、高速度交通機関をはじめ道具や設備が使用されるようになったとき」には、経済的強者の優位が考えられると指摘した。これは「航空機の墜落事故の場合、遺族が航空会社から損害賠償をとるには、会社側の過失を立証しなければならない」が、それはとうてい不可能なことだといっているのであった¹⁰⁾。この点、ここで取り上げた本事案の場合には、相手が我国を代表する企業であるということが、介護家族の闘いにおける終始の恐怖であった。上記のとおり家族総動員体制であったものを、成年後見なしだったなら本人に意思能力があったらと強力に主張されたい（105頁）。そもそも後見の社会化¹¹⁾は私人の個別な権利行使の反射なのに、かような公共機関による法解釈の強力な主張は、威圧にもなりかねない。

第三に、立法もしくは法政策に係り、本事案は認知症者家族や高齢社会の介護の課題を示唆する例であるだけでなく、企業責任を再考する近時の例でもあることに触れたい。認知症者の介護家族は鉄道会社の訴訟対応について、公共性の高い企業にあるまじき姿勢と断じている（87頁、120頁）。本事案に関するこれまでの先行研究では、実際の介護家族の像が見えにくく、おのずと介護家族が戦った相手の経済的な優位性も見えにくかった。しかし、本手記によって以上の事様が展覧されたため、こういった優位性の対構図に改めて注目し得る。例えば、我国の高度経済成長期に公害問題で湧き上がった過失論議の

趨勢は一面において産業や企業の今日的な非難性を問うたといえるだろう¹²⁾。しからば諸外国における懲罰的損害賠償¹³⁾の判例動向や、社会的責任の潮流といった巨大企業論を想起しつつ、近時の対抗図の力学を検討して立法もしくは法政策につなげ得るとも思料する。今後、筆者も試論をまとめたい。

文献

- 1) 久須本かおり（2016）「認知症の人による不法行為についての家族の民法714条責任 — 最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決平成26年（受）第1434号、第1435号 —」『愛知大学法学部法経論集』208号、189-219頁、愛知大学法学部
- 2) 菊池馨実（2016）「時事評論 認知症高齢者の他害リスク」『週刊社会保障』2868号、32-33頁、法研
- 3) 増田雅暢（2016）「時事評論 認知症高齢者鉄道事故裁判を考える」『週刊社会保障』2869号、34-35頁、法研
- 4) 高井隆一（2018）『認知症鉄道事故裁判 — 閉じこめなければ、罪ですか？ —』、ブックマン社
- 5) 最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決平成26年（受）第1434号、第1435号
- 6) 名古屋地裁平成25年8月9日平成22年（ワ）第819号
- 7) 名古屋高裁平成26年4月24日平成25年（ネ）第752号
- 8) 最高裁判所裁判例情報システム (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search2) 2018年9月3日アクセス
- 9) 加藤一郎（1957）『法律学全集22-II 不法行為』、有斐閣
- 10) 末川博（1999）『法学入門』、有斐閣
- 11) 田山輝明（2002）『続・成年後見法制の研究』、成文堂
- 12) 吉村良一（2000）「公害における過失主義・無過失主義」『立命館法学』2000年3・4号下巻、271・272号、1083頁
- 13) 山田卓生（1995）「不法行為法の機能」淡路剛久・伊藤高義・宇佐見大司（編）『不法行為法の現代的課題と展開』、日本評論社

受付日：2019年3月10日

「大野君と杉山君」をもう一度

— さくらももこ氏の追悼に寄せて —

水 引 貴 子¹⁾ 歌 川 光 ²⁾

¹⁾ 日本児童教育専門学校

²⁾ 昭和女子大学

Once More “Ono-kun And Sugiyama-kun” :

— in Memory of Momoko Sakura —

Mizuhiki Takako¹⁾ Utagawa Koichi²⁾

¹⁾ Japan Juvenile Education College

²⁾ Showa Women’s University

抄録：近年、故・さくらももこ氏作「ちびまる子ちゃん」は小学校の道徳教材としても活用されている。本稿では、1990年に劇場公開された「ちびまる子ちゃん 大野君と杉山君」の、友情やチャムシップの性差を考える教材としての意義に触れる。

キーワード：ちびまる子ちゃん、友情、チャムシップ、ジェンダー

1. はじめに

筆者らは近年、教育・保育課程における「友達」「友情」などの取り扱い方について検討を重ねている（水引・歌川 2017、水引・歌川・濱野 2018ほか）。教科書等における友情のジェンダー表象は論点の一つとなっており（拙稿 2019）、しばしば担当授業等でもこれらの話題に触れることがある。この中で、とりわけチャムシップが始まる児童期の友情の持ち方の性差を考える学生向けの教材として再注目されたい作品がある。1990年に劇場公開された「ちびまる子ちゃん 大野君と杉山君」である。

折しも、2018年8月にさくらももこ氏は鬼籍に入った。「ちびまる子ちゃん」における友情の表象については、近年「たまちゃん、大すき」が小学校道徳科の教科書に掲載される（2017年検定教科書としては、東京書籍2017）などの形で社会的にも着目さ

れているが、ここではさくらももこ氏の「大野君と杉山君」に対する思い入れにも触れながら、同作品の教材としての意義について綴っておきたい。

（歌川）

2. さくらももこ氏と「ちびまる子ちゃん」

さくらももこ氏は1965年静岡県静岡市清水区（旧清水市）生まれの漫画家で、国民的アニメ「ちびまる子ちゃん」の作者として広く知られている。さくら氏は高校を卒業後、1984年に漫画「教えてやるんだありがたく思え！」（集英社りぼんオリジナル）でデビューした。1986年には少女漫画誌『りぼん』（集英社）で「ちびまる子ちゃん」の連載を開始し、1989年に第13回講談社漫画賞を受賞している。1990年からはテレビアニメ「ちびまる子ちゃん」（フジテレビ系）が開始され、同年には本稿で取り上げる劇

場版「ちびまる子ちゃん 大野君と杉山君」が公開された。

1991年にはエッセイ『もものかんづめ』（集英社）、詩集『まるむし帳』（集英社）を出版し、漫画家以外の仕事も数多くこなしている。他にも例えば、アニメ「ちびまる子ちゃん」のエンディング主題歌「おどるポンポコリン」をはじめ多くの楽曲の作詞を手掛け、オールナイトニッポン（ニッポン放送）のDJ、アニメ「ちびまる子ちゃん」などの脚本、「スヌーピーブックス」（集英社）の翻訳も行うなどマルチな才能を発揮した。

2012年にアニメ「ちびまる子ちゃん」が放送1000回を迎えた。2020年1月にはアニメ化30周年を迎えるが、さくら氏は2018年8月15日に亡くなる。単行本「ちびまる子ちゃん」（集英社）は17巻で完結することとなり、シリーズ累計3200万部に達している。台湾、中国、タイ、マレーシア、韓国でも出版された。

「ちびまる子ちゃん」の名前の由来は、「わたしちいさかったから“チビ丸”に女の子だから“子”をつけて“ちびまる子ちゃん”なんてよばれていたの」（さくら 1987：4）とある。ストーリーは、作者のさくらももこが小学校3年生の時の体験をもとに構成されているが、「全部私の思い出をもとになぎあわせてつくっていった作品なのですが、ときには話のつじつまを合わせるために創作したり架空のできごとや人物を登場させたりしたところもけっこうあります。」（さくら 1987：163）とも述べている。そのため、「ちびまる子ちゃん」のこぼれ話を書きたいという思いから、エッセイ集『あゝこのころ』『まる子だった』『ももこの話』の三部作も出版された。

作品中に多く登場する友人のたまちゃんは実在の人物であり、『ももこの話』のなかでも「小学校一年の時、同じクラスになって以来、私とたまちゃんはずっと親友だった。絵も好きだったし、動物も好きだった。お互いに、他の友達もいたが、幼い頃から私とたまちゃんの独自のノリというものは完全に確立されていた」（さくら 1998：178）と触れていることから、実生活においてもたまちゃんは大切な親友であることがうかがえる。彼女らは高校まで同じ学校に通い、卒業を迎えるまで共に過ごした。

テレビアニメの「ちびまる子ちゃん」は当初、三

か年計画であったため、1992年で一度終了するが、その後1995年に第二期が開始する。さくらはエッセイのなかで、「私がアニメのまる子に対して中途半端な気持ちで取り組んだことは一度もなかった」（さくら 1992：121）と述べ、アニメ化の仕事がさくら自身に大きな成長をもたらした。

（水引）

3. 「大野君と杉山君」における友情のジェンダー表象

「ちびまる子ちゃん」において、まる子とたまちゃんはチャムシップの関係を築いている。既述の「たまちゃん、大すき」は、たまちゃんが約束を守れなかったことがきっかけで二人の仲に亀裂が入るが、まる子が約束を守れなかったたまちゃんの立場に共感することで仲直りを果たす展開となっており、そのねらいは「あいての立場や気持ちになって、考える」（東京書籍 2017：127）ことにある。

ところで、チャムシップにも性差が存在することは繰り返し指摘されている（須藤 2010：111-120）。「たまちゃん、大すき」に見られるチャムシップも、二人ともタイムカプセルに「大好き」と書き合うというように、密で情緒的だが、「自分に対する感覚の明確さや主体性・自律性を獲得するには至」りづらい（同上：115）という女子のチャムシップの特徴も同時に示している。

「大野君と杉山君」は、さくら氏がこの点を自覚し、女子の目から新鮮に映った男子同士のチャムシップを描いたものである。同作品は、まる子ちゃんが、ヤンチャなガキ大将の大野君と杉山君のチャムシップの行く末を、大野君が東京に転向してしまうまで約一年間見届ける展開となっている。今日で言えば、ガキ大将は「いじめっ子」に分類されるだろうが、さくら氏は、大野君と杉山君について、「そういう安っぽいいじめっ子じゃないんですよ（笑）。関口くんとかあのへんのB級の男の子じゃないんですよ（笑）。」（ポニーキャニオン 2001：4）とし、そのキャラクター設定について以下のように述べている。

今回の登場してくれた大野君と杉山君は、私の心の中にいつのまにか居た男の子達です。わたしが小学校時代を過ごしている間に、ああいう

ような気の合ったコンビが何人もいました。そして、片方が転校してしまう、という切ない別れをしたコンビも何組かありました。／男の子達はよくケンカをしていました。女の子もよくケンカするけれど、男の子同士のケンカはまた違ったムードがありました。／大野君と杉山君は男の子の真剣さやひたむきさや、切なさを全部まとめたような子達です。それは私が見てきた“男の子”のそれをまる子の目を通して描きたいと思ったからです。／今回私は大野君と杉山君の事を考えるたびに泣けてきました。台本の段階でも何度も“ウッ”と涙をこらえました。あの子達には憧れが詰まっているのです。作者の私が泣くのは、ハタから見ればただの“なにわ節好き”のバカな女に見えるかもしれませんが、私はあの子達の夢や希望がふくらんだり衝突したりする度に、私の“男の子”への希望や憧れ等の色々な想いがつのり泣いてばかりおりました。／あの子達は、また憧れの意味さえならないまる子やクラスメイトに憧れを運んでいきました。まる子はもちろん、たまちゃんや関口君、ブー太郎をはじめ花輪クンや丸尾君達にも心の底で憧れを感じさせる存在になっていました。／私の描くキャラクターとしては異色なふたりといえますが、大野君と杉山君が私の心のどこかにいてくれた事を、とてもうれしく思っています（さくら 1991：158-159、／は改行を意味する）。

実際に、大野君が転校の事実を杉山君に伝え、お互いに感情的に発言してしまい、直後に二人とも人目を憚って涙することになるが、その涙の理由は、

「離れてしまうから」ではなく、「“離れてても（将来いっしょの船に乗って世界中をまわるといって引用者）夢は変わらない”っていつてくれなかった」（同上：171）ことにある。さくら氏は、「男の子の真剣さやひたむきさや、切なさ」を強調するために、友情のジェンダー表象という意味では敢えてステレオタイプ的な描き方をしており、そうであるからこそ、アニメバージョンとは異質の世界観を示したものとしてスピノフ化され、友情やチャムシップの性差を考える上では有意義な教材になっている。

（歌川）

引用文献

- 水引貴子・歌川光一（2017）「『友達』をめぐる保育内容（人間関係）と生活科、道徳、特別活動のカリキュラムの接続とその課題—2017年改訂学習指導要領・幼稚園教育要領の検討を中心に—」『敬心・研究ジャーナル』1（2）、pp.131-137。
- ・濱野義貴（2018）「友達との関係づくりをめぐる小学校第一学年の顕在的カリキュラムの検討—生活科教科書と道徳の読み物教材の比較から—」『敬心・研究ジャーナル』2（1）、pp.129-134。
- ポニーキャニオン（2001）「8Pカラーブックレット」（劇場用映画 ちびまる子ちゃん [DVD] 所収）
- さくらももこ（1987）『ちびまる子ちゃん』第1巻、集英社
- （1991）『'91映画原作特別描きおろしちびまる子ちゃん 大野君と杉山君』ホーム社
- （1992）『さるのこしかけ』集英社
- （1998）『ももこの話』集英社
- 須藤春佳（2010）『前青年期の親友関係「チャムシップ」に関する心理臨床学的研究』風間書房
- 東京書籍（2017）『新しいどうとく③』
- 歌川光一（2019）「中学校道徳教科書の読み物にみる友情のジェンダー表象」『女性文化研究所紀要』第46号、pp.97-105。

受付日：2019年4月15日

保育者を目指す学生のための教育マネジメント論

— 「教育経営」講義ノート（3） —

吉田直哉

大阪府立大学

An Introduction to Japanese Education Laws (3)

Yoshida Naoya

Osaka Prefecture University

要旨：本ノートは、保育職を目指す学生が、教職教養として身につけておくべき教育行政、教育経営に関する基礎的な概念・理論を概説するものである。その際、地方教育行政の基本原則、地域との連携、学校体系、学校組織・学級組織の特色、教員の役割とカリキュラム・マネジメントなどを中心概念として取り上げ、重点的な解説を行った。

キーワード：地方教育行政、学校体系、学校組織、学級経営、カリキュラム・マネジメント

はじめに

本ノートは、教職、特に幼児教育、保育職を目指す大学・短大・専門学校の学生が、教職課程において身に付けるべき教育（学校、学級）の経営に関する理論と方法について解説するために書かれたものである（本ノートの基盤となった、大阪教育福祉専門学校教育・保育科における「教育経営」の講義（2016年度～）を受講してくれた学生諸氏に、心より御礼申し上げます。なお、本ノートは、同講義の内容をまとめた二つの拙稿、すなわち吉田（2018）、吉田（2019）の後を承けるものである）。

読者の中には、「経営」と「教育」という言葉は、互いになじまないと考える者も多いかもしれない。しかし、「経営」とは、単に営利を目的とする企業体のみ当てはまる概念ではない。ここでは、経営（マネジメント management）を、次のような営みとして定義したい。「事業目的を達成するために、継続的・計画的に意思決定を行って実行に移し、事業を

管理・遂行すること」。つまり、「経営」とは、ある「事業」を行うことを試み、その事業を結果として「成功」に導こうと思えば、どんな組織、行為にも当てはまる概念なのである。最近では、スポーツ分野にもマネジメントの概念が取り入れられ、組織でなくても、「アンダー・マネジメント」のように、個人の思考や行動を、「目的」に順調に到達できるよう変容・保持させることにも、マネジメント、すなわち経営の概念が取り入れられるようになっている。

当然のことながら、「教育」も、一定の目的を持ち、その目的を達成するために、計画を立案して実行する営みである。それゆえ、教育目的の達成を成功裡に果たそうとするのであれば、教育のマネジメント、経営の方法を検討することは有益である。ただ、本ノートで説明していくように、教育経営は、教育を行う学校や教師のレベルと、それを取り巻く行政のレベルの間でそれぞれ行われ、それらが複合して教育の営みを方向づけていくという重層的な営みであ

る。つまり、教育経営は、「教育行政」と深い関わりを持つ。教育行政は、エデュケーション・アドミニストレーション educational administration の訳語として知られる。接頭辞 ad は、「～へ向かう」の意味をもち、「ministration」は「奉仕」の意味をもつ。言い換えれば、エデュケーション・アドミニストレーションとは、「教育へ奉仕する条件整備の営み」という意味である。このように定義すれば、条件を整備される側の教育は、教育行政とは区別される営みということになり、教育行政と教育の間には一定の質的な相違があるということになる（例えば、後述する宗像誠也は、このような立場をとった）。

そのような条件整備とは異なる、教育の内的な実践に関わる「教育経営」は、次のように定義することができる。「学級、学校、地方自治体など教育活動の単位組織体を、教育目標追求の立場から最も効果的に機能するよう運営していく活動およびその過程」。当然のことながら、この意味での教育経営には、組織体の内部における人間関係、組織体としての意思決定の手順、外部の諸組織との関係、教育実践や教育の場をめぐる環境諸条件の取扱いなど具体的な活動に関連する多様な問題・課題が含まれる。言い換えれば、教育経営とは、「教育組織が、その教育目的を達成するために行う、人的、物的、財的諸条件と、教育内容・方法の条件を整備すること」なのである。

保育の分野においては、2017年より、保育士の待遇改善と専門性の向上を目的として新設された「保育士キャリアアップ研修」の制度において、「マネジメント」が研修分野の一つとして設定されている。従来、保育研究においては、保育所における管理職の役割、リーダーシップについての議論は少なかった。それゆえに、保育者の専門性としての組織マネジメント能力については、養成段階においても、現職に就いてからの研修の段階においても取り上げられることが少なく、いわば等閑に付されてきた。そのような現状を改善するために、キャリアアップ研修において「マネジメント」が導入されたのである。キャリアアップ研修の「マネジメント」においては、ある程度経験年数の長い副主任クラスの保育士（経験年数7年程度）が、若手の保育士を育成・支援し、保育所における職員間の連携・チーム保育を実現す

るための基本的な理論が紹介されることになる。

さて、従来の教育行政学における議論では、教育経営が、「学校」経営の問題に限定され、狭く捉えられる傾向があった。現在、個々の学校を単位とした教育経営は、「閉ざされた学校経営」として批判にさらされている。2017年改訂学習指導要領の鍵概念の一つが「社会に開かれた教育課程」であることから知られるように、2000年代以降の教育経営改革の動きは、学校経営を、教育課程の立案・実施も含めて、いかに地域社会、ひいては国際社会に開いていくか、という関心によってリードされてきたと言える。地域を社会資源として教育へ導入していくという方針は、幼児教育、保育の分野においても共通している。

それでは、現在の教育経営論の課題はどのようなものと言えるか。それは、生涯学習の視点に立ち、地域を含む社会のあらゆる教育機能と関連させた、総合的な学校経営の在り方を模索することである。それは、地域を含む新しい教育経営の単位を構想することであるとも言える。生涯学習社会の理念とは、1980年代の臨時教育審議会答申以降、広く周知されるようになったもので、市民の誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる社会を構想することであり、学校においてだけではなく、子ども期だけではない学びを実現することを目指している。このことから、生涯学習の視点は、「地域に開かれた教育経営」を議論するときには必須と言える。

なお、本ノートでは教育経営をテーマとして掲げているが、「学校経営」と同時に、「教育行政」の問題も扱う。ここでいう「教育行政」とは、国、または地方自治体が主体となって行う教育経営を意味する。

テキストとしては、浜田博文編著『第二版：教育の経営・制度』（一藝社、2018年）を想定しているが、テキストの範囲外の内容も含まれる。それに関しては、本ノートの末尾にある参考文献表に掲げられた文献を参照していることを予め承してほしい。

テキストに併せて参照してほしいのは、最新の『教育小六法』（学陽書房）、および文部科学省のサイト（<http://www.mext.go.jp/>）である。これらには、教育経営に関する基本的な法令の条文が掲載されている。日本の教育制度の枠組みは法律で規定されて

おり（法律主義）、なおかつ教育関連法令は頻繁な改正が行われることから、これらを折に触れて見ることによって、つねに最新の条文をチェックしておく必要がある。

1. 現代日本の地方教育行政

教育行政を見る時に重要なのは、教育行政が、国家の行政権とどのような関わりを持っているかという点である。教育行政を、国家の行政権の貫徹として見たのは、教育行政学者の宗像誠也（1908-1970）である。宗像による教育行政の定義は次のようなものである。「権力の機関が教育政策を実現しようとする過程」。ここで「教育政策とは、権力に支持された教育理念」である。宗像の定義の背景には、「権力に支持された教育理念」以外の教育理念が存在し、そちらの教育理念を宗像が支持しているという事実がある。言い換えれば、宗像にとって、「権力」の貫徹の手段である教育政策と、その遂行の手段としての教育行政は、制限されるべき作用として、否定的に捉えられていたのである。宗像は、教育行政の作用を、条件整備としてのみ認めようとし、教育行政を介した教育の国家統制への批判的立場を採り続けた。

教育行政という形での教育の国家統制に対して批判的な宗像の立場は、内外事項区分論として理論化される。内外事項区分論においては、教育行政による条件整備の対象は施設などの設備や教材等の「外的事項」に限定されるべきであり、教育内容や教育方法などの「内的事項」には関与するべきでないと考えられた。これは、教育の「内的事項」を、いわば教育行政の「オフ・リミット（立ち入り禁止）」領域と見なし、「内的事項」を教育行政による作用から守り、その自律性を保障しようとする理論であった。

さて一般に、教育行政には、三つの作用があると考えられる。①規制作用。違法な教育活動を制限する作用であるが、極めて弱い。②助成作用。教育の自律性を保障しつつ、教育の外的条件を整える作用である。③実施作用。行政自らが、教育の営為を実施する作用である。宗像は、このうち、②の側面に着目していたといえることができる。

戦後改革の中で、教育行政のあり方も大きく変革された。その改革は、明治憲法下では天皇大権に属した教育行政のあり方の決定権を、民主化の原則に

沿って国民に帰するという抜本的な改革を目指すものであった。戦後教育行政改革の基本原則として、次の三つを挙げることができる。

- ①民主制・民衆統制の原理。これは、占領軍に主導された戦後改革の民主化方針に沿うものであり、教育のあり方を決めるのは、国家ではなく国民であるという理念を示す。
- ②地方分権・地方自治の原理。中央政府が集権的に教育の在り方を決定するのではなく、各地方自治体が主体的に教育経営に取り組むべきであるという理念を示す。
- ③一般行政からの独立の原理。教育行政の機関を、その時々政治権力に左右される一般行政からは独立させ、教育の自律性を確保させるべきだという理念を示す。この原理を具現化するために、都道府県知事や市町村長など、地方自治体の首長から独立した機関として教育委員会を組織し、教育行政を担わせることとした。

一般行政からの独立の原則を具現化するものとして、戦後の教育委員会法（1948年）によって創設された教育委員会が、地方教育行政の主たる担い手である。教育委員会は行政委員会の一つであり、地方教育行政法（地教行法）を根拠法としている。戦後間もなくは教育委員は公選制（教育委員会法）であったが、1956年の同法廃止、地教行法の施行によって、自治体首長の任命制となった。委員定数は原則5名（都道府県・市）であり、首長が議会の同意を得て任命する。現在、教育委員の任期4年であるが、そのうち教育長は3年と短い。教育長が常勤なのに対し、それ以外の教育委員は非常勤職員である。委員には必ず保護者を含むこととなっている。

教育委員会の下には事務局が置かれる。教育長は事務局の長を務める。上述のように、教育長は、教育委員を兼任する。事務局には、指導主事（各学校への専門的指導）、社会教育主事などの職員が置かれる（教員出身者が事務局に数年間勤務し、管理職として学校勤務へと戻るケースが少なくない）。

既に述べたように、教育委員会は、教育行政の一般行政からの独立を実現するために設置される組織であるから、首長から一定の独立性、自律性をもつ。住民による意思決定（レイマンコントロール）を実現することが目指されている。議事は合議制によ

る。なお、政治的中立性を保つ観点から、委員の2分の1以上のものが同一の政党に所属することが禁じられている（地教行法12条）。

2. 学校教育の体系

我が国は、単線型の学校体系をもつと言われているが、このような単線型の初等・中等教育体系を備えているというのは各国に見られる普遍的な傾向というわけではない。学校体系は、主に、単線型、分岐型、複線型の3つのタイプに分類される。歴史的動向としては、複線型が最も古く、そののち分岐型、単線型へと変遷していくケースが多く見られる。

複線型は、初等教育段階からエリート（貴族）のための学校系統と大衆（庶民）のための学校が分離している学校体系のことである。複線型学校体系では、上流階級の子弟が通学した大学進学のための準備教育機関（中等学校）が、徐々に初等教育へと下向きに発展していく下構型学校系統と、庶民の子弟を対象とし、3アールズ（読み・書き・計算）を中心とする、社会生活に必要なリテラシーの教授を行う初等学校が、教育内容を徐々に高度化させるのに対応して中等学校へと発展する上構型学校系統が併存している。英国に見られる。

分岐型は、初等学校段階では、エリート学校と庶民学校が統一されているものの、中等学校への入学段階で、就職組と進学組に枝分かれする学校体系のことである。19世紀末の「統一学校運動」の結果、各国で複線型から分岐型への改革が進められた。ドイツでは、初等学校（グルントシューレ）を卒業する10歳の時に、職業的技能の習熟を目指すハウプトシューレか、大学への進学を目指すギムナジウムかを選択することから、ドイツは分岐型学校体系をもつと言われる。中等教育以上の学校系統が複雑に分かれていた戦前の日本も、分岐型学校体系を備えていたと言われることがある。

単線型は、統一が初等教育段階にとどまっていた分岐型から学校系統の統合がさらに進み、初等学校から中等学校に至るまで、全ての子どもが同一種類の学校に通学する学校体系のことである。単線型学校体系では、中等教育修了後の高等教育（大学）への進学機会も、能力に応じて平等である。アメリカ合衆国は単線型学校体系を志向し、戦後の日本も、ア

メリカの影響を受けて単線型学校体系を導入した。

単線型のデメリットとしては、中等教育までの進学機会を全ての子どもに保障するため、メリトクラシー（能力主義的競争）が勃興しやすいことが挙げられる。身分・家柄によって進学できる学校が決まるわけではないので、進学機会の確保は本人の能力次第ということになる。そのため、階層の流動化は促進されるが、その反面、高い学歴、質の高い教育機会を求めた競争は激しくなる。このような学歴社会化、能力主義的競争は後発資本主義国ほど激化しやすいと言われる（社会学者ドーア（1925-2018）の言う後発効果）。

それに対して、複線型学校体系を採る英国では、学歴競争は激化しない。既に、身分や家柄によって、進学機会がある程度限定されているからである。それゆえ、ほとんど全員が参加する学歴をめぐる競争は生じえない。その代り、教育の獲得による階層間の移動は限定的なものにとどまり、社会階層は固定的であり続ける。このように、各学校体系には一長一短があり、軽々にどちらが適切かを論じることはできない。学校体系は、各国の歴史の中で形成された社会や文化に内在する規範や価値観と関わりながら形成・維持されてきたものであり、それらの規範や価値観を無視して一朝一夕に変革できるものではない。

3. 学校の種類

既に述べたように、日本は単線型の学校体系を持つと一般的に考えられている。正系の学校のほかにも、多くの学校が法律上規定されているので、それについて見ていこう。

まず、日本における代表的な学校種別を定めるのが学校教育法1条である。ここで規定される学校を、**一条校**と通称することがある。現行では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校など8校種がこれに属する。

一条校以外の学校として、専修学校や各種学校を上げることができる。専修学校（学校教育法124条）は、職業、生活教育などを目的とした教育機関である。入学資格によって、高等課程（中卒、高等専修学校）、専門課程（高卒、専門学校）、一般課程（資格限定なし）の三つに分類される。専修学校の8割以上を、専門課程を持つ専修学校（専門学校）が占

めている。

各種学校（学校教育法134条）は、技能教育、職業教育、教養文化教育などを行う機関であり、多様で自由な形態をとる。設置にあたっては、都道府県知事が認可する。予備校、自動車操縦、服飾、簿記、語学、インターナショナルスクールなど様々な種類がある。

以上の学校はいずれも文部科学省の所管であるが、文科省所管以外の教育機関も存在する。例えば、保育所などの児童福祉施設は厚生労働省の所管であり、少年院は法務省の所管、在外日本人学校は外務省が所管する。この他、学位を授与できる大学校として、防衛大学校（防衛省）、水産大学校、農業大学校（農林水産省）、海上保安大学校、気象大学校（国土交通省）などが存在し、それぞれの分野における幹部候補的な専門職の養成を行っている。

4. 学校の組織と経営

本章では、学校組織一般がもつ特徴を検討し、その特徴が学校経営論に与えた影響を見ていきたい。アメリカの組織学者ワイク（1936-）は、学校組織に対する批判的検討を行った。ワイクは、学校組織が、他の組織（営利企業など）と比較した際に持つネガティブな特質を三つあげている。第一に、監督と評価が限定的にしかなされないということ。授業内容や教育方法の細かな部分にまで、現場の教師の実践に、経営層が「監督」として介入することは滅多にないし、日常の教師の実践を、経営層が「評価」することも稀である。第二に、教育の目標が漠然としており不明確であるということ。教育目標が、特に人格形成、道徳的側面、情緒的側面に関わってくる時、特に目標の曖昧さは際立ってくる。この目標の曖昧さは、第一の側面、すなわち評価の難しさと関連する。というのも、目標が漠然としていれば、教育の成果や達成を評価しえないからである。第三に、学校の構成員が統制すべき職務範囲が広すぎるということ。さらに、その茫漠とした職務に対して、どのような技術が必要とされているかも不明確である。具体的に言えば、家庭の機能と学校の職務の間の境界が曖昧であり、ともすると、家庭が担うべき教育機能が学校に滲み出してくるという事態が起りうる。

ワイクによる学校組織の曖昧さについての指摘は、日本の学校組織に対しても当てはまるだろう。学校機能は多重的なものだからである。学校組織は、教育機能、校務分掌機能、運営機能というように、いくつかの機能を包含しており、各教職員は、これら複数の機能領域を同時に担う。同一の教員が、教育機能を果たしつつ、校務も分掌し、学校運営にも携わる、というように、同時に複数の校内委員会などの組織に所属し、それらの職務を並行的に遂行している。事務的職務に関して言えば、例えば小学校には、事務職員が必置とされているもの（学校教育法37条）、限られた数の事務職員では担いきれない多くの学校関連業務を、教員も担っているという現状がある。

このような学校組織の機能的側面が、学校経営の効率、あるいは生産性を損ねていると考えたのが、教育行政学者の伊藤和衛（1911-1989）であった。加えて、伊藤によれば、学校経営の方法は、依然として、前近代的な「経験と勘」に支配されている。ワイクと同様、伊藤も、学校における職務に対して、どのような技術が必要とされているかが不明確であり、学校経営のための知識や技能が体系化されていないと考えたのである。

伊藤は、このような非効率的・非生産的な学校組織の職務効率を向上させるべく、学校経営の合理化論を唱えた。この伊藤の理論は、後述するような組織的特徴から、**重層構造論**と呼ばれる。伊藤は、アメリカの技師テイラー（1856-1915）が、19世紀末に唱えた「科学的管理法」（テイラー・システム）を、学校経営にも導入することを提言する。科学的管理法の特徴としては、次の三点が挙げられる。①仕事を業務ごとに分ける（分業）。②業務ごとの標準的なノルマ（数値目標）を設定する。③ノルマ（数値目標）の達成具合を評価する。分業と評価の重要性を説く科学的管理法を学校に導入するにあたって、伊藤はまず、学校の職務を、経営、管理、作業の三つに分け、その三つをそれぞれ校長、教頭・主任、教職員が分業的に担当することを提案する。校長→教頭・主任→教職員は、この順で階層を成しており、指揮系統、監督・評価の権限も明確化される。いわば、学校組織をピラミッド型の重層構造ととらえることにより、学校経営の合理化を目指すのが、

伊藤の重層構造論である。

伊藤の重層構造論に、真っ向から対立したのが、教育行政学者の宗像誠也(1908-1970)であった。宗像は、学校における職務はすべて本質的に同じもの、つまり複合的・総合的な性質をもつため、テイラーや伊藤のいう分業は不可能であるとする。さらに、重層構造による指揮・命令系統の明確化は、むしろ、個々の教員の自発性や意欲を損ないかねないとする。宗像によれば、教員は互いに平等・対等な存在であるべきなのであり、それによって、教員間の活発なコミュニケーションが生起し、良質な教育実践が生まれてくると考えるのである。このような宗像の理論を、学校経営の民主化論、あるいは、教員組織の重層性を否定したという意味で、**単層構造論**などと呼ぶ。

宗像の単層構造論は、長く「なべぶた型」と呼ばれ、校長・教頭以外の管理職を置かない横並び組織を特色としてきた日本の既存の学校組織を事後的に承認するための理論的基礎となった。「なべぶた型」の学校組織においては、例えば、**職員会議**は議決機関と見なされる。つまり、職員会議の議決は、それが校長の意に反するものであったとしても、校長も職員会議の構成員の一人であるため、校長をも制約すると考えられた。ただ、このような校長権限への制限には批判も提起されてきており、職員会議は校長の諮問機関に過ぎないという説も存在した。職員会議を、学校組織の意思決定における最終的な議決機関と見るか、それとも、校長のリーダーシップを支える諮問機関と見るかという論争は、2000年代初頭、一連の法令改正による校長権限の強化の中で、一気に後者が優勢となっていく。

2000年の学校教育法施行規則改正においては、職員会議は校長の「補助機関」として位置づけられたのみならず、同改正において、職員会議とは別の諮問委員制度としての学校評議員制度が導入された。学校評議員の導入は、校長の補助機関、あるいは諮問機関としての職員会議のウェイトを相対的に低下させるものである。

さらに、校長権限を強化するため、従来存在しなかった、校長を支える中間管理職の職制が新設される。2008年改正の学校教育法では、副校長、主幹教諭などの職制が新設され、これらの職制に就く教員

には、校長を補佐すると同時に、下位の教職員に対する指導・監督権限が与えられた。「なべぶた型」と長く呼ばれてきた日本の学校組織がもたなかったミドルリーダーの創出が図られたということは、「なべぶた型」・単層構造を特色としてきた日本の学校組織が、急速にピラミッド型、重層構造へと転換しつつあるということの意味している。

あわせて、校長のリーダーシップの強化を図る試みの一つとして、民間人校長の登場がある。2000年学校教育法施行規則の改正により、従来校長の資格要件とされてきた「1種あるいは専修免許状の取得、5年以上の教育に関する職の経験」が緩和され、企業の管理職に就いていた者などが校長に就任できるようになった。リクルートで管理職を務めたのち、2003年から杉並区立中学校長に就任した藤原和博(1955-)などはその代表例である(藤原は、生徒が様々な立場の社会人の語りを聞くことを通して社会についての見識を深める「よのなか科」を創設したり、学習塾と連携した有料の課外授業「夜スペ」を導入するなど、斬新な取り組みを行った)。

地域との学校の連携の強化、及び校長のリーダーシップの強化の二つは、1998年の中教審答申以降の流れである。同答申では、①学校の裁量権の拡大、②校長のリーダーシップの強化、③説明責任に基づく学校経営、④地域住民、保護者の学校運営への参画が求められ、後述する学校評議会制度の導入のきっかけとなるなど、2000年代以降の学校経営の刷新に影響を与えた。

今日の学校経営の最優先課題は、地域に対するアカウンタビリティ(説明責任)の確保であると言える。アカウンタビリティの確保のための第一歩は、学校評価の導入から始まるとされる。2006年に出された文部科学省の「学校評価ガイドライン」によれば、学校評価は、評価主体により①自己評価、②学校関係者評価、③第三者評価の三つに分類される。このうち、①自己評価は既に義務化され、②学校関係者評価も努力義務化されている。学校評価では、計画→実践→評価→改善の各プロセスを円環的に繋げていく経営手法であるPDCAサイクルの導入が推奨されている。PDCAサイクルの考え方は、単に学校の組織運営のみに適用されるのみならず、教育課程の編成・教育実践にも応用されるべきと考

えられている。2017年改訂の学習指導要領では、不
断の教育課程の見直しを伴うダイナミックな教育の
実践を、カリキュラム・マネジメントと呼ぶ。

地域住民の意向を学校経営に反映させるための
制度として特筆すべきなのは、**学校評議員**（学校
評議会、2000年学校教育法施行規則改正により導
入）である。校長の推薦に基づき、教育委員会によ
り委嘱された学校評議員（保護者を含む地域住民）
は、校長の行う学校経営に対して意見を述べるこ
とができる。評議員自身には、学校経営に対する特段
の権限はないものの、9割近くの小・中・高で既に
設置されているが、幼稚園では設置がやや遅れてい
る。一方で、学校経営に、地域社会の政治力学が流
入し、学校が「地域ボス」に牛耳られる危険性があ
ることも指摘されている。

学校評議員のほか、未だ十分には普及していない
ものの、2004年地教行法改正により導入された学校
運営協議会は、学校運営に関する基本方針の承認の
権限を持つ。それ以外に、学校経営に関する意見、
または教職員任用に関する意見の申出などを行うこ
とができるとされている。

5. 学級の組織と運営

本章では、学級組織の運営について見ていこう。
学級は、言うまでもなく、児童生徒と学級担任から
なる、学校における教育・指導・学習の基本単位で
ある。日本の学級の特徴として、1885年以降、一貫
して**学年制**を採っていることが挙げられる。明治初
期は等級制を採っていた（「級」は「課業の階梯」を
示す）。児童は学習進度別に級分けされ、進級試験に
合格しなければ原級留置とされた（修得主義）。この
ため、進級試験への不合格を繰り返した末、退学す
る児童は少なくなかった。等級制では、貧困層の児
童が退学へと追いやられるケースが多かったことか
ら、等級制による修得主義のもとでは、基礎的教育
の機会を必要とする低階層の子どもが公教育から放
逐されてしまう。このことは、全国民に普遍的な国
民教育を提供するという近代公教育の理念に反する
と考えられた。そのため、出席日数に不足がなけれ
ば成績にかかわらず進級・卒業を認める履修主義と
抱き合わせされた学年制が、小学校令公布とともに
導入され、今日に至っている。

組織としての学級は、次のような特徴をもつ。

- ①生活共同体的な価値観に基づく、訓育的側面（人
格形成）を重視すること。日本の学校教育は、単
に知識・技能の習得を目指す営みに留まらず、集
団の中における人間性の涵養、人格の完成（教育
基本法1条）を含む全人的なものと捉えられてい
る。そのため、授業以外の活動、給食や清掃、課
外活動なども、必ずしも知識・技能の習得に関わ
らない活動も、集団の中での人間性の形成の観点
から重視される。そのため、学級は、単に学習集
団ではなく、生活集団としての性格も持つことにな
る。
- ②教師と子どもの関係は、損得勘定を挟むことなく、
献身・尊敬の間柄であることが理想とされるこ
と。明治期以来の教師＝聖職者論にも表れている
ように、教師は子どもに対して献身的であり、そ
れに応じるように子どもは教師にたいして敬愛の
念を抱く、というように、教師と子どもとの間に情
緒的つながり、心理的絆が形成されることが重視
されてきた。
- ③「学級王国」と呼ばれるほど閉鎖的であり、学級
間の教員交流、あるいは学級間の子ども同士の交
流が限定的になること。学級が、担任教師と子ど
もたちが、日常的に生活行動を共にする共同体で
あり、その共同体の紐帯は情緒的・心情的なもの
であるとすると、学級外の人間との関係性は疎遠
になる。
今日に至るまで、学級が学校教育を運営するた
めの基本的単位であることは変わらないが、学級間
の「壁」をどう捉えるか、という問題は、教師の念頭
につねに置かれるべきである。
さて、学級担任には、学級担任制（主に幼・小）
と教科担任制（主に中・高）の二つのタイプがある。
中・高は教科担任制をとるものの、学級担任も同時
に置かれることが多い。中・高が教科担任制をと
るのは、中・高の教員免許状が科目別に授与される
ためである。
担任教師は、前述したように、単に教科学習の指
導だけではなく、多様な役割を果たす。例えば、①
児童生徒の健康と安全の管理、②集団づくりの実
践と共同的な学びの実現、③保護者や地域の住民を
含めた学級内外のコミュニケーションの円滑化などが

挙げられよう。なお、教師が子どもの人格形成を図るため、学校生活のさまざまな側面で、子どもの生活上の指導を行うことを、生徒指導と呼ぶ。中学校・高等学校では、教員の充て職として、生徒指導主事を置くことができる（学校教育法施行規則52条2）。

教師は、児童生徒への懲戒を行うことができる。懲戒とは、不適切な行動をなした児童生徒に対してなされるいましめであり、以後の行動を改めさせる目的で行われるものである。学校教育法11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる」とされる。

児童生徒への懲戒には以下の二種類がある。①事実行為としての懲戒。訓戒、叱責、規律、罰当番などが当てはまる。②処分としての懲戒。退学、停学が当てはまる。ただし、小中学校（義務教育）では、②処分としての懲戒としての停学・退学の制度はない。その代り、秩序措置としての出席停止の措置があるものの（学校教育法35条）、ほとんど機能せず、いじめ等非行への対応に当たり、出席停止措置を適切に講じるべきだとの議論がある。なお、高校では、学校教育法施行規則13条において、停学・退学の制度が規定されている。

学校教育法11条は、但し書きにおいて、体罰を加えることはできないとも規定している。この学校における体罰の禁止規定は、1879（明治12）年の教育令以来一貫して受け継がれてきた。文部科学省によれば、体罰には、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害はもとより、端坐、直立などの特定の姿勢を長時間保持させることで肉体的苦痛を与えるような懲戒も含まれる。

懲戒の実施や、校則の制定など、教師の児童生徒に対する権力行使の根拠として、従来挙げられていたのは特別権力関係論であった。特別権力関係論とは、行政主体（国や地方公共団体）によって特定の公の目的に供用される建設物・施設である「営造物」を、私人が使用する場合、行政主体は、法律の規定に拠らなくても、私人に対して強制的命令を発したり、規則を定めることができるとする理論である。特別権力関係論は「営造物理論」とも呼ばれ、君主制国家の官僚に対する支配を強化するために創出された、19世紀のドイツ国法学の理論である。こ

の理論によれば、営造物としての学校を利用する私人は児童生徒ということになり、教育・指導という学校に課せられた公共の目的に供される施設としての学校では、学校設置者としての行政主体がその管理者として、児童生徒を支配し服従させる特別に強められた権力関係が発生すると考えられる。

戦後、このような学校設置者としての行政の側からの一方的な権力行使を容認する特別権力関係論に対する批判が出された。その批判では、学校による児童生徒に対する権力の行使のあり方は、「契約」として予め明文化されるべきであり、それらが「契約」である以上、権力の行使を受ける側、すなわち児童生徒やその保護者の了解・承認が必要であるとされる。例えば、**在学契約説**では、児童生徒と学校設置者は、契約の当事者として対等だと見なされる。在学関係は、学校設置者と児童生徒・保護者との間の対等な「教育法上の契約関係」であり、校則は両者の合意によって締結された契約内容を示すものと考えられる。学校が校則を一方的に制定することはできず、校則の内容について、学校と児童生徒・保護者との間には、事前の基本的合意が必要とされる。ただ、多数の児童生徒に対して教育を行う学校が、個別の児童生徒と契約を交わすことは事実上不可能であり、児童生徒が入学するたびに、学校側と入学者はその都度契約内容を不断に更新し続けなければならない。そのため、校則は附合契約に過ぎないとする考え方もある。附合契約とは、水道・ガス・電気・通信・新聞など、不特定多数の相手に大量の同種の取引を行なうときに締結される契約だが、このような一方通行かつ多量の取引では、契約条件を個別的に交渉し合意に達しようとするれば、そのためのコストが膨大となり非効率極まりない。そのため、サービスの提供者が、前もって契約内容（約款）^{きやくかん}を定めておき、サービスの受け手に対しては、契約にあたってその約款を示すことで、いわば画一的・形式的に契約への合意がなされたとみなす。校則も、このような附合契約に準ずるものと考えるのが、**附合契約説**である。

6. カリキュラムの開発とマネジメント

本章では、教育内容、すなわち「内的事項」に関するマネジメントの構造を見ていこう。教育内容の

構造はカリキュラム、あるいは教育課程と呼ばれる。カリキュラムのラテン語源は、競走場、競走路であり、一定の順番で辿る道筋というものである。そこから転じて、学校で教えられる科目の内容と時間配分などの教育計画をカリキュラムと呼ぶようになった。

カリキュラム、教育課程の概略は学校教育法施行規則に定められており、その具体的内容を詳細に規定するのが学習指導要領（後述）である。小学校の場合、学校教育法施行規則50、51条においては、①教科・科目名（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育）、②特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、③特別活動（学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事）、および④授業時数が規定されている（ただし、ここでいうクラブ活動は、中学校・高校における部活動とは異なる。中学校高校における部活動は課外活動であり、学習指導要領に規定されている③特別活動には規定がない。当然、児童生徒全員が行うわけではない）。

文部科学省が告示する教育課程の基準が**学習指導要領**であるが、これが教育課程の絶対的基準なのか、大綱的基準（指導助言的基準）に過ぎないのかについては論争がある。学習指導要領はもともと、敗戦直後の1947年、当時の文部省が「試案」として示したものである。だが、1958年以降は官報告示となり、文部省は法的拘束力を有すると主張してきた。おおよそ10年に一度改訂が加えられ、直近の改訂は2017年に行われている。

学習指導要領の位置づけ、ひいては教育課程、教育内容の決定権の所在については、1960年代末から、いわゆる**教育権論争**の中で激しく議論されてきた。教育権論争では、教育内容、教育課程の決定権が国家にあるか、国民にあるか、という論点の設定がなされた。一方の国家の教育権論によれば、国家の教育課程の決定権の根拠は、学校教育法33条に求められる。同条は、小学校の教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めるとしている。

対して、国民の教育権論は、国民（ここで言う国民は、第一に保護者の信託を受けた各学校の教師）に教育課程の決定権があるとする。国民の教育権論は、小学校学習指導要領総則における、各学校が、

地域・学校、児童の状況を考慮し教育課程を編成するという規定の中での「各学校」を、個々の教師と見なす。

両者の間の論争に一定の決着をもたらしたのが、1976年の旭川学テ事件の最高裁判決である。そこでは、国家の教育権論、国民の教育権論共に両極端であるとして退けられ、国家と国民の双方が教育内容の決定に関与できるとする折衷がなされている。この判例の確定以降、国が教育課程の基準設定権を、学校が教育課程の編成権を担うとする一定の分業がなされると考えられるようになった（ただし、教育課程の編成権を担う「学校」が、校長を指すのか、個々の教師を指すのかについては、議論の決着を見ていない）。

現在、各学校における教育課程の編成にあたっては、PDCAサイクルの導入が強く求められている（2008年～）。PDCAサイクルの含意とは、教育活動充実のため、教育課程・指導方法を不断に見直すことを各学校に求めるということである。各学校が置かれた環境や条件は多様であり、それら地域環境の実態に応じたカリキュラム編成が必要と考えられているのである（社会に開かれた教育課程）。

参考文献

- 市川須美子・小野田正利・勝野正章・窪田眞二・中嶋哲彦・成嶋隆編『2018（平成30）年版教育小六法』学陽書房、2018年。
- 内野正幸『教育の権利と自由』有斐閣、1997年。
- 小島弘道編『学校経営』学文社、2009年。
- 勝野正章・藤本典裕編『改訂版：教育行政学』学文社、2008年。
- 清水一彦編著『新訂版：教育と人権』紫峰図書、2007年。
- 永井憲一『教育法学』エイデル研究所、1993年。
- 浪本勝年ほか編『「改正」教育基本法を考える：逐条解説』北樹出版、2007年。
- 西原博史・斎藤一久編著『教職課程のための憲法入門』弘文堂、2016年。
- 浜田博文編『第二版：教育の経営・制度』一藝社、2018年。
- 平原春好『教育行政学』東京大学出版会、1993年。
- 吉田直哉「教職を目指す学生のための教育法規概説：「教育経営」講義ノート（1）」『大阪聖徳保育・福祉論叢』（24）、2018年。
- 吉田直哉「保育者を目指す学生のための教職概論：「教育経営」講義ノート（2）」『大阪聖徳保育・福祉論叢』（25）、2019年。
- 米沢広一『第4版：憲法と教育15講』北樹出版、2016年。

受付日：2019年2月4日

鍼灸師専門学校における暗記科目の成績を向上させる 授業方法の研究

— 運動が暗記科目のテスト得点に及ぼす影響についての先行研究を踏まえて —

稲垣 元

日本医学柔整鍼灸専門学校

Study on teaching methods to improve the results of memorized subjects at an acupuncturist vocational school

Inagaki Hajime

Japan Judo Therapy, Acupuncture and Moxibustion Therapy College

Abstract : 【Introduction】 There is a report that the results of memory task will improve with physical exercise. The purpose of this research is for the current students of acupuncturist vocational school who are enrolling at night course of their school.

【Subjects】 The subjects were 20 students who take The 27th Acupuncturist state Examination. 【Methods】 The test results of the physical exercise group and the non-physical exercise group were compared by the test of filling the name of the acupuncture points in the blanks. Movement style is used for about 10 minute's strength training. 【Results】 Compared with the non-physical exercise group, the test results were significantly improved in the physical exercise group ($p < 0.05$). 【Observations / Conclusion】 There was a tendency to improve the test of filling the name of the acupuncture points in the blanks results immediately after physical exercising before class start. It is expected that it will help improve the performance in the training course of acupuncturists with many memorized subjects.

Key Words : Memory subject, Strength training

抄録 : 【緒言】 身体運動によって記憶課題の成績が向上するとの報告がある。先行研究を踏まえて本研究は、はり師きゅう師専門学校夜間部在校生を対象に効率的な指導方法について検討するのを目的とする。

【対象】 対象は第27回はり師きゅう師国家試験受験予定者20名である。【方法】 授業に見立てた経絡経穴概論の経穴名記入テストを実施して身体運動群と非身体運動群の得点を比較した。運動様式は10分程度の筋力トレーニングを用いている。【結果】 身体運動群の得点が非身体運動群に比較して有意に向上した ($p < 0.05$)。【考察・結論】 授業前に運動すると学習効率に好影響がある可能性が示唆された。暗記科目が多い鍼灸師の養成課程で、成績向上の一助となるのが期待される。

キーワード : 暗記科目 テスト成績 筋力トレーニング

1. 緒言

先行研究では、計算課題としてクレペリンテスト（内田クレペリン精神検査—標準型—、日本精神技術研究所）や記憶テスト（中里ら（1981）が老人向けに開発した記憶課題¹⁾）の成績が朝の身体運動（以下、運動とする）により向上するとの報告がある²⁾。

運動と脳機能の関連について、運動により生じる脳血流量の増加がきっかけとみられる認知機能の改善傾向が認められたり³⁾、短時間の運動が類似記憶の識別能力を高めたり⁴⁾するなど数多くの研究がある。ただし、先行研究の多くで用いる運動は自転車エルゴメーターや数十分のジョギングなど費用・場所・時間の面で、はり師きゅう師専門学校夜間部在校生（以下、在校生とする）向けに導入しにくい種目が多い。

例年、限られた時間ではり師きゅう師国家試験（以下、国家試験とする）を目指し在校生と共に対策授業に取り組むが、さまざまな年代、生活歴、社会歴の学生が集まっているなかで勉強のやり方に要領の良い学生、そうでない学生がいるのに気づく。「実用できること」に重点を置き、効率的に暗記力を主に必要とする科目の成績を向上させる授業の方法を検討するのは重要な課題と考える。

在校生は一日の仕事を終えてから授業を受ける者が多いため、身体的な疲労や気持ちの面から受講の準備ができていないのかもしれない。そこで本研究では授業を受けるにあたって、心構えを作るための短時間運動を取り入れた場合を想定し、暗記力を主に必要とする科目のテスト得点との相関を調べた。

2. 目的

本研究は在校生を対象に授業に導入可能な指導方法を検討するのを目的とする。

3. 方法

(1) 被検者

在校生で2019年2月実施予定の第27回国家試験受験者20名を対象とした。20名の平均年齢は36.75±6.4歳で最終学年（3年）進級時GPAの平均値は3.03±0.66と記録されている。男女の内訳は下記のとおり。

	男性 (N=10)	女性 (N=10)
年齢 (SD)	37.2±5.2	36.2±7.6
GPA (SD)	3.11±0.73	2.94±0.57

表中の値は各項目の平均値と標準偏差（standard deviation:SD）を示している（以下同じ）。

本研究では運動と暗記力を主に必要とする科目のテスト得点の相関を調べるので、被検者の日常的な運動状況を確認したところ、定期的な運動を1回30分以上週2回以上行っているのは20名中2名であった。この2名は両群に1名ずつ振り分けた。

(2) 倫理的配慮

在校生20名から協力者を募り実験目的、内容を口頭で説明した後、身体的な負荷がかかる実験である点、不快感を覚えた時点で実験を終了できる点、実験に協力しないことで正課の成績評価には一切影響が出ない点について書面で了解を得た。実験は倫理規定に配慮し、自由参加の補習時間内で行った。

(3) 実験方法

暗記力を主に必要とする科目のテストを想定し経絡経穴概論の経穴（ツボ）名称を空欄に記入するテスト（以下、経穴テスト）を作成・使用した（素点150点満点）。経穴テスト作成に当たっては当該科目教科書⁵⁾を参照している。経穴テストは教室内で実施した。室温は空調を26度に設定し、日時は10月中旬17:00以降に揃えた。3日の間隔を空けて2回同じ問題で経穴テストを実施し、得点の伸び率を運動群（N=10男女比4:6）と非運動群（N=10男女比6:4）の2群間で比較した。内訳は以下の通り。

	運動群 (N=10)	非運動群 (N=10)
年齢 (SD)	39.0±7.4	34.5±4.6
GPA (SD)	2.69±0.56	3.36±0.52

1回目は両群ともに同じ条件で3分間予習の後、10分間経穴テストを実施。2回目は直前に運動群にはスクワットを実施させ、運動群の運動中、非運動群は安静座位を保ち、経穴テストの予習をしないこと以外、自由に過ごした。以上の後、1回目同様に両群同時に経穴テストを実施した。2回とも両群同

時に開始し、終了5分前と1分前に終了予告を行った。採点は筆者が行い、素点を100点換算して比較に用いている。

(4) 運動方法

場所は教室外の多目的ホールで、非運動群からは目視できない場所を選んだ。スクワット実施にあたって、大腿部が水平になる高さまで4秒かけて下げ、4秒かけて上げる速さを指示した。上げる際、膝関節は完全伸展させず、軽度屈曲位に保ち、運動中はできるだけ大腿四頭筋の収縮を保つよう指示した⁶⁾。最低10回以上～限界まで、2セットを、セット間休憩2分で実施したところ、都合10分程度の運動となった。

(5) 統計方法

150点満点のテストを100点満点に換算した数値を素点と見立てた。換算に際して小数点以下2桁目を四捨五入している。各群それぞれで100点満点に換算済みの1回目と2回目の経穴テスト得点を各群それぞれで対応のあるt-検定で比較した。有意水準は5%未満を設定した。

4. 結果

運動群の得点が非運動群に比較して有意に向上した ($p < 0.05$) (図1)。運動群得点の平均値は

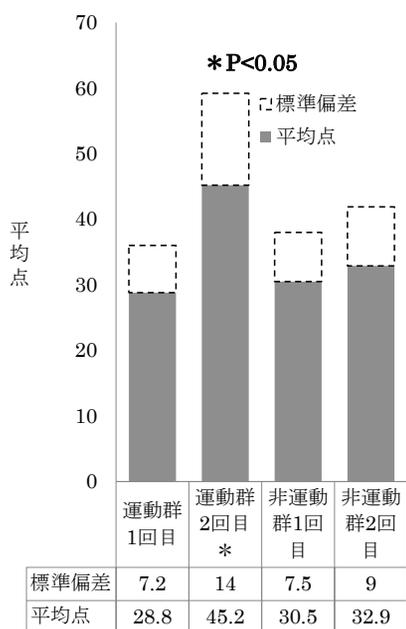


図1 1回目と2回目の経穴テスト得点変化

28.8±7.2から45.2±14.0へ変化 ($p=0.0012$) し、対して非運動群では30.5±7.5から32.9±9.0で1回目と2回目には有意差は見られなかった ($p=0.21$)。

5. 考察

今回の調査では試行数が1回で、なおかつ被検者も少ないため、確実な効果は断言できない。さらに非運動群では1回目の得点が高いため有意水準に達しなかっただけの可能性もある。

先行研究によると運動は覚醒度を上げクレペリンテストなどの課題成績を上げる可能性があるとされている (佐々木ら、2016)¹⁾。

本研究では実験施行時間が夕方のため、運動群で1回目と2回目の得点に有意差がみられたのは、経穴テスト前に運動することで在校生の覚醒度に好影響があったのが一因と考えるのが自然なのかもしれない。

6. 結論

今回の研究で在校生に対して授業前に短時間の中強度の運動をさせた方が暗記力を主に必要とする科目の学習効率が改善する可能性が示唆された。結果について長期的な影響はわからない。ただ、夕刻の疲れが出やすい時間帯から授業を受けざるを得ない在校生については授業前の短時間の運動により、覚醒度を適当なレベルに引き上げることで、学習への心構えをつくり、結果として学習効率向上を期待できそうな可能性が示唆された。

本研究では利用できる屋外施設が手近に無いため、室内でできる方法として筋力トレーニングを用いた。ほかに考えられる方法として、予備的実験においては、縄跳び、腕立て伏せ、階段の駆け上がり等を試みた。しかし運動強度が高すぎたり、安全面で問題があったため変更せざるをえなかった。また運動に慣れている者とそうでない者では、スクワットの回数など運動条件を揃えるのが当初思ったより困難であるのがわかった。今後は被検者の数を増やし条件を均一に揃えた上で長期的な影響について検討するのが課題と考えている。

7. 謝辞

本稿を校閲の上、貴重なご助言をいただきました

先生各位に深く感謝いたします。また本研究の主旨を十分に理解し協力していただいた被検者の在校生各位にも深く感謝いたします。

参考文献

- 1) 中里克治、下仲順子。老人の記憶機能を測定するテストの作成。教育心理学研究、29(3)、240-244、1981。
- 2) 佐々木光流、塩田正俊。朝の運動が加算作業成績や記憶テスト成績に及ぼす影響。山口大学教育学研究論叢(第3部)、111-121、2016。
- 3) 裴成琉 (Bae, Seong Ryu)、小川景子、山崎勝男。高齢者における日常身体活動と反応抑制制御との関係：Go/NoGo 課題による事象関連電位の研究。体力科学61、169-176、2012。
- 4) Suwabe K, Hyodo K, Byun K, Ochi G, Yassa MA, Soya H. Acute moderate exercise improves mnemonic discrimination in young adults. Hippocampus27、229-234、2017。
- 5) 社団法人東洋療法学校協会教科書執筆委員会編。新版経絡経穴概論第1版第2刷。医道の日本社、2010。
- 6) 石井直方。筋肉革命。講談社、2011。

受付日：2019年2月6日

正倉院薬物を取り巻く世界

— 最終回 —

鳥越泰義

日本薬史学会・評議員・元（株）常磐植物化学研究所顧問

World around the Shosoin Medicines

— Final Paper —

Yasuyoshi Torigoe

The Japanese Society for History of Pharmacy, Councilor
Tokiwa Phytochemical Co., LTD. former Adviser.

要旨：「正倉院薬物を取り巻く世界」については約10年間連載を続けました。この間、中国の高僧・鑑真について、また、唐の皇帝玄宗の生き様にもスポットを当ててみました。

最終回は、楊貴妃にまつわる伝説を求めて中国・西安を訪れました。また、日本に残る楊貴妃伝説も求めて旅しました。

キーワード：皇帝玄宗、鑑真、楊貴妃

唐王朝（618～907年）、第6代皇帝玄宗（李隆基）の治世（712～755年）は「開元・天宝の御世」、「盛唐の世」といわれて特筆されています。

その中心都市であった「長安」（西安）は世界最大級、百万人の民衆を抱えて東西南北各地から人々が集まる国際都市として繁栄していました。

その当時のわが国は、奈良時代、東大寺の大仏が完成した頃、特に、聖武天皇、そして娘の孝謙天皇の時代でした。人々は世界トップクラスの先進国家の唐王朝に学ぶために、生命の危険もかえりみず遣唐使船などに乗って海を渡っていった時代でもあったのです。

ところが、唐王朝の玄宗皇帝は、より良い政治と民衆のより一層の幸せを目指して、日夜奮闘していたのですが、50歳ころから政治の世界に身を置くことにすこし疲れが出始めました。

これに追い打ちをかけたのが、皇后同然の待遇と

寵愛を受けていた武恵妃の病死でした。初老性鬱病にかかったともいえる皇帝を救う道を求めて、側近のトップにいた宦官（かんがん）の高力士が知恵をしぼります。その結果は玄宗の息子（寿王瑁）の嫁、寿王妃（楊玉環）に目をつけてしまいました。世間の目をはばかるために道教の尼（女冠）、楊太真に変身して玄宗皇帝の前に現れました。楊太真、（元寿王妃）の知性に裏付けされた若さあふれる輝くばかりの美しさに、男、玄宗は目がくらんでしまいます。時に楊太真22歳、玄宗56歳、（在位28年目）でした。この人生の出会いが後の楊貴妃と玄宗皇帝の激しい恋物語、そして悲恋へと発展していくのです。

正式に宮中の人となるために道教の尼としての楊太真は還俗しなければなりません。

西安の「楊貴妃の墓」の上部にある「太真殿」内の大型絵画がこの情景を示しています。（「写真4」）。後宮入りして後、やがて楊貴妃の誕生となり

ます。皇后の次の地位「貴妃」の座について「楊貴妃」27歳、玄宗皇帝61歳でした。

最終回を迎えた「正倉院薬物を取り巻く世界」をお読み頂く際に、連載の前回（第10回、「臨床福祉ジャーナル」第13巻2016年）と前々回（同誌・第9回、第12巻、2015年）で玄宗皇帝と楊貴妃が歴史に残した残照ともいえるものを中国に旅して記述しました。

特に前回の84ページから85ページ、表1「玄宗皇帝（李隆基）と高僧鑑真、そして楊貴妃」にこの流れをまとめましたので、これらをご参照ください、これからの本文をお読み下さい。

最終回（連載11）の内容の主要構成は次の3点となります。

(1) 平成28年（2016年）5月に再訪した中国西安、洛陽に残る楊貴妃の残照。

(2) 我が国に残る楊貴妃伝説を求めて訪れた山口県長門市への旅。

(3) 中国西安の楊貴妃の墓で求めた一冊の本、剪紙図説「武則天・楊貴妃」（三秦出版社）「臨床福祉ジャーナル」第12巻2015年（平成27年）連載－9－〔写真4〕78ページ〕にある中国の楊貴妃伝説は目を見張るばかりの話題が続きます。

中国伝統の民俗工芸品、剪紙と共に引用させて頂きました。本題にはいります。

(1) 平成28年（2016年）5月に再訪した中国西安、洛陽への旅。

西安の楊貴妃の墓を再訪した今回は園内の説明をここの学芸員にお願いしました。

そのお陰で極めて収穫の多い見学となりました。

「写真1」から「写真4」にかけて画像とともにそ



【写真1】「楊貴妃の墓」入口（右端上部）と売店（左端ここで、2014年「剪紙図説、武則天・楊貴妃」を購入。）



【写真2】楊貴妃像、中央奥の建物、「太真殿」。



【写真3】「楊貴妃の墓」の園内を説明した若い女性学芸員。ここを訪れた日本人が「日本にこれと同じ像を建立したい」と言われたとの説明に驚く。



【写真4】「楊貴妃の墓」の上「太真殿」内の正面にある大型絵画。「楊太真（楊貴妃）」が玄宗皇帝の妹（道士一女冠）の立ち合いのもと「還俗の儀式」を受ける状況。

の説明を御覧下さい。

洛陽では「唐三彩」の窯元を訪ねました。

ここで出会った試作品の「唐三彩・楊貴妃」は「写真5」「写真6」に示しましたが、日本に持ち帰って、私の手元にある試作品、唐三彩・楊貴妃は洛陽の中国人の暖かい心が今でも私のここに生き続けています。

(2) 山口県長門市向津具半島に残る楊貴妃伝説をもとめて。

平成29年（2017年）5月に山口県の長門市を訪ねました。宿泊は長門市の西、ひとまる駅の近くの「油谷湾温泉・楊貴館」にしました「写真7」「写真8」「写真9」「写真10」。ここからバスで約30分、「楊貴妃の里」へむかいます。ここには古刹「二尊院」があります。境内には「楊貴妃の墓」、「宝物館」には玄宗皇帝が楊貴妃の成仏を願って日本へ送ったともいわれる「木造阿弥陀如来立像」「釈迦如来立像」（重要文化財）が安置されています。「写真11」「写真12」「写真13」「写真14」「写真15」「写真16」「写真17」。

二尊院の住職、田立智暁氏をお訪ねして、中国西安にある楊貴妃像と同じものを日本に建立したいと申し出た日本人をご存じか？、そして、向津具半島に残る“楊貴妃漂着の地”を訪ねたい、と話しました。素晴らしい展開となりました。

楊貴妃像の日本建立を懇願した日本人と田立住職はごく親しい間柄、楊貴妃漂着の地を案内してから、その方を“長門湯本温泉”で訪ねてみることにしました。

“楊貴妃漂着の地”附近、「写真18」「写真19」「写真20」をご覧下さい。

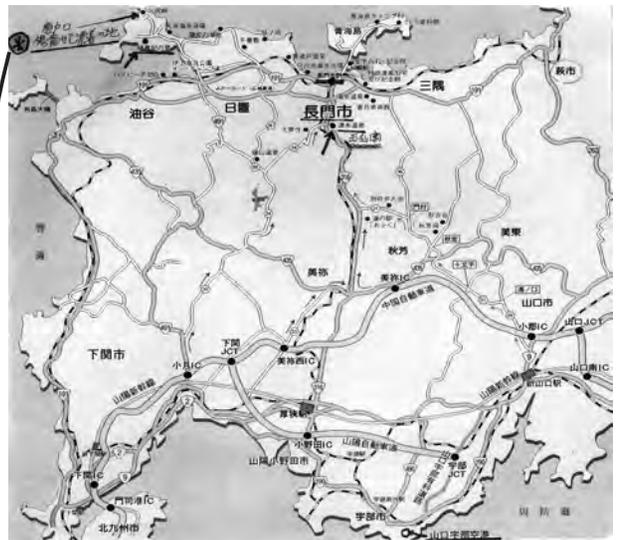


【写真5】



【写真6】

【写真5】【写真6】洛陽の「唐三彩」の窯元を訪ねる。土間の机の上に置かれた「唐三彩・楊貴妃像」（高さ約30cm）を購入したいと申し出る。「試作品故、値はつけられない」「あげるから日本へ持ち帰りなさい」と言われ驚く。



【写真7】山口県長門市向津具半島（左上）にある「楊貴妃の里」へ



【写真8】楊貴妃漂着の地（唐戸口）



【写真9】油谷湾温泉「楊貴館」。



【写真12】「楊貴妃の里」にある楊貴妃像。中国・西安市「楊貴妃の墓」の楊貴妃像と全く同一の「西安市美術院」で制作されたものを我が国へ。



【写真10】「楊貴館」玄関右手にある楊貴妃像。



【写真13】「楊貴妃の里」の楊貴妃像と二尊院本堂。



【写真11】「楊貴妃の里」にある「二尊院」のパンフレットより引用。



【写真14】二尊院本堂



【写真15】「楊貴妃の里」にある楊貴妃の墓、五輪塔。



【写真16】「楊貴妃の里」二尊院本堂（左端）と木造阿弥陀如来と木像釈迦如来を安置する「宝物館」と住職・田立智暁氏。



木造阿弥陀如来立像・釈迦如来立像
鎌倉時代（国指定重要文化財）

通称「二尊仏」と呼ばれる二尊院の本尊。二尊並立で一つの本尊として祀られており、大変めずらしい形式である。殊に、釈迦像は別名「清涼寺式」とも呼ばれる特異なもので、当初は全身が朱色、また阿弥陀像は金色であった。胎内からは墓書銘が見え、文永五年(1268)仏師「法橋院好」の作で、京都で彫刻されたものである。寺伝によると、書より逃げ延びてきた楊貴妃の菩提を弔うために安置された仏像である。

【写真17】「宝物館」内に安置された二尊院の本尊（二尊院のパンフレットより引用）。



【写真18】「楊貴妃漂着の地」（唐戸口）—【写真7】、【写真8】参照—へ向う田立智暁住職 この付近はマムシ出没の由。



【写真19】「楊貴妃漂着の地」へ向かう時、廃屋を見る。



【写真20】楊貴妃漂着の地（唐戸口）の海岸を崖の上から望む。

つぎに、二尊院住職の田立智暁氏は私を車に乗せて長門湯本温泉へ向かいました（写真7参照）。長門湯本温泉の旅館、「玉仙閣」の前で車を降りました。

中国西安の楊貴妃像の前で、学芸員から聞いた話「この像が完成した1989年頃（平成元年頃）訪れた日本人」とは、ここ「玉仙閣」の伊藤孝身社長を中心とした人達であったことがわかりました。

西安の楊貴妃像を造った「西安市美術学院」で制作された楊貴妃像は海を渡って日本へ1992年頃（平成4年頃）山口県長門市向津具半島に「楊貴妃の里」が整備される前に安置されました。

「玉仙閣」内は楊貴妃関連の美しい展示品で溢れていましたが、その中で伊藤孝身社長の楊貴妃への想いを象徴するものがありました。

西安の華清池内で発掘された楊貴妃が入浴した風呂“海棠湯”と全く同一サイズの浴槽が館内に「貴妃湯」として再現されて、宿泊客が利用できるのに驚きました。「写真21」「写真22」「写真23」「写真24」。



【写真23】「玉仙閣」玄関内で来客を迎える楊貴妃像。



【写真21】「長門湯本温泉」「玉仙閣」の玄関に立つ、伊藤孝身社長と楊貴妃像。中国・西安「楊貴妃の墓」を訪ね、ここにある楊貴妃像を山口県長門市油谷・向津具半島の「楊貴妃の里」に設置したいと懇願した日本人はこの社長でした。



【写真24】「玉仙閣」内の「貴妃湯」。(中国・西安「華清池」にある楊貴妃が入浴した「海棠湯」を寸分たがわず再現) (臨床福祉ジャーナル2015、連載9、82頁、写真17参照)。

(3) 中国の民俗工芸品、剪紙による「楊貴妃伝説」。

楊玉環（幼名、後に楊太真、楊貴妃）の一生を中国伝統の赤色の剪紙で表現して追っていきます。とくに「安史の乱」（755～763年）によって都「長安」（西安）を追われて、郷里、蜀（四川省）へ玄宗皇帝と共に逃れる途中、馬嵬（今の楊貴妃の墓のある附近）で死を迎えます。

ここからは我が国では全く目にする事のない楊貴妃伝説が語られます。

その一部を剪紙とともにご紹介します「写真25」～「写真31」。



【写真22】長門湯元温泉「玉仙閣」伊藤孝身社長。



【写真25】中国の民俗工芸品・剪紙による、美女「楊玉環」（後の楊貴妃）（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」孔正一編、韓靖著、中国三秦出版より引用）。



【写真26】玄宗皇帝と楊貴妃。（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）



【写真27】{安史の乱}で玄宗皇帝と共に郷里 蜀（四川省）へ逃れる途中、馬嵬（ばかい）、（中国・西安「楊貴妃の墓のある付近」）で、殺害された楊貴妃は奇跡的に息を吹き返して、唐を離れ、長門国向津具（写真7、写真8を参照）に上陸、奈良の都平城京に到着…非常に珍しい「楊貴妃伝説」が展開されてゆきます（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）。



【写真28】平城京に入った楊貴妃は太極殿で孝謙女皇に拝謁、ここには藤原仲麻呂、藤原剛雄、さらには吉備真備も列席した。（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）。



【写真29】「孝謙女皇」と題するこの頁では光明皇太后の病死、孝謙女皇の退位、淳仁天皇、更には看病禅僧道鏡まで記述します。そして、僧籍を持つ孝謙上皇が再び即位して、称徳天皇の出現とまで述べています。（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）。



【写真30】盛唐時代、絶世の美人楊貴妃も年を経て、奈良・平城京での各天皇を始め、親しい友を失いました。終日読経し、木魚、を打って焼香、来世を祈る日が続き、神仏の恵みを得て、後世の人々に無限の遺恨と美しい思いを残したまま日本で逝去したと結んでいます。（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）。



【写真31】日本には楊貴妃にかかわる多くの遺跡と感動的な物語がある。京都駅近くの泉涌寺（せんにゅうじ）の「楊貴妃観音像」、山口県の向津具半島にある二尊院についても詳しく記述されています。（「剪紙図説、武則天・楊貴妃」より引用）。

中国の「剪纸図説、武則天・楊貴妃」で述べられている彼女の一生の最後の記述では、日本に残る楊貴妃伝説と遺跡について、いくつかを紹介しています。その中には、前述した山口県長門市向津具半島の「楊貴妃の里」の紹介、京都駅近くの「泉涌寺」（せんにゅうじ）の「楊貴妃観音」などにも触れています。泉涌寺と楊貴妃観音については「写真32」「写真33」「写真34」「写真35」。をご覧ください。



【写真32】京都、泉涌寺山門（重要文化財）。



【写真35】「楊貴妃観音」（重要文化財）。



【写真33】京都、泉涌寺付近。

さて、これまで楊貴妃にまつわる残照ともいえるものを求めて、中国、そして日本を旅してきましたが、最後は、中国とは全く異なった、我が国ならではの楊貴妃の残照が今もかがやいています「写真36」「写真37」「写真38」。



【写真34】「楊貴妃観音堂」。



【写真36】楊貴妃供養・炎の祭典を告げるポスター（楊貴妃の里）。



【写真37】「炎の祭典」楊貴妃像への供養 田立智暁住職。



【写真38】「炎の祭典」楊貴妃の墓・五輪塔への供養 田立智暁住職、上方の海は油谷湾。

最後に、中国西安「華清池」内の売店で求めた“玄宗皇帝と楊貴妃の愛と死”を白居易（白樂天）の「長恨歌」を基にした「ミュージカル」画集の表紙と楊貴妃の死の場面をご紹介してこの連載を終了いたします「写真39」「写真40」。

受付日：2019年3月25日



【写真39】「長恨歌」（白居易—白樂天一の長編詩）をもとに玄宗と楊貴妃の悲劇をミュージカルにした画集（中国・陝西・華清池旅游有限公司）の表紙より引用。



【写真40】ミュージカル「長恨歌」楊貴妃の死の場面。「長恨歌」（中国・陝西・華清池旅游有限公司）より引用。

即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性

— 肩編プログラム実施者の数値評価スケール (Numerical Rating Scale) に焦点をあてて (その2) —

包 國 友 幸

早稲田大学非常勤講師

Effectiveness of the care prevention exercise program focusing on the immediate effects

Kanekuni Tomoyuki

Waseda University Part-time Lecturer

要旨： 促通コンセプトを応用した即座に効果を実感することができる運動プログラムは1997年に開発され大手スポーツクラブAをはじめ様々な組織で展開された。本研究の目的はその運動プログラムの効果を検証することであり、対象者は千葉県B市C老人福祉センター「いきいき倶楽部 すっきり爽快体操 肩編講座」に参加した23名（男性0名、女性23名）の高齢者（平均年齢 75.48 ± 6.56 歳）であった。質問紙による調査項目とその結果は以下の（1）～（5）であった。（1）NRS調査では肩に対する主観的な感覚が運動後に有意に改善した（ $p < 0.01$ ）、（2）状態不安調査では運動後平均値は有意に低下した（ $p < 0.01$ ）。（3）「セミナーの内容について」の結果では「大変良い」が最も多く14人（70%）であった、（4）「運動後の肩の感覚について」の結果では「とてもすっきりした」が45%、「ややすっきりした」が35%、「どちらともいえない」が20%、（5）自由記述の結果では、時間の制約などの条件により9名の回答であったが「肩が軽くなった」「すっきりした」などの肯定的内容がすべてであった。

キーワード： 促通、即時効果、集団運動プログラム、肩編プログラム、NRS

1. 緒言

筆者の四半世紀以上にわたる高齢者・低体力者運動指導の現場において、肩・腰・膝痛などの様々な整形外科的疾患に対して「安静にしているより動かしの方が良い」と医師からアドバイスを受けるケースが以前より増えていることが感じられている。日本の腰痛診療ガイドラインでも「安静は必ずしも有効な治療法とはいえない」と書かれており、様々な研究では自発的に運動をすると痛みが減り、やらされた場合だとあまり効果がなく、心地よい運動だと快感を感じさせる物質（ドーパミン）が出てくるとなどが各種専門家により「朝日健康・医療フォー

ラム2019」において解説された（三木健司 2019）¹⁾。

安静にしないほうが良いとアドバイスを受けたものは、どのような動かし方をしても良いわけではなくどうしてその動きをするかなどの裏付けとなる根拠と実感される効果が大切であることに気づく。筆者はこの段階よりうまく導いていくことができる知識・技術が運動指導者にとっての指導力として重要であると考えようになり、機能解剖学・運動学などの視点より人間の身体が要求している動きとしてPNFパターンとそのコンセプト（S. S. Adler 1997）²⁾に注目するようになった。運動プログラムの実施前よりも運動器の可動性や柔軟性の向上、運動の心理

的効果による情緒の変化などにより実施後の方が、「より元気になる」「より楽になる」運動プログラムはできないものかと考えるに至った。そこで「筋力トレーニング」や「ストレッチング」でもない、様々な刺激をタイミングよく集積させ脳に各運動器が期待される正しい動き（例えば動員順序を微調整するなど）を入力し回路をつくる、つまり動作の再学習を行う促通（Dorothy E. Voss 1997）³⁾ という現象に焦点をあてた運動プログラムを1997年に開発した。

2. 目的

本研究では、開発した運動プログラム（以降：上記運動プログラム）の効果を検証することを目的とした。

3. 研究方法

(1) 運動プログラム

上記運動プログラムを1998年より展開し始め、2000年10月に民間大手スポーツクラブ（以下大手フィットネスクラブA）において全国展開したが、現在（2019年3月）においても数店舗において実施継続されている。

この運動プログラムは「機能活性プログラム」と命名されシリーズ化されており、現在まで様々な機関や組織において実施展開され、その有効性の検証・報告（包國 2010、2012、2013）⁴⁻⁶⁾ を繰り返してきた。

運動プログラムの特徴として① proprioceptive neuromuscular facilitation(以下PNF)のコンセプト・理論 (S. S. Adler 1997)²⁾ に基づいている、②一回の運動前・後で即座に可動性や柔軟性などの改善効果が自覚できる、③集団運動プログラムである（施術形式ではない、指導者が参加者に触れない）、④自分で肩・腰・膝をコンディショニングするアクティブ・セラピー・エクササイズである、⑤運動器具などの道具を必要としない、などがあげられる。

(2) PNF コンセプト

コンセプトの一つとして PNF パターンがあげられるが、その特徴として「対角・螺旋の動きであること」「集団としての筋が最も動員される動きすなわち集団運動（マス・ムーブメント）パターンであること」などがあげられている⁷⁾。

図1から図6までが PNF 上肢パート I パターン

の伸展パターン（肩関節：伸展－外転－内旋）であり、図7から図12までが屈曲パターン（肩関節：屈曲－内転－外旋）である。図13及び図14がその動きにリンクする PNF 肩甲骨パターンの後方下制－前方挙上である。

図15から図20までが PNF 上肢パート II パターンの伸展パターン（肩関節：伸展－内転－内旋）であり、図21から図26までが屈曲パターン（肩関節：屈曲－外転－外旋）である。図27及び図28がその動きにリンクする PNF 肩甲骨パターンの前方下制－後方挙上である。

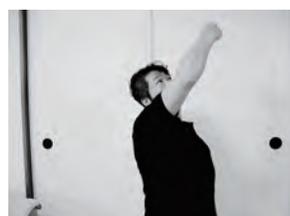


図1. I 伸展①スタート



図2. I 伸展②開いて



図3. I 伸展③返して



図4. I 伸展④



図5. I 伸展⑤



図6. I 伸展⑥ラスト



図7. I 屈曲①スタート



図8. I 屈曲②握って



図9. I 屈曲③返して



図10. I 屈曲④



図11. I 屈曲⑤

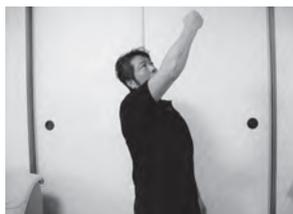


図12. I 屈曲⑥ラスト



図25. II 屈曲⑤

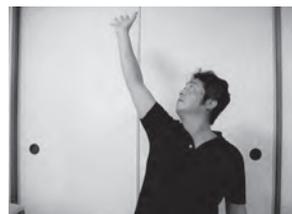


図26. II 屈曲⑥ラスト



図13. 肩甲骨の後方下制



図14. 肩甲骨の前方挙上



図27. 肩甲骨の前方下制



図28. 肩甲骨の後方挙上



図15. II 伸展①スタート



図16. II 伸展②握って



図17. II 伸展③返して



図18. II 伸展④



図19. II 伸展⑤



図20. II 伸展⑥ラスト



図21. II 屈曲①スタート



図22. II 屈曲②開いて



図23. II 屈曲③返して



図24. II 屈曲④

PNF 上肢パターンを図29に示した。上肢パート I パターン伸展⇔屈曲（図1～6⇔図7～12）を行うと肩甲骨は図13⇔図14の動き（前方挙上⇔後方下制）となり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる。また上肢パート II パターン伸展⇔屈曲（図15～20⇔図21～26）を行うと肩甲骨は図27⇔図28の動きとなり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる⁷⁾。

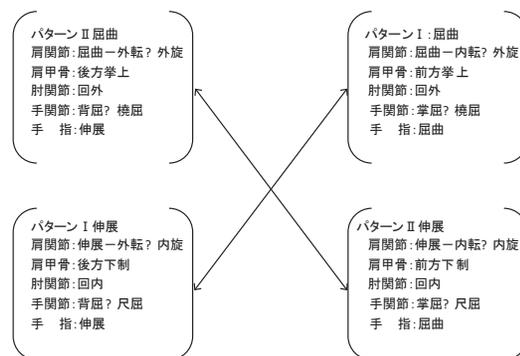


図29. PNF 上肢パターン⁷⁾

次に集団によるセルフ運動指導において促通効果を的確に誘発するためには、PNF コンセプトの中の基本手順 (S. S. Adler 1997)²⁾ が重要になる。①末端から刺激を与える（手指から手関節から肘から肩への動き）：ノーマルタイミング、②その動作時に「1・2で手指を開いて→手首を曲げる（背屈）」やその逆の動作などの伸張反射を誘発させるための伸張刺激：ストレッチ・スティミュレーション、③同時に関節を引き伸ばす：トラクション、④その一連

の手の動きを目視させ視覚からの刺激を促す：ビジュアル・スティミュレーション、⑤動きを正確に誘導させる的確でわかりやすい言語指示「開いて→返して（手関節）→おろして」：バーバル・コマンド、⑥参加者全員が疲れすぎず及び刺激量が足りなさすぎずの促通させるための最適な反復動作回数（抵抗量）：オプティマル・レジスタンス、などに細心の注意を払い繊細に実行することを心掛けて指導した。

（3）老人福祉センター主催の健康講座

筆者は2017年11月22日に、千葉県B市C老人福祉センターが開催する「いきいき倶楽部 すっきり爽快体操 肩編講座」を実施した。

その内容は、①肩関節は5つの複合関節（図30）、②肩甲上腕リズム（図31）、などの「肩のしくみについて」「肩こり・肩痛（特に肩関節周囲炎）のメカニズムとその対処法について」「二人一組施術を行うと即時効果が顕著に実感できるが、セルフ（自分自身）で実施できる前記運動プログラムは、効果の実感レベルが若干低下してしまう傾向があること」「前記運動プログラムを日常生活の中で実施継続することによる効果」などを趣旨とした講義（図32）を行った。

その後、前記運動プログラムの肩の簡略編の実技を約40分間の構成で実施した。

運動プログラムの具体的な内容として、①運動前（運動前チェック）の肩の可動性・柔軟性、及び体幹の屈曲（図33）・伸展・側屈（図34）・回旋の可動性・柔軟性の確認、②立位にてのPNF肩甲骨パターンI（図14⇔図13：以下、※動作を十数回実施）、PNF肩甲骨パターンII※（図28⇔図27）、③小胸筋のコンプレッションストレッチング、④鎖骨リリース、⑤肩甲胸郭関節リリース、⑥立位にての上肢パートIパターン伸展⇔屈曲※、上肢パートIIパターン伸展⇔屈曲※（図33・図34）、⑧運動後チェック（運動前チェックと同様の肩及び体幹の可動性・柔軟性の確認（図37）を実施した。

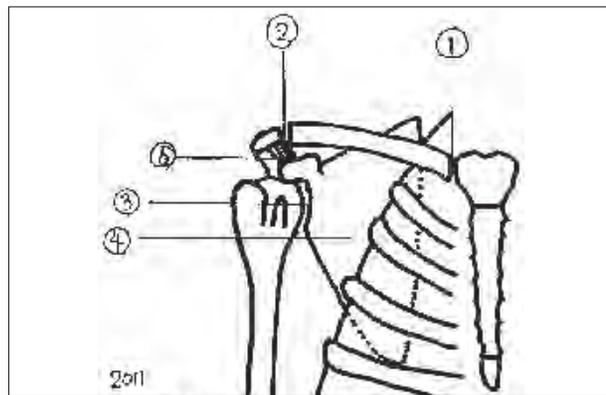


図30. 肩関節は5つの複合関節：①胸鎖関節、②肩鎖関節、③肩甲上腕関節、④肩甲胸郭関節、⑤肩峰下関節

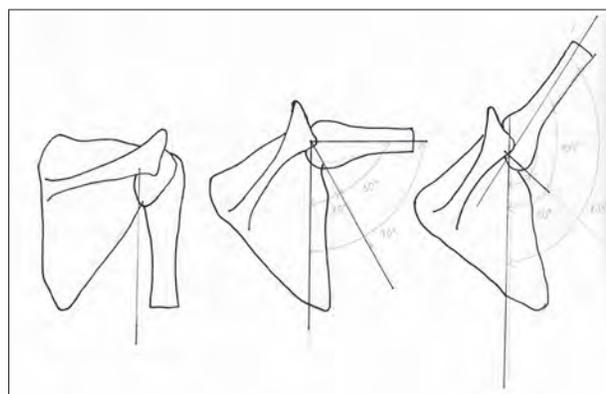


図31. 肩甲上腕リズム（肩甲上腕関節：肩甲胸郭関節＝1：2）



図32. 資料を使用した講義の様子



図33. 運動前チェック体幹の屈曲



図34. 運動前チェック体幹の側屈



図35. PNF 上肢IIパターン



図36. PNF 上肢IIをノーマルタイミングを強調して



図37. 運動後チェック体幹の屈曲

(4) 調査対象

千葉県B市C老人福祉センターが開催する「いきいき倶楽部 すっきり爽快体操 肩編講座」を実施したが、本研究の調査対象者はこの講座に参加しアンケート調査用紙を提出したものであった。調査用紙を提出したものの23名分のデータを調査対象とし、その内訳は男性0名、女性23名、平均年齢 75.48 ± 6.56 歳であった。また、顕著な記入漏れはなかったが、自由記述も含めなるべくすべてを報告することとしたため顕著ではない記入漏れの場合、それぞれの調査項目に不統一に未記入があったため、集計結果のそれぞれの総データ数が一定ではなかったため、その総数をかっこ内の数字【数字】にて記すこととした。

(5) 調査日時

調査日時は、2017年11月22日（火）の10:00から11:30のセミナーであり、講義時間約50分間、運動時間約40分間、実施場所は千葉県B市C老人福祉センター2Fホールであった。

(6) 倫理的配慮

調査にあたっては対象者に研究目的と内容、プライバシー保護、自主的な運動実施の中止などについて十分に説明し同意を得たものみに調査用紙を提出してもらった。

(7) アンケート調査の項目

(a) 運動前調査

運動前調査として1)「数値評価スケール Numerical Rating Scale(以下NRS)を実施した。NRSは痛みや疲労などの自覚症状を他者と共有するための客観的な数値スケールであり(溝口2011)⁸⁾、疼痛の評価以外に、めまいによるストレスの自覚強度の評価(五島2010)⁹⁾や咬合感覚の評価(成田2008)¹⁰⁾などに用いられている。本研究では、運動プログラムを実施した対象者の運動前と運動後の肩の主観的な感覚を、図38に示したNRSの質問紙により調査した。

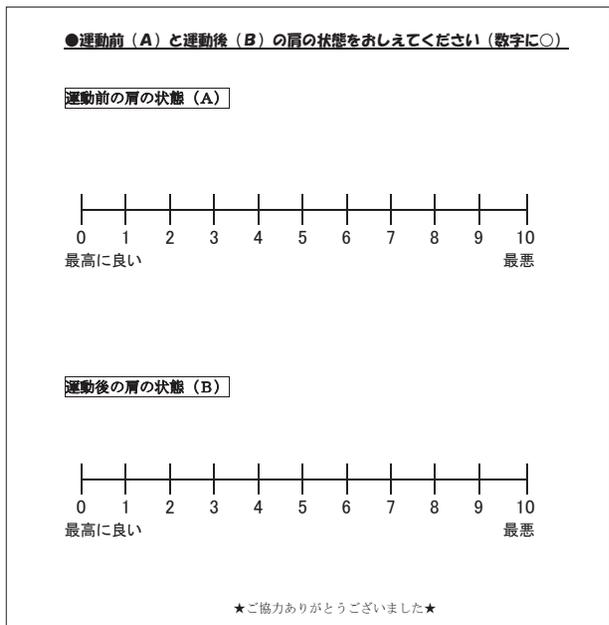


図38. NRS の質問紙

二つ目の運動前調査として2) 状態・特性不安検査 STAI (State-Trait Anxiety Inventory) の一つである状態不安検査 (State Anxiety Inventory) を実施した。

(b) 運動後調査

運動後調査の項目は、運動前調査と比較検討するための1) NRS 調査【23】、2) 状態不安調査【20】、を実施した。また、追加の項目として、3) セミナーの内容について【20】、4) 運動後の肩の感覚について【20】、5) 自由記述【9】(自由に記述しても

らう欄を作成) を実施した。

4. 結果

(1) 数値評価スケール (NRS) の変化

統計学的解析は、IBM SPSS Statistics 23 を使用した。数値評価スケール (NRS) の結果では運動前の平均値は 3.61 ± 2.37 、運動後の平均値は 1.87 ± 1.80 であり Wilcoxon signed-rank test を行った結果、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

(2) 状態不安の変化

状態不安の結果では運動前の平均値は 39.30 ± 8.13 、運動後の平均値は 31.75 ± 9.39 であり t-test を行った結果、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

(3) セミナーの内容について

「セミナーの内容」の項目について記入漏れの3名を除いた20名分【20】のデータの結果を図41に示した。その回答では、「①大変良い」が14名 (70%)、「②良い」が4名 (20%)、「③普通」が2名 (10%)、「④あまり良くない」が0名 (0%)、「⑤良くない」が0名 (0%)、であった。

(4) 運動後の肩の感覚

「運動後の肩の感覚」の項目について記入漏れの

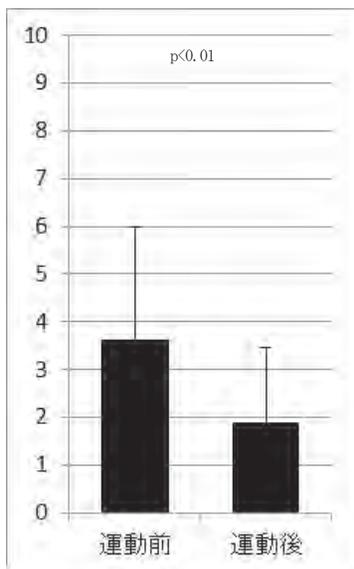


図39. 運動前・運動後の NRS の変化

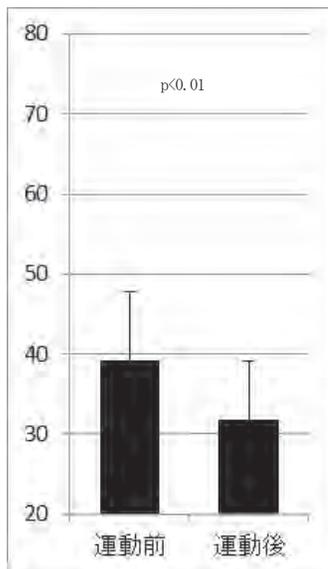


図40. 運動前・運動後の状態不安の変化

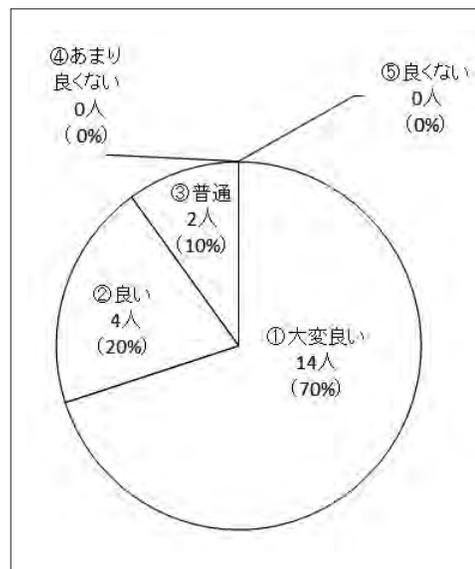


図41. セミナーの内容について

5名を除いた18名分【18】のデータの結果を図42に示したが、「①とてもすっきりした」が10名（56%）、「②ややすっきりした」が6名（33%）、「③どちらともいえない」が2名（11%）、「④やや不快感がある」が0名（0%）、「⑤強い不快感がある」が0名（0%）であった。

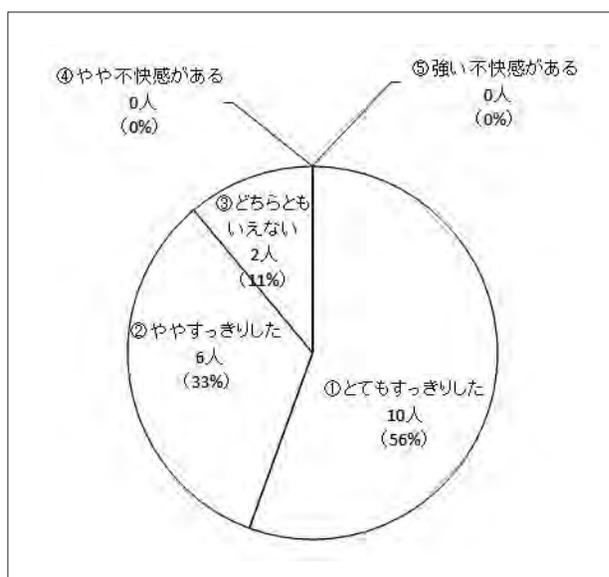


図42. 運動後の肩の感覚について

(5) 自由記述

質問調査の最後の項目として「自由に感想をお書きください」と記した欄を作成し、感じたことを記述してもらった。

「・大変良い運動ありがとうございました。(85歳)」
「・もう少しわしく知りたいのでこの講座をやってほしい。(67歳)」
「・骨が少なくなり固くなって行くのでいろいろな筋を動かすのが大変良い科学的に教えてもらうのはたのしい。(83歳)」
「・肩の動きには斜めの運動が良いと判った。いつも左肩がこった。この後は軽くなった(74歳)」
「・自己流でしたので勉強になりました。(77歳)」
「・肩がポカポカして軽くなった。続けようと思います。非常に軽くなりました。(65歳)」
「・肩こりがなくなった(71歳)」
「・肩の動き等、理論的でとても良かったです。肩がどのように動いているか初めてわかったように思います。(67歳)」
「・大変よかったです。体がすっきりしました。ありがとうございました。(80歳)」の9名分【9】の記述であった。

5. 考察

本研究の実技後の肩の感覚についての質問では、「とてもすっきりした」が56%、「ややすっきりした」の33%を合わせると89%であり、NRSの結果においても有意な差が認められた($p < 0.01$)。例えば、対象者に上肢パターンIIの動作の映像を見てもらい、単に動きを真似て対角(ダイアゴナル)・螺旋(スパイラル)に腕を動かして実施してもらっても促通効果はあらわれないことが現在までの指導経験の中で明らかにされている。なぜ本研究で上記の結果のような促通現象が誘発されたのかその理由として前記「2.-(2)PNFコンセプト」にあげた基本手順(S. S. Adler 1997)²⁾がマンツーマン施術の場合のみではなく集団運動指導時にも重要であることがあげられる。つまり、①末端から刺激を与える(手指から手関節から肘から肩への動き):ノーマルタイミング、②その動作時に「1・2で手指を開いて→手首を曲げる(背屈)」やその逆の動作などの伸張反射を誘発させるための伸張刺激(クイックストレッチ):ストレッチ・スティミュレーション、③同時に関節を引き伸ばす:トラクション、④その一連の手の動きを目視させ視覚からの刺激を促す:ビジュアル・スティミュレーション、⑤動きを正確に誘導させる的確でわかりやすい言語指示「開いて→返して(手関節)→おろして」:バーバル・コマンド、⑥参加者全員が疲れすぎず・刺激量が足りなさすぎずの促通させるための最適な反復動作回数(抵抗量):オプティマル・レジスタンス、である。その中で特に①ノーマルタイミングにより空間的促通が、⑥最適な反復動作回数により時間的促通が誘発されることがわかっている(柳澤ら2011)¹¹⁾。これらの①~⑥に忠実に従った動き・促通現象が誘発される期待された動きとなるように対象者集団に対して、反応が導き出されるように及び疲れすぎないように、要点が伝わりやすいように分かりやすく、例えば指導者は同じ方向を向いて同じ腕の動きを行うなど、細心の注意を払い丁寧に繊細に実行することがあらためて重要であることが示された。

また、PNFの考え方では、強い筋群を収縮することにより弱い筋群へのインパルスの溢れ出しにより強化することを、発散(S. S. Adler 1997)²⁾(以下:イラディエーション)と表現している。肩甲骨パ

ターンⅠ・Ⅱ及び上肢パターンⅠ・Ⅱを実施することにより発散（イラディエーション）がはたらき、神経刺激は上肢より体幹を通して下肢にまで達する。それにより、体幹・下肢などに反応が表れ体幹の屈曲・伸展・側屈・回旋動作が促進され可動域と可動性が改善される。体幹・全身も動かし易くなり、結果として「すっきりした」などの効果が表れたことが考えられる。

謝辞

本研究にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 三木健司。慢性の痛み和らげたい 安静より自発的に運動して。朝日新聞。2019-03-02、朝刊、19面。
- 2) Dorothy E. Voss, Marjorie K. Inota, Beverly J Myers. 神経筋促進手技 パターンとテクニック第3版。協同医書出版社、1997。p4-5。
- 3) S. S. Adler, D. Becker, M. Buck. PNFハンドブック。クインテッセンス出版、1997。p1-42,
- 4) 包國友幸、宮田浩二、小林正幸。高齢者・低体力者対象運動プログラム実施報告④～人工透析患者の日常生活動作（ADL）能力に焦点をあてて。ウエルネス ジャーナル。2010、vol6、p12-16。
- 5) 包國友幸、中島宣行、宮田浩二。即時効果を特色として開発した運動プログラムの中長期的な適応の効果—低体力者を対象として—。ウエルネス ジャーナル。2012、vol8、p12-16。
- 6) 包國友幸、中島宣行。即時効果を特色とした運動プログラムの適用が愁訴を持つ高齢者に及ぼす有効性について。ウエルネス ジャーナル。2013、vol.9、p11-17。
- 7) 包國友幸。促進手技コンセプトの考察と可能性について～その⑨～。クリエイティブストレッチング。2010、vol.13。p6-9。
- 8) 溝口功一。隣に伝えたい新たな言葉と概念【NRS】2011。医療 vol.65。No5、p277。
- 9) 五島史行、堤知子、新井基洋。長期にわたりめまいを訴える症例における他の身体的愁訴、心理状態について。日本耳鼻科学会会報。2010。vol.113。p724-750。
- 10) 成田紀之、船戸雅彦、神谷和伸。痛みと不安・抑うつ気分にもなう咬合感覚の変調。顎機能誌。2008。vol.15。p8-17。
- 11) 柳澤健、乾公美。PNF マニュアル第3版。南江堂、2011、p1-2

受付日：2019年3月25日

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究 1」

— 介護助手に焦点をあてて —

吉田志保¹⁾ 半田仁²⁾ 小林桂子³⁾
齊藤美由紀⁴⁾ 川廷宗之⁵⁾

¹⁾ 佐野日本大学短期大学

²⁾ 職業教育研究開発センター 客員研究員

³⁾ 三福祉カレッジ

⁴⁾ 日本福祉教育専門学校

⁵⁾ 大妻女子大学・名誉教授 職業教育研究開発センター・センター長

Preliminary study on analysis of nursing care work contents and its stratification 1

— Focus on nursing care assistant —

Yoshida Shiho¹⁾ Handa Hitoshi²⁾ Kobayashi Keiko³⁾
Saitou Miyuki⁴⁾ Kawatei Motoyuki⁵⁾

¹⁾ Sano Nihon University college

²⁾ Vocational education center of research and development

³⁾ Sanko Welfare College

⁴⁾ Japan Welfare Education College

⁵⁾ Professor Emeritus, Otsuma Women's University

Director of Research, Development and Innovation Center Vocational Education and Training

要旨：本研究では、介護人材が不足している現在に日本において、人材の有効活用のために必要な「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」についての先行研究レビューをおこない、介護における業務内容の分析及びその階層化について概観した。

また、介護の周辺業務を担う「介護助手」について、「ハローワークインターネットサービス」を用い、現状と課題について考察した。

結果として、先行研究レビュー「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」をキーワードとした研究論文が乏しく、今後の介護職員の有効活用を視野とし議論するうえで、大きな課題があった。今後は介護職員の業務内容を、実態に沿って明確化していくことが必要であると考えた。

そして介護の職務内容を精査し「介護助手」を活用する事で、先行研究では、「介護助手」として働いた高齢者が「充実感や働く楽しみ、自信がついた」との結果や、介護現場の変化として、「周辺作業負担が軽減されたことにより、個別対応が可能となり、ケアの質が向上してきた」など、一定の効果が得られた。

しかし、「ハローワークインターネットサービス」における「介護助手」の求人を精査すると、「介護助手」の区分での求人ではあっても、身体介護を伴い、今だ「介護助手」の定義が定まっておらず、介護職員との業務内

容のすみわけが想定されていない現状が分かった。

今後は実際に働いている「介護助手」や施設に聞き取り調査をし、より現実に基づいた調査研究が必要である。

キーワード：介護業務、機能分化（機能分析）、職務分析、業務分析、介護助手

1. はじめに

少子高齢化が進行する日本において、高齢者介護の問題は深刻であり、介護人材の確保は緊急的な課題となっている。

第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2016年度には190万人必要だった介護人材が、2025年には245万人が必要とされ、2025年までに毎年6万人、合計55万人の介護人材が必要とされている。¹⁾

しかし、介護分野の有効求人倍率は、2017（平成29）年に3.50と、全産業の有効求人倍率1.50よりも高い水準となっており、人手不足は深刻な状況である。²⁾

そのため介護人材が担う業務内容を分析し、専門的知識や技術を必要とする職務と、それ以外の職務を見極め、人材を有効活用していく必要があると考える。

以上のことから、高齢者になり介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしく幸せに生活するために、必要な介護人材の確保と、介護人材の有効活用について、「介護助手」を中心に考察する。

2. 研究目的

本研究では、先行研究レビューをおこない、介護における業務内容の分析とその階層化について概観する。

また、介護の周辺業務を担う「介護助手」について、現状と課題について考察するものである。

3. 研究方法

(1) 研究方法：「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」に関する文献研究。

(2) 研究対象：「CiNii Articles 国立情報学研究所 学術情報ナビゲータで「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」、「介護助手」を検索語として検索し、確認できたものを抽出

し、研究対象とした。

さらに、2019（平成31）年2月25日現在、「ハローワークインターネットサービス」に「介護助手」のキーワードで登録されている、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏にある1都4県の求人票を抽出し、「介護助手」求人の現状について調査した。

4. 先行レビュー

(1) 「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」に関する先行レビュー

「CiNii Articles 国立情報学研究所 学術情報ナビゲータで「介護の業務分析」を検索語とし、結果2件該当したが、ともに療養環境を視点とした建築領域の論文であり、介護における業務内容の分析や階層化とは合致しないものである。次に、「介護の機能分化（機能分析）」を検索語とし、結果5件該当したが、介護保険制度における介護報酬の検討であり、これも本研究とは合致せず。「介護の職務分析」については、検索した結果該当する論文はなかった。（2019年3月20日現在）

厚生労働省の新たな福祉サービスのシステム等あり方検討プロジェクト³⁾によると、「人口減少社会において福祉サービスを持続可能なものとするべく、効率的なサービス提供体制について検討するとともにキャリアのあり方を含めた福祉業界における人材の活用についても検討を重ねることが必要」と述べており、「介護人材の機能分化の推進」と「限られた人材を有効に活用するため、介護人材を一律に捉え、意欲・能力の異なる人材層の違いを問わず、一様に量的・質的な確保を目指してきたこれまでの考え方を転換し、多様な人材層を類型化した上で、機能分化を進めるとともに中核人材としての介護福祉士のマネジメント能力や他職種との連携能力の向上を図る。」としている。

また、「多様な人材層からの参入促進」として、「未経験者を含むすそ野の拡大のため、初任者向け

の入門的な研修の創設等」を提言するとともに、「多様な人材層の一部として、地域住民が参入しやすい環境を整備することにより、例えば、時間に余裕がある住民が、気軽にサービス提供の担い手として参加すること」つまり、仕事を引退した後の高齢者や子育てにひと段落つき時間に余裕がある層についての活用を提言している。

また、三菱UFJリサーチ&コンサルティングがおこなった「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書⁴⁾によると、「介護人材の類型化・機能分化を議論するためには、地域包括ケアにおいて介護人材が担うべき役割・業務を整理する必要がある。」とし既存の文献から、介護人材が担うべき役割・業務を抽出した。

その結果、「①利用者のケアに関するもの（アセスメント、身体介護、観察等）と②チーム運営に関するもの（教育、シフト管理、チーム統制等）の2つに概ね分類し、構造化を行った。

さらに、「利用者に対するケア行為について、「生活援助」、「身体介護」、「特定ケア（認知症や終末期など医療ニーズの高い利用者への身体介護）」について、施設・事業所管理者に各業務の専門性について調査したところ、生活援助に該当する行為は、「介護に関する知識・技術をそれほど有しない者」「介護に関する基本的な知識、技術を備えた者」の業務であると認識されていた。」つまり掃除や洗濯、衣服の整理、ベッドメイクなどの生活援助については、専門性が低く、介護に関する知識、技術を有しない者でも可能であるという結果であった。

その反面、「身体介護に該当する行為」については、「介護に関する基本的な知識、技術を備えた者」以上の業務であるとの認識がいずれのサービスでも9割以上と高かった。」

また、「特定ケア」については、「認知症の周辺症状のある利用者への身体介護」は「介護福祉士」以上の業務であるとの認識が5割以上であった。特に介護老人福祉施設では、8割以上の施設が「介護福祉士」以上の業務であるとの認識であった。

「終末期の利用者への身体介護」は、「より専門性の高い知識、技術を有する介護福祉士等」以上の業務であるとの認識が5～6割を占めており、「たんの吸引等」では、「より専門性の高い知識、技術を有

する介護福祉士等」以上の業務であるとの認識がより高かった。」

次に、介護過程の展開と介護過程の展開における情報連携については、「介護過程の展開にかかる「アセスメント」「介護計画の作成」「介護計画の見直し」「利用者の家族等への報告や相談対応」といった業務の専門性は、「介護福祉士」以上の専門性が求められる業務であるとの認識が8割程度と高かった。また、「情報の連携」については、「外部の機関や事業所、地域や自治体との情報連携は、「より専門性の高い知識、技術を有する「介護福祉士」以上の専門性が求められるとの認識があった。

しかしその反面、介護職員による実際の業務実施状況は、生活援助については、「ほぼ毎日（毎回）おこなう」とした職員の割合はキャリアによらず、ほぼ同程度の実施状況であり、キャリアによる機能分化はみられなかった。

また、身体介護に該当する業務について、「ほぼ毎日（毎回）行う」とした職員の割合は、「初任者研修修了者」に比べ「介護福祉士」が実施する割合が高い傾向は見られるものの、いずれの業務についても、介護福祉士のキャリアによる差は見られなかった。

次に、「アセスメント」「介護計画の作成」「介護計画の見直し」について、「中心的に関わっている」職員は、サービス提供責任者や計画作成責任者、介護支援専門員による実施割合が高く（6割～9割）、外部との情報連携についても、業務実施自体が低調であり、業務として実施している介護職員は少ないという事がわかった。

以上の三菱UFJリサーチ&コンサルティングがおこなった調査を踏まえ、平成29年12月に、社会保障審議会福祉部会が出された、「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパス」の実現に向けて⁵⁾によると、「多様な人材が関わる介護現場の目指すべき全体像として、介護未経験者を含む介護人材のすそ野を広げるとともに、介護分野での定着を促進していく必要がある」としている。

また、「利用者に対するサービスの質を向上させていくためには、各人材の意欲・能力に応じて、キャリアアップを図っていくことが重要」であり、「利用者の多様なニーズに対応できるよう、リー

ダーの役割を担うべき者として、介護福祉士の中でも一定のキャリアを積んだ（知識・技術を修得した）介護福祉士が適当である」として、介護職のキャリアパスの一環として、リーダーとしての介護福祉士の役割について触れている。

また、「介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアやそれに関する業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接かわらない業務（例えば、事業米内における事務、清掃や洗濯等）を多様な人材が担っていけるような取組を進めることも必要」と指摘し、「介護人材のすそ野の拡大については、130時間の介護職員初任者研修よりも受講しやすい入門的研修の導入が必要」として、介護分野への参入のハードルを下げ、すそ野を拡げるための施策を提言している。

この入門的研修については、平成30年9月に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室「福祉・介護人材の確保に向けた取組について」⁶⁾の中で、「介護に関する入門的研修」として21時間の研修を積極的に実施するよう、自治体や関係機関に周知の依頼をしている。

入門的研修の対象として、地域の中高齢者や子育てが一段落した主婦層や、退職を控えた方に、退職前セミナーの中で説明する事が想定されている。

(2) 「介護助手」に関する先行レビュー

介護助手については、2018年に経済産業省が出した「将来の介護需要に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」報告書⁷⁾の中で、「介護の専門性が必ずしも高くない業務（周辺業務）を切り分けて「介護サポーター」（介護助手）に依頼することが必要であり、介護分野における潜在的労働力として高齢者の活用は有望」としている。

また、公益社団法人全国老人保険施設協会会長によるプレゼンで説明資料として出された、「元気高齢者の介護助手事業について」⁸⁾は、2014年法改正で誕生した地域医療介護総合確保基金をもとに、2015年度から三重県（同県内の9か所の老健）でスタートしたもので、2018年度からは全国25以上の都道府県で導入が進んでいるモデル事業での取り組みと成果について述べられている。

その中で、「介護助手とは、老健施設内での部屋の

掃除や食事の片付け、ベッドメイク、シーツ交換、園芸などの趣味活動の手伝い、話し相手等、介護の補助的な周辺業務をお手伝い頂くこと。」と定義されている。この介護助手の担い手として、元気高齢者を起用したことで、「介護助手」として働いた高齢者が充実感や働く楽しみ、そして「まだやれる」という自信がついたとのアンケート結果が出ている。また、介護現場の変化として、「周辺作業負担が軽減されたことにより、個別対応が可能となり、ケアの質が向上してきたことや、介護職員たち自らが専門性をつけたいという意識が強くなってきたというアンケート結果が見られた。」

以上の事から、介護の職務内容を精査し、介護助手を活用する事で、一定の効果が得られた。今後、さらに「介護助手」は福祉人材の有効活用に向けて、増えてくると考えられる。

5. ハローワークインターネットサービスにおける「介護助手」求人の現状

ハローワークとは、ビジネス用語集によると、「職業安定法に基づいて職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関で、正式名称は「公共職業安定所」。1989年に現在の厚生労働省にあたる旧労働省が公共職業安定所の愛称を募集し、選ばれた名前が「ハローワーク」であり、1990年からハローワークという名前が使用されるようになった。」とされている。

また、ハローワークインターネットサービスとは、「厚生労働省職業安定局が運営するWebサイトの情報提供サービス。」のことであり、インターネットサービスを通じて24時間ハローワークの求人を閲覧することができるサービスとなっている。

「介護助手」の求人についての現状について調査するため、2019（平成31）年2月25日における、ハローワークインターネットサービスの求人について調査した。

調査では、「介護助手」をキーワードに設定し、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏にある1都4県の求人票を抽出した。

なお、求人情報の種類として、一般（フルタイム）と、一般（パート）の2つを抽出した。

その結果、一般（フルタイム）では、31施設が、

職種として「介護助手」の求人を出していた。施設区分として、特別養護老人ホーム（以下特養）5施設（16.1%）、老人保健施設（以下老健）8施設（25.8%）、病院6施設（19.4%）、有料老人ホーム（以下有料）1施設（3.2%）、グループホーム3施設（9.7%）、通所サービス（以下デイ）6施設（19.4%）、小規模多機能1施設（3.2%）であった。（図1）

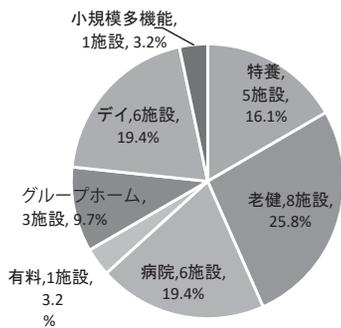


図1 介護助手（一般フルタイム）施設区分

次に、求人情報詳細に記載された仕事の内容から、直接身体に触れる介護の業務が有るか、無いかについて分類をおこなった。

身体介護有りの求人は30施設（96.8%）であり、身体介護無しの求人は0施設（0%）であった。なお、その他として病院の診療助手が1施設（3.2%）であった。（図2）

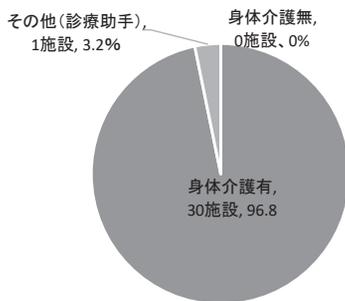


図2 介護助手（一般フルタイム）身体介護の有無

また身体介護有の施設の業務として、食事介助（20施設）、入浴介助（20施設）、身体の清潔（2施設）、排泄介助（17施設）、着替え介助（2施設）、移動・移乗介助（2施設）、身体介護（1施設）であった。（図3）

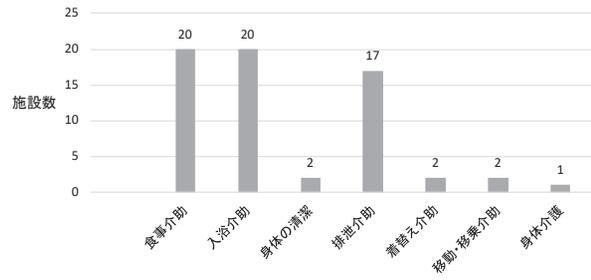


図3 介護助手（一般フルタイム）身体介護の業務

次に生活介護業務として、生活介助（1施設）、健康管理（1施設）、生活訓練・リハビリ（2施設）、物品補充・確認（1施設）、環境整備（2施設）、シーツ交換（4施設）、洗濯物（1施設）、レク・行事（8施設）、見守り（1施設）、送迎（9施設）、相談員業務（1施設）となっている。（図4）

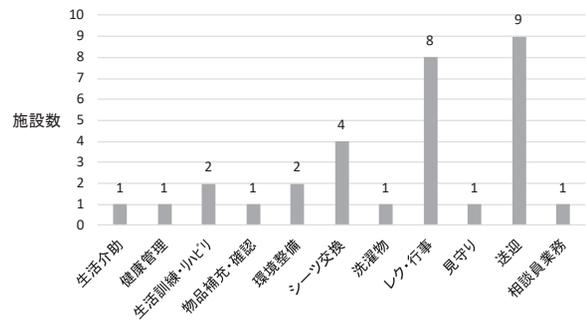


図4 介護助手（一般フルタイム）生活介護業務

次に一般（パート）では、65施設が、職種として「介護助手」の求人を出していた。施設区分として、特養17施設（26.2%）、老健18施設（27.7%）、病院10施設（15.4%）、有料6施設（9.2%）、グループホーム2施設（3.2%）、デイ9施設（13.8%）、小規模多機能1施設（1.5%）、ショートステイ及びデイサービス2施設（3.1%）であった。（図5）

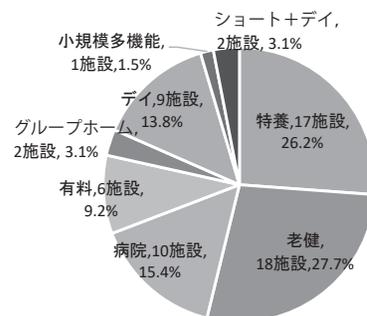


図5 介護助手（パート）施設区分

身体介護有の求人は、29施設（44.6%）、身体介護無の求人は、36施設（55.4%）であった。（図6）

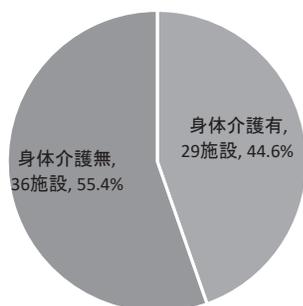


図6 介護助手（パート）身体介護の有無

また身体介護有の施設の業務として、食事介助（17施設）、入浴介助（15施設）、身体の清潔（2施設）、排泄介助（12施設）、着替え介助（5施設）、移動・移乗介助（3施設）、歯磨き・整容（2施設）、身体介護（1施設）であった。（図7）

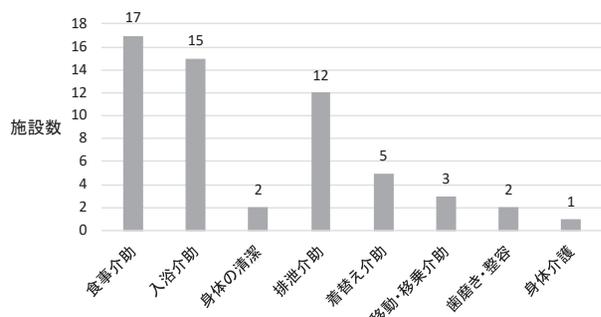


図7 介護助手（パート）身体介護業務

次に生活介護業務として、生活介助（着替え等）（1施設）、施設の営繕（1施設）、入退所業務（1施設）、通院支援（2施設）、散歩介助（1施設）、書類整理等（2施設）、多職種との連携（1施設）、記録（1施設）、生活訓練・リハビリ（2施設）食事盛り付け・配膳・お茶準備（27施設）、物品補充・確認（5施設）、車椅子介助（1施設）、検査付き添い（2施設）、掃除（39施設）、環境整備（18施設）、ゴミ収集（2施設）、シーツ交換（24施設）、洗濯物（11施設）、ドライヤー（3施設）、レク・行事（17施設）、見守り（12施設）、傾聴（7施設）、送迎（8施設）、家族へのお茶（4施設）となっている。（図8）

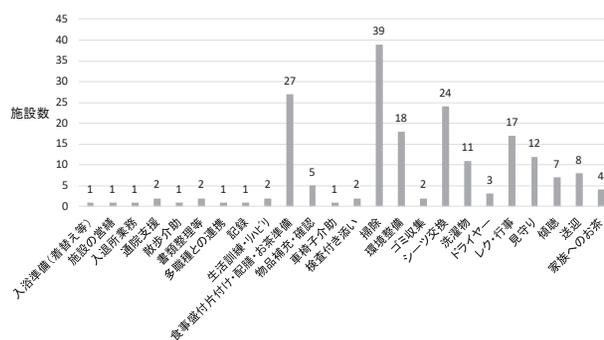


図8 介護助手（パート）生活介護業務

6. 考察

まず、先行研究レビュー「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」「介護の職務分析」をキーワードとした研究論文が乏しいことは、今後の介護職員の有効活用を視野とし議論するうえで、大きな課題であると言わざるをえない。介護職員の業務内容を、実態に沿って明確化していくことが必要であると考える。

次に、「ハローワークインターネットサービス」における「介護助手」求人の現状として、求人数はフルタイムが31施設であるのに対し、一般（パート）は65施設とパートの方が多かった。このことは、施設側が「介護助手」に求める勤務形態として、フルタイムではなく、時間の融通がきくパートタイムの人材を想定し、必要としていると考える。

また、「介護助手」キーワードで登録していても、身体介護を伴う求人が一般（フルタイム）では、30施（96.8%）であり、一般（パート）でも29施設（44.6%）と多く、先に述べた、「元気高齢者の介護助手事業について」⁸⁾で想定された身体介護を伴わない「介護助介護の補助的な周辺業務をお手伝い頂くこと。」の定義とは異なっていた。

施設区分では、特養、老健、病院を合わせた入所系サービスが、一般（フルタイム）では61.3%、一般（パート）では、69.3%を占め、入所系サービスでの「介護助手」の求人が多いことが分かった。

一般（フルタイム）では、身体介護を伴わない求人は無く、介護職員と同じように身体介護をおこなうことを想定した求人であった。

また一般（パート）では、身体介護無の求人が36施設（55.4%）であり、約半分強の施設が「介護助手」として身体介護を伴わない生活介護中心の周辺

業務に特化した業務内容を想定した求人であった。

その反面、パートではあっても、身体介護を伴う求人も29施設(44.6%)有り、一般(フルタイム)よりは少ないものの、「介護助手」で想定される業務が、パートではあっても、身体介護を伴わないとは言えない現状があった。

また身体業務の内容として、一般(フルタイム)では、食事20施設、入浴20施設、排泄17施設であり、一般(パート)では食事17施設、入浴15施設、排泄12施設と、フルタイム、パート共に、3大介護が突出して多かった。

次に、生活介護業務の内容として、一般(フルタイム)では、送迎9施設、レク・行事8施設、シーツ交換4施設であった。

一般(パート)では、掃除39施設、食事盛付片付け・配膳・お茶準備27施設、シーツ交換24施設、環境整備18施設、レク・行事17施設、見守り12施設とその内容は多岐にわたっており、フルタイムとパートでは、生活介護に求められる業務は異なっていた。

以上のことから、介護人材が不足している現在に日本において、人材の有効活用のために必要な「介護助手」は重要であり、特に入所系サービスにおいて一般(パート)の人材を活用し、様々な生活支援の業務をおこなう人材が求められている事が分かった。

その反面、「介護助手」の区分での求人ではあっても、身体介護を伴い、今だ「介護助手」の定義が定まっておらず、介護職員との業務内容のすみわけが想定されていない現状が分かった。

7. 今後と研究の限界

本研究では、先行研究レビューにより、「介護の業務分析」「介護の機能分化(機能分析)」「介護の職務分析」をキーワードとした研究論文が乏しいという現実を踏まえ、今後の課題として、まずは介護における業務内容の分析や、実態に沿った更なる研究が求められるであろう。また、高齢者介護のおかれている現状を考えれば、この領域における調査研究を

行うことは急務である。

また、ハローワークインターネットサービスの求人をもとに調査し、求められる「介護助手」の現状や課題について、知ることが出来た。

しかし、実際に「介護助手」として仕事をしている施設や人材を対象にした、現状の業務内容やその課題についての調査はおこなっていない。

そのため、今後は実際に働いている「介護助手」や施設に聞き取り調査をし、より現実に基づいた調査研究が必要であると考え、今後の課題としたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室(2018)「福祉・介護の確保に向けた取組について」p5
- 2) 厚生労働省(2017)「職業安定業務統計」、総務省(2017)「労働力調査」
- 3) 厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム(2015)「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」p2、p21
- 4) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 平成28(2016)年3月「平成27年度老人保健事業推進費等補助金による老人保健健康増進等事業 介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」、p1-2、p6、p9、p12
- 5) 第20回社会保障審議会 福祉人材確保専門委員会(2017)「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」p3-4、p10
- 6) 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(2018)「福祉・介護人材の確保に向けた取組について」p11
- 7) 経済産業省 経済産業政策局 産業構造課(2018)「将来の介護需要に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」報告書、p86-87
- 8) 公益社団法人 全国老人保険施設協会 東憲太郎(2018)「元気高齢者の介護助手事業について」p4-5

参考文献

- 1) 大和総研政策調査部研究員石橋未来(2018)「介護人材不足シリーズ②生産性向上と離職率低下をもたらす介護助手の活用」

受付日：2019年3月29日

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究2」

～業務分析評価方法に焦点をあてて～

半田 仁¹⁾ 吉田 志保²⁾ 小林 桂子³⁾
齊藤 美由紀⁴⁾ 川廷 宗之⁵⁾

1) 職業教育研究開発センター客員研究員

2) 佐野日本大学短期大学

3) 三幸福祉カレッジ

4) 日本福祉教育専門学校

5) 大妻女子大学・名誉教授 職業教育研究開発センター・センター長

Preliminary study on analysis of nursing care work contents and its stratification 2

～ Focus on Business analysis evaluation methods ～

Handa Hitoshi¹⁾ Yoshida Shiho²⁾ Kobayashi Keiko³⁾
Saitou Miyuki⁴⁾ Kawatei Motoyuki⁵⁾

1) Vocational education center of research and development

2) Sano Japan University college

3) Sanko Welfare College

4) Japan Welfare Education College

5) Professor Emeritus, Otsuma Women's University

Director of Research, Development and Innovation Center Vocational
Education and Training

要旨：本研究では、少子高齢化が進行する日本の深刻な問題である高齢者介護について、介護サービスに従事する従業員の不足感の対応策を得るために、「介護の業務分析」「介護の機能分化（機能分析）」、「介護の職務分析」についての先行研究レビューをおこない、介護における業務内容の分析及びその階層化および評価方法について概観した。

介護業務の担い手には、外国人を含めて多くの様々な力量を持つ人が関わるようになってきているが、一方で、介護業務それ自体もニーズの多様化もあり、業務執行の内容には、難易度や多様性が大きく広がり、一律の業務執行では対応が難しくなっている。

その為、業務内容の分析を、職務内容と階層性を考慮しつつ整理し、仕事を依頼する時に、マニュアルとしての内容も含め、一定の書類として提示して具体的な内容を確認する必要がある。

また労務管理システムの合理化も含め、介護業務の様々な分担が可能になると共に、特定業務を担える人は増えるので介護業務への就労者を増やすこともできる。

この程度の業務分析は、一般企業では当たり前だが、介護では、まだ一部企業系介護施設等でしか行われておらず、一般化もされていない。

慢性的な従業員の不足感の原因が明確化されないままに進行されていると考えられるが、適切な業務を分析することにより、従業員の不足感および多忙の原因が明確化し、改善策を得られる可能性および行う業務に対して、才能があり、役に立つ人や有能な人物（以下、人材）の確保にも繋がるのではないかと考えられる。

キーワード：機能分化（機能分析）、職務分析、業務分析、介護、評価基準

1. はじめに

平成29年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果によると、従業員の過不足状況は、介護サービスに従事する従業員の不足感（「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」）は66.6%（62.6%）であり、「適当」は33.0%（37.0%）であった。

なお（）内は、平成28年度のデータであり、平成25年以降、4年連続して不足感が増加している。¹⁾

我が国の総人口は、2017（平成29）年10月1日現在、1億2,671万人となっている。65歳以上人口は、3,515万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.7%となった。²⁾

少子高齢化が進行する日本においては、高齢者介護の問題は深刻である。同様に他の業種でも人手不足が深刻化している。

2018年の人手不足倒産の件数は153件（前年比44.3%増）となり、調査を開始した2013年以降で最多を更新し、人手不足が企業活動に与える影響は一段と強まっている（帝国データバンク『人手不足倒産』の動向調査（2013～18年））。³⁾

現在、各業種によって、様々な角度から人員不足への対策を打ち出し始めている。コンビニエンスストアや飲食店では、営業時間の見直しを行っている。宿泊施設の受付やスーパーマーケットの会計については、ロボット技術を活用して、業務の一部の無人化を試みている。介護サービスについては、慢性的に人員不足感があるが、具体的な人員不足対策として、『介護現場革新会議 基本方針～介護職員と介護サービス利用者のための「介護現場革新プラン」～』が公表された。

内容は「(1) 人手不足の時代に対応したマネジメントモデルの構築

(ア) 業務の洗い出しと切り分け・役割分担

○ 介護業務は、利用者の心身の状況や有する能力に応じて日常生活が維持できるよう支援を行うもの

であり、その業務は食事介助、入浴介助、排泄ケア、口腔・栄養ケア、機能訓練、看取りから見守り、利用者及びご家族とのコミュニケーションや傾聴など多岐にわたる。

○ サービスの質の維持・向上を図りつつ、人手不足に対応するためには、まずは、各介護現場において、管理者及びすべての職員の間で、議論や勉強会を行い、自分たち職員のために、そして何よりもサービス利用者のために、業務の洗い出し、切り分け・役割分担の明確化を行った上で、元気高齢者の採用やロボット・センサー・ICTの活用に取り組んでいくことについて合意形成を図ることが必要である。⁴⁾とされている。

適切な業務を分析することにより、介護サービスに従事する従業員の不足感および多忙の原因が明確化し、改善策を得られる可能性および人材の確保にも繋がるのではないかと考えられる。

2. 研究目的

本研究では、介護業における業務内容の分析とその階層化について概観する。

また、介護における業務分析の現状と課題について考察するものである。

3. 研究方法

1. 研究方法：介護業種における「業務分析」、「機能分化（機能分析）」、「職務分析」に関する方法について、信頼出来る内容の資料および報告書に対してレビューをおこなった。

4. 介護における業務分析の現状

福祉・介護人材確保対策等について、福祉・介護人材確保対策の推進の一つとして、『人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度につ

いては、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府県では取り組まれていないことから、今後、全ての都道府県で認証評価制度の導入を進め、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定を予定している。⁵⁾とされている。

また、「介護職機能分化等推進事業」の活用についてとして、『生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要であり、平成31年度予算(案)においては、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する「介護職機能分化等推進事業」を新設している。

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体(以下、本項において「都道府県等」という。)であり、・地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組・介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践(介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組の構築、利用者の満足度の維持・向上、多職種連携、その他必要な環境整備)・一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討を行い、都道府県等において分析を行い国へ報告していただくものである。

国においては、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知を図ることとしている。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、本事業の積極的な活用を検討されたい。⁵⁾とされて

いる。

『介護現場革新会議 基本方針～介護職員と介護サービス利用者のための「介護現場革新プラン」～』にて公表された「人手不足の時代に対応したマネジメントモデルの構築⁴⁾」について、「①各介護現場における業務を洗い出した上で、②業務の切り分けと役割分担の明確化を行うこととなる。

具体的には、職場環境の整理・整頓、清掃、清潔、しつけ(5S)の実施状況を確認した上で、タイムスタディの実施や、因果関係図などを活用した現場の課題の見える化(スマートフォンのアプリを用いた方法などでも可)を行い、他の施設や事業所の先行例を参考に、それぞれの現場の実情を踏まえた業務の切り分けと役割分担の明確化を行う。

例えば、業務を

- ・経験・技能を有する専門職が行うべきもの
- ・他の専門職が行うべきもの
- ・専門職でない職員が行えるものに分類する。

その後、それらに応じた人材の配置やシフト表の作成、採用などを進めていくことが考えられる。⁴⁾となっている。

人材確保について、都道府県の役割として「雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。⁵⁾と共に『こうしたことから、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理について」(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)において、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用の上、進捗管理を適切に行われたい。⁵⁾と都道府県に対して分業となっている。

公益財団法人東京都福祉保健財団からTOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業として、「働きやすい福祉の職場ガイドライン」が示されている。

「ガイドラインは、採用、人材育成、仕事の評価と

処遇、ライフ・ワーク・バランス、職場環境・風土に関する分野の17項目で構成され、項目ごとに達成に向けた取組内容を具体的に提示することで、働きやすい職場づくりに向けた取組の進捗状況が客観的に判断できる。』⁶⁾となっている。

公益財団法人東京都福祉保健財団の「働きやすい福祉の職場ガイドラインの項目」を表1に示す。

具体的には、『ガイドラインの項目ごとに達成に向けた取組を示し、これらの取組がすべて行われている場合（上記の表の場合、①から③の取組すべてを実施している場合）、当該項目は「達成」となります。』⁶⁾となっている。

「1 採用に関する項目」内の「1 運営方針・理念を明文化している」のガイドラインの項目と達成に向けた取組例を表2に示す。

その他、現在、「業務分析」、「機能分化（機能分析）」、「職務分析」の方法については、介護以外の業種も含めて、厚生労働省の政策の「雇用・労働」分野にて、「人材開発」として、複数の内容があり、「職務分析・職務評価導入支援サイト」と「職業能力評

価基準ポータルサイト」が公開されている。

必要な資料は、使用が可能となっている。

「パートタイム労働者の能力をより有効に発揮してもらうための方法」として、厚生労働省の「職務分析・職務評価導入支援サイト」より、「職務分析実施マニュアル⁷⁾」が作成されている。

パート社員に能力を発揮してもらうためのポイントとして、下記3つを示し、留意して待遇の決定をおこなうことが示されていた。

- ①働きや貢献に見合った待遇にする
- ②パート社員と正社員を均衡待遇とする
- ③パート社員への説明責任を果たす

「業務分析」として、職務の内容を明確にすると共に、結果をまとめ、職務の内容と責任の程度を明らかにした「職務説明書」を示せば、職務の内容を考慮した根拠のある待遇であることを説明できるとされている。

メリットは、下記2点である。

- ①他のパート社員や、正社員との比較が容易になり、パート社員から職務の内容や待遇について

表1 働きやすい福祉の職場ガイドラインの項目

I 採用に関する項目		IV ライフ・ワーク・バランスに関する項目	
1	運営方針・理念を明文化している	11	休暇取得、超過勤務縮減等に向けた取組を実施している
2	採用前の職場体験や職場見学を実施するなど、求職者に対し職場環境に関する情報を発信している	12	仕事と育児・介護が両立できる取組を実施している
II 人材育成に関する項目		13	健康管理（メンタルヘルス対策含む）に関する取組を実施している
3	求める人材像を明確にしている	V 職場環境・風土に関する項目	
4	新規採用者を育成する体制を整備している	14	職場内でのコミュニケーション活性化のための取組をしている
5	階層、役割ごとの人材育成環境を整備している	15	表彰制度など職員のモチベーションを高める取組を行っている
6	マニュアル等を整備し、人材育成に活用している	16	苦情やクレームに対して、組織として対応する体制がある
7	外部研修、勉強会等職員の能力開発を奨励している	17	地域貢献や地域との交流を実施している
III 仕事の評価と処遇に関する項目			
8	キャリアアップの仕組みが整備されている		
9	仕事の成果・取組状況等に対する評価を実施している		
10	評価に応じて処遇改善する仕組みを整備している		

出典：公益財団法人 東京都福祉保健財団

表2 ガイドラインの項目と達成に向けた取組例

ガイドライン項目	達成に向けた取組
1 運営方針・理念を明文化している	①運営方針・理念を策定し、明文化している ②職員に公表し、周知を図っている ③求職者に公表し、周知を図っている

出典：公益財団法人 東京都福祉保健財団

説明を求められたとき、分かりやすく説明できます。

- ②パート社員の採用に当たり、どのようなスキルや経験を持った人に、どのような仕事を、どの程度の責任をもって実施してもらいたいのか、ということが明確になります。

「職業能力評価基準ポータルサイト」には、サービス業内、ホテル業等と共に、介護に関して「在宅介護業⁸⁾」と「施設介護業⁹⁾」の職業能力評価基準が公開されている。

介護以外の業種の「業務分析」、「機能分化（機能

分析)」、「職務分析」の方法について、労働省により「職務分析・職務評価導入支援サイト」あり、「キャリアマップ、職業能力評価シート導入・活用マニュアル 在宅介護業の人材育成のために¹⁰⁾」が作成されていた。

図1は、「在宅介護業における職業能力評価の仕組み作りをめざして～「在宅介護業」における“職業能力評価基準”（改訂版¹¹⁾」在宅介護業のキャリアマップである。

キャリアマップより作成された、在宅介護業の「OJT コミュニケーションシート」および「事業所状

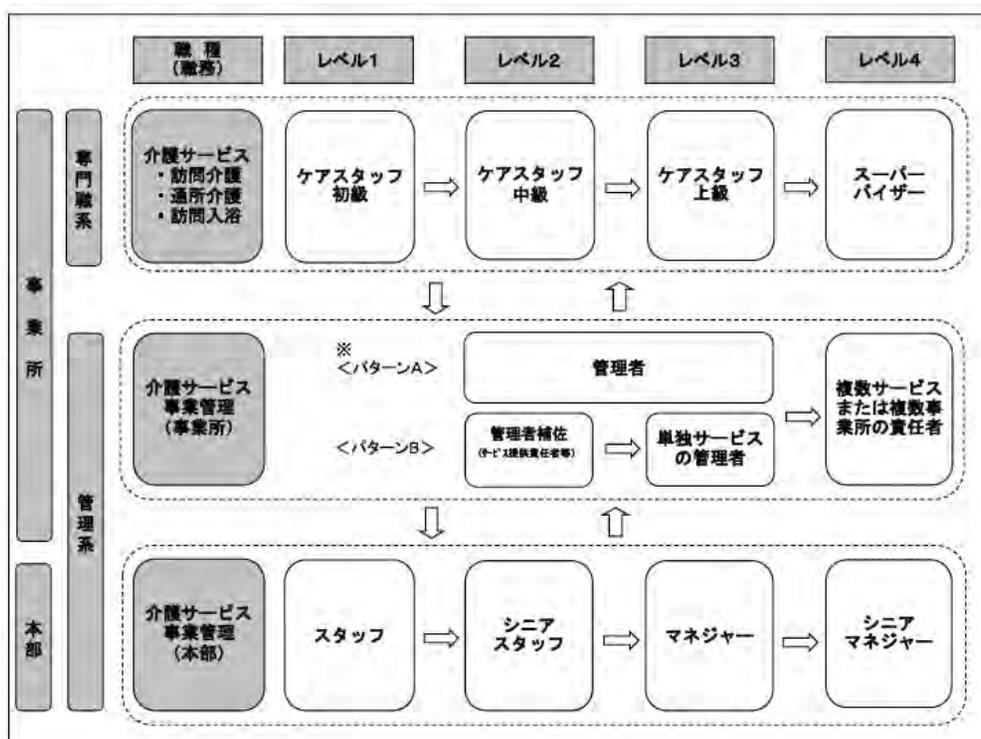


図1 キャリアマップ（在宅介護業）改訂版

出典：厚生労働省

表3 「OJT コミュニケーションシート」および「事業所状況把握シート」のダウンロード一覧

職種・職務	OJT コミュニケーションシート				(参考) 職種別一覧
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
介護サービス事業管理（事業所）		OJT シート 事業管理 .L 2	OJT シート 事業管理 .L 3	OJT シート 事業管理 .L 4	事業所シート (事業管理)
訪問介護サービス	OJT シート 訪問介護 .L 1	OJT シート 訪問介護 .L 2	OJT シート 訪問介護 .L 3		事業所シート (訪問介護)
通所介護サービス	OJT シート 通所介護 .L 1	OJT シート 通所介護 .L 2	OJT シート 通所介護 .L 3		事業所シート (通所介護)
訪問入浴サービス	OJT シート 訪問入浴 .L 1	OJT シート 訪問入浴 .L 2	OJT シート 訪問入浴 .L 3		事業所シート (訪問入浴)

況把握シート」の一覧の内容を、表3に示す。

図2は、在宅介護業、訪問介護および通所介護の入浴介助のレベル1の職業能力評価基準である。

ICTの活用については、看護や飲食接客業では先行されている部分がある。

看護では、ワイヤレスセンサネットワーク層を構築し、両腕・腰・胸ポケットに加速センサを装着す

るなどして、業務支援を試みた報告があった。¹²⁾

飲食接客業では、高精度の位置情報のセンシング事例として、店舗内の位置把握から分析の一環として、飲食店の従業員にセンサを取り付け、店舗内の位置、移動を可視化して収集したデータのシミュレーションに基づいて改善策を実施することで、飲食店の経営改善をもたらした報告があった。¹³⁾

レベル1		レベル2		レベル3		レベル4		
ユニット番号25S027L11								
選択 能力ユニット	能力ユニット名		入浴介助					共通
	概要		利用者の快適で安全な入浴を援助する能力					
能力項目		業務遂行のための基準						事業管理(本部) 事業管理(事業所) 訪問介護サービス 通所介護サービス 訪問入浴サービス
①入浴準備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴介助の身支度を整え、浴室内の準備(浴槽の清潔を確認し湯をためる、入浴に必要な湯桶・洗面用具の準備、シャンプー、石鹸、洗面器等必要な物品、浴室内の室温調整、湯温の確認等)を確実にしている。 ○ 脱衣所の準備(脱衣カゴ、着替え、排泄用具等必要な物品の用意、脱衣室内の室温調整等)を確実にしている。 ○ 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を行っている。 ○ バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴や着脱の可否について確認している。 ○ バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態や希望に応じた入浴方法を選択している。 ○ スクリーンやバスタオルを使いプライバシーに配慮し、健側から患側の順番で脱衣を行うとともに、ボタンの取り外し等、自力のできる場所は自分で行うよう利用者に促している。 						
②入浴介助		<ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴介助の基礎知識および洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗いの知識を有し、ADLが比較的自立した利用者・通常浴槽利用者に対して、顔洗、声かけ、見守り、洗体介助、湯船への移動介助を適切に行っている。 ○ 末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらっている。 ○ 浴槽に入る時は、利用者に手すり等をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支えて介助している。 ○ 簡易リフト等の入浴機器を用いて入浴する場合には、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に介助している。 ○ 入浴時のリスクを把握し、安全確認を適切に行っている。 ○ 入浴中は、入浴時間(湯に浸かっている時間)をチェックし、利用者の体調変化や安全に常に気を配っている。 ○ 入浴中は、湯温やシャワーの温度、室温等、利用者の快適性に常に気を配っている。 ○ 利用者が入浴を楽しめるよう、適切な声かけやコミュニケーションをとりながら介助を行っている。 ○ スクリーンやバスタオル等を使いプライバシーや保温に配慮し、末梢から中枢の順番で拭く等、適切な手順で清拭を行っている。 ○ 利用者の全身状態や入浴の状態等を観察し、必要に応じて記録したり、家族、上位者、医療職等に報告している。 						
③入浴後の介助		<ul style="list-style-type: none"> ○ 声かけを行いながら、体を拭き、着衣、髪を乾かし整髪を行う等の一連の介助を、利用者のペースに合わせて適切かつ安全に行っている。 ○ 入浴後、利用者の体調に変化がないか確認するとともに、水分摂取、休息等を促し、快適に過ごせるように配慮している。また、利用者が湯冷めしないように留意している。 ○ 浴室の片付け方や湯の処理の仕方について利用者を確認し、浴槽および使用用具を洗い、用具は元の場所に戻している。 						
●必要な知識		<ul style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法の知識 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の範囲内で行えるサービス、報酬 2. ケアマネジメントに関する知識 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントのしくみ、役割とその役割 ・アセスメントとケアプラン 3. 介護計画 <ul style="list-style-type: none"> ・職務の連携 ・フォーマル、インフォーマルサービス ・サービスプロセス 4. 介護者の倫理と職務 5. 受け入れの際に連絡すべき事項についての知識 6. サービス実施の手順や留意点についての知識 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、食事、排便、整容、水分摂取 ・レクリエーション、アタチ、ビデオ、遠隔介護 ・獲取り介護 7. コミュニケーションの意義 8. サービス担当者会議やケアカンファレンスの意義 9. 観察、記録 10. ソーシャルワークに関する知識 11. 障害と疾病に関する基礎知識 12. 認知症に関する基礎知識 13. 生活支援の理念 <ul style="list-style-type: none"> ・QOL、自立支援、介護予防 14. 介護基本知識 <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と区別の連携、介護におけるコミュニケーション技術、変化の理解、認知症の理解、障害の理解、ことごとからたのしくみと生活支援技術、認知取り 						

図2 職業能力評価基準(在宅介護業)

出典:厚生労働省

5. 考察

介護業務の担い手には、外国人を含めて多くの様々な力量を持つ人が関わるようになってきているが、一方で、介護業務それ自体もニーズの多様化もあり、業務執行の内容には、難易度や多様性が大きく広がり、一律の業務執行では対応が難しくなっている。

その為、業務内容の分析を、職務内容と階層性を考慮しつつ整理し、仕事を依頼する時に、マニュアルとしての内容も含めた、一定の書類として提示して具体的な内容を確認する必要があると考えられると共に、人材確保について、今回、新たな取組例に「取組と目標に対する自己評価シート」が示されているが、新たな都道府県の役割として、都道府県に対して分業となっている部分も含め、既に公表されている「パート対応を含めた職務分析マニュアル」及び「職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準」との関連が見出せていない状況ではないかと考えられる。

職務評価サイトについては、在宅介護業の訪問介護、通所介護、訪問入浴の入浴業務の評価表を比較した結果、訪問介護と通所介護で同一の評価方法であった。

また、レベル分けを行ったにも関わらず、同一の評価シートである項目も存在していたが、責任の範囲を加え、活用次第では、労務管理システムの合理化も含め、介護業務の様々な分担が可能になると共に、特定業務を担える人は増えるので、外国人および介護助手も含んで対応可能になり、介護業務への就労者を増やすこともできる。

この程度の業務分析は、一般企業では当たり前だが、介護では、まだ一部企業系介護施設等でしか行われておらず、一般化もされていない。

慢性的な従業員の不足感の原因が明確化されないままに進行されていると考えられるが、適切な業務を分析することにより、従業員の不足感および多忙の原因が明確化し、改善策を得られる可能性および行う業務に対して、人材の確保にも繋がるのではないかと考えられる。

6. 今後と研究の限界

介護業における業務内容の分析とその階層化及び業務分析の現状と課題について調査したが、人材確

保に向けた、3つの対応策が個々に活動しているのではないかと考えられる。

「福祉基盤課福祉人材確保対策室」、「職務分析実施マニュアル」、「職業能力評価基準」における個々の効果を実際の人材確保に活用することを今後の課題としたい。

引用文献

- 1) 公益財団法人 介護労働安定センター、平成29年度 介護労働実態調査、p.1、2018。
- 2) 内閣府、平成30年版高齢社会白書、p.2、2018。
- 3) 株式会社帝国データバンク、特別企画：人手不足に対する企業の動向調査（2019年1月）、p.1、2019.2.21。
- 4) 厚生労働省 老健局、介護現場革新会議 基本方針～介護職員と介護サービス利用者のための「介護現場革新プラン」～、pp.2-4、2019.3.26。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000494186.pdf>（アクセス日 2019.3.31）
- 5) 厚生労働省 福祉基盤課福祉人材確保対策室、社会・援護局関係主管課長会議資料 資料6、p.2-3、p.9、p.11、p.39、2019.3.5。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000484840.pdf>（アクセス日 2019.3.31）
- 6) 公益財団法人 東京都福祉保健財団、TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業、<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/guide.html>（アクセス日 2019.3.31）
- 7) 厚生労働省、職務分析実施マニュアル、2015。
- 8) 厚生労働省、職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準 在宅介護業、https://www.shokugyououryoku.jp/dn_standards_a247.html（アクセス日 2019.3.27）
- 9) 厚生労働省、職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準 施設介護業、https://www.shokugyououryoku.jp/dn_standards_a247.html（アクセス日 2019.3.27）
- 10) 厚生労働省、キャリアマップ、職業能力評価シート導入・活用マニュアル 在宅介護業の人材育成のために、p.5、2012。
- 11) 厚生労働省、在宅介護業における職業能力評価の仕組み作りをめざして～「在宅介護業」における“職業能力評価基準”（改訂版）“職業能力評価基準”（改訂版）のご案内～、https://www.shokugyououryoku.jp/include/leaf/leaf7_7.pdf（アクセス日 2019.4.4）
- 12) 総務省、ICTスキル総合習得教材 [コース1] データ収集1-2：データ収集技術とウェアラブルデバイス、p.17。 http://www.soumu.go.jp/ict_skill/pdf/ict_skill_1_2.pdf（アクセス日 2019.4.4）
- 13) 大村廉、納谷太、野間春生、小暮潔、情報処理学会研究報告 IPSJ SIG Technical Report、Vol.2009-UBI-23 No.8、2009/7/16。 <http://kiban.nict.go.jp/patent-article/article/kango-shien.pdf>（アクセス日 2019.4.4）

受付日：2019年4月11日

カトリック系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色

— 日本カトリック幼児教育連盟の横浜教区（神奈川・山梨・長野・静岡）に着目して —

鈴木 康 弘¹⁾ 吉 田 直 哉²⁾ 安 部 高 太 朗³⁾

¹⁾ 八戸学院大学短期大学部

²⁾ 大阪府立大学

³⁾ 郡山女子大学短期大学部

How Do Catholic Ideals of Early Childhood Education and Care (ECEC) Feature in Nursery Schools and Kindergartens in the Japan Federation Catholic Schools of Yokohama Area (Kanagawa, Yamanashi, Nagano and Shizuoka Prefecture)?

Suzuki Yasuhiro¹⁾ Yoshida Naoya²⁾ Abe Kotaro³⁾

¹⁾ Hachinohe Gakuin Junior College

²⁾ Osaka Prefecture University

³⁾ Koriyama Women's College

抄録：本稿の目的は、カトリック系の幼稚園・保育所の保育・教育理念の特色を明らかにするものである。日本カトリック幼児教育連盟の横浜教区に加盟している56園を対象とし、これらの園が、Web サイト上で公開している保育・教育理念のテキストファイルを、計量テキスト分析の手法（KH コーダー）を用いて、分析した。

分析の結果、プロテスタント系の園と同様に、心や精神などの情操を重視する傾向が見出された一方で、カトリックという宗派性や文化に対する強調が見出された。園の理念のなかで用いられる「マリア」という言葉には、子どもに対するケア・保護のモデルとしてだけでなく、他者への感謝や愛情を表現することができる理想としての子ども像が示されていた。また、そのようなカトリック精神に基づく保護と子どもの能力を適切な方法で伸ばすのにふさわしい教育方法として、モンテッソーリ教育に取り組んでいる園も存在している。

キーワード：キリスト教、カトリック、宗教教育、聖母マリア、モンテッソーリ教育

1. 本研究の目的と対象

本研究の目的は、カトリック系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色を、各園がWeb サイトにおいて、どのように保護者や市民に向けて発信・提示しているのかを、KH コーダー（テキストマイニングソフト）を用いた計量テキスト分析の手法から明らかにすることである。今回、分析の対象としたのは、日本カトリック幼児教育連盟の横浜教

区（神奈川・山梨・長野・静岡）に所属している56園のWeb サイトである¹⁾。

日本カトリック幼児教育連盟は、日本カトリック学校連合会に所属する連盟であり、カトリック幼稚園の充実を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的として活動している団体である。日本カトリック学校連合会は、1956年に設立されたカトリック教育協議会としてはじまり、1974年に現在の名称とし

て組織改編がなされた。研究ジャーナルや新聞として、『カトリック教育』や『月刊カトリック教育新聞』等の媒体を発行している。なお、日本カトリック幼児教育連盟という現在の名称は、2016年以前は、日本カトリック幼稚園連盟という名称で活動していたものが、改名されたものである。日本カトリック学校連合会のWebページの「加盟校紹介 幼児教育連盟」によると、2019年現在、日本カトリック幼児教育連盟には、513園が加盟している。文部科学省の『学校基本調査』（平成30年度）によれば、日本の幼稚園の全体数は、10,474園であることから、そのうち、5%ほどが、カトリック系の幼稚園であることを示しているといえよう²⁾。

日本カトリック幼児教育連盟の加盟園にみられる宗教的な保育・教育理念は、各園が独自に定める保育の方針や特色ある教育活動を構想する基盤として位置づけられている。2017年に告示された保育所保育指針等では、「全体的な計画の作成」を、各保育所の保育の方針や目標を踏まえながら作成されることが求められている。宗教系の園は、教育課程や保育内容を構想するうえで、改めて宗教的な保育・教育理念に立ち戻ることが要請されているといえよう。

このような各園が策定に取り組む「全体的な計画」が、園内部の保育実践の基本枠組みを構成するものであるのに対し、本研究が着目するWebサイトは、園を利用する保護者や地域の市民に向けて発信される園の外部に向けた広報戦略の一環を担うものである。カトリック系の園は、どのような訴求性のあるフレーズを掲げながら、宗教的な教義を保持しようとしているのだろうか。

2. 先行研究の検討

執筆者たちの共同研究では、これまでも仏教系や神道系の保育所・幼稚園等の保育・教育理念（安部・吉田・鈴木 2018、安部・吉田・鈴木 近刊）、そして、キリスト教関連に着目したものとしては、プロテスタント系保育所・幼稚園等の保育・教育理念（鈴木・吉田・安部 2018）の特色に関する分析を、同様のアプローチを用いて取り組んできた。今回の論考では、特にプロテスタント系保育所・幼稚園等の保育・教育理念との比較を念頭に置きながら、カ

トリック系保育所・幼稚園等の保育・教育理念を語る言葉やフレーズの特徴の解明に取り組んだ。

先行研究については、次の三つを踏まえておく必要があるだろう。

第一に、カトリックやプロテスタント、仏教などの宗教系の学校に関する特徴の概要を論じているのが、橘木俊詔（2013）『宗教と学校』（河出書房新社）である。橘木は、日本における宗教系学校が帯びているブランド・イメージの類型を、それぞれの歴史的な発展の経緯に求めるとともに、宗教の布教・ミッションを掲げてきた学校が、なぜ進学やスポーツなどの世俗的な特色を打ち出すようになったかというメカニズムを論じている。しかしながら、橘木が論じているのは、小学校や中学校、高等学校が中心であり、保育所・幼稚園等に関する分析はなされていない³⁾。

第二に、日本の幼児教育のフィールドワークを海外の研究者の視点から行ったスーザン・ハロウェイ（2004）は、『ヨウチエン：日本の幼児教育、その多様性と変化』（北大路書房）のなかで、宗教系の保育所・幼稚園の事例分析に取り組んでいる。ハロウェイは、仏教系・神道系・キリスト教系（長老派・カトリック系）の特徴をそれぞれ論じるなかで、カトリック系の園の特徴を、欧米の教育理論を学ぶことに熱心な園長のイニシアティブのもとで、モンテッソーリ・メソッドを採用していること、そして、読み書きや算数を指導するカリキュラムに取り組んでいることの二点を指摘している。ただし、ハロウェイの指摘は、Webサイトが広く普及する以前の1990年代半ばの調査をもとにしたものであるのみならず、実際の保育実践の事例分析に基づくものであり、実践の背後にある保育理念や保育方針をことさら検討の対象にしているわけではない。ただ、ハロウェイの指摘を踏まえて本研究が担うべき課題は、フィールドワークを通じて読み解くことのできる教育方針や宗教性を含めた園の文化が、Webサイト上では、どのような言葉やフレーズを用いて翻訳・表現されているのかを明らかにするということである。

第三に、プロテスタント系の保育所・幼稚園等の保育・教育理念に関する研究に取り組んだ執筆者らの共同研究は、その特徴として、神や聖書の存在、宗教的な行事や礼拝に言及していること、そして、

身体よりも、心や精神に焦点化した保育目標を掲げていることなどを明らかにした（鈴木・吉田・安部 2018）。宗教的理念を基盤に持つことが、カトリック系の園でも保育理念・方針という形で共通性となって表れるのか、あるいは宗教・宗派の違いが保育理念・方針にまで反映され、差異となって検出されるのかを明らかにすることが本研究の課題であるといえよう。

3. 計量テキスト分析によるテキストの頻出語と共起ネットワーク図

日本カトリック幼児教育連盟の横浜教区（神奈川・山梨・長野・静岡）に所属している56園に焦点をあて、Web サイト上で公開されている理念や方針に関する文言をテキストファイル化し、計量テキスト分析（ソフトとしてKH コーダーを使用）を行った。

次ページの表は、上記の計量テキスト分析の結果、テキストの頻出語（名詞、動詞、形容詞、形容動詞、副詞など）の上位40語を示したものである。

テキスト全体の頻出語の傾向から読み取ることができるのは、次の四点である。

第一の特徴は、いわゆる情操教育との関連から、保育・教育理念が語られていることである。例えば、心・精神に関するフレーズ [心／こころ（出現回数 207回）や精神（48）]、他者との関係性 [感謝（43）や思いやり（35）、友だち（35）、優しい／やさしい（30）、関わり（15）、気持ち（9）、助け合う（7）、愛し合う（8）、寄り添う（6）、思いやる（6）、仲間（5）]、自然や生命への感性 [自然（34）、

命／いのち（29）、生命（4）、動植物（4）、地域（3）、小動物（3）、生物（2）、生き物（2）、動物（1）] などに対する言及の多さは、キリスト教全般に見られる特徴として指摘することができる。これらの心・精神は、友達など周囲の他者や、身近な動植物などの自然に向けられた、いわば環境へと向けられた配慮・愛着ともいべき心的な姿勢である。

第二の特徴としては、キリスト教やカトリック教会における宗教的な理念が、一般的な保育所・幼稚園等で掲げられている理念や活動 [生活（69）や遊び（40）、遊ぶ／あそぶ（29）、学ぶ（29）、活動（26）] と矛盾しないものとして打ち出されていることである。教育基本法（2）や学校教育法（10）、幼稚園教育要領（3）に言及しながら、日本国内の法令やガイドラインに従ったものであること、それらがキリスト教やカトリックの精神と矛盾しないものであることが強調されている⁴⁾。これは、カトリックの教義ないし思想に基づいた保育が、世俗化された近代的教育・保育理念と共通する普遍的なものであることの主張の表れであるといえよう。

第三の特徴として、キリスト教のなかでも、カトリックの宗派であること [カトリック（45）、キリスト（31）、キリスト教（24）] を打ち出していることである。プロテスタント系の園は、個別の宗派名を打ち出すのに対して、カトリック系の園は、カトリックとしての集合的なアイデンティティを有していると捉えることができよう。これに関連して、神やイエス、聖人やその言葉に対する言及 [神（55）、神様／神さま（55）、イエス（28）、マリア（11）、ヨ

表 保育理念・教育方針等に関するテキスト全体の頻出語（40語）

順位	頻出語	語数	順位	頻出語	語数	順位	頻出語	語数	順位	頻出語	語数
1	子ども／子供	224	11	神	55	21	感謝	43	31	基づく	34
2	心	201	11	神様／神さま	55	22	子	41	31	環境	33
3	教育	190	13	人間	54	23	遊び	40	33	モンテッソーリ ／マリア・モンテッソーリ	33
4	自分	122	13	幼児	54	24	成長	39	34	育む	32
5	人	113	15	愛	53	25	基礎	37	35	キリスト	31
6	大切	109	16	精神	48	26	考える	37	36	育つ	31
7	生活	69	16	豊か	48	26	一人ひとり／ ひとりひとり	36	37	社会	29
8	育てる	66	18	カトリック	45	28	生きる	35	37	学ぶ	29
9	幼稚園	63	19	友達／友だち	47	29	思いやり	35	37	思う	29
10	保育	62	20	愛す	45	29	自然	34	40	力など	28

ハネ (7)、マルコ (2)、ドン・ボスコ (2)、パウロ (1)] や、宗教行事や礼拝に関するフレーズ [お祈り／祈り (21)、祈る (19)、教え (17)、教会 (10)、福音 (8)、クリスマス (3)、聖書 (5)、信仰 (1)、ミサ (1)、聖歌 (1)、賛美歌 (1)] などのキリスト教に関連する用語のなかにも、カトリック教会に特徴的な用語が含まれている。

第四の特徴は、モンテッソーリ教育 [モンテッソーリ (26)、マリア・モンテッソーリ (7)、おしごと (4)] に関する人名・教育方法が、数多くの園で提示されているということである⁵⁾。

以下の図は、テキスト全体の頻出語がどのような関係のもとで用いられているのかを示した共起ネットワーク図である。円の大きさは、出現回数の多さを、距離の近さや線の太さなどは、関係性や結びつきの大きさを示している。これらのネットワーク図からは、子どもの教育は、心や精神などの目に見えない心的・内的なものを涵養することだと捉えられ

ており、これは、プロテスタント系の園の理念にも見出された傾向であった (鈴木・吉田・安部 2018)。

以下では、特にプロテスタント系の園と比較した際の、カトリック系幼稚園の保育理念・教育目標における特徴的な語彙として示された「マリア」と「モンテッソーリ」の二つに着目しながら、その具体的な文例に関する考察を加え、保育理念・方針の抽出を試みたい。

4. カトリック系の幼稚園の理念の特徴的な語彙 (1): 「マリア」

本節では、カトリックに特徴的な語彙である「マリア」をキーワードとして、具体的な文例やコンテキストに即しながらその用いられ方について考察する⁶⁾。「マリア」という言葉は、今回の分析では、全体で12回の出現にとどまっているが、園名に「マリア」が掲げられた園が、8園、「聖母」と名がつく園は、13園

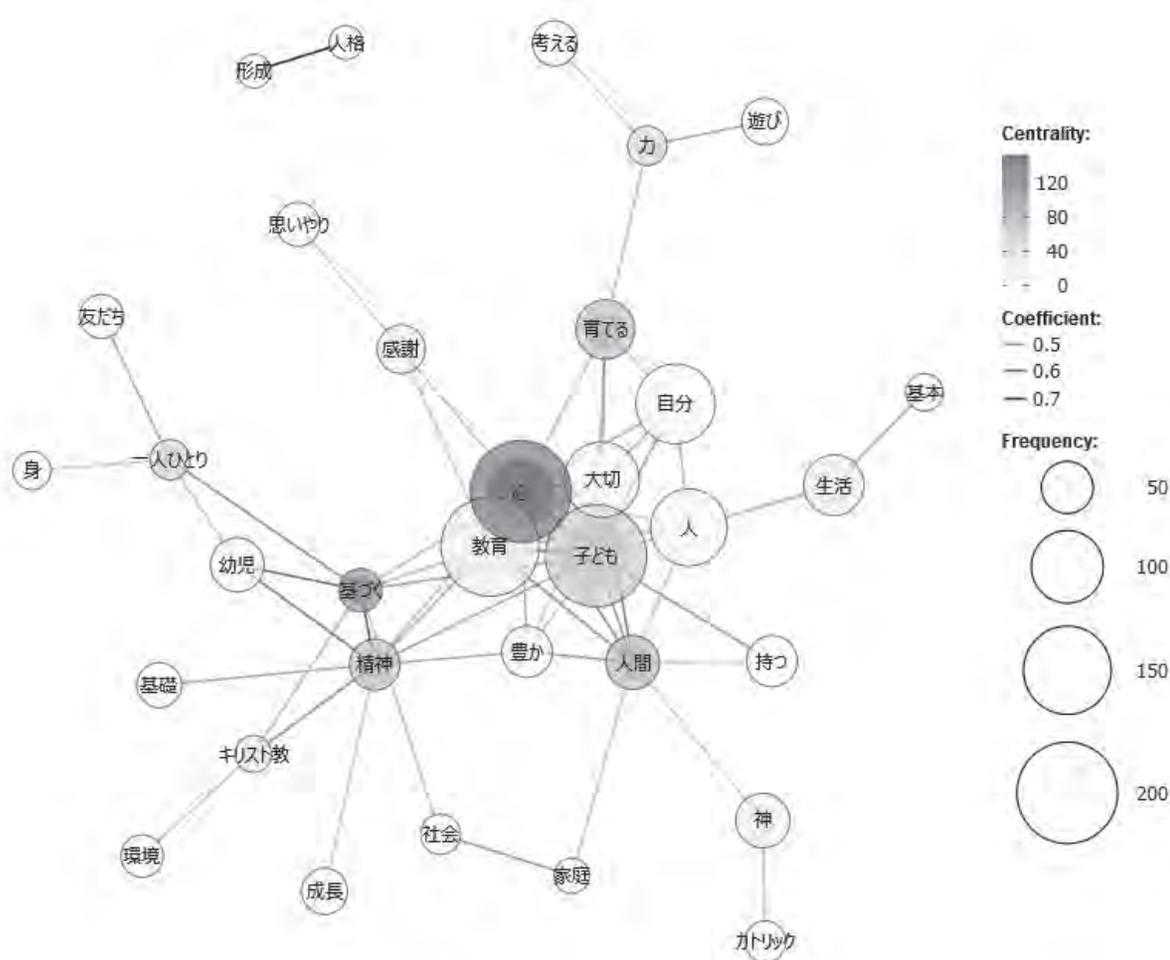


図 テキスト全体で用いられた頻出語を中心とするネットワーク図 [単位: 文章]

存在していたことに注意する必要がある⁷⁾。

カトリック系幼稚園の保育・教育理念における「マリア」という言葉の用いられ方は、主に「子どもたちを守る存在としてのマリア」と「規範・モデルとしてのマリア」の二つに分類することができる。

「子どもたちを守る存在としてのマリア」の用例は、横浜市の鍛冶ヶ谷カトリック幼稚園における「Vision」と「園児のミッション」のなかに示されている。「聖母マリアの保護のもとに安心できる環境の中で、子どもたちは、祈る心、思いやる心、感謝する心、何事にもくじけない強い心を育みながら、のびのびと自己を表現し、創造性豊かな子どもに成長します。」(鍛冶ヶ谷カトリック幼稚園)や「園児のミッション ぼくたち、わたしたちは、イエス様マリア様に守られて、すすんでお祈りをします。」(同)という用例のように、聖母マリアに守られるという感覚は、子どもたちの内面的な成長や信仰心の涵養をもたらす培地のような基本的条件として位置づけられている。言い換えれば、聖母マリアは、母性的な優しさや安心を与える抱擁・受容のシンボル(慈母としてのマリア)であり、成長の基盤となる大切なものと位置づけられているといえよう。子どもを取り巻く庇護的環境に充溢するマリアによる保護は、いわばこれらの園におけるメタ環境なのである。

もう一つの「規範・モデルとしての聖母マリア」の用例は、静岡サレジオ幼稚園と川崎市の聖クララ幼稚園の保育・教育理念のなかに見られる。

静岡サレジオ幼稚園は、三つ掲げている教育方針の一つに、「感謝する心をもった素直で正直な子ども」を掲げているが、その下位項目として、「聖母マリアをモデルとする」(静岡サレジオ幼稚園)という文言が提示されている。つまり、ここでは、マリアは「感謝する心」を持った「素直で正直」な模範的存在として位置づけられている。また、聖クララ幼稚園の教育目標は、「私たちすべての父である神、神の御ひとり子イエス・キリストの生涯と聖母マリアを紹介し、感謝と信頼、特に祈る心を育てる」(聖クララ幼稚園)とされている。ここでも、マリアは何より「感謝」する存在なのであり、マリアのこの側面に子どもたちに注目させることにより、子どもたちの内面に「感謝」の心を育てようとしていると言えよう。この二つの園の用例のなかで示された聖母

マリアとは、誠実・真摯な心を持った模範的存在、いわば子どもの成長のモデルとして位置づけられているのであり、それらの模範的な心的姿勢は、マリアという具体像を持って子どもたちに提示されることにより、子どもたちの内面に摂取されていくと捉えられているのである。

以上で確認してきたような「マリア」に対する言及は、カトリックとプロテスタントの大きな違いでもある。プロテスタント系園においては、「マリア」に対する言及は見られなかった。保育のなかのマリア信仰は、カトリック系の園において、保育におけるケアの理念や人としてあるべき姿を語る象徴であり、いわば規範の人格化・具現化であると言えよう⁸⁾。

5. カトリック系の幼稚園の理念の特徴的な語彙(2):「モンテッソーリ」

計量テキスト分析の結果、カトリック系の園の保育・教育理念のテキストのなかには、「モンテッソーリ」というキーワードは、全56園のうち、約3割の17園に登場しており、モンテッソーリ(26)とマリア・モンテッソーリ(7)を合わせ、33回登場していた。

以下では、「モンテッソーリ」というキーワードは、どのように用いられているのか、具体的な文例とともに確認してみたい。

第一の用例は、「能力を伸ばす教育としてのモンテッソーリ」である。磐田聖マリア幼稚園は、モンテッソーリ教育を、自立と自信を獲得するための保育・教育理念として発信している。

「人格形成の土台となる大切な幼児期に、できる限り良い環境を準備し与えたいと希望している当園では、モンテッソーリ教育の方法を実践することにより、幼児期の「人格形成」という大きな目的と役割を果たそうと考えています。モンテッソーリ教育法では、子供たちがもっとも効果的にしかも簡単に学べる方法、即ち、自分で物事をやってみるという方法により、さまざまなことを習得し、そして自立と自信とを培っていきます。」(磐田聖マリア幼稚園)⁹⁾

このような「モンテッソーリ教育を通じて、子ど

もたちの能力や可能性を引き出す」という語りのパターンは、「具体的に、モンテッソーリ教育を通して、子どもが持っている可能性を引出し、伸ばすこと」（湘南白百合学園幼稚園）や「モンテッソーリ教育の理念に基づき、一人ひとりにまかれた種を開花させるよう、内からの育ちを援助します」（カリタス幼稚園）のような他の園でも確認することができる。それは、新玉幼稚園による「また、マリア・モンテッソーリ（1870～1952）の教育法を一部取り入れ、一人一人の個性を伸ばしながら、社会性、集中力を身につけ、主体性、創造性豊かな子どもを目指します。」（新玉幼稚園）という方針にも見出すことができるだろう。子どもの内面に「能力や可能性」を見だし、それを伸張させること、その成長を促す援助的な関わりがモンテッソーリ教育の本旨であると捉えられている。「子どもの可能性を引き出す」という教育的な言説は、保護者のニーズを満たすものであると同時に、強い訴求力を有していることを示しているように思われる。

第二の用例は、「モンテッソーリとその教育論に関する説明・解説」である。上述のモンテッソーリ教育に関する記述が、現在の教育効果やその意義が中心であったのに対し、モンテッソーリという人物やモンテッソーリの開発した教育方法に関する理念や教材に関する説明もなされている。

特に注目したいのは、モンテッソーリの開発した教具教材を介した子どもたちの活動の意義について解説を加えていることである。藤沢市の湘南白百合学園幼稚園は、「おしごと」という教具・教材の意義を、主体性や人格形成と結びつけて、次のように説明している。

「子どもの発達段階には、敏感期と言う時期（生まれながらに、備え持った能力を発揮する限られた時期）をとらえ敏感期に見合った「おしごと」と呼ぶ、教具教材の活動に出会うことにより現れる集中現象は、子どもの欲求が満たされ、主体的に行動でき、人格形成の基礎とも言われています。」（湘南白百合学園幼稚園）

同様の事例としては、岡谷市の聖母幼稚園とヤコブ幼稚園も、モンテッソーリ教育を、「子どもが生ま

れながら持っている人間の可能性と内なる能力を、十分に伸ばせるように援助するという考え方のもと、子ども達は日々好きな“おしごと”を自分で選び、集中し、完成させる一連の活動を通して心と体を育てて行きます」という同じ文章を用いて説明しており、モンテッソーリの開発した教具・教材を介した子どもたちの活動が、心身の成長をもたらすことが述べられている。「おしごと」を子ども自らを選択するという、そしてその「おしごと」に、内面的統一を保ちつつ「集中」という沈潜・没頭の状態が、子どもの自己発揮、能力開発に大きく資すると考えられていることが読み取れる。

「おしごと」と呼ばれる教具教材を介した子どもの活動、言い換えれば、子どもとモノとの相互作用の必要性は、モンテッソーリの「敏感期」という概念と強く結びついている。岡部聖母幼稚園が、モンテッソーリ教育のあり方を、「子どもの敏感期のエネルギーと知性のエネルギーを上手に統合し、感情豊かな心と自信に満ちた子どもを育てる教育法」（岡部聖母幼稚園）と説明しているように、子どもの敏感期は、可塑性に満ちた発達の重要な時期であるという考え方が、共有されているのである。そして、その「発達」とは、何より人格形成に直結するものとして捉えられているのであり、単に知的能力、手指の運動の巧緻性の向上だけが目指されているのではないことにも留意する必要がある。

第三の用例は、「モンテッソーリ教育と宗教教育のつながり」についての明示である。聖リゴリオ学園が運営する諏訪聖母幼稚園と茅野聖母幼稚園は、「モンテッソーリ教育と宗教教育を特徴とした教育」（諏訪聖母幼稚園・茅野聖母幼稚園）とPRしているように、モンテッソーリ教育と宗教教育の二つの柱を教育内容の特徴をアピールしている。この二つの幼稚園は、「一人ひとりが生まれながらに持っている力を導き出す」（諏訪聖母幼稚園・茅野聖母幼稚園）というキリスト教的な精神に基づく子どもの成長を、モンテッソーリ教育によって達成しようとする考え方を有しているのだ。つまり、そこで共有されている子ども観とは、子ども一人一人が個性を持った存在であるということ、そして、その個々の子どもは、「生まれながらに」能力を備えた存在であるということ、の二点を特徴としている。モンテッ

ソリー教育の理念や方法は、宗教教育と相反するものではなく、個々の子どもの内的能力の開発を援助・促進することを理念とするという点で共通しており、それゆえに、モンテッソーリ教育は、カトリックの精神にふさわしい教育方法として受容されているのである¹⁰⁾。

第四の用例は、「モンテッソーリ教育における家庭性やケア」に関する言及である。子どもの活動を重視するモンテッソーリ教育に基づく教育方法は、幼少期の子どもに対する適切な援助や配慮などのいわゆるケア的な側面からも意義のあるものとされる。例えば、静岡県藤枝市の藤枝聖母幼稚園は、それらのケア的な要素を「安心感」や「喜び」、「家庭的な雰囲気」といった言葉を用いながら、モンテッソーリ教育の考え方と結びついていることを論じている。

「本園に学ぶ幼児は、社会のルールを身につけながら、神様からも友だちからも、先生からも愛されているという深い安心感と喜びを感じながら、家庭的雰囲気の中で、心の豊かな人間になることを目指しています。基本的にはモンテッソーリ教育の考え方を取り入れています。」
(藤枝聖母幼稚園)

ここで述べられている「家庭的雰囲気」とは、子どもの心身の発達のための適切な支援や援助を支える環境のことを含意しており、前章で言及した「子どもたちを守る存在としてのマリア」の用例と類似したものである。モンテッソーリ教育の方法にみられる、子どもの自立を支えるケア（保護）を重要視するという保育理念は、カトリック系幼稚園における聖母マリアの存在をイメージさせるものであり、両者は保護、あるいは愛護という点において共通している。それゆえに、モンテッソーリ教育とマリアのそれぞれが、カトリック系の保育を構成する重要なキーワードとなっているのであろう。

以上のように、必ずしも宗教的要素が濃厚だとは言えないモンテッソーリ教育が、日本においては、カトリックの教義に相応しい幼児教育として受容・普及されていることの一端が示されているといえよう。「モンテッソーリ」という保育方法上のシンボルは、宗教的あるいは非宗教的にも好意的に受け取る

ことができるものであり、現在もなおオーソドックスな幼児教育を支えるブランドとして強い訴求力を有していることがわかる¹¹⁾。つまり、「モンテッソーリ」は、宗教上の教義に基づく保育理念を、世俗的な保育理念として翻案する際のよりどころとなっているのである。

6. 分析結果と今後の課題

本研究で明らかになったことは、次の通りである。カトリック系の園がWebサイト上で発信している保育・教育理念は、キリスト教の他宗派であるプロテスタント系の園の保育・教育理念と同様に、「心」や「精神」に焦点化した保育目標を掲げている。それらの「心」や「精神」は、身近な他者や動植物に対する親愛だけでなく、超越的自然ともいえるべき、目に見えないものに対する畏敬でもあった。ただし、カトリック系の園は、キリスト（31）やキリスト教（24）というフレーズよりも、カトリック（45）という言葉のほうが出現回数は高く、他の宗派との違いを打ち出そうとする傾向がみられた。そして、聖母である「マリア」という言葉が、その出現回数は少ないものの、子どもに対する保育者のケア・保護の範型としてだけでなく、周囲の他者に感謝や愛情を持ちつつ誠実に接することができるという子どもの発達上の理想像をも含意しており、カトリック系の園の保育理念・子ども観に特徴的なキーワードであることが確認された。「マリア」が示すような保護的・愛護的な心的姿勢、感謝を保ち続ける謙虚さなどは、子どもに示すべき規範のモデルとして位置づけられている。

加えて、カトリック系の園の約3割が、モンテッソーリ教育に言及しているというのも特徴であった。モンテッソーリ教育への言及のバリエーションには、子どもの能力を適切な方法で伸ばすという世俗的なものと、カトリック的な精神、具体的には、聖母マリアによる保護を示唆するような宗教的なものが存在している。モンテッソーリというワードは、カトリック系の園にとって、世俗性と宗教性のどちらの領域に対しても訴求力・発信力のある教育方法のシンボルであることが改めて読み取ることができる¹²⁾。

注

- 1) この地域区分は、カトリック中央協議会のカトリック横浜教区（神奈川県、静岡県、長野県、山梨県）に対応しているものと考えられる。なお、横浜地区の加盟園は、保育所・園、NPO 団体は存在せず、設置形態が幼稚園もしくは認定こども園であった。
- 2) <http://www.catholicschools.jp/member/kindergarten.php> 2019年2月27日閲覧。
 なお、これらカトリックの連合会および教育連盟に関連する団体として重要なのが、日本のカトリック教会および修道院を管轄している宗教法人組織のカトリック中央協議会である。このカトリック中央協議会の組織には、日本カトリック学校教育委員会が設置されており、カトリック中央協議会・日本カトリック学校教育委員会編（2009）『今、カトリック学校教育に求められていること』（カトリック中央協議会）およびカトリック中央協議会・日本カトリック学校教育委員会編（2011）『キリスト教理解のために：カトリック教育にかかわるすべての人に』（カトリック中央協議会）が発行されている。前者は、「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」を含めた園の経営・管理のための文書をまとめたもので、後者は、「カトリック学校に勤務する教職員が学ぶためのテキスト」として編纂されたものである。
- 3) 楠木と同様に、佐藤八寿子（2006）『ミッションスクール：あこがれの園』（中公新書）は、キリスト教系の学校、いわばミッションスクールが、歴史的に、欧米文化や都市文化を体現する発信基地として、富裕層のイメージで語られてきたことを論じながら、その優位性が失われた現在もなお、国際化や外国語への志向性という形でかつての立身出世主義が残り続けていること、そして、文学やサブカルチャーのなかで、特異な少女像が消費されつづけていることを指摘している。ただし、幼稚園や保育所等についての分析・言及はなされていない。
- 4) 具体的な用例としては、「見えない神を畏敬する信仰心によって幼稚園教育要領をつつみ、園児がしっかりした人格の基礎を身につけるように努めている。」（聖クララ幼稚園）や「『幼稚園教育要領』に準拠し、健康・人間関係・環境・言葉・感性と表現の5つの領域を相互に関連付けキリスト教の理念をベースに、総合的に指導します。」（新玉幼稚園）などを挙げるができる。
- 5) 鈴木・吉田・安部（2018）によるプロテスタント系の園の保育・教育理念の分析では、「モンテッソーリ」というキーワードは出現していない。
- 6) カトリック教会やカトリック系の幼稚園にとって、聖母マリアは、信仰におけるシンボリックな存在と位置づけられている。1962～1965年にかけて、カトリック教会の現代化を目的として開催された第二バチカン公会議は、宗教的な公文書である第2バチカン公会議文書公式改訂特別委員会編（2013）『第二バチカン公会議公文書：改訂公式訳』（カトリック中央協議会）を刊行しており、そのなかの「教会憲章」においても、「キリスト教の神秘のなかの神の母、聖なる処女マリアについて」という節が設けられており、カトリック教会としての聖母マリアの公式な見解が示されている。
- 7) その他では、神奈川県大和市のスマレ幼稚園のように、「マリア祭」（スマレ幼稚園）という用例が確認された。
- 8) なお、カトリック教会で聖人とされている「ヨハネ」は、福音書の名として7回登場している。運営母体の系列園が同じ理念を掲げているため、どれもヨハネの福音書13章34節の「互いに愛し合うこと」（諏訪聖母幼稚園・茅野聖母幼稚園）、そして、「わたしがあなたがたを愛したようにあなたがたも互いに愛し合いなさい」（ヨハネの福音書13章34節）（カトリック幼稚園・小諸市の暁の星幼稚園・聖マリア幼稚園・吉田マリア幼稚園・聖ヨゼフ幼稚園）というフレーズからの引用であった。「互いに愛し合うこと」の大切さを市民や保護者に伝えるうえで、上述のヨハネの福音書13章34節のフレーズは、カトリック教会のなかで広く知られている代表的な聖句として位置づけられていることがわかる。
- 9) 類似の用例として、諏訪聖母幼稚園のものが存在している。「聖リゴリオ学園では、教育の一環としてモンテッソーリ教育を取り入れています。善良な人格形成と、良い生活習慣の基礎作りができるように、また、自主性・協調性・思いやりのある、強くたくましい心身を持った子供に成長できるよう、モンテッソーリ教育と宗教教育を特徴とした教育を行なっています。」（諏訪聖母幼稚園）
- 10) ただし、モンテッソーリ研究者である前之園（2002）が指摘するように、モンテッソーリの理論的な視座は、カトリックからの批判とともに構築されたものである。
- 11) このような観点からのモンテッソーリ教育への着目は、2016年のプロの将棋の最年少勝利記録や翌年の2017年の最多連勝記録更新によって、藤井聡太四段（2019年2月現在、七段）のブームをきっかけに改めて注目を集めたことでも知られる。近年、海外の著名人やIT起業家たちが、モンテッソーリ教育を受けていたとするメディア報道も相まって、その後、モンテッソーリ教育に関連するさまざまな書籍が出版されている（森 2018）。神奈川県葉山町のあけの星幼稚園でも、近年のモンテッソーリ教育のブームに言及しながら、「米マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ、フェイスブック創業者のマーク・ザッカーバーグなどの世界的な著名人も幼児教育として「モンテッソーリ教育」を学んだことで知られています。さらに、前人未達の最多連勝記録を達成した藤井聡太四段も、子どもの感性や自発性を尊重する「モンテッソーリ教育」を取り入れていた幼児教育を学び、並外れた集中力を育んだと言われています。」（あけの星幼稚園）と、その教育効果に関する説明がなされている。
- 12) 最後に、今回は検討を深めることができなかつた課題を提示しておきたい。カトリック系の幼稚園とモンテッソーリ教育の関係を考えるうえで重要なのは、養成システムとの結びつきである。1967年に上智大学の研究者グループを中心として日本モンテッソーリ協会が結成されて以来、上智大学や学研の通信教育などを拠点に、モンテッソーリ教員養成コースが開講されてきた。今回の分析では、このような養成校におけるネットワークという存在が、保育者人材の供給を通じて、各地域の園の保育・教育理念の選定

とどのように結びついているのかというメカニズムまでは解明することはできなかったが、今後、研究すべき重要な課題であるように思われる。

参考文献

- 安部高太朗・吉田直哉・鈴木康弘 (2018) 「仏教系保育所・幼稚園における保育・教育理念の特色：東京都内の日本仏教保育協会加盟園のウェブサイト分析から」『敬心・研究ジャーナル』第2巻2号、11-21頁。
- 安部高太朗・吉田直哉・鈴木康弘 (近刊予定) 「神道系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色：全国神社保育団体連合会の九州ブロックにおける加盟園を事例として」『敬心・研究ジャーナル』第3巻1号。
- カトリック中央協議会・日本カトリック学校教育委員会編 (2009) 『今、カトリック学校教育に求められていること』カトリック中央協議会。
- カトリック中央協議会・日本カトリック学校教育委員会編 (2011) 『キリスト教理解のために：カトリック教育にかかわるすべての人に』カトリック中央協議会。
- 佐藤八寿子 (2006) 『ミッション・スクール：あこがれの園』中公新書。

鈴木康弘・吉田直哉・安部高太朗 (2018) 「プロテスタント系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色：神奈川県を事例として」『敬心・研究ジャーナル』第2巻2号、23-33頁。

第二バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会編 (2013) 『第二バチカン公会議公文書：改訂公式訳』カトリック中央協議会。

橋本俊詔 (2013) 『宗教と学校』河出ブックス。

日本モンテッソーリ協会 (学会) 編 (2017) 『日本モンテッソーリ協会 (学会) 50年のあゆみ：昨日、今日そして明日へ』日本モンテッソーリ協会 (学会)。

ハロウェイ (2004) 『ヨウチエン：日本の幼児教育、その多様性と変化』(高橋登・南雅彦・砂上史子訳) 北大路書房。

前之園幸一郎 (2002) 「モンテッソーリ教育における宗教性とカトリックからの批判をめぐって」『青山学院女子短期大学紀要』(第56号)、45-64頁。

森健 (2018) 「モンテッソーリ教育の実力を探る」『文芸春秋』(第96巻3号、2018年3月)、290-299頁。

受付日：2019年4月15日

刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題と あるべき姿についての研究

— 序論 —

島 谷 綾 郁

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

Desirable Administrative Aspects of Social Work Activities for Prisoners

— Introduction —

Ayaka Shimaya

Keishin-Gakuen Educational Group The Research,
Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

Abstract : The purpose of this research is to consider future administrative issues for social workers in prisons, etc., and the social workers' ideal situation, by broadly considering issues such as the placement of social workers in prisons, etc., based on administrative reform and the legal revision of the former Prison Law to the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees.

As a result of our research, we consider that the following relate to the ideal situation of social workers in prisons, etc.: (1) providing work arrangements and work guidelines, (2) maintaining a system of supervision, (3) gaining knowledge and technical skills as social workers, (4) developing and putting into practice lifestyle models, and (5) gaining an understanding of victims.

Key Words : prisons, Prison Reform Conference, social worker, lifestyle models, understanding of victims

抄録 : 本研究では、「監獄法」から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の法改正、行刑改革に基づく刑務所におけるソーシャルワーカーの配置等について概観することにより、今後、刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とソーシャルワーカーのあるべき姿について考察することを目的とする。

その結果、刑務所等におけるソーシャルワーカーには、①業務整理及び業務指針を設けること、②スーパーバイズの体制づくりを整備し、③ソーシャルワーカーとしての知識・技術、④生活モデルの実践展開、⑤被害者理解を会得すること、が刑務所等におけるソーシャルワーカーのあるべき姿につながるのではないかと考える。

キーワード : 刑務所、行刑改革会議、ソーシャルワーカー、生活モデル、被害者理解

1. 刑務所におけるソーシャルワーカーの配置 の経緯

(1) 1908-2006年

わが国における刑務所は、受刑者を収容し、その受刑者に対して必要な処遇や教育を行い、再犯を防止し、更生させるための重要な役割を担っている。

1908（明治41）年に、わが国の行刑行政の根拠法として「監獄法」が制定・施行された。しかし施行以来、この法律は約100年近く実質的な改正が行われず、内容的にも受刑者の処遇内容の規定や権利義務について十分に明記されていなかった。これらのことから監獄法の改正法案が、1982（昭和57）年4

月、1987（昭和62）年4月、1991（平成3）年4月の3度にわたり国会に提出されたが、衆議院の解散によりすべて廃案となり、その後、再提出がなされていなかった（梶木 2007）。しかし、2001（平成13）年、2002（平成14）年に起きた名古屋刑務所における受刑者死傷事件^{注1）}を契機として行刑施設のあり方や透明性が問題視され、刑務所に対する国民の関心も高まったのではないだろうか。このことにより国は、「行刑運営に関する調査検討委員会」を法務省に設置し、その検討結果を「行刑運営の実情に関する中間報告」として公表している（行刑改革会議提言 2003）。さらに、当時の法務大臣が、国民の理解と支持のもと、国民の視点で検討する必要があると考え、民間の有識者からなる行刑改革会議を立ち上げることとなった。この会議では、「行刑改革会議提言」として、2003（平成15）年12月22日に「国民に理解され、支えられる刑務所」と題する提言を公表した。この提言の基本的な方向は、「受刑者のための諸改革」、「刑務官のための諸改革」、「市民参加のための諸改革」である（刑務所改革のゆくえ 2005：2）。

その提言の中で「第4 行刑改革の具体的提言」にある「6 行刑施設における人的物的体制の整備」の「(2) 人的体制の正義、充実」では、精神状態に問題があり、処遇を行うことが困難となる受刑者が急増していることから、刑務官の負担を軽減し、障害を抱えるだけでなく、処遇を行うことが困難とされる受刑者を適切にケアし、早期に社会復帰を行うために、医療スタッフや心理技官、ソーシャルワーカーなどの確保を行う必要性があるとしている（行刑改革会議提言 2003）。また、受刑者に対する社会復帰のための適切な支援を刑務所が担っていくためには、刑事施設に常勤の心理技官、ソーシャルワーカー等の資格を有する専門職を配置することを義務化し、受刑者に対してカウンセリング等を受ける権利を明示することも重要となる、としている（行刑改革会議提言 2003）。

2004（平成16）年4月からは、市原刑務所、長野刑務所、奈良少年刑務所で、「被害者感情理解プログラム」、「社会復帰支援プログラム」等が、刑務作業時間を短縮などとして試験的に行われていた。しかしこれらはあくまでも試験的なものであり、適切に受

刑者等に対して教育プログラムを行っていくためには、心理技官やソーシャルワーカーなどを重点的に各刑務所等に配置していくことが必要不可欠であるとしている（刑務所改革のゆくえ 2005）。

この提言を受けて国は、2005（平成17）年から全国4か所の医療刑務所に精神保健福祉士を配置した。

このような動きの中、約一世紀余りの歳月を経て「監獄法」の全面改正が行われ、2006（平成18）年5月24日に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が公布された。その後、一部改正と題名変更が行われ、翌年（2007年）6月1日から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下、「新法」と記す）が施行された。

新法の目的は、刑事施設の適正な管理・運営を図り、受刑者の人権尊重と状況に応じた適切な処遇を充実させ行うことであるとしている（太田 2006）。この目的を踏まえたうえで、新法では、「受刑者の権利義務・職員の職務権限の明確化」、「受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実」、「受刑者の生活水準の保障」、「外部交通の保障・拡充」、「不服申立制度の整備」、「行刑運営の透明性の確保」といった事項について定められている（山下 2005：29）。また、法律の文面自体もカタカナ表記のものから平仮名、漢字表記へと変化し、従来よりも読みやすくなっている。

（2）2006－2018年

2008（平成20）年頃には、いわゆる一般受刑者だけでなく、60歳以上の高齢受刑者や障害を有する受刑者、外国人受刑者の増加が目立ち、過剰収容状態を招いていた。法務省の統計によると、全国の刑事施設の収容状況（2006年12月31日現在）は、収容定員が7万9,375人であるのに対し、収容人員は、8万1,255人というように収容率が100%をはるかに超えていた。このように収容人員が収容定員を超えている施設は、全75施設中53施設（2006年12月31日現在）にのぼった。その他にも、60歳以上の新高齢受刑者の人員推移を見ても、1996（平成8）年には約1,500人であったのに対して、2007（平成19）年には3,717人というように2倍以上にも上昇してきている（犯罪白書 2007）。この状況下において、刑

事施設における職員一人当たりの被収容者負担率は1997（平成9）年度に2.93人であったのに対し、2006（平成18）年度には4.48人にまで上昇している（犯罪白書 2007）。このような過剰収容の現状は、刑事施設の適正な管理・運営を抑制し、職員の超過負担、受刑者のストレス増幅などの助長へと繋がっていた。そのことにより、被収容者に適切な生活環境が与えられない、十分な処遇体制を整えることができないという弊害を生み出し、結果として再犯に繋がり、さらなる過剰収容状態を引き起こしていると考えられる（小貫 2006）。

このような状況に対する打開策として国は、新しい刑務所の整備に当たり、「官民共同の運営」、「地域との共生」、「国民に理解され、支えられる刑務所」を特色とし、民間のノウハウを最大限活用して効率的業務を行うために、2007（平成19）年4月からわが国初のPFI（Private Finance Initiative）手法を活用した新たな刑務所として、社会復帰促進センターの設置を開始した（吉野 2007：4）。社会復帰促進センターは、現在、山口県（2007年4月開庁）、栃木県（2007年10月開庁）、兵庫県（2007年11月開庁）、島根県（2008年10月開庁）の全国4か所で運営されている。また、これら4か所は、フランスやドイツ等の大陸法系の諸国にならい、保安業務などは従来どおり国の職員が担い、教育や職業訓練等は民間のソーシャルワーカー、臨床心理士などに委託する「混合運営施設型」として整備されている（吉野 2007：2）。また、これらのセンターでは、受刑者に対する改善指導を目的として、認知行動療法や怒りの感情統制といった、価値観の変容を目指すための行動的成果プログラムなどが行われている（室井 2008；森田 2008）。

このような施設の建設や処遇プログラムを行うことで、過剰収容から生じる刑事施設職員の超過負担を軽減させ、刑事施設の人的整備と充実は喫緊の課題であるとされていた。

前述のとおり、医療刑務所に精神保健福祉士の配置が刑務所職員からも好評であったことから、2007（平成19）年度からは、全国6か所の一般刑務所にもソーシャルワーカーが配置され、順次、PFI刑務所にも社会福祉士、精神保健福祉士が常勤として配置されている。その後、2014（平成26）年度から、

福祉専門官の配置が進められ、2018（平成30）年度には、48庁の刑事施設に配置されている（犯罪白書 2018）。さらに2016（平成28）年度には、東京矯正管区・大阪矯正管区に社会福祉士もしくは精神保健福祉士等を有する常勤職員が配置され、刑事施設等に勤務するソーシャルワーカー等への助言・指導や関係機関等との調整等に当たっている。

このように、刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置は進んできたが、その具体的な業務内容や役割などが明確になっておらず、矯正の現場に勤めている現場の刑務官も、刑務所等に勤めているソーシャルワーカーが専門職として矯正の現場でどのような業務を担っているのかという理解が乏しい職員が未だ多いのではないかと推測される。

法務省からは、刑務所ソーシャルワーカーの業務（案）として「被収容者に対する福祉上の講話、相談、助言及び指導の実施、出所後の医療機関や福祉施設などの受け入れへ向けた連絡調整業務など」と聞いており、加納（2006）は、「被収容者に対する保護相談」と「保護業務を担当する刑務官の調整技術養成」の2点を、刑務所等における精神保健福祉士の役割として提案している。しかし、ソーシャルワーカーの具体的な業務内容については各刑務所にゆだねられており、どこの刑務所でどのような業務を行っているのか明確に整理されている資料は見当たらない。これではソーシャルワーカーとしての業務内容が不明瞭であるだけでなく、専門職としての位置づけも整えられていないままであると言わざるを得ない。

これらの動向をふまえて、筆者は、一般刑務所、医療刑務所および社会復帰促進センター（以下、「刑務所等」と記す）に配置されているソーシャルワーカーの業務について強い関心を持っている。

そこで本研究では、監獄法から新法、行刑改革に基づく刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置等について概観することにより、今後の刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とソーシャルワーカーのあるべき姿について考察することを目的とする。

なお、筆者は、刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関して、刑務所等におけるソーシャルワーカーへインタビュー調査を実施し、分析結果をまと

めている（島谷 2009）。そのため、「3. 刑務所等内に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状」を中心に記述する事項は、概ね島谷（2009）から引用・参照していることをお断りしておく。

2. 用語の定義

(1) 刑務所等

本研究において「刑務所等」とは、一般刑務所、医療刑務所、社会復帰促進センターの総称とする。

(2) 受刑者

本研究において「受刑者」とは、刑務所に収容されている者を指す。

(3) 高齢・障害等受刑者

本研究において「高齢・障害等受刑者」とは、高齢受刑者、障害を有する受刑者、出所後の保護環境が劣悪な受刑者を指す。

(4) PFI刑務所

「PFI刑務所」とは、PFI手法によって整備・運営が行われている刑務所のことを指す。なお、PFI手法とは、『より良質な公共サービスをより少ない対価で国民に』を主眼として提唱された民間の資金等を活用する公共事業の新しい政策手法」（只木 2007：10）を指す。

3. 刑務所等内に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状

刑務所等に勤務しているソーシャルワーカーは、2005（平成17）年から多くが非常勤職員として、高齢・障害等を有する受刑者等の出所後の生活の場の調整などを行ってきた。しかし、2014（平成26）年度より常勤職員として福祉専門官が配置された。刑務所等におけるソーシャルワーカーとして、常勤という立場で配置がされたことは、司法の領域に福祉が必要であるといった一つの証明ではないだろうか。司法の領域で福祉専門職が確立してきていることは、非常勤という立場から激務をこなし、地位を確立しようとしてきたソーシャルワーカーの方々の努力の結果であるといえよう。

出所後、福祉的支援が必要となる受刑者等の生活の場の連絡調整業務を担ってきた刑務所等におけるソーシャルワーカーの先行研究として、島谷（2009）は、刑務所等におけるソーシャルワーカー

を対象とした調査研究を実施している。その結果の1つとして、図1のように、刑務所等による業務内容を〔刑務所内の事務的業務〕、〔受刑者面接〕、〔出所時調整〕、〔教育プログラムに関するソーシャルワーカーの動き〕、〔受刑者・他職種等へのアドバイス〕の5つに整理している。その一方で、調査研究の結果、刑務所等における課題の1つとして、〔刑務所ソーシャルワーカーの業務内容の不統一〕という問題点だけではなく、〔受刑者等に対する福祉的な制度等の説明から環境調整を行う必要性〕をあげている。

法務省によれば、ソーシャルワーカーの業務内容として、「要保護者の受刑者の資質・環境に関する調査、記録の作成、要保護者に対する福祉上の講話、個別的な相談・助言、釈放後の受け入れ先となる機関の開拓、実際の受け入れに向けた連絡調整など」や、刑務所職員に対するコンサルテーションの役割が期待されている（福祉新聞 2008）。PFI刑務所におけるソーシャルワーカーの働きとしては、「収容開始時の面接・指導、改善更生プログラムの企画・運営・実施など教育関係の業務など」が期待されている（福祉新聞 2008）。このように、刑務所等に勤務するソーシャルワーカーの業務内容について法務省から具体的に提示されているのにもかかわらず、調査結果と比較してみると、異なる点が多々見受けられる。

まず、〔受刑者面接〕についてみてみると、環境調整報告書告知のための面接、資料を会議に上げるための受刑者を対象とするインテーク面接と情報収集、受刑者の出所へ向けた書類作りのための面接、願箋^{注2)}による面接など、事務的手続きのための面接がほとんどである。言い換えれば、受刑者に対する個別的な相談に親身になって応じ、助言するといったケースはほとんどないのが実情である。

次に、〔受刑者・他職種等へのアドバイス〕についてみてみると、受刑者等に関しては、要望や機会があった時、面接時に必要と判断した場合のみに、福祉的なアドバイスを行っている。しかし、刑務官に対しての福祉的な講話は行っていない施設がほとんどであり、必要に迫られた時にソーシャルワーカーが聞かれたら答える程度であることから、刑務所職員に対するコンサルテーションの役割は非常に乏し

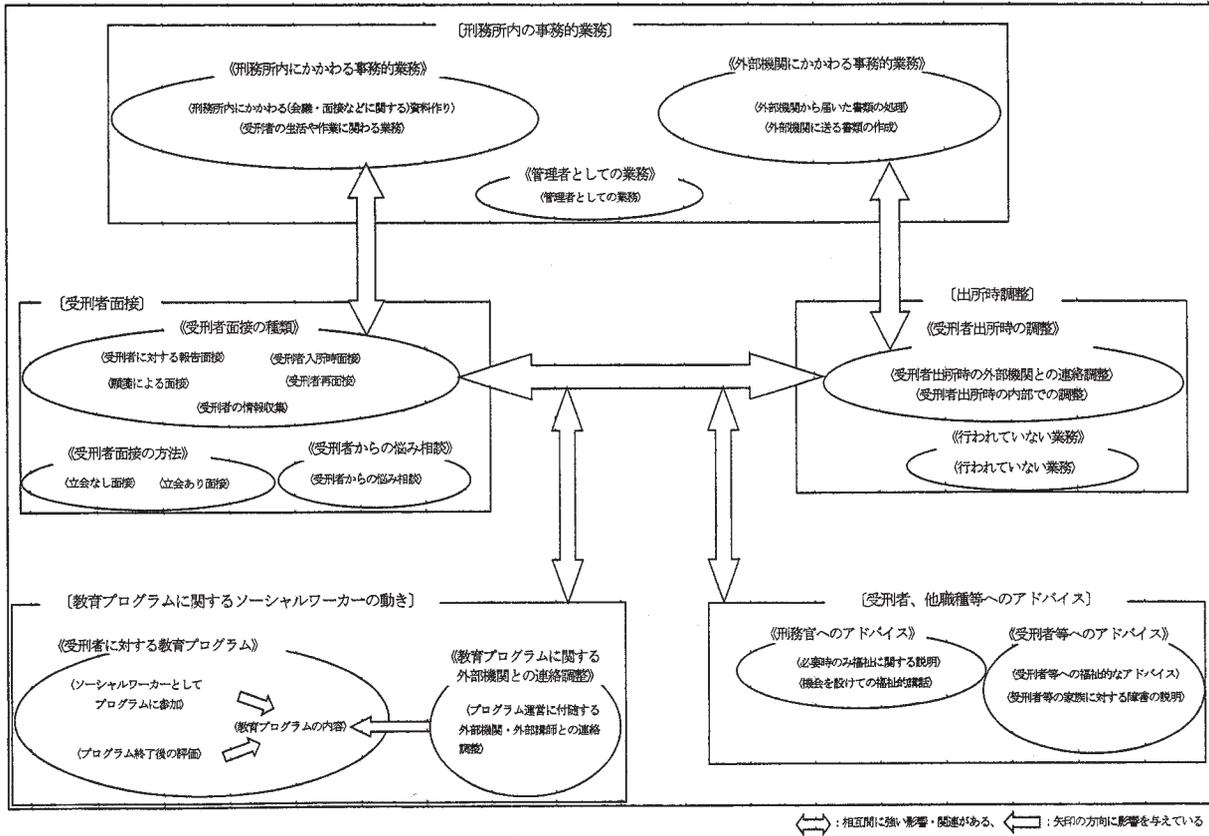


図1 刑務所等に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状

作図 島谷綾郁, 2009

い。また、現時点において刑務所職員に対するコンサルテーションの役割を、積極的に行われているのは今回の調査対象施設の中では1施設だけであり、他の刑務所等ではほとんど機能していない。

〔出所時調整〕に関しても、26条通報^{注3)}や引受人の調整等、外部機関に対する書類のやりとりのような事務的業務が中心である。受け入れ先の期間の開拓は行われておらず、むしろ受刑者の引受人探しに四苦八苦しているのが現状である。

このように実際は、受刑者に対する個別的な面接、相談、助言などといった役割よりも、書類の作成や記録といった刑務所内の事務的業務に重きが置かれているのが現状である。

法務省側が提示している刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容と実際の現場での業務内容を比較した場合、概ね合致している。しかし、ソーシャルワーカーの業務内容に関してはそれぞれの刑務所等の裁量に委ねられていることもあり、実際には事務的業務に通ずるものがほとんどである。また、司法の領域に携わっている矯正職員でさえも、刑務

所等におけるソーシャルワーカーの業務内容を把握していないという事実がある。このことから、国が提示しているソーシャルワーカーの業務内容と現場で行われている業務では、その内容が一致しているとは言えず、両者の間にソーシャルワーカーの業務内容に関する認識の不一致が生じている。

鷲野(2018)によれば、「法務省が想定している刑事施設におけるソーシャルワーカーの業務については、(1)特別調整に関する業務、(2)出所後直ちに、医療措置や福祉による支援が必要な受刑者(要保護者)の出所時保護に関する業務、(3)その他、釈放前の指導における福祉についての講話など、福祉上の専門性を要するとして、刑事施設の長が指示する業務があげられている。」と述べている(鷲野2018)。また、福祉専門官は、高齢・障害等により自立困難な被収容者への福祉的支援に関する業務に携わるとしている(法務省矯正局 日本の刑事施設)。

鷲野(2018)は、刑事施設等に勤務している福祉職を対象としてアンケート調査を実施し、その結果

として、「特別調整に関する業務」が54.0%、「特別調整に関する業務以外の業務」の割合が46.0%であることを明らかにしている。「特別調整に関する業務以外の業務」としては、刑事施設内での指導・プログラムの実施や各種協議会への参加、研修会での講義などをあげている。また、福祉職の業務に関するガイドラインが必要であるとの回答が85.5%を占め、自由記述においても同様の要望があったとしている。このような回答の背景として、福祉職が行っている業務が多岐に渡っていること、施設ごとの特徴などといった差異の中での他施設の取り組みを参考にしたいという要望があるのではないかと指摘している。

このようなことから、刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてから、約10年が経過しているが、配置され始めた当初の研究と、配置が進んだ現在の業務内容を比較してみても、刑務所等におけるソーシャルワーカーに関する業務内容について、整理されているものはなく、業務指針も存在していない。

4. 高齢・障害等受刑者への教育的支援

犯罪白書（2007）によれば、新入所受刑者に占める高齢者の比率は増加傾向にあり、全受刑者7万496人（平成18年12月31日現在）のうち、60歳以上の者は8,671人であり、全受刑者の12.3%を占めている。この数値は、近年増加傾向にある。高齢受刑者の場合は、初犯の人ほど「プライドが傷つけられた」などの突発的な理由で犯罪に至る傾向があり、再犯者である人ほど生活・経済基盤の破綻によって犯罪に至る傾向が見られる（犯罪白書 2008）。その中で「福祉等に関する制度的な知識がないために罪を犯した」という高齢受刑者は、他の理由に比べ、初犯、再犯者ともに少ない数値を示している。にもかかわらず、生活基盤等の破綻が罪を犯す要因となっているということは、福祉制度等の利用方法や、そのための相談先といった知識が不足しているのではないだろうか。この状況を少しでも予防するためにも、福祉的な制度・施策の説明だけでなく、出所後の生活の維持に活かすことができるような支援が必要不可欠なものとなってくる。

刑務所等におけるソーシャルワーカーが現在行っている業務は、高齢・障害等受刑者には必要なこと

であり、なくてはならないものである。ある刑務所の高齢受刑者に対する聞き取り調査によれば、「刑務所の中で一生終えてもいいと思っているのか」と聞いたところ、97.5%の高齢受刑者が「思っていない」と答えている（門田 2008：22）。このことから、高齢受刑者は、決して刑務所を生活の場とし、一生を終えたいと思っているのではなく、一般社会へ出て生活を営むことを望んでいることがわかる。だからこそ、出所後の生活に直接結びつく支援を行っていく必要があると考えられる。

2016（平成28）年度において、全国展開を見据えながら、「社会復帰支援指導プログラム」の開発を進めている状態であった（田畑 2016）。このプログラムは、犯罪白書（2018）によれば、2014（平成26）年度から一部の刑務所での試行的実施を経て、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導の標準プログラム」として、①高齢又は障害を有する受刑者のうち、福祉的支援を必要とする者、②①に該当する者を受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、2017（平成29）年度から全国的に展開されている（犯罪白書 2018）。その内容は、基本的健康管理能力の習得や金銭管理や対人関係スキルなどといった生活能力の習得、福祉制度等の基礎的な知識の習得等である（小島 2018）。

1980年代に「生活モデル」がソーシャルワークの実践モデルの1つとして急速な広がりを見せた。このモデルは、問題が生じているのは、人と環境とを分けて考えるのではなく、人と環境がお互いに作用し合うものとして捉え、支援者もクライアントとともに対処する方法を考え、計画し、実施することである（福山 2017）。

罪を犯した高齢又は障害を有する受刑者は、地域社会での生活を維持・継続する能力が低い。出所後、一般社会で生活を送る高齢又は障害を有する受刑者の生活の質（QOL）を向上させるためにも、刑務所におけるソーシャルワーカーは、「生活モデル」の視点から、刑務所内にとどまることなく、外部講師や福祉機関等との関係や協力を強化し、人と環境の交互作用に目を向けながら支援につなげていくことが必要不可欠となるのではないかと考える。

5. 専門職のあり方

(1) 刑務所内外における連携体制

刑務所内でソーシャルワーク業務を遂行していくためには、刑務官をはじめ様々な職種と連携しなくてはならない。また、受刑者の出所へ向けた環境調整も視野に入れば、刑務所内に留まることなく、外部講師や外部機関と連携を行うことも必要不可欠となる。

行刑改革会議の提言には、「処遇体制の改善」の一環として「専門的知識・技能等を有する職員や民間人の活用を積極的に図るべきである」と記されている（行刑改革会議提言 2003）。この提言を受けて、心理学の専門的知識を持った法務教官を刑務所に派遣し、篤志面接委員や教誨師といった従来への活動に加えて、犯罪被害者やその家族といった民間の方をゲストスピーカーとして招き、受刑者に対する指導が行われている。このような矯正処遇の実施について大口（2008：60）は、「今後においても、協力者の受入れや指導実施回数の拡大を図っていくことが必要になると思われます。」と述べている。刑務官といった刑務所内の専門職者のみが受刑者処遇を行うのではなく、ソーシャルワーカーや心理士などといった専門職や篤志面接委員といった専門的知識、技術等を有する民間の方々との協力を受けながら支援体制をつくっていくことは、特に高齢又は障害を抱える受刑者にとって、出所後の支援体制を刑務所内にいる時から築き上げることは、今後の連携体制の充実へとつながっていくことから、大変重要なことであると考えられる。

高齢受刑者等への現在の対応については、前述したところではあるが、例えば、具体的な他施設・他機関との連携として、高松刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導があげられる。高松刑務所では、刑務官や刑務所等におけるソーシャルワーカーのみならず、行政職員、理学療法士、作業療法士、地域のソーシャルワーカー、老人クラブ職員などといった地域を巻き込んだ取り組みが行われている（松田、坂口 2013）。このように、民間のボランティアや専門職者が矯正の現場に多く携わり、そこで適切な連携が行われることは、受刑者や出所者に対する良い矯正処遇、支援の提供となり得るだろう。

(2) 刑務所等におけるソーシャルワーカーの専門性

現場でソーシャルワーカーとして業務を遂行していく上で、業務体制やスーパービジョン体制、ソーシャルワーカーとしての知識・技術・態度が深くかかわってくる。

スーパービジョンとは、スーパーバイザーという「組織の理念や方針に沿った業務の遂行を促進するために、スタッフの力を活用し育てる責任を引き受ける人」と、スーパーバイジーという「職場内業務の遂行上、上司・ベテランの助言や指導、サポートを得たいと考える人」で構成され、「管理、支持、教育という三機能を提供することにより、実践家の社会化の過程を含む、専門職育成の過程である」（福山 2005：189-190、197）。

刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置が始まってから、まだ約10年しか経過しておらず、歴史は浅い。

福祉支援を必要とする受刑者の支援については、地方公共団体、福祉施設など多くの施設・機関との連絡調整が必要となってくる。そのためには、継続的な支援ができるようにソーシャルワーカーの常勤配置が必要不可欠となってくるのではないだろうか。現状では、刑務所等の現場ではまったくと言っていいほどスーパービジョン体制が確立されていない。そのような中で、現場のソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカー同士で情報交換、アドバイスをし合い、必要に応じて他職種等からアドバイスをいただく中で、日々の業務を進め、ジレンマに対処する努力をしている。

平成28年度には、社会福祉士などの有資格者である矯正専門職が東京都と大阪府の矯正管区に配置されている。田畑（2008）によれば、刑務所等に勤務する社会福祉士等や社会福祉士等が配置されていない施設等への助言、関係機関及び自治体等との連携強化の調整等に当たっているとされている。このような業務内容を見ると、矯正専門職は、各刑務所等に勤務する社会福祉士等のスーパーバイザーのような役割を担うことを求められているのではないかと推測される。

6. 刑務所等における現在の問題点と今後の課題

法務省の統計によると、再入者の人員は、1999（平成11）年から増加し、2006（平成18）年をピークに減少傾向にある。また、再入者率については、2004（平成16）年から2016（平成28）年まで増加していたが、2017（平成29）年には59.4%といったように前年と比較しても概ね横ばいである（犯罪白書 2018）。

しかし、刑法犯における検挙率は、2001（平成13）年には、戦後最低の19.8%であったが、その後、回復、横ばいを推移し、2014（平成26）年以降、再び上昇している（犯罪白書 2018）。また、初犯者の人員は、2004（平成16）年をピークに減少している。しかし、再犯者の人員が減少傾向である一方で、初犯者の人員がそれを上回る勢いで減少し続けているため、再犯者率は2017（平成29）年に48.7%といったように1997（平成9）年以降、上昇し続けている（犯罪白書 2018）。

この現状を打破するため2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」とする）が公布・施行された。この法律は、国及び地方公共団体の責務が明記され、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められている。また、再犯防止推進計画には、7つの重点分野と主な施策の1つとして、「就労・住居の確保」が掲げられている。住居の確保等に関しては、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実などといった具体的施策が明記されている。

今後、受刑者等が刑務所等から出所後、地域社会においても必要な支援や指導が受けられるようになるため、刑務所内外における支援者が、今以上に居場所を調整することに尽力していかなければならないことになる。

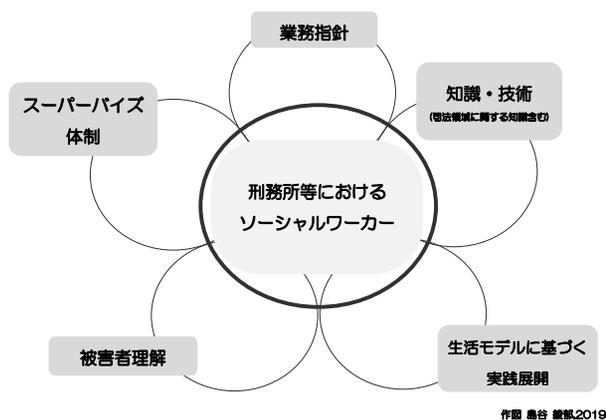
刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてから、約10年が経過している。この約10年間で、刑事施設等を取り巻く福祉に関する環境は、地域生活定着支援センターの全国設置、福祉専門官の配置、改善指導の充実化などといったように、再犯防止を目標とした受刑者に対する支援が幅広く行われている。にもかかわらず、刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容は整理されておらず、業務指針は存在していない。

この点について鷺野（2018）は、矯正のソーシャルワーカーへのアンケート調査から、今後の課題として「ガイドラインの作成」、「研修・スーパービジョン体制の確立」を指摘している。また、島谷（2009）は、インタビュー調査でその必要性を指摘している。

このように、刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてからガイドライン等がないことをふまえ、これまでの支援ノウハウや連携方法などを整理する必要があると考えられる。

また、これからの刑務所等におけるソーシャルワーカーが、一人でも多く、専門性を確立していくためにも、現在、刑務所等の福祉を担っているソーシャルワーカーを育てていく必要がある。そのためには、既に退職をした刑務所等におけるソーシャルワーカーの力を借りる必要もあるのかもしれない。

刑務所等には、突発的に罪を犯してしまった人、衣食住という最低限の生活を営むことができないといった生活・経済的困難のために致し方なく罪を犯してしまった人、単に刑務所に戻りたいために罪を犯してしまった人などのように、刑務所等に入所してくる要因は受刑者によってさまざまである。そしてその多くが、山口県下関駅の炎上事件^{注4)}のように、社会資源の不十分さが原因となり罪を犯してしまったというケースである。このようなさまざまな背景を背負ってくる受刑者個々人に対応していくためには、刑務所等におけるソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーの倫理綱領や、福祉の知識・技術だけでは対応しきれない。それだけではなく、司法領域に関する知識も必要となる。また、生活モデ



作図 島谷 敬心2019

図2 刑務所等におけるソーシャルワーカーの素養

ルを理解し、実践展開していくことができる支援者が、ソーシャルワーカーとして務めることが重要ではないかと考える。それと同時に、刑務所という場での支援対象者は受刑者であり罪を犯した人であるということも忘れてはならない。受刑者がいるということは、その背景には被害者がいるということであり、それら被害者の心情をよく理解しなければならないことは言うまでもない。そのこともよく理解した上で、福祉の専門職として受刑者に接していく必要があると考える。

そのためにも、刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務指針や業務整理、スーパーバイザーを受けられる仕組みづくりなどを一つひとつ整理していかなければならないのではないだろうか。今後さらに刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容や役割、その重要性などを明らかにしていくためには、①刑務所等に勤務するソーシャルワーカーすべてに対して継続的に調査研究を行っていく必要性、②刑務官に対するソーシャルワーカーの認識調査、③刑務所内外の連携体制整備の有無に関する調査、④地域住民を対象とした、刑務所等に対する印象、⑤今後どのようにしていけば今以上に犯罪が減少すると考えるかなどといった社会のあり方に関する調査、を行い、検討することが、今後の刑務所等を運営していく上で有効であると考えられる。

一方、福祉専門教育の分野においても、2009年度から社会福祉士養成カリキュラムに新たに「更生保護制度」(15時間)が導入されるなど、司法福祉の分野におけるソーシャルワーカーの重要性が徐々に高まりつつある。

注

注1) 2001年12月8日に名古屋刑務所内で起きた受刑者暴行殺傷事件、当時43歳の男性受刑者が、刑務官に暴行などを行ったため保護房に収容され、さらに刑務官らに暴行を加える恐れがあったため、革手錠で拘束された。革手錠は1日で外されたが、再度暴れたことから再び革手錠による拘束を受けた。その後、男性受刑者の尻から出血があったため、刑務所の医務部で手術を受けたが、翌日死亡した。この出血は、刑務官の暴行が原因だったことが後に関係者の供述からわかった(浜井 2006)。

注2) 受刑者が自己の処遇上の要望(引受人の申出やソーシャルワーカーなどへの相談等)を願い出る際に、その旨を記載して提出する用紙のこと(鴨下、松本 2015)。

注3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に明記されている矯正施設の長に基づき、通報する名称のこと。

注4) 2006年1月7日に山口県下関市にあるJR下関駅で起きた放火炎上事件。犯人は74歳の男性で、軽度の知的障害を持っていた。過去10回にわたり、いずれも放火罪で刑務所に服役していた。犯行の8日前に刑務所から出所し、下関駅で放火事件を起こす半日前に区役所へ生活保護について相談に行ったが、住所がないことから相手にされず、下関駅までの切符を渡され追い返された。犯行に至った背景には、生活・経済基盤の困窮により刑務所に戻りたいという思いがあった(山本 2006)。

文献

- 1) 福山 和女編(2005)『ソーシャルワークのスーパービジョン—人の理の探求—』ミネルヴァ書房。
- 2) 法務省「日本の刑事施設」。
- 3) 法務省行刑改革会議(2003)『行刑改革会議提言～国民に理解され支えられる刑務所～』
- 4) 法務省法務総合研究所編(2007)『犯罪白書(平成19年版)—再犯者の実態と対策—』株式会社太平印刷社
- 5) 法務省法務総合研究所編(2008)『犯罪白書(平成20年版)—高齢犯罪者の実態と処遇—』株式会社太平印刷社
- 6) 法務省法務総合研究所編(2018)『犯罪白書(平成30年版)～進む高齢化と犯罪～』昭和信息プロセス株式会社
- 7) 門田 勉(2008)「高齢受刑者の処遇について」『刑政』119(7)、16-26。
- 8) 梶木 壽(2007)「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の施行に当たって」『刑政』118(6)、20-25。
- 9) 加納 浩(2006)「刑事施設保護業務担当者のための社会福祉マニュアル作成について」『矯正研修所紀要』(21) 56-62。
- 10) 刑事立法研究編(2005)『刑務所改革のゆくえ—監獄法改正をめぐる—』現代人文社。
- 11) 鴨下 守孝、松本 良枝編(2015)「改訂矯正用語事典」東京法令出版株式会社。
- 12) 小島 弘美(2018)「高齢又は障害を有する受刑者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」の実施について」『月刊ノーマライゼーション』38(1)、32-34。
- 13) 松田辰夫・坂口徳博(2013)「高松刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導」に関するシステムの構築及びプログラムの策定等について」『刑政』124(11)、70-82。
- 14) 森田 裕一郎(2008)「島根あさひ社会復帰促進センターにおける新たな取組」『刑政』119(10)、26-34。
- 15) 室井 誠一(2008)「喜連川社会復帰促進センターの現状と課題」『刑政』119(10)、44-54。
- 16) 大口 康郎(2008)「行刑改革会議提言の推進状況と今後の課題」『刑政』119(10)、56-68。
- 17) 小貫 芳信(2006)「刑事収容施設及び受刑者の処遇等

- に関する法律の施行に思う」『刑政』117 (5)、34-39。
- 18) 太田 達也 (2006) 「刑事施設・受刑者処遇法と受刑者の権利保障」『刑政』117 (2)、68-81。
- 19) 再犯の防止等の推進に関する法律 (平成28年法律第104号) (平成28年12月14日施行)。
- 20) 島谷 綾郁 (2009) 「刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関する一考察」北海道医療大学大学院看護福祉学研究科臨床福祉学専攻2008年度修士論文。
- 21) 島谷 綾郁 (2009) 「刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関する一考察」『日本社会福祉学会第57回全国大会報告要旨集』(法政大学)。
- 22) 福山 和女 (2007) 「第4章相談援助における援助関係」『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I (第3版)』中央法規。
- 23) 田畑 賢太 (2016) 「刑事施設における特別調整等の福祉的支援の現状について」『刑政』127 (11)、12-20。
- 24) 只木 誠 (2007) 「新しい刑務所運営の意義と課題」『Jurist』(1333)、10-18。
- 25) 鷺野 明美 (2018) 「矯正におけるソーシャルワークの現状と課題—矯正の福祉職に対するアンケート調査の結果から」『刑政』129 (8)、12-23。
- 26) 山下 進 (2005) 「新法の成立を受けて」『刑政』116 (7)、28-31。
- 27) 山本 譲司 (2006) 『累犯障害者—獄の中の不条理—』新潮社。
- 28) 吉野 智 (2007) 「P F I手法による官民共同の新たな刑務所の整備について」『Jurist』(1333)、2-9。

受付日：2019年4月15日

「介護」業務の社会経済的意義

川 廷 宗 之

大妻女子大学名誉教授

敬心学園職業教育研究開発センター・センター長

The Socioeconomic Significance of the “Kaigo” Business

Motoyuki Kawatei

Professor Emeritus of Otsuma Womans University

Director of Research, Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

Abstract : The purpose of this paper is to consider that “kaigo (caregiving)” is a socioeconomic cost and is not a consumption-style cost but rather an investment cost. Considering “kaigo” as an investment cost, I explain its two meanings of: support of the productive activity of the “kaigo” recipient, and the prevention of a decrease in productivity when “kaigo” is provided by family members and others.

Furthermore, when “kaigo” does not have a productivity meaning and becomes consumption-style “kaigo,” the meaning of the survival of elderly “kaigo” recipients must be questioned at a fundamental level. The issue of the meaning of survival in old age is directly linked to the issue of people’s basic value as human beings. Therefore, questioning the socio-economic meaning of “kaigo” is an important task.

The term “kaigo” means actions related to support of the activities of a person who is able to carry out only limited activities due to a disability or the like.

Key Words : kaigo, investment expenses, socioeconomic value, limited activities, basic value of human beings

抄録：本稿の目的は、「介護」は社会経済的に考えて消費的経費ではなく、投資的経費であるという点について、考察を行うことである。投資的経費として考える場合、要介護者本人の生産的活動支援と、家族介護などによる生産性低下の防止という、二つの意味を説明する。

更に、介護が生産的意味を意味せず消費的介護となる場合は、高齢期の要介護者の生存の意味が、根底から問われることになる。高齢期の生存の意味が問われるということは、人間としての基本的価値への疑問と直結する。従って、介護の社会経済的意味を問うのは、重要な意味を持つ課題である。

なお、介護とは、障害などによって活動制限状態にある人の活動支援に関する行動を意味している。

キーワード：介護、投資的経費、社会経済的価値、活動制限、人間の基本的価値

1. 介護という仕事の、社会経済的な意義

「介護」という仕事に就て考える時、介護を社会的仕組みとして考えるならば、本人にとってだけではなく、その仕事の持つ社会的経済的目的や意義についても確認しておくことは、とても大切である。社会的経済的な意義を考える場合、その評価指標の一つは、賃金（人件費）の問題である。高齢者福祉や介護がいかに生産的な活動であったとしても、それが評価されなければ、その生産的部分は実践されないことになり、要介護者の幸福にはつながらない。

1) 介護職員の人件費の問題

現在の『介護』問題の最大の課題の一つは、介護に関する人件費が安すぎるという問題である。この問題は、介護保険制度のあり方や高齢者年金の制度問題など、様々な社会的要因があるので、一概に論ずることは適切ではなからう。しかし、低廉な人件費で済ませようという『介護』に対する社会一般（介護関係者を含めて）の考え方の中に、要介護者を社会的に何もしない『単なる消え行く人』と捉えてしまう¹⁾ ために、介護を「投資的負担」としてではなく、「消費的負担」としてのみ捉えてしまう²⁾ 傾向はないであろうか。終末期介護や認知症の介護を含めて、介護を投資ではなく単なる消費として考えるならば、経費は安い方が良い（経費をかけたくない）ということになる。

本来なら、残存機能を生かして自立を目指し³⁾（限定された枠内ながら）社会復帰したり、介護内容をより実質的な内容に近づけることで生産性を向上

させ、社会的負担を軽減したりすることを（賃金として）評価すべきであろう。専門的介護を行えば、それは可能である。しかし、賃金に反映させる努力を放棄し、単に生かしておくだけの消費的介護でよしとしてしまうなら、介護はなんら社会的価値を生まない膨大な無駄を含む（消費的）経費となって行くであろう。もう一步踏み込んで言えば、社会全体の仕組みの中で、こういう非生産的な後ろ向きの高齢者介護という膨大な社会的消耗⁴⁾ を片方で行いながら、片方で経済成長を図るのは、かなり難しい課題ともいえるだろう。

では適正な介護の人件費はどのようにして算出されるのであろうか。社会的に意義のある介護、高い専門性を担保した介護福祉士という観点に立てば、この人件費問題は避けて通れないので、此処で若干の問題提起を試みておきたい。なぜならば、人件費＝賃金が専門職としての介護福祉士養成の考え方に大きく影響するからである。

その問題提起として挙げるのは、「介護」の人件費は、労働がどのような社会的（一部経済的）価値を生むかということを中心に考えるべきであるということである。一つの考え方としては、介護が生み出す価値は『人々の幸福や自己実現』など抽象的価値であり、経済的価値には換算できないとしまいがちである。しかし、そういういわば美名のもとで、介護は価値を生み出すことを求められず、不適切な問題の多い介護が見過ごされたりしていないであろうか。とすれば、問題は『介護』労働が、単なる生活上のお世話というだけではなく、新たな社会的（一部経済的）価値を生み出すということを前提に考える必要がある。ということは、要介護状態を前提としつつ何らかの社会的活動（Activity）への参加を支援することで、社会的価値を生み出すこと⁵⁾ を目標とすべきであるし、そういう経済的な生産活動に従事することは、十分可能でもある。勿論本人の意欲とそれを支える社会的条件の整備は欠かせないが、介護の主要な目標としてそれを据えるのであれば、そういう社会的（経済的）活動が生み出す価値（実質的な収益や介護負担軽減など）を考えた投資とみなすことも可能であろう。この様に『介護』を投資的労働と考えるのであれば、その投資が生み出す価値に対応して人件費は決まってくるという考え

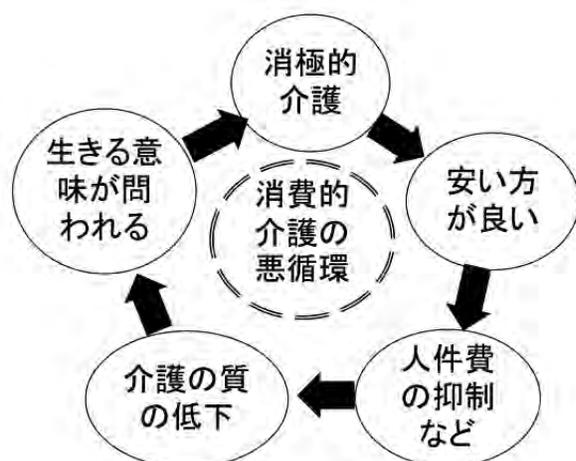


図1 消費的介護の悪循環

方もできる。

とすれば、質の高い専門的な介護が求められるし、それゆえにこそ専門職でなければできない活動になっていくであろう。養成教育の成果が見えてくる10年以上も先の状況も考えつつ介護福祉士の専門職養成教育を考える時、このような視点での高い目標を目指すことが必要である。

2) 社会的状況や要介護者の変化への対応

このような『介護』に課せられた課題は、今後どのような課題に対応を求められるのであろうか。現在ははっきりしていることは、

- ①ここ数年は高齢者人口の増大が続く。
- ②高齢者の中でも特に障害の発生率（要介護率につながる）が高い後期高齢者人口比率が高まる。
- ③その一方で、若年労働力は急激に減少する。このことは、一般論としては、介護を公的に支える資金にも大きな影響がある国家的経済力の衰退につながる。
- ④大きな背景としては、世界人口の急激な増大。物理的な法則から言えば、人口減の日本には、外国人の入国圧力が増す。
- ⑤世界的な環境問題や食糧・エネルギー問題の激化、科学技術（特にコミュニケーション・ツール）の急激な発展。これらは、今後の高齢者介護に多大な影響を与えるのは明らかであるが、現実の介護業界の対応は極めて遅れている。

などが上げられるであろう。

このような諸問題を前提にしつつ、直接介護での課題として挙げられるのは、第1に、要介護（高齢）者の意識の変化である。現在までのように予想外の長命化ゆえいわば運命に身をゆだねてしまう人々ではなく、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人々の様に、そうなることを覚悟し、それなりの生活設計を持った人たちが介護対象になってくるという変化である。この人たちの生活行動は上記①から⑤に触れたような未来への変化を踏まえ、多様化・多層化が進む。このような要介護者は、現在までの要介護者のように従順であるとは考えにくい。

第2の課題は、介護対応ニーズの変化である。現在の『介護』は、一部でも要介護状態になるとその

活動範囲が大幅に制約されてしまうのは当然という前提での介護が進められている。しかし、上記の⑤の科学技術の発展は、障害を超えての活動を可能にする。また、若年労働者不足による労働力需要の増加などを考えると、高齢者の社会参加への活動は歓迎されるであろう。とすれば、ますます第1で指摘したように一定の社会的活動の継続を含めて様々な生活設計を持つ人々は、必要な介護を受けつつその活動の継続を望むであろう。この意味で、介護は単なる生存を保障する入浴、排泄、食事の介助を超えて、要介護者のさまざまな activity（社会的活動を含む）への対応を求められる方向に変化していくであろう。この方向については、現に障害者の一部がそれを実現しつつあり、ノーマライゼーションの考え方の普及もそれを後押しすることになるであろう。

第3の課題は、主流が施設介護方式から在宅介護方式に変化して行くであろうということである。この背景としては、第1・第2の課題で指摘したような要介護者の意識の変化があるが、同時に夫婦のみ家族ないしは独居高齢者が増大するため、同居家族（子どもなど）の都合を考える必要がなくなり、在宅の継続を強く望む層が増えるであろうこと、それを支える自己の資産となる持ち家層が増えるということある。この背景には、障害者施設から広がりつつあるように、どういう社会福祉サービスであれ、施設収容サービスは応急対応の臨時措置であるという、ノーマライゼーション思想の定着なども大きな影響を持ってくるであろう。

3) 社会的生産性の向上

このような点を踏まえて、介護が社会の生産性を向上させることに寄与できる側面は2つある。一つは、要介護者自身が一定の介護支援を受けることで、生産的活動に参加することで、社会の生産性の向上に役立つということである。第2は、要介護者の介護を専門家である介護福祉士が引き受けることで、家族や社会の負担を軽減させ、そのことが社会の生産性の向上に役立つという事である。

まず、第1の側面について考えてみよう。但し、この点を考えるときの条件は、基本的には要介護者である場合も多く、30代40代の普通の大人と同様の働き方をするとは考えないことである。一般に高齢

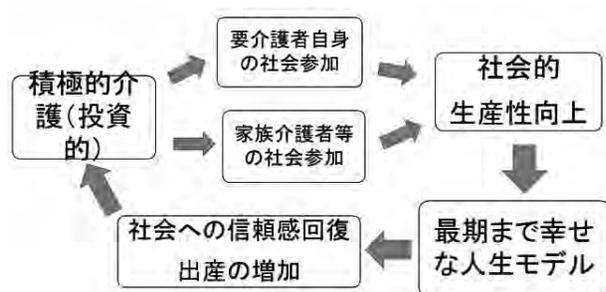


図2 介護の投資的意義

者の特徴という、老化による身体的機能の低下とか、精神機能や知的能力の低下とかのマイナス面ばかりが指摘されるが、高齢者の特徴はそれだけではない。要介護者を含め多くの高齢者は、長い生活経験の中で様々なことを学んでおり、途中で倒れずに生きてきているという事実自体が、それなりの知恵を宿している場合が多い。基本的には、要介護状態でも頑張っているということを含め、その紆余曲折の中を生き抜いてきたこと自体を、「歴史・自分史」の語り部⁶⁾となる事での社会貢献であってもよいであろう。ただし、その知恵や才能の内容は、その方人生次第で特徴的な傾向を持つ。しかし、本来人間は、それぞれに強い特徴を持っていて⁷⁾当然であり、それを生かして社会貢献につなげるというのは、ダイバーシティとして、当たり前であるとも言える。

その意味で、その人それぞれが持つ才能や知恵を生かした社会貢献の場は多数あるだろう。また、その知恵を生かす活動は、介護を受けながらも十分可能な活動もあり得るであろう。また、一般的に言えば、女性の方が長生きであるから、女性が活躍しやすい対人援助などの活動もあり得るであろう。この種の活動支援は、社会福祉士の活動ともいえるが、介護福祉士でも学習如何では十分に対応可能であろう。

年金制度等に支えられている高齢者であればボランティアもよいが、報酬がある方が生産的活動として見えやすいという意味でよいであろう。金銭でも評価される「要介護者にとっての意義」が出来て初めて、「介護」の社会的「生産性」(社会貢献としての意義)が認められるとも言えるからである。

4) 社会的負担の軽減

第2の側面について考えてみよう。この側面は、更に二つの側面に分けられる。一つは、専門職が介護をすることで、家族など素人が介護をするよりも、効果的、効率的な介護ができるという質的側面である。こうすることで、本人にとっても、周囲にとっても介護負担を増やさないのが、介護の社会的コストを少なくすることができる。また、この点は、介護に不慣れな家族などが介護を行うことで、介護事故が発生したり⁸⁾、要介護者自体の介護度が上がるということなどによる社会的コスト増要因を抑えるという面もある。

もう一つの側面は、介護職が介護をすることで、要介護者の家族など関係者の介護負担を減らす、あるいはなくするという量的側面である。こうすることで、「介護離職」などと呼ばれる離職などによる社会的負担⁹⁾(生産性向上への阻害要因)を減らすことができる。当人の才能の生かした職場にいれば、それなりの社会貢献(生産性の向上)ができ、本人の自己実現も可能だった人が、介護などの理由で離職してしまうことの、本人及び企業等にとっての損失は大きい。また、然るべき年齢層の職業人が、いずれそういう状態になるのは避けられないと考えてしまうと、それだけで仕事への意欲が低下してしまうという現象も少なくない。また、この様な介護離職の結果、復職できなくなり別な社会保障の負担増になる場合¹⁰⁾も少なくない。

専門的な介護職が、適切な介護を展開するという事は、このような社会的悪循環に陥るのを防ぐという意味でも大変有効な社会的投資なのである。

5) 新たな「人生モデル」の創造

専門的介護職者が適切な介護を行うことによって、要介護者が幸せに暮らせるようになることで生み出される投資的意味は以上にとどまらない。

これは、介護は「人生を生きる価値」を具現化して、多くの人に示すことができるということである。多くの場合、「人生の終末は、認知症になって要介護状態で施設に収容され、生きたいようには生きられない」という、高齢者像ばかりがマスコミで流布されたり、みんながそれを認めたくないとは思いつつも、そう思い込んでいる。とすれば、その人生

(特に終末)は、若い人々にとってそれは「ああんりたい」と思える存在であろうか¹¹⁾。つまり若い人達はみんな、高齢者になると要介護になって大変なことになる、中には周りの人の迷惑をかけながら生きることになると考えがちである。

<「不幸せな高齢者像」は若い人に何を伝えるのか。>

つまりは、余り幸せとは言えない高齢者像や、要介護状態になることは(社会から隔絶され)幸せとは言えなくなるということだというイメージが広がる限り、若い人にとって人生の展望は開けない。言い換えれば早く閉じたい人生にしかならない。人生100歳時代と喧伝されているが、現実的にそれを考えているのは、経済的社会的に恵まれた階層の人々の話である。多くの場合、そういうことを考える余裕のない人が多い。特段の目標に向かって走っているわけではなく、何かを成し遂げようとかでもなく、義務として取り敢えず生きているという感覚の人も多い。ある意味で、現実の流れに任せるしかない人生しか構築できていない多くの人からは、その現実とのやり取りの中で精神的に病む人が増える。そこまでいかななくても、取り敢えず自分の世界に籠り、一人で楽しむだけの人生しか考えられない人も少なくない。

そんな状態では人生を豊かに楽しむことは非常の困難である。まして、前向きに頑張らないと裕福にはなれないし、子育ての経費負担には耐えられない。努力して頑張っても、結婚しても、幸せになれるかどうか分からない。自分に幸せ感がないのだから、生まれてくる子どもを幸せにできる自信はなく、それなら子どもを産むのはやめようと考え込んでしまう。取り敢えず寂しいので、猫や犬を飼うとなる。敢えて類型化すれば、若い段階で無計画な出産をした場合は、虐待につながるケースも少なくない。

つまり、現代日本の様に、人生の最終段階が幸せではないというのであれば、人間は何のために生きるのであるのか、という問いへの答えを出せないのである。こういう中で、最初に述べた自殺者や無差別殺人などの事件が多発する。言い換えれば、「幸せではない高齢者像」は、若い人々が人生の展望を形成していくために、大きなマイナスになるという事である。逆に言えば、幸せそうに生きている「人生のモデルとなりえる」高齢者が増えなければ、若い

人の人生の目標が成立しにくいのである。そうなれば、人口は減少し、社会は衰退するしかない。

とすれば、「介護」は「幸せな高齢者」を支援する仕事になる必要がある。それによって、「介護」は大きな社会的意味を持つことになる。

6) 求められる高齢者の意識改革

一方で、触れておかなければならないのは、要介護者やその候補者である高齢者が自分の人生をどう創っていくのか、しっかりした設計を持っていることの重要性である。いくら介護側が頑張っても、それは支援でしかない。生きるのは本人、要介護者である。

最近までの要介護者は、1920年代30年代生まれの方が多く、彼らの大半は幼い時から周囲の求めに従って生きる様に教えられてきた。そのためそれまでの人生の中で自分の人生を自分で決めてこなかった人々が多かったという点に着眼しておくことが必要であろう。2015年の時点で要介護率の高い80歳代以上の人々は1935年以前の出生であり、この時代(戦前)の教育では、周りの言う通りにするのが当然という内容であった。特に女性にその傾向は強い。この点は、認知症で判断力が衰えたとしても、基本的には変わらない。特に要介護者の多い女性¹²⁾たちは、1945年までは財産権や所有権すら認められていなかったし、長男以外の多くの人々は「家長」権に服するものとされていて、自分で自由に動く(例えば就職)ことは許されていなかった。従って、高齢になってから、自分で判断しなさいと言われてもそれすら難しい人が少なくない。

しかし、1940年台以降に生まれた人びとは、戦後の自由民主主義教育を受けているので、この方々とはかなり意識が違う。また、この世代は「団塊」の世代とも呼ばれる人口の多い世代でもあり、1960年頃以降の日本の主流を担ってきている。従って、この世代が要介護世代になった時には、現在の介護とはかなり様子が違う、要介護者のニーズが前面に出てくる介護支援になっていくであろう。すでにこの傾向は、デイサービスのプログラム内容などにも、囲碁将棋など大人のゲームを取り入れるなど、その変化がはっきり見え始めてきている。

7) 「介護」次第で社会は変わる

この様に考えると、「介護」という仕事が、如何に重要かがはっきりしてくる。それは当然であって、介護は、その人のADLを支える、人生を支える、日常的「生活」という最も基本部分にかかわる支援だからである。社会的にどんな立場であろうとどんな業績を上げようと、その人の「生活」部分がなくなるわけではない。

従って、「介護」という仕事がどうなっているかは、大げさに言えば、「幸せに生きることを保障している」人権を守るという憲法の内容の具現化できているかどうかを示す指標となっていると言って過言ではないだろう。また、ある意味では、介護の最終的目的や意義は、この「人権」(幸せな人生や生活)を護る¹³⁾事であるとすらいえるだろう。従って、専門的介護の仕事は、要介護者とその関係者の人生と生活の質を変えてしまう仕事であるから、本来かなり高度な専門職によって担われると考えるべきであろう。同時に「介護」の仕事には、きわめて多様な仕事内容を含み、それぞれの仕事に求められている難易度(レベル)も異なる点にも留意が必要である。

この様に、介護の仕事内容から見ても、介護次第で人々の人生が変わってしまうくらい重要な仕事である。同時に、そのように影響を受ける要介護者の数も全人口中の大きな比率を占めるとなれば、ますますその重要性は強まる。また、そういう数量的質的な介護が、その次の世代の意識に様々な意味で投影していくとなれば、まさに社会は「介護」次第と言っても過言ではなからう。

注釈

- 1) 「介護」や「人間」に関するとらえ方に問題があるともいえるだろう。
- 2) 高齢者を変化(成長)可能な主体として捉えるという発想がないと、こうなってしまう。しかし、人生100年時代。高齢者も成長の可能性は十分にある。
- 3) 要介護者の多くが「認知症」であり、それは無理だと否定する介護者も多い。が、現実には何らかの活動が可能な(軽度・中度などの)認知症高齢者も少なくない。不可能

だと決めつける前に、それを乗り越えるのが専門職であろう。

- 4) 非常にリアルに言ってしまうと、要介護者の人間存在に否定的な見方を醸成してしまう。こういう傾向の結果として、相模原障害者施設殺傷事件を上げることが出来る。
- 5) 例えばボランティア活動への参加など、体が動かなくても絵本の読み聞かせや対面朗読ならできる・認知症になっても状態によっては花の栽培はできるなど
- 6) 日本の児童の教育の中で、最も弱い部分である「生きる」ということはどういうことなのかを学ぶ、これほど良い素材はないであろう。
- 7) 今後の日本社会では、ますます外国人との協働も増えるであろうが、彼らの特徴を生かすダイバーシティは、ある意味では、若者とは異世界を生きる高齢者にも同様に考えればよいであろう。
- 8) 様々な交通事故など、介護に限ったことではないが、専門的立場から言えば、起こさなくてもよい事故を引き起こすことで、増える余計な社会的費用(医療費や介護費用など)は、大きな社会的コストになっている。
- 9) 現代社会の技術的発展は極めて速いため、業種にもよるが多くの場合は2~3年のランクが開くと副職は難しくなる。また、復職のための(公的な)訓練経費が別途必要になる。
- 10) 40~50代での介護離職⇒数年以上の長期間介護(この間無収入による貧困化、年金納付欠落など)⇒介護が終わっても孤立していかつ復職不可能⇒生活保護⇒比較的若いうちからの要介護状態
- 11) この傾向は、65才以上人口が急激に増え始め、15歳未満人口が急激に減り始める1980年代半ばからの現像であり、もはや常識になったのが21世紀初頭と解される。
- 12) 女三界に家ナシ(幼くして親に従い、嫁して夫に従い、老いては子(長男)に従え)という教えなどに象徴される。(貝原益軒が会とされる「女大学」が店とされる。)
- 13) 介護のテキストでは、「人間の尊厳」というわかりにくい表現になっているが、憲法などに出てくる具体的「人権」を学んでいくと、尊厳を守ることにつながる場合が多い。

文献

- 1) 吉田裕人「高齢者の医療・介護における経済的側面からの研究の今後」日本老年医学会雑誌47巻6号(2010年11月) pp.505-510
- 2) 浦田仁「介護サービスの経済的波及効果—茨城県産業関連表を使用して—」鯉淵学園研究報告第29号(2013) pp.35-44

受付日：2019年4月15日

高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と 改善案の検討・第2報

町 田 志 樹

学校法人 敬心学園 臨床福祉専門学校 理学療法学科

要旨：本研究の目的は医療・福祉系養成校における低意欲学生の傾向を分析することである。対象は医療系学生103名・福祉系学生129名とし、平成30年の前期、後期にアンケート調査を実施した。項目は学校生活の充実度、学習意欲、卒業後に専門職に就きたいか否かの3項目とした。学校生活の充実度について「やや無い」「非常に無い」と回答した学生は前期では医療系学生32.0%、福祉系学生34.2%、後期は医療系学生32.0%、福祉系学生28.9%であった。学習意欲については前期が医療系学生32.0%、福祉系学生34.2%が「やや無い」「非常に無い」と回答していた。卒業後に専門職に就きたいか否かについては、前期で医療系学生は9.1%、福祉系学生では5.4%が「まったく思わない」「やや思わない」と回答していた。以上の結果より、入学直後の早期段階からの学習意欲ならびに職業教育等を向上させる対策が必要であると提案する。

キーワード：低意欲学生、休退学者、アンケート調査

はじめに

近年、高等教育領域で問題になっている休学率・退学率上昇の背景には学生の学力低下のみではなく、学習意欲自体の低下が大きく関与している。昨年度、敬心・研究プロジェクトの一環として上記を調査した結果、入学直後の時点で3.9%の学生が学習意欲は低いと回答しており、その後も月日が経つと共に5.2%・7.1%・8.3%と増加する傾向がみられた¹⁾。刻々と変化する学生の傾向を正確に把握し、迅速に対応していくことが各養成校の教育力と直結すると推測する。

以上より本研究の目的は、高等教育における低意欲学生の傾向分析を行った上で、具体的対応法を検討すること。

対象と方法

対象は学校法人敬心学園の平成30年度入学者とした。今回、紙面にて研究協力の上承を得た対象者232名を医療系学科103名(44.4%)と福祉系学科129名(55.6%)の2群に区分し、入学直後と後期開始時にアンケート結果を実施した。アンケート内容

については「学校生活の充実度について」、「学習意欲について」、「卒業後に専門職に就きたいか否か」、の計3項目とした。各項目について4段階のリッカート尺度による調査を実施した。また本研究は、平成30年度敬心・研究プロジェクトにて承認を得た上で、文章および口頭にて同意を得た上で実施した。

結果

アンケート結果を表1-3に記す。「学校生活の充実度」については前期の時点で医療系学生は23.5%、福祉系学生では18.4%が「やや充実していない」ないし「非常に充実していない」と回答しており、後期も医療系22.8%、福祉系19.6%と同程度の水準で推移していた。

「学習意欲」については前期の時点で医療系学生では32.0%、福祉系学生では34.2%が「やや無い」「非常に無い」と回答し、後期では福祉系学生は28.9%とやや学習意欲が改善する傾向がみられたが、医療系学生は32.0%と同水準であった。

「卒業後に専門職に就きたいか否か」については、

前期の時点では医療系学生の9.1%、福祉系学生の5.4%が「まったく思わない」「やや思わない」と回答していた。また、後期では医療系学生の9.4%、福祉系学生の8.4%が同様の回答をしていた。

考察

今回、前年度に引き続いて休退学者の減少を目的として医療系・福祉系養成校の学生の傾向を調査した。その結果、両郡とも昨年度よりも前期の時点で学習意欲や専門職を目指す意欲が低い学生が多いことが分かった。特に医療系学生の専門職を目指す意欲低下が著しく、昨年度と比較しても4月の段階で「まったく思わない」「やや思わない」と低意欲を示す学生が3.1%も増加していた。

また、学習意欲についても入学直後の時点で両群の約3割が「やや無い」「非常に無い」と回答してい

た点も、高等教育機関としての大きな課題だと言えるだろう。

以上の結果より休退学者の減少の施策として、入学直後の早期段階からの学習意欲ならびに職業教育等を向上させる対策が必要であると提案する。

付記

本研究は平成30年度敬心学園 敬心・研究プロジェクトの補助を受けて行われた。

引用文献

- 1) 町田志樹・他：高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討～学習意欲改善による休退学者減少を目指して～。敬心・研究ジャーナル。第2巻1号：135-137。2018。

受付日：2019年5月15日

表1. 学校生活の充実度について

	非常に充実していない		やや充実していない		やや充実している		非常に充実している	
	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系
前期	5.4	6.3	13.0	17.2	42.4	57.2	39.2	19.3
後期	5.2	5.3	14.4	17.5	48.4	59.7	32.0	17.5

表2. 学習意欲について

	非常に低い		やや低い		やや高い		非常に高い	
	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系
前期	14.7	3.1	19.5	28.9	40.2	43.0	25.6	25.0
後期	10.3	5.5	18.6	25.5	48.5	52.7	22.6	16.3

表3. 卒業後に専門職に就きたいか否か

	まったく思わない		やや思わない		やや思う		非常に思う	
	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系
前期	0.0	1.3	5.4	7.8	22.8	22.7	71.8	68.2
後期	4.2	0.9	4.2	8.5	31.3	30.5	60.3	60.1

中途退学防止のための Hyper-QU の活用

～学生のいい学びを目指して～

土手 延 恭 甲斐 みどり
高橋 豊 高林 礼子

臨床福祉専門学校理学療法学科

要旨：【目的】Hyper-QU（以下 QU）を用いて学生の特性を把握し、2018年度本校理学療法学科（以下、本学科）の新入生の中退率を下げられるか検証することである。【対象】新入生で5月在籍学生128名、10月に在籍学生110名とした。【方法】5月、10月にQUを実施し、「学校生活満足度尺度」、「学校生活意欲尺度」が低い学生、無断欠席、3日連続欠席、特定科目を3回欠席した学生、学業不振学生に電話連絡や個人面談、個別学業支援により介入した。学生には倫理的配慮としてアンケート結果を研究に用いる旨を説明し、了承を得た。【結果】QU結果は「学校生活満足度」、「学校生活意欲尺度」に関して、5月と10月で大きな変化はなかった。退学者は夜間部44名中11名（中退率25%）、昼間部86名中27名退学（中退率31.4%）となった。【結語】本学科が学生募集を中止した特殊理由も影響し、十分な中退予防効果があったとは言えないが、教員介入による一定の中退予防効果があった。

キーワード：中退防止、Hyper-QU、学校生活、学習意欲

1. はじめに

文部科学省（2013）は、平成24年度高等教育機関全学生299万人中、中途退学者は約8万人弱の2.65%であり、退学理由が経済的理由、転学、学業不振にあることを報告している。ただ大河内（2016）は、さらに調査を進めていった結果、退学理由が経済的理由としていても、真の退学理由は学業不振で留年したためであるなど、背景には学業不振があると述べている。見館（2008）は、「教員とのコミュニケーション」が「学習意欲」に影響を与え、さらに「大学生生活満足度」にも寄与していると述べている。また厚生労働省（2017）は、理学療法士養成校の平成25年度入学学生（3年制）および平成24年度入学学生（4年制）の中途退学率は、17.3%と報告している。本学科でも2015年から2017年の昼間部3学年および夜間部4学年の平均退学率は、昼間部9.2%、夜間部9.4%となっている。特に昼間部1年生の退学率15.9%、夜間部1年生の退学率が16.5%と突出しており、1年次の中退予防対策が喫緊の課題となっている（表1および2）。河村

（2011）は、退学した学生は「学校満足度尺度」の60%が学校生活に不満足であり、20%がクラスからの承認が低いと述べている。また「学校生活意欲尺度」において、意欲が全国平均と比べ全般に低下しており、さらに<教職員との関係（以下、教職員）>、<クラスとの関係（以下、クラス）>、<友人との関係（以下、友人）>、<学習意欲>で顕著に差があると述べている。悩みに関しても全国平均より「学習」「学校生活」「精神」「生きること」で低く、授業についていけない、学校生活が楽しくない、精神面や生き方などの悩みがあると述べている。

表1 2015~2017年度中途退学率（%）

	2015	2016	2017	平均
昼間部1年	17.39	12.5	17.78	15.9
3学年平均	7.83	9.46	10.3	9.2
夜間部1年	15.56	12.12	21.88	16.5
4学年平均	8.33	8.89	10.84	9.4

QUにて教員が学生の置かれている状況を把握し、コミュニケーションを頻回にとり、学習支援を

時間外に行うことは退学率を減少させられる可能性がある。特に退学理由のうち真の経済的理由、何らかの疾患、真の進路変更（転学）以外の学業不振であれば、介入効果があると考えられる。

2. 目的

QUにて学生の抱えている問題を把握し、必要な学生への個別介入により、中途退学率を下げ、進級してもらうことである。

3. 対象

新入生のうち第1回QU実施時（5月）に在籍している夜間部42名、昼間部86名、合計128名、第2回QU実施時（10月）に在籍している夜間部39名、昼間部71名、合計110名とした。

4. 方法

QUを前期5月、後期10月に実施、結果として「学校生活満足度尺度（以下、満足度）」「学校生活意欲尺度」が低い学生、その他無断欠席や3日連続の欠席、特定科目を3回欠席した学生、学業不振の学生（特に前期試験後）に対し、電話連絡やLINE連絡、個人面談、学業支援による介入を実施した。学生には倫理的配慮としてアンケート結果を研究に用いる旨を説明し、了承を得た。

5. 結果

(1) QUの結果

「満足度」は、＜学校生活満足群（以下、満足群）＞前期73名（57%）、後期56名（51%）、＜侵害認知・不安定群（以下、侵害群）＞前期12名（9%）、後期16名（15%）、＜非承認群＞前期22名（19%）、後期14名（13%）、＜学校生活不満足群（以下、不満足群）＞前期21名（16%）、後期24名（22%）であった（表2）。

「学校生活意欲」は、＜友人＞前期22.5%、後期22.8%（全国平均21.0%）、＜学習意欲＞前期19.1%、後期19.3%（全国平均17.8%）、＜教職員＞前期18.8%、後期19.9%（全国平均18.0%）、＜学校支援＞前期17.0%、後期16.4%（全国平均15.4%）、＜進路意識＞前期21.6%、後期21.0%（全国平均18.4%）、＜クラス＞前期17.4%、後期17.0%（全国平均17.0%）であった（表3）。

均17.0%）であった（表3）。

5月と10月で結果を比較すると、＜進路意識＞のみ、改善していた。学生全体と中途退学者を比較すると、前期は有意差があった項目が＜侵害得点＞および＜学習支援＞のみであったが、後期になると、＜クラス＞以外の項目全てに有意差があるという結果となった（表4・5）。

表2 「学校満足度尺度」（人数と割合）

	校内				全国
	人	人	%	%	%
満足群	73	56	57	51	36
侵害群	12	16	9	15	14
非承認群	22	14	19	13	19
不満足群	21	24	16	22	31
合計	128	110			

表3 「学校生活満足度尺度」および「学校生活意欲尺度」得点の比較（t検定結果）

	全国	5月	10月	t値	有意差
承認		49.74	50.53	-0.56	差なし
侵害		23.45	25.82	-1.71	差なし
友人	21.0	22.52	22.77	-0.64	差なし
学習	17.8	19.15	19.31	-0.36	差なし
教職員	18.0	18.77	19.86	-1.88	差なし
学校	15.4	17.01	16.45	1.14	差なし
進路	18.4	19.98	21.03	-2.12	差あり
クラス	17.0	17.42	17.00	0.80	差なし

表4 ＜前期＞学生全体と中途者の「学校満足度」および「学校生活意欲」得点の比較（t検定結果）

	5月	全体	中退	t値	有意差
承認		49.74	46.14	1.72	差なし
侵害		23.45	28.47	-2.53	差あり
友人		22.52	21.67	1.54	差なし
学習意欲		19.15	16.86	3.38	差あり
教職員		18.77	17.81	1.11	差なし
学校支援		17.01	16.44	0.82	差なし
進路意識		19.98	20.14	-0.19	差なし
クラス		17.42	16.03	1.85	差なし

表5 ＜後期＞学生全体と中途者の「学校満足度」および「学校生活意欲」得点の比較（t検定結果）

	後期	全体	中退	t値	有意差
承認		50.53	43.56	2.61	差あり
侵害		25.82	43.56	-6.34	差あり
友人		19.15	21.11	-2.23	差あり
学習意欲		19.31	16.17	3.76	差あり
教職員		19.86	16.11	3.37	差あり
学校支援		16.45	13.89	2.57	差あり
進路意識		21.03	18.28	3.17	差あり
クラス		17.00	15.28	1.66	差なし

(2) 中途退学率

夜間部1年25.0% (11名)、昼間部31.4% (27名)であった。

(3) 退学理由

夜間部退学者11名中、進路変更4名、疾患1名、学業不振5名であった。

昼間部退学者27名中、進路変更7名、疾患5名、経済的理由1名、学習障害1名、強制退学1名、学業不振8名であった。

6. 介入時期と介入内容

前期および後期開始月である4月、9月は定期個人面談、無断欠席学生や欠席が3日連続している学生、同一科目3回欠席した学生には、即時対応として電話やLINEで様子を確認した。必要に応じて個人面談や親を交えた三者面談を実施した(表6)。

また4月から毎月の目標設定を作成させ、学習の実行状況を記録してもらい、添削して返却した。記録内容から学習意欲の低下などの懸念があれば、様子を伺うために授業時間外での声掛け、個人面談を実施した。

前期試験結果を踏まえて、学習支援を実施、質問等しやすいように声かけしたが、積極的に質問に来ない学生には、教員側から呼び出し、個別対応した。また専任教員による外部講師授業の参加や、授業時間外にも廊下等で見かけた際には、教員側から毎回積極的に声をかけるようにした。

表6 2018年度年間スケジュール

時期	内容
4月	定期個人面談
5月	第1回 Hyper-QU 実施
6月	アンケート結果から個別介入
7-8月	前期テスト
9月	定期個人面談
10月	第2回 Hyper-QU 実施
11月	アンケート結果から個別介入
1-2月	後期テスト

7. 個別事例

(1) 退学例 — 夜間部1年男性 A

QU結果は「満足度」が前期・後期とも<要支援群>に該当、「学校生活意欲」は教職員、学校支援以外は、全国平均より下回っていた。前期・後期とも欠席数も多かったため、授業前に頻りに教室に顔を出し、クラスメイトにも声掛けをしてもらい、教員も個人面談を複数回実施した。

前期から再試科目も複数あり、特に後期は学習支援、親への連絡、個人面談・三者面談を複数回実施したが、最終的に学習意欲や進路意識が高まることができず、退学となった。

(2) 退学例 — 昼間部1年女性 B

QU結果から前期は「満足度」が前期・後期とも<不満足群>に該当、「学校生活意欲」は前期、学習意欲、教職員、クラスが全国平均以下、後期は学習意欲、教職員、学校支援、進路意識、クラスが全国平均以下となった。前期に退学を希望していたが、両親の勧めもあり、後期も継続した。個人面談や学習支援も行ったが、最終的に進路意識や学習意欲が高まらず、退学となった。

(3) 退学例 — 昼間部1年男性 C

QU結果は「満足度」は前期<不満足群>、後期<要支援群>に該当、「学校生活意欲」が前期は、友人以外は全国平均以上、後期は、友人は全国平均以上となったが、教職員、学校支援、進路意識、クラスが全国平均未満となった。

前期から再試科目があり、特に後期は個人面談、学習支援を複数回行ったが、最終的に退学となった。

(4) 進級例 — 夜間部1年男性 D

QU結果から「満足度」は前期<要支援群>、後期は<不満足群>に該当、「学校生活意欲」は前期・後期とも友人、教職員、クラスが全国平均以下となった。

再試科目はあったものの成績不振レベルではなかった。また8月にあった見学実習時に、前期に学んだ知識では臨床の内容が分からなかったことが不安となり、一度退学を踏まえた面談をしたが、思い

とどまった。さらに仲の良いクラスメイトができたこともあり、最終的に全科目に合格し、進級した。

(5) 進級例 — 昼間部 1 年男性 E

QU 結果から「満足度」前期は<不満足群>、後期は<要支援群>に該当、「学校生活意欲」は前期、友人、クラスが全国平均以下、後期は、友人、教職員、学校支援、クラスが全国平均以下となった。

前期試験結果から再試科目複数となったが進路意識は高く、少数対応の学習支援を実施、観察からも後期後半から友人やクラスとの関係も改善したように感じられ、最終的に再試も全て合格し、進級となった。

(6) 進級例 — 昼間部 1 年男性 F

「満足度」は前期・後期とも<不満足群>に該当、「学校生活意欲」は前期・後期とも全 6 項目において、全国平均以上であった。

前期から再試科目はあったものの、頻回の声かけ、複数人に対する学習支援、個人面談により、全科目合格となり、進級した。

8. 考察

QU の「満足度」や「学校生活意欲」において、前期・後期とも各クラスの置かれている状況は全国平均と比しても良好な結果が得られた。前期 5 月と後期 10 月を比較して大きな差はなかったが、<進路意識>は後期で高まっており、一定の介入効果があったと言える。学生全体と中退者を比較した場合、前期は<侵害得点>および<学習支援>のみ差があったが、後期になると<クラス>以外の項目すべてに差があった。「満足度」は、<承認得点>が下がり、<侵害得点>が上がると<不満足群>に該当するが、中途退学者はより顕著に<不満足群>になっていく傾向があり、河村の示す中途退学者の傾向と一致した。同じく、「学校生活意欲」に関しても、<クラス>以外の得点が下がり、この点に関しても河村の示す中途退学者の傾向と一致していた。中途退学者は「理学療法士になりたい」という<進路意識>は学生全体と変わらないものの、<学習意欲>は前期から低い傾向がある。授業が進行していく中で、「授業についていけない」、「クラスメイトと勉強の

話ができない」、「学力の差がある」などの他のクラスメイトとの違いを感じる中で、徐々に<友人>、<クラス>の低下を招くのではないかと考えられる。その際に、学生自ら相談できないケースも多いため、教職員が学生の SOS に気づき、適切に介入できなければ、<教職員>、<学校支援>、<進路意識>も低下していくのではないかと考えられる。

退学理由に関して(表 7)、夜間部・昼間部合わせ退学者 38 名中、病気 7 名、経済的理由 2 名、学習障害 1 名、強制退学 1 名、休学から退学 1 名、進路変更した 11 名中 6 名の合計 18 名は、出席状況や面談内容等からも明確な理由があり、教職員の介入ができる状況ではなかった。

同じく進路変更した残り 5 名は、学業不振が背景にあるように思われるが、真の理由ははっきりしない。少なくとも 1 名は前期試験結果が他の学生と比べても明らかに低く、介入効果が著しく低いと言える。その他 4 名もほぼ前期で退学しており、ほぼ介入できなかった。学業不振 15 名は、モチベーション低下と学業不振が混在していた。そのうちの 4 名は前期中に退学しており、ほぼ介入できなかった。その中の 5 名は後期試験も再試を含めて努力したと言えるが、不合格科目があり進級できずに退学となった。残り 6 名は、進路意識や学習意欲を高めることはできず、退学となった。

(1) 退学理由 — 学業不振 (基礎学力)

本学科は定員割れが続き、AO 入試中心となり、筆記試験等による選抜が数年行われていない。大学でさえ全入時代と言われているが、本学科は理学療法士という国家資格を取得するまで専門知識の習得

表 7 2018 年度 1 年生退学理由

退学理由	介入可否
病気 7 名	不可
経済的理由 2 名	不可
学習障害 1 名	不可
強制退学 1 名	不可
休学から退学 1 名	不可
進路変更 11 名中 6 名	不可
進路変更 11 名中 5 名	介入効果低
学業不振 15 名	介入効果低
合計 38 名	

が膨大となる。入試時に十分な<学習意欲>がある学生のみを入学させていなければ、教職員の介入があっても対応に難渋する可能性は高いと思われる。<学習意欲>の低下は学業不振につながり、結果として退学するケースが多かったのではないかと。

(2) 退学理由 — 進路意識と学習意欲

学生全体としては<進路意識>が高いものの中途退学者は特に後期になると明らかに差が出てくる。前期のうちに学生自身が自分の置かれている状況を理解してくると、一部の学生は前期中に退学し、その選択をできなかった場合、後期に在籍しつつもより低い「満足度」、「学校生活意欲」となるのではないかと。

(3) 退学理由 — 休学から退学

2018年度は留年者が11名、うち進級した者は5名、中途退学者は6名であった。

前年度まで中途退学者を減少させるため、退学希望時に気持ちが変わるのを踏まえ、休学を勧めていた。そのため前年度までに退学せずに今年度に退学となるケースがあった。

(4) 退学理由 — 閉校

本学科は、2019年度から学生募集を行わず閉校することになっており、留年できない状況であった。毎年数名は留年しても努力して進級・卒業していく学生も複数名おり、閉校という特殊事情が留年できずに中途退学率を高めた結果になった。

(5) 全体として

理学療法士養成校である本学科は、日々の学習が

欠かせない。だが全入時代である現在、一部の学生に進路意識が低い、学習意欲が低い、学力が低い者がいることも想定され、その想定の上で中退予防対策をする必要がある。

そのため今回のようにアンケート時期以降の介入では、退学する意識が高まった後の介入となり、十分なサポートもできない可能性があった。中途退学者の前期・後期の変化から、入学前からの介入が必要なのではないかと考える。入学前学習会等により学生の学力の把握、進路意識を高める介入、居場所づくりが今後の退学防止につながるのではないかと考える。またAO入試中心となり、学力等による選抜ができない中でも、面接試験での質問内容等によっても細かく学生の進路意識や学習意欲を確認する方法があるかもしれない。

引用文献

- 1) 文部科学省高等教育局学生・留学生課：学生の中途退学や休学等の状況について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/08/1352425_01.pdf (閲覧日2018年3月22日)
- 2) 大河内佳浩、山中明生：プレースメントテストや高校の履修状況などのデータを用いた初年時成績不振者の早期発見。日本教育工学会論文誌40: 45-55。2016
- 3) 第1回理学療法士・作業療法士学校 養成施設カリキュラム等改善検討会 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku.../0000168990.pdf> (閲覧日2018年4月27日)
- 4) 見館好隆、永井正洋、北澤武、上野淳：大学生の学習意欲、大学生生活の満足度を規定する要因について、日本教育工学会論文誌、Vol.32、No.2、pp.189-196、2008
- 5) 河村茂雄(2011)：専門学校生のための hyper-QU ガイド 退学予防とキャリアサポートに活かす“学生生活アンケート”、図書文化社。

受付日：2019年5月22日

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

2016年12月20日決定・施行

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）（以下、本誌という）の編集は、本規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 本誌は、学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）と称する。

（目的）

第3条 本誌は、原則として本法人傘下の学校教職員、職業教育研究開発センター研究員等の学術研究等の発表にあてる。

（資格）

第4条 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、第3条に定める資格を得ていなければならない。ただし、別に定める編集委員会により依頼された論文はこの限りではない。

（発行）

第5条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

（内容）

第6条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

（編集）

第7条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」による学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が行う。

第8条 委員会は「職業教育研究開発センター運営規程」にしたがい、定数は各学校およびセンターより2名ずつの計12名とし、委員長・副委員長・委員をおく。任期は2年とする。

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

第12条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

（原稿料）

第13条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。また、原則的に論文掲載料は無料とする。しかし、編集および図表等の印刷上、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

（委員会の役割）

第14条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

第15条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は規程に定められた手続きを経て文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

（執筆要領）

第16条 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

（著作権）

第17条 本誌に掲載された著作物の著作権は学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。

（事務局）

第18条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局におく。

(委任規定)

第19条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

(規程の変更)

第20条 この規程を変更するときは、職業教育研究開発センター運営委員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、2016年12月20日より施行する。
- 2 職業教育研究開発センター事務局
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6
宇田川ビル6階
電話番号：03-3200-9074
メールアドレス：journal@keishin-group.jp

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

1. 投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第4条に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、投稿者資格を得ていなければならない。

2. 投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第6条に示す欄のうち、総説以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第3条による自由投稿とする。

3. 投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

4. 投稿原稿の締切

投稿の締切は、毎年、6月末日発行の場合、3月10日（査読希望原稿）・4月15日（査読なし原稿）、12月末日発行の場合、9月10日（査読希望原稿）・10月15日（査読なし原稿）とする。

査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

5. 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること
- 2) 投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。
* 投稿原稿本体のPDF・Wordファイルおよび、次項に示す「投稿原稿チェックリスト」のPDFファイル各1点をメールに添付して送信（1通のメールに、上掲2点を同時に添付することが

難しい場合は、複数のメールに分けて提出することでも可）。

6. 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

7. 投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

8. 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することもできる。

9. 抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお費用は自己負担とする。

10. 投稿原稿の保存について

投稿された原稿および提出された電子媒体等は返却せず、2年間の保存のうえ、廃棄する。

11. 海外研究欄

海外研究欄は職業教育等、その研究の動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

12. 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

13. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園学術研究誌『敬

心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならぬ。

14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載および希望者への本誌販売を許諾したこととする。

附則

- 1 この要領は、2016年12月20日より施行する。
- 2 2017年2月17日改訂（4. 投稿原稿の締切）
- 3 2017年5月18日改訂（14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売）
- 4 2017年10月20日改訂（4. 投稿原稿の締切）
- 5 2019年6月7日改訂（5. 投稿の手続き、8. 倫理上の配慮について）

『敬心・研究ジャーナル』投稿原稿チェックリスト（原稿添付用）

年 月 日

お名前（ ）

原稿タイトル『 』

原稿の種類 * 1つ選択して○印 2. は査読必須、4. 7. は希望される場合のみ査読

(1. 総説 2. 原著論文 3. 研究ノート 4. 症例・事例研究 5. シンポジウム・学会
研究会報告 6. 評論 7. 実践報告)

査読の有無 * 4. 7の場合：査読希望→ あり ・ なし (何れか選択)

J-STAGE 掲載 * 1. 2は全掲載
3. 4. 6. 7は希望原稿を掲載：希望→ あり ・ なし (何れか選択)

* 人を対象とする調査研究などに該当する場合 必記載

研究倫理審査 No 発行機関名

* 研究倫理審査を敬心学園職業教育研究開発センターで行うことも可能です。予めご相談ください。

(投稿原稿 入稿時添付用チェック)

年 月 日

* 投稿原稿が、以下の項目に合致している場合、の中にレ印を入れてください。

- 縦置き A4判横書きで、20,000字相当<1,600字(20字×40行×2段)×12.5枚>以内であるか
- 和文・英文抄録の記載漏れはないか
英文のネイティブチェックはしているか(編集委員会が求める場合には、その証明書を添付する)
- 図表・文献の記載漏れはないか
- 文献は本文中に著者名、発行西暦年を括弧表示しているか
- 文献の記載方法は投稿要領・執筆要領にそっているか
- 同じデータ等に基づいた別の論文がある場合、資料として添付しているか
(非該当)
- また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか
(非該当)
- 査読を伴う原稿では、文献謝辞等を含めて投稿者を特定できるような記述をはずしているか、あるいは匿名としているか
- 倫理指針に反していないか
- 人を対象とする研究の場合など、倫理審査を要する研究では倫理審査状況を記載しているか

その他特記事項・・・

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』執筆要領

1. 原稿提出に際し

「投稿原稿チェックリスト」を併せて提出すること。
提出がない場合、受け付けないものとする。

2. 投稿原稿の分量

投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。(A4 12.5枚程度)
図表は1点につき原則600字換算とし、図表込みで20,000字以内を厳守すること。

3. 投稿原稿の言語

原稿は、原則として日本語で書かれたものに限る。
ただし、英語については協議の上、掲載を認めることがある。

4. 投稿原稿の様式

投稿する原稿の執筆にあたっては、

(1)原則としてパソコンで作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1,600字(20字×40行×2段)×12.5枚以内とする。

(2)原稿の種類は、総説、原著論文、研究ノート、症例・事例研究、シンポジウム・学会研究会報告、評論、実践報告から選択する。
総説は原則編集委員会からの依頼、もしくは協議の上の掲載とする。

(3)投稿に際しては、3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル(英文タイトル併記)、所属、氏名、を記載すること。

(4)表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名(連名の場合は全員、ローマ字併記)、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先(住所または電子メールアドレス)を執筆一覧に入れるが、希望しない場合はその旨を明記すること。

(5)表紙の2枚目には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する。

(6)総説、原著論文の表紙の3枚目には、英文概要ならびに英文キーワード(5語以内)を記載する。
なお、その他についても、英文概要ならびに英文

キーワード(5語以内)を記載することができる。英文概要は200語前後。校閲・ネイティブチェックは執筆者の責任で行うものとする。

*投稿時に申し出ること、ネイティブチェックを自己負担で受けることができる。

(7)修正後、掲載決定した最終原稿は、Word及びPDFで保存した電子媒体にて投稿する。

図表を本文とは別に提出する場合は、図表の挿入箇所を本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

5. 文章の形式

文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記形式は、執筆者が準拠とした学会の執筆要領によること。

ただし「引用文献」はJ-stage掲載の為、簡潔にまとめて表記してください。

例 日本語文献の場合

〇〇著者名〇(〇〇発行年〇〇)「〇〇タイトル〇〇」『〇〇文献名〇〇』第〇〇号、〇〇-〇〇頁、〇〇出版社名〇〇。

英語文献の場合

Taro Keishin (2018) "aaa bbb (タイトル) cccc"
Keishin Journal of Life and Health (書名は必ずイタリック) Vol.00, No.0, America (国名)

*聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり、訂正されたりしてはなりません。また誤記や誤字も注意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引用、転載の際には必ず出典の明記が義務づけられます。

例) 日本聖書協会『聖書 新共同訳』詩編□編□節

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』マタイによる福音書〇章〇節 など

参考) S I S T 02「科学技術情報流通技術基準 参照文献の書き方」

6. 倫理上の配慮について

投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または

注に明記すること（※）。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

（※）人を対象とした研究の場合、所属する組織や団体などで倫理審査を受けていることが前提となるが、その倫理審査状況を記載する。

7. 著作権

原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分（評価尺度全体など）の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示す書類（電子メールも可）のコピーを添えて投稿するものとする。

8. 査読を伴う投稿原稿の二重秘匿性

査読を伴う投稿論文の査読は、執筆者名等を匿名にて行うため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、執筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

9. 査読による修正の要請

査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

10. 原稿の書式

原稿の書式は、以下のとおりである。

(1)注・引用文献等もすべて本文と同じ文字サイズ、同じ字詰めで印字する。なお、英数字は原則として半角とする。

(2)原稿は、無記名で、「本文、注、引用文献、図表等」の順に記載する。

(3)各頁の下中央部に、頁番号を印字する。

(4)論文の構成

* 節 1・2・3…（数字の前後に「第」「節」は付

さない）

* 小見出し（1）・（2）・（3）…

* 以下は、(a)・(b)・(c)…

* 本文中の箇条書きなどは、①・②・③…を用いる

(5)年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は、1987（昭和62）年とする。ただし、必要に応じて「昭和50年代」などの和暦表記を用いる。

(6)数の量などを表す数字の表記は、単位語（兆、億、万）を付ける。カンマは入れない。

例：12億8600万人、15兆300億円

幅のある数字を記す場合は、上位のケタの数を省略しない（ただし、年代はこの限りではない）。

例：130～150万（130～50万とはしない）、1970～80年

11. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

附則

1 この要領は、2016年12月20日より施行する。

2 本要領第4の(4)にかかわらず、平成29年度に限り「臨床福祉ジャーナル」「研究紀要」「子ども学論集」の原稿種類についても投稿を認めるものとする。

3 2017年1月13日編集委員会にて改訂

4 2018年6月28日編集委員会にて改訂（文書の形式引用文献の記載について）

5 2018年10月26日編集委員会にて改訂（投稿原稿の言語およびネイティブチェックについて）

6 2018年12月14日編集委員会にて改訂（投稿時のネイティブチェックについて補足）

7 2019年6月7日編集委員会にて改訂（投稿原稿の分量や様式、書式について、倫理上の配慮について補足）

研究倫理専門委員会規程

(設置)

第1条 職業教育研究開発センター運営規定第7条に基づき、研究倫理専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等（以下「研究計画等」という。）の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 本学園各校より各々1名以上
 - ・日本医学柔整鍼灸専門学校
 - ・日本福祉教育専門学校
 - ・日本リハビリテーション専門学校
 - ・臨床福祉専門学校
 - ・日本児童教育専門学校
 - (2) その他外部の有識者より若干名
- 2 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

(委員会の成立および議決要件)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者及び研究協力者となる研究にかかる審査に加わることができない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

(審査の手続き等)

第6条 研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」（様式1・2）等を事前に委員長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 保留（継続審査）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査手続きの省略)

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
 - (2) 委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査
 - (3) 対象者に対する日常生活で被る身体的または心理的もしくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査
- 2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。
- 3 前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。
- 4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」および「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

(審査結果)

- 第9条** 委員長は、審査結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という）へ報告する。
- 2 委員長は、運営委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行わなければならない。
 - 3 研究者および対象者等は、決定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

- 第10条** 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(研究遂行中の審査)

- 第11条** 委員会が第7条第1号または第2号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。
- 2 研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は審査の申請を受け付ける。
 - 3 第6条、第7条、第9条および前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(実施状況の報告および実地調査)

- 第12条** 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。
- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているか否かを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または休止の勧告)

- 第13条** 委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更または休止の意見を述べた場合には、その意見をふまえて研究等の変更もしくは休止を勧告し、再調査することができる。

(議事要旨等の公開)

- 第14条** 委員会における研究課題名、申請者、研究機関および審査の結果等の議事要旨、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。
- 2 前項にもかかわらず、対象者等の人権、研究の獨創性、知的財産権の保護、または競争上の地位保全に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(記録の保管)

- 第15条** 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。
- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
 - 3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。
 - 4 記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

(守秘義務)

- 第16条** 委員は、申請書類などに表れた対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中およびその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

(雑則)

- 第17条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、これを協議する。

(改廃)

- 第18条** この規程の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会で決定する。

付 則

1. この規程は、2017年9月1日から施行する。
2. 2018年11月16日改訂

職業教育研究開発センター研究倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、職業教育研究開発センター（以下「センター」という。）において実施する人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動および態度について、センター運営規定の第7条（専門委員会）の4に基づき、倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規定において「人を対象とする研究」とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日、文部科学省・厚生労働省告示第3号）」による、人または人由来試料を対象とし、併せて個人または集団を対象にその行動、心身もしくは環境等に関する情報およびデータ等（以下「個人の情報およびデータ等」という。）を収集または採取して行う研究をいう。
- (2) この規定において「研究者」とは、職業教育研究開発センター研究員のほか本学園の教職員、本学園で研究活動に従事する者等をいう。
- (3) この規定において「対象者」とは、人を対象とする研究のために、個人の情報およびデータ等を研究者に提供する者をいう。

(研究者の説明責任)

第3条 研究者は、対象者に対して研究目的および研究計画ならびに研究成果の発表方法等について、対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

- 2 研究者は、対象者が何らかの身体的もしくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第4条 研究者は、予め対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 対象者の同意には、個人の情報およびデータ等の取扱いならびに発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。

- 3 研究者は対象者に対し、研究実施期間中において対象者が不利益を受けることなく同意を撤回し、研究への協力を中止する権利および当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。

- 4 研究者は、対象者本人が同意する能力に欠けると判断される場合には、本人に代わる者から同意を得なければならない。

- 5 対象者が同意を撤回した場合は、研究者は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(利益相反)

第5条 研究者は、利用者の人権に配慮し、利益相反に留意しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者は、第三者に委託して個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、この規定の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集および採取)

第7条 研究者は、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために対象者から個人の情報およびデータ等を収集ならびに採取する場合、同意を得なければならない。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会が決定する。

付 則

この規定は、2017年9月1日から施行する。

受付番号	
------	--

研究計画等審査申請書 (人を対象とする研究)

年 月 日提出

研究倫理審査専門委員会 委員長 殿

申請者	所属・職名：
	氏名： 印
	連絡先： ☎ / ☒

申請にあたって事前確認 <研究する申請の範囲及び他の倫理委員会における審査状況>

申請する研究範囲 何れかに☑	
<input type="checkbox"/> 研究全体の審査申請	<input type="checkbox"/> 分担部分のみの審査申請 分担部分以外の審査状況を記載
*研究計画を下記に付記する際、研究概要欄に研究全体の目的や意義についても付記する	

* 研究計画変更申請の場合は、変更箇所に下線を付すこと。

下記の課題について、☑をした下記資料を添付し、審査申請いたします。

<input type="checkbox"/>	対象者・施設等への研究協力依頼書	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	質問紙	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	調査協力同意書・同意撤回書	無記名の書面アンケート等の場合は不要	資料番号：
<input type="checkbox"/>	研究実施計画書	任意	資料番号：
<input type="checkbox"/>	その他；	必要に応じ添付	資料番号：

記

1. 研究課題

* 該当の□欄に☑印

①では課題と併せて副題がある場合には記載をする

①課題名			
②研究期間	始期		終期
	年 月 日 ~		年 月 日
*申請の始期よりも承認日が後の場合は、研究の始期は承認日からになります。			
③研究費	<input type="checkbox"/>	学内予算	予算名称；
	<input type="checkbox"/>	外部資金	団体名、研究費名；
	<input type="checkbox"/>	自費	
	<input type="checkbox"/>	その他	

④審査事項	<input type="checkbox"/>	新規	
	<input type="checkbox"/>	再申請	委員会審査結果による再申請 受付番号；
	<input type="checkbox"/>	継続	すでに承認されている研究計画の変更等 受付番号；

2. 研究の実施体制（申請者による個人研究の場合、記入不要）

①研究代表者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者）			
所属；		職名；	氏名；
②研究実施代表者、研究実施関係者 （研究機関以外において既存試料・情報提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く）			
所属	職名	氏名	役割*分担者や協力者の場合その旨記載
③共同研究機関（研究計画に基づき、当該研究により対象者から試料、情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関も含む） 責任者を置く場合はその氏名を下欄に記載			
機 関 名		責 任 者 名	

3. 研究概要

①研究の目的、意義（研究の背景または問題提起、科学的合理性等の概要を簡潔に記載する）				
②対象者および選定方法（募集文案等がある場合は添付する）				
対象者に未成年者または民法上の被後見人等の有無 ⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *現行の成人年齢は20歳（未成年の場合、親の同意が必要）、2020年4月以降、民法改正により成人年齢は18歳となります。				
内 訳	<input type="checkbox"/>	成人（ 名程度）	<input type="checkbox"/>	未成年（ 名程度）
	<input type="checkbox"/>	民法上の被後見人等（ 名程度）		
対象者の特性、 選定の基準				
選定・募集方法				

③研究方法（概要を簡潔に記載すること。「別紙参照」は不可）
④調査実施場所
⑤調査対象者に求める事項（被験者の実体験） 対象者がどのような手順で研究協力を依頼され、どのような形で研究協力するのか、時系列で記載する。

4. 研究実施における倫理的配慮

①研究協力のインフォームド・コンセントの手続き（研究協力依頼・説明と同意の取得方法） （対象者または代諾者が、当該研究に関して、その目的及び意義ならびに方法、負担、予測される利益・不利益等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて研究者等に対し与える当該研究実施等に関する同意）	
依頼・説明対象	<input type="checkbox"/> 対象者個人(本人) <input type="checkbox"/> 対象者の代諾者(保護者、後見人等) <input type="checkbox"/> 対象者の所属団体(施設責任者、団体・組織の長等) <input type="checkbox"/> その他（ ）
手段	<input type="checkbox"/> 書面のみ <input type="checkbox"/> 口頭と書面の両方（推奨） <input type="checkbox"/> その他（ ）
方法（依頼書や同意書等の場合は添付）	（資料番号・書類名）
該当の場合は記載	代諾者がインフォームド・コンセントを行い本人からも同意を得る場合（対象者がその理解力に応じたわかりやすい言葉で研究に関する説明を受け、理解し賛意を表すること） 手段および方法（書面等の場合は添付）
研究の途中で協力をやめる場合の具体的な意思確認の方法と不利益を受けないことを保証する方法	
対象者からの相談等を受ける際の担当者・連絡方法	

②対象者との関係、利益相反の状況	
対象者・対象団体等との間に適正な研究遂行に影響を及ぼしうる恐れのある関係の有無 □なし □あり⇒次欄にその関係と適正な研究遂行とみなされるためにとる措置を記載	
関係	
措置	
③対象者に生じる負担ならびに予測されるリスクおよび利益と当該負担およびリスク最小化の対策 iii に関しては、基本的に社会科学系では不要。但しリスクがある場合は記載	
i) 負担、リスクの内容（身体的、精神的な負担・苦痛や社会的差別、財産的な不利益等）	
ii) 負担、リスクを無くすあるいは最小化するための対策	
iii) 負担、リスクが実際に生じた場合の対策 (実験中の事故の救急要請の段取り、健康被害に対する補償の有無とその内容、保険加入の有無など)	
iv) 対象者にもたらされることが期待される利益（謝礼を除く新たな知見等客観的に利益と判断されるもの）	
v) 報酬等の有無・内容 □なし □あり⇒報酬内容(金額、物品等名)と交通費等の実費以外に支払う場合(金額設定の根拠・妥当性)	
④個人情報等の取扱い（特定の個人に不利益を与えないために、下記を確認）	
i) 収集する個人情報の内容 ⇒①～③が有る場合は、その番号と内容を記入。 ①当該情報に含まれる氏名、生年月日、音声、動画等で特定の個人を識別できるもの。 ②他の情報と照合することで特定の個人を識別できるもの。 ③ゲノムデータ、生体情報をデジタルデータに変換したもの、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなど特定の個人を識別できるもの	
ii) データ・試料、情報(個人情報等含む)の保管・管理と廃棄	
保管方法	
管理保管責任者	
廃棄時期	
廃棄方法	

⑤第三者へのデータ収集や分析等の研究に関する業務委託	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒下欄に当該業務内容と委託先および監督方法・内容を記載	
業務内容	
委託先	
委託先の監督方法 (個人情報の取扱等に関する委託時の確認方法、業務終了後の取扱等)	

5. 研究に関する情報公開および開示

①対象者等から求めがあった場合の情報開示	
対象者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代諾者(保護者、後見人等) <input type="checkbox"/> 対象者の所属団体(施設、団体の責任者等) <input type="checkbox"/> その他 ()
方法と内容	
②社会(学会、一般社会等)に対する情報公開	
方法と内容 ①成果公表②説明責任の観点からの記載	
研究成果の公開 (予定している学会、学術誌の名称、時期)	

6. その他

特記すべきことがあれば記入；

--

研究に関する事前チェックシート

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『研究倫理審査専門委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の〈A〉および〈B〉の設問にお答えください。

〈A〉の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、〈B〉を回答してください。〈B〉に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年 12 月 22 日、文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)」および「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を熟読の上、審査を受けるかどうか検討してください。

なお、法令、諸官庁の告示、指針等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければなりません。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター(03-3200-9074)までお問い合わせください。

☆全般的な留意事項

- (1) 研究者代表または学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。
- (2) 学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

〈A〉基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	---

〈B〉以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

① 対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感または不便を強いる可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、または親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金または他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦ 科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧ アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

* 倫理審査への申請を行う場合は、本チェックシートを申請書に添付願います。

編集後記

多くの皆様のご協力をいただき、敬心研究ジャーナル第3巻第1号をお届けすることが出来ました。今回は数本の論文が、査読途中で辞退されたり投稿取り消しなどもありましたが、最終的に17本（敬心研究プロジェクト報告を含めて19本）の論文等が掲載されています。この敬心研究ジャーナルには、コンスタントに20以上の投稿があり、査読などを経て13～4本以上の論文が掲載されており、論文誌としての社会的使命は果たされているのではないかと思います。

特に今回は、国立富山大学名誉教授で日本福祉教育専門学校の校長の大谷修先生に、ご専門の領域での「危険な次亜塩素酸ナトリウムと適切な消毒」というタイトルで、巻頭論文をお願いしました。対人援助機関で働く人々を養成する私たちは、消毒については無関心ではられません。その意味で、大変解りやすい総説論文をお書きいただきとても感謝しております。

社会の状況を見ると、某大統領のおかげもあり様々な社会的な問題点が浮かび上がってきています。ある意味では、とても重要な研究テーマが続々と顕在化しているともいえるでしょう。その意味では、研究論文としてまとめる時間がない場合でも、気が付いた論点に関してエッセイのような形ででも、（出来れば、学生の皆さんとも討議をしながら、それらの意見を含む形で）見解をまとめておくのはとても大切なところだと思います。本誌はその意味では、内容も方法もかなり自由な雑誌ですので、是非ご投稿いただければ幸いです。

沢山の皆様の温かい声に感謝しつつ（編集長 川廷 宗之）

研究の語義は、「研ぎ澄まし究めること」（Wikipedia）とあります。その研ぎ澄まし究めた成果を公表する一手段『敬心・研究ジャーナル』を選択し投稿いただいた執筆者各位、そして多くの関係各位のお力添えによって、無事第3巻第1号をお届けすることができ、感謝と共に心より安堵しております。

原稿の内容や種類によりますが、研究倫理専門委員会による審査を経る研究では、倫理専門委員との最初の研ぎ澄ましの中、私自身も多くの学びをさせていただきました。原著論文などは、最終の研ぎ澄まし工程として、査読原稿が受理に至るまで、著者と査読委員の間に入らせていただき、時には何度にも渡る確認（ご助言・ご指摘、確認…）によって、より論文が磨かれ、時には編集委員にもお力添えいただき、論文が受理、校了に至った際は、心より安堵しました。

本誌編集事務局を担当して1年をむかえましたが、事務局の主担当としては今号までとなります。次号からは主担当を補佐することとなりますが、慣れぬ事務局へ様々なご教示、時には相談にのってくださった編集委員、査読委員各位に加え、研究倫理専門委員の先生方、そして投稿をいただいた執筆者各位に、改めて感謝申し上げます。今後も陰ながらお手伝いさせていただき、より多くの論文執筆、投稿を心よりお待ちしております。

（編集事務局担当 杉山 真理）

— 「敬心・研究ジャーナル」 学校法人敬心学園 編集委員会（2019. 4. 1 現在） —

委員長	川廷 宗之	（職業教育研究開発センター、大妻女子大学名誉教授）
委員	行成裕一郎、松永 繁	（日本福祉教育専門学校）
	有本 邦洋、阿部 英人	（日本リハビリテーション専門学校）
	町田 志樹、浜田 智哉	（臨床福祉専門学校）
	木下 美聡、天野 陽介	（日本医学柔整鍼灸専門学校）
	鈴木八重子、水引 貴子	（日本児童教育専門学校）
事務局	杉山 真理	（職業教育研究開発センター）
	藤井 日向	（職業教育研究開発センター）

〈執筆者連絡先一覧〉

危険な次亜塩素酸ナトリウムと適切な消毒

国立大学法人 富山大学名誉教授、学校法人 敬心学園
日本福祉教育専門学校校長 大谷 修
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-3
E-mail: ohtani@nipkku.ac.jp

神道系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色

— 全国神社保育団体連合会の九州ブロックにおける加盟
園を事例として —
郡山女子大学短期大学部 安部 高太郎
〒963-8503 福島県郡山市開成3-25-2
E-mail: hkkateiron@gmail.com

姿勢が最大発声時の呼吸補助筋の筋活動に及ぼす影響

医療法人社団 鶴友会 鶴田病院 小田原 守
〒869-1106 熊本県熊本市東区保田窪本町10-112
E-mail: no22010818@gmail.com

介護療養型医療施設における誤嚥性肺炎発症の関連因子の検討

医療法人悠紀会悠紀会病院リハビリテーション科 郡山 大介
〒865-0011 熊本県玉名市上小田1063

介護福祉士養成課程を持つ専門学校における学生の学習継続の困難に関する調査研究

学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 松永 繁
〒171-0033 東京都豊島区高田3-6-15
E-mail: matsunaga@nipkku.ac.jp

立憲主義国家における国際人権保障の可能性

— ビジネスと人権に関する指導原則の実施をめぐる —
高松短期大学 秘書科 山口 明子

巨大企業による認知症者家族への損害賠償請求

— 後見人なしで模索してきた介護の逆転判決 —
日本社会事業大学社会福祉学部 梶原 洋生
〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

「大野君と杉山君」をもう一度

— さくらももこ氏の追悼に寄せて —
学校法人敬心学園 日本児童教育専門学校 水引 貴子
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-32-15
E-mail: tmizuhiki@jje.ac.jp

保育者を目指す学生のための教育マネジメント論

— 「教育経営」講義ノート(3) —
大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科 地域
保健学域 教育福祉学類 吉田 直哉
〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1
E-mail: naoya_liberty@yahoo.co.jp

鍼灸師専門学校における暗記科目の成績を向上させる授業方法の研究

— 運動が暗記科目のテスト得点に及ぼす影響についての
先行研究を踏まえて —
学校法人敬心学園 日本医学柔整鍼灸専門学校 稲垣 元
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-18-18
E-mail: inagaki@jusei-sinkyu.com

正倉院薬物を取り巻く世界 — 最終回 —

日本薬史学会・評議員・元(株)常磐植物化学研究所顧問
鳥越 泰義

即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性

— 肩編プログラム実施者の数値評価スケール (Numerical
Rating Scale) に焦点をあてて (その2) —
早稲田大学 非常勤講師 包國 友幸

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究1」

— 介護助手に焦点をあてて —
学校法人 佐野日本大学学園 佐野日本大学短期大学
総合キャリア教育学科 吉田 志保
〒327-0821 栃木県佐野市高萩町1297
E-mail: shiho.yoshida@sano-c.ac.jp

「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究2」

～業務分析評価方法に焦点をあてて～
学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 客員研究員
半田 仁
E-mail: researcher.handa.hitoshi@gmail.com

カトリック系保育所・幼稚園等における保育・教育理念の特色

— 日本カトリック幼児教育連盟の横浜教区 (神奈川・山
梨・長野・静岡) に着目して —
八戸学院大学短期大学部 鈴木 康弘
E-mail: yasumono@msn.com

刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき

姿についての研究 — 序論 —
学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター
島谷 綾郁
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6宇田川ビル6階
E-mail: shimaya@keishin-group.jp

「介護」業務の社会経済的意義

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター
川廷 宗之
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6宇田川ビル6階
E-mail: kawatei@keishin-group.jp

高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討・第2報

学校法人敬心学園 臨床福祉専門学校 町田 志樹
〒135-0043 東京都江東区塩浜2-22-10
E-mail: machida.rinshofukushi.pt@gmail.com

中途退学防止のための Hyper Q-U の活用

～学生のいい学びを目指して～
学校法人敬心学園 臨床福祉専門学校 土手 延恭
〒135-0043 東京都江東区塩浜2-22-10
E-mail: dote@rinshofukushi.ac.jp

敬心・研究ジャーナル 第3巻 第1号

2019年6月30日 発行

編集委員長 川廷宗之

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

電話 03-3200-9074 FAX 03-3200-9088

印刷・製本 城島印刷株式会社

〒810-0012 福岡市中央区白金2-9-6

電話 092-531-7102 FAX 092-524-4411

<http://www.keishin-group.jp/>